

平成22年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究

児童虐待重大事例の分析(第1報)

研究代表者 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)
共同研究者 川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター)
小出太美夫 (子どもの虹情報研修センター)
榎原 真也 (子どもの虹情報研修センター)
南山今日子 (子どもの虹情報研修センター)
相澤林太郎 (子どもの虹情報研修センター)
長尾真理子 (子どもの虹情報研修センター)
山邊沙欧里 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成22年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究

児童虐待重大事例の分析（第1報）

子どもの虹情報研修センター

目 次

第Ⅰ部 児童虐待重大事例の分析（第1報）

【1】問題と目的	2
【2】方法	4
1. 情報の収集	4
2. 情報の整理	4
表1-1 事例一覧（2000年～2006年）	5
【3】結果（事例の詳細）	8
1. 愛知県武豊町の事例（2000年）	8
2. 兵庫県尼崎市の事例（2001年）	18
3. 山形県村山市の事例（2003年）	30
4. 愛知県名古屋市の事例（2003年）	38
5. 大阪府岸和田市の事例（2004年）	49
6. 栃木県小山市の事例（2004年）	70
7. 福岡県福岡市の事例（2005年）	78
8. 群馬県渋川市の事例（2006年）	88
9. 秋田県藤里町の事例（2006年）	95
10. 福島県泉崎村の事例（2006年）	110
11. 京都府長岡京市の事例（2006年）	117
【4】おわりに	129

第Ⅱ部 2009年の児童虐待に関する文献一覧

表2-1 2009年の児童虐待に関する書籍（和書）	132
表2-2 2009年の児童虐待に関する書籍（訳書）	133
表2-3 2009年の児童虐待に関する雑誌特集号	134
表2-4 2009年の児童虐待に関する論文	137

第 I 部

児童虐待重大事例の分析（第1報）

【1】問題と目的

「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）の施行後、児童相談所の虐待対応件数は増え続け、それと軌を一にするようにして虐待報道も急増する。「朝日新聞のインターネットで『虐待』と『逮捕』をキーワードに検索し、その中から児童虐待事件を抽出すると2000年以降報道数が急増している」（保坂他、2007）のである。法律制定を機に、保護者による殺傷事件を「虐待」という言葉で報じるようになった表れであろう。

児童虐待防止法施行後に虐待で死亡した子どもは、すでに800人に近づこうとしているが^{*1}、その中には数週間、あるいは数か月にわたって継続的に報道されるような重大事件がある。事件が大きく報道される背景には、事件の悲惨さに加え、それまで一般に知られていた児童虐待の理解を超えるような特異性があったり、援助機関の課題や問題点が露呈するなどの事情がある。もちろん、マスメディアがこうした点に敏感に反応し、大きく報道することで、児童虐待に対する社会的関心が高まり、それがまた報道に反映するといった側面があることも否定できない。

繰り返される虐待死事件等を受け、厚生労働省は社会保障審議会児童部会に専門委員会を立ち上げて虐待による死亡事例の集約と検証を行うようになり（現在第7次報告まで公表）、児童虐待防止法の第2次改正によって、検証は地方公共団体にも義務づけられることとなった。こうした中で、児童虐待防止法施行以後の施策を一望すると、重大事件が、虐待防止対応システムや施策の展開に大きな影響を与えてきたことがわかる。それはたとえば、48時間以内の安全確認ルール、臨検・捜索制度の創設、長期欠席児童等にかかわる学校と児童福祉機関の連携強化などである。

これらは、虐待死をなくしていくために極めて重要な施策だが、他方、自治体がまとめた検証報告書を見ると、関係諸機関の取り組みの課題や問題点についての指摘はあっても、虐待発生の機序、家族背景や子どもの生育歴など、「この家族で、なぜこのような虐待が起こったのか」といった視点での踏み込んだ分析は、総じて十分とはいえない。

しかもこの十年余を振り返ると、その当時大きく報道された重大事件であっても、時が過ぎるにつれて次第に忘れ去られていくことが常であった。事実、虐待対応に実際に携わっている当センターの研修参加者の中にさえ、今となってはあの「岸和田事件」^{*2}を知らない人も珍しくないのである。

本年度の文献研究の問題意識はここにある。すなわち、児童虐待防止法施行以後の重大事件をあらためて振り返り、それはどのような事件であったのか、またどのような家族であり、子どもだったのか、事件は私たちの社会にどのような波紋を及ぼしたのか等について分析し、今後の虐待対応に資することがその目的である。

言うまでもなく、虐待対応は、発生予防から初期対応、さらには介入後の治療的支援、さらには家

*1 厚生労働省が平成16年2月にまとめた「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」によれば、児童虐待防止法が施行された平成12年11月20日から平成15年6月末までに死亡した子どもは127人、それ以後の期間を対象にした厚生労働省の第1次から第7次までの検証報告（平成22年3月迄）で虐待死とされた子どもは653人（心中事例を含む）であり、合計すると780人となる。

*2 詳細は【3】の5に記載。

族の再統合や自立に向けた取り組みなど、切れ目のない支援が必要である。特に発生予防は極めて重要であり、そのためには、虐待に至った経緯、子どもの特徴、これまでの子どもと家族の歴史、家族の機能、さらには家庭内にある文化や価値観など、さまざまな視点からの分析が求められよう。虐待を予防する視点は、こうした形での事例分析を積みあげていくことで見いだされるのではないだろうか。

本研究では、報道された記事を中心に、可能な限り事件に関連した文献や論説、事例の検証報告書等を収集し、上記で述べたことが明らかになるよう努めた。

なお、対象は児童虐待防止法施行以後の事件とした。研究は2年計画とし、本年度は2000年から2006年までの事例について報告する。

<引用文献>

保坂亨 他（2007）「児童虐待の援助法に関する文献研究（第4報：2000年～2006年まで）－戦後日本の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析」子どもの虹情報研修センター

（増沢 高）

【2】方法

1. 情報の収集

2000年から2006年までの子ども虐待の事件で、複数回にわたって報道された重大事件を調べ、その中で特に重要と思われた11事例を選んだ（表1-1を参照のこと）。

その上で、これらの事件について、以下の方法で情報を集めた。

- ① 朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、神奈川新聞からの切り抜き
- ② 朝日新聞オンライン記事データベース「聞蔵」及び読売新聞オンライン記事データベース「ヨミダス」によって、対象事例の記事検索
- ③ 事件に関連する文献や論文の収集

2. 情報の整理

次に、収集された情報から、以下の視点を中心に整理を行った。

- ① 事例の概要（事例の経過、公判の経過等）
- ② 加害者および被害者に関すること、家族の状況など
- ③ 事件に関するコメント
- ④ 事件がもたらした影響
- ⑤ その他

また、全ての事例に、原則として被害児の死亡時点（生存している児童等に関しては、事件の発覚時点での）ジェノグラム（家族図）を添付した。ただし、これらは収集された状況によって作成したものであり、必ずしも正確であるとは限らない。

なお、事件に関わる当事者の固有名詞については、死亡した被害児の名前のみ実名とし、生存している被害児、および加害者の実名はあげないこととした。

家族関係については、原則として被害児童を中心にした続柄（例えば、実母、継父、母方祖父母、実兄妹など）にした。また、略称は原則として以下のように表記した。

実父 = F

実母 = M

養父 = YF

養母 = YM

継父（内縁を含む） = KF

継母（内縁を含む） = KM

祖父 = GF

祖母 = GM

その他 = 適宜

（増沢 高）

表1-1 事例一覧（2000年～2006年）

事例	事件発生地域 (事件発生・発覚年) ^{*3}	事例の概要
1	愛知県武豊町 (2000年)	<p>2000年12月、愛知県武豊町のアパートで、3歳になったばかりの女児が食事を適切に与えられずに段ボールの中に入れられたまま餓死した。実父母は共に21歳で、保護責任者遺棄致死罪の容疑で逮捕された。発見時の女児の身長は89センチメートルで平均域であったが、体重は5キロで標準の4割にも満たず、遺体は段ボールの中で両足を折り曲げたまま硬直した状態であった。「段ボールに入れて子どもを餓死させる」というインパクトの強さと、同年11月に児童虐待防止法が施行された直後の死亡事例であることから、多くの社会的関心を集めた。地裁の判決では殺人罪が適用され、実父母とも懲役7年の刑が言い渡された。実父母は高裁および最高裁に、控訴・上告したが、いずれも棄却、2004年4月に刑が確定した。</p>
2	兵庫県尼崎市 (2001年)	<p>2001年8月、兵庫県尼崎市の運河で、子どもの遺体が入ったポリ袋が発見され、実母と継父が逮捕されて、傷害致死と死体遺棄の罪に問われた。被害児は児童養護施設入所中の小学1年生男児だったが、一時帰宅中に2人が暴行を繰り返し、死にいたらしめた上、ごみ袋に遺体を入れて捨てたことが明らかになった。一方、児童相談所に一時帰宅の報告をしていなかった児童養護施設の対応についても指摘が相次いだ。2003年2月、実母と継父にはいずれも懲役8年の刑（求刑は懲役10年）が言い渡された。</p>
3	山形県村山市 (2003年)	<p>2003年9月、山形県で、腎臓病を患っていた6歳の男児を虐待によって死亡させ、遺棄したとして、実母と継父（内縁）が逮捕された。実母と継父は、同居した直後から約1か月間、本児に対して殴る蹴る、食事を与えないなどの虐待を加え、外傷性ショックで死亡させた。地裁の判決では、実母に対して懲役11年、継父に対しては懲役13年の刑が言い渡された。児童虐待事件で10年を超える刑が言い渡されたのは、本事例が初めてであった。</p>
4	愛知県名古屋市 (2003年)	<p>2003年10月、実母の119番通報により4歳の男児が病院に運び込まれ、間もなく死亡した。医師より虐待の疑いがあると警察に通報があり、事件の2日後、実母と交際していた高校3年生の少年（18歳）が傷害致死の疑いで逮捕され、実母も少年を庇うため嘘の説明をしたとして犯人隠匿の疑いで逮捕された。少年は日常的に本児に暴行を加えていた。7月中旬に本児の体に痣を発見した保育所は児童相談所に相談し、児童相談所は警察に相談したが、緊急性はないと判断されていた。本児死亡当日、少年は2回にわたって殴る蹴るなどの激しい暴行を加え、実母はこれを目撃しながら制止せず、本児の容体が急変した後に少年から口裏合わせを持ちかけられ、少年を庇い虚偽の説明をした。少年には傷害致死の罪で懲役3年以上5年以下の不定期刑が、実母には傷害致死補助の罪で懲役2年執行猶予3年の刑が言い渡された。</p>

*3 原則として、被害児の死亡した年次を記した。ただし、事例5および事例7については、被害児が生存しているため、加害者が逮捕された年次とした。

5	大阪府岸和田市 (2004年)	<p>2003年11月、消防署に119番通報があり、中学3年生の男児（15歳）が病院に緊急搬送された。男児の身体は痩せこけ、顔は蒼白、目は見開いたまま呼びかけに応じず、体中に床ずれが見られた。不審に思った救急隊長が警察に通報し、捜査が始まった。鑑定した医師は、「飢餓の最終段階。最低でも3か月は食事を与えられていなかったのではないか」と話した。そして、2004年1月、実父と継母（内縁）が殺人未遂容疑で逮捕された。この日以降、マスコミでも連日の報道が繰り返され、日本中に大きな衝撃を与えた。</p>
6	栃木県小山市 (2004年)	<p>2004年9月、栃木県小山市で4歳の兄と3歳の弟が行方不明になり、兄弟の家族と同居していた男性が未成年者誘拐の疑いで逮捕された。男性は2人を殺害して川に捨てたと供述し、兄弟は死体で発見された。2人は男性による虐待で児童相談所に通告され、7月に一時保護された経緯があった。児童相談所は、祖母宅で兄弟2人と同居することを条件に2人を実父の元に返したが、実父は2人を連れてすぐに男性宅に戻っていた。実父と男性は元暴走族の先輩後輩の関係（実父が先輩）で、強固な上下関係があった。また、事件当時2人は覚せい剤を使用しており、覚せい剤を通した癒着した関係も続いていた。10月、実父は覚せい剤取締法違反（使用）の疑いで逮捕された。</p> <p>この事件では、児童相談所の対応が問題となった。一時保護を解除した後、男性宅で再び同居した事実を知りながら、家庭訪問もしなかった点である。こうした対応を各報道機関が大きく取り上げ、厳しく批判した。</p> <p>この事件を受けて、地元では民間の虐待防止活動団体「カンガルーOYAMA」が発足、オレンジのリボンを虐待防止の象徴とし、リボンを配布しながら虐待防止を訴える活動が始まった。現在各地でオレンジリボンキャンペーンが行われているが、そのきっかけとなったのがこの事件である。</p>
7	福岡県福岡市 (2005年)	<p>被害者は福岡市在住の満18歳の女性。実母は、2005年10月、自宅において女性が留守中勝手にテレビを観ていたことに激昂し、顔面や背部を数回殴打する暴行を加え、治療約11日間を要する顔面打撲傷等の傷害を負わせた容疑で逮捕された。警察署からの照会により、女性は入学式を含め、18歳になるまで1日も学校に登校していないことが判明した。長期間にわたり、教育を受ける権利や、自由に外出したり社会活動に参加する権利を奪われていた点で、この事件は子どもの重大な権利侵害であったが、学校や教育委員会は事件発覚までは不就学児童として捉えており、長く虐待としての認識はされていなかった。また児童相談所も、虐待を疑ったものの重度のネグレクトという認識はなかったため、介入や保護者への支援が行われなまま見過ごされてきた。こうした点に鑑み、福岡市では事件の検証が行われた。</p>
8	群馬県渋川市 (2006年)	<p>神奈川県の子童養護施設に入所中だった3歳の男児が、2005年12月、群馬県内に住む実父母のもとに1週間の予定で一時帰宅した。施設に戻る予定だった前日、実父から電話で期間延長の要請があり、やむを得ず了承した。しかし、期間延長後に予定されていた帰園日を過ぎても実父母は本児を帰園させず、2006年2月、本児は実父母から暴行を受けて死亡した。死亡当日、実父母は、自宅において約1時間、本児に対し素手やモップの柄で殴打した後、本児が謝り許しを求めたにもかかわらず、さらに冷水を貯めた浴槽に約2時間にわたり正座させた。その後、本児の異変に気づいた実父が119番通報し緊急搬送されたが、全身打撲による外傷性ショックにより本児は死亡した。実父母は傷害致死の疑いで逮捕された。実父母は、一時帰宅当初は本児に対し口頭で注意していたが、思うようにならないことから暴力をエスカレートさせ、1月中旬頃より玩具やモップの柄で殴打するようになり、2月に入り暴行を複数回にわたり加え、食事を減らすなどの虐待を行っていた。</p>

9	秋田県藤里町 (2006年)	<p>2006年4月、秋田県山本郡藤里町で小学4年生の女児の水死体が発見された。当初、県警は事故死と判断していたところ、翌5月、本児宅の2軒隣の小学1年生男児が絞殺遺体で発見された。1か月の間に2人の子どもが亡くなり、周囲が不安を抱く中、県警は捜査を開始し、6月に本児（女児）の実母を容疑者として逮捕した。県警は、男児の遺体発見後から、実母の自宅付近に警察車両を駐車するなどしたため、マスコミが押し寄せメディアスクラムが起こった。逮捕前から実母を犯人視する記事が週刊誌に載るなど、メディアのあり方も問われる事態となった。実母は、男児殺害は認めたものの、娘である本児殺害についての供述は二転三転した。実母自身の言動や男児殺害の動機は、周囲からは不可解なものとして捉えられ、不安や憤りを生んだ。また実母の育児に対して、虐待が疑われていたなどの記事も見られた。実母は、本児殺害については最後まで否認したが、第一審・控訴審共に本児への「殺意」を認め、無期懲役判決が下された。</p>
10	福島県泉崎村 (2006年)	<p>2006年7月、福島県泉崎村で、3歳の男児（三男）に十分な食事を与えず死亡させたとして、実父母が保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕された。本児は、実父母から十分な食事を与えられず、暴行も受けるなど深刻な虐待を受け、低栄養と肺炎によって死亡した。本児の死亡時の体重は7.9キロで、生後6か月の平均値程度だった。この家族は実兄妹を含め5人家族で、小学1年生の次兄（6歳）、小学2年生の次姉（8歳）の全身にも虐待による傷があった。長姉は生後3か月で死亡、長兄は虐待等により親権喪失宣告され、別居していた。実父の公判で検察側は、「現在の日本の生活環境ではおよそ考えられない異常な事態」「なぶり殺しにも近く、常軌を逸している」と厳しく非難し、懲役10年を求刑、判決では求刑通り懲役10年の刑が言い渡された。検察側は実母の公判で、「保護義務違反の程度は実父に勝るとも劣らず、刑事責任は著しく重大」として懲役6年を求刑、こちらも求刑通り懲役6年の刑が言い渡された。子ども達に対する日常的な虐待が行われていたにもかかわらず、児童相談所をはじめ関係機関が十分な対応を取ることができなかったが、その背景に、「誰も（実父が）怖くて、口出しできなかった」と近所の女性が語るほどの存在であったことや、全ての窓に自動シャッターが取り付けられ、介入困難だったことなどがあった。2007年の児童虐待防止法改正で臨検・搜索制度が創設されたが、この改正に影響を与えた事件でもある。</p>
11	京都府長岡京市 (2006年)	<p>2006年10月、京都府長岡京市で、実父と継母（内縁）が、3歳男児を餓死させたとして逮捕された。それまで、近隣住民は危機感を募らせ、民生児童委員^{*4}は複数回の通報を児童相談所にしてしたが、児童相談所は住民の聞き取り調査を実施していなかった。本児には6歳の姉がおり、同年4月に警察の虐待通告により保護され、施設入所していた。2007年1月、実父に懲役5年6か月、継母に懲役6年の実刑判決が出された。本事件が契機となり児童相談所の運営指針の見直しを図られ、通告を受けた後48時間以内に児童の安全確認をするという通称「48時間ルール」が設けられた。</p>

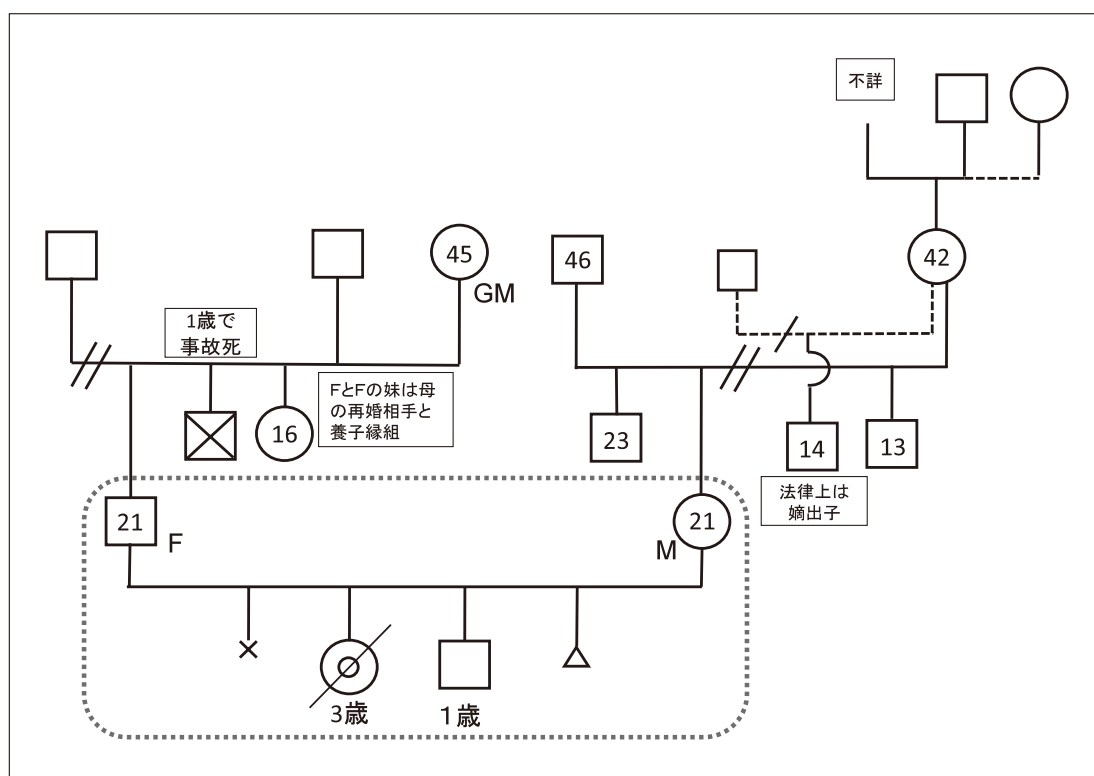
*4 「民生委員」とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める地域のボランティアのことを指す。全ての「民生委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う「児童委員」も兼ねている。総称して「民生児童委員」と呼ぶことが多い。

【3】結果（事例の詳細）

1. 愛知県武豊町の事例（2000年）

(1) 事件の要約

愛知県武豊町のアパートで、3歳の女兒依織ちゃんが食事を適切に与えられずに餓死し、保護責任者遺棄致死の容疑で両親が逮捕された。発見時の女兒の体重は5キロで標準の4割にも満たず、段ボールの中で両足を折り曲げたまま硬直した状態であった。判決では殺人罪が認定され、両親とも懲役7年が言い渡された。以下に家族図を示す（年齢は本児死亡時のもの）。



(2) 事件の経過

ア) 実母Mの成育史

実母Mは1979年に武豊町で出生する。Mの父母（ここでは父および母と呼ぶ）は見合い結婚だったが、父のパチンコ依存症のため、Mが3歳時に母は家出した。そのため、父はMとMの兄を連れて母の実家に戻るが、実家の祖母は内縁の夫からDVを受けており、MやMの兄が標的となることもあった。

なお、母はMが6歳時に、恋人の子どもを妊娠したまま家に戻って出産した。父母の婚姻は続いていたため、産まれた子どもは父の籍に入った。Mが9歳時に、母は再び家出した。父はパチンコで給料を使い果たし、家庭は困窮していた。父が子どもたちの世話をしないため、Mがきょうだいの面倒を見た。その後、Mが12歳時に、父母は協議離婚した。兄とMは父のもとにとどまり、下の第二人は母と生活するようになった。中学ではいじめにあい、卒業後は、工場に就職して寮に入り、定時制

高校に進学するが、1か月あまりでレイプ被害にあった。その後退職・退学し、夜遊びや異性との交遊などがはじまった。

イ) 実父Fの成育史

実父Fは1979年に京都府で出生する。Fの父は建設関係の仕事をしていましたが、独立後、事業に失敗し、父母は負債に追われ職場を転々とした。こうした中でFはあまり手をかけられずに育ち、しばしば手をあげられた。Fの弟は1歳時に、Fの母GMが目を離したすきに列車にひかれて死亡する。その後、妹が生まれた。Fの保育園年長時に父母は離婚し、GMは友人を頼って武豊町に移った。この時、FとMは同じ保育園に在園し、出会っている。Fが小学3年生時に、GMは再婚する。Fと妹は養子縁組をして、姓が変わる。Fは小学校時代から成績がよかったが、一方でいじめにあっていた。名古屋市の市立工業高校の電子科に進学し、1年時は進学クラスだったが、2年時には普通クラスに移動した。

この頃、FとMはポケベルのメッセージ交換で知り合い、保育園の幼馴染同士だとわかって急速に親しくなった。MはFの実家でFの家族と一緒に暮らし始めた。まもなくMは妊娠するが、GMの反対で中絶した。この一件で、MはGMに対し憎悪を覚え、実家に戻る。そして、翌月には再び妊娠し、Fが高校3年生時、依織ちゃんが生れた。

ウ) 虐待のはじまり

Mは依織ちゃんを連れて、再びFの実家に移るが、父方祖母GM（以後、実母Mの父母は母方祖父または母方祖母と呼ぶ）の一方的な振る舞いや家事分担を嫌がって、Mは再度実家に戻った。Fは高校卒業後、1998年4月に鉄鋼関連会社に就職する。事件後、上司は「勤務態度は極めてまじめ。『所帯を持っているだけに若いがいしっかりしている』と評判だった」と話していた。

1998年9月に家族3人は、事件の起こった武豊町の社宅に移った。直後、依織ちゃんが生後約10か月時にFの揺さぶりにより脳から出血する。意識が混濁しており、急性硬膜下血腫で入院した。点滴などで快方に向かい退院したが、Mは後遺症を極端に気にしていたという。11月には、血腫を取り除く手術を受けるために再入院し、10日後に退院した。退院後、FとMは依織ちゃんが以前よりも笑わなくなった、甘えやいたずらがひどくなったと感じた。Fは依織ちゃんがいたずらをしたり、自分が没頭していたゲーム中にまわりつかれるたびに叱り、それでも言うことを聞かないと叩くようになった。Mは三畳間で依織ちゃんを寝かしつけるようになった。

1999年6月1日、FとMは1歳6か月健診のため、依織ちゃんを武豊町保健センターに連れて行った。依織ちゃんは痩せていて、歩くことや座ることができず、発育の遅れが見られた。センターでは親子を「要観察」と判断。職員が普段の状態を質問したところ、Mは急性硬膜下血腫の後遺症ではないかと不安を訴えた。Fは歩こうとしない依織ちゃんに腹を立て、恥をかかされたと感じた。

同月末には弟が生まれる。依織ちゃんの発達が遅れたと感じたことに加え、弟の出産で手が回らなくなったことから、Mの依織ちゃんへの関心は急速に失われ、おむつもあまり替えなくなった。Fはゲームソフトにいたずらした罰として、洗濯バサミで依織ちゃんの太ももをはさんだ。この頃から、依織

ちゃんの弟へのいたずらや、Fの依織ちゃんへの虐待を防ぐために、Mは幼児用の仕切りをつけて依織ちゃんを三畳間に放置するようになった。FとMの様子を見かねたGMが「檻の中に動物を飼っているよう」と知人に話し、8月20日に武豊町保健センターの保健師が自宅を訪ねた。依織ちゃんは無表情で、身体からは尿臭がした。Mは「下の子が生まれたら、歩いていた依織ちゃんがハイハイに戻ってしまった」と話した。

こうした情報を総合すると、揺さぶりによる脳のダメージがあったかどうかは定かではないが、依織ちゃんは病院での手術や入院の影響によって、甘えやいたずらがひどくなったこと、下の子が生まれた後は赤ちゃん返りしたことが示唆される。生死にかかわるような体験を経たことや弟が出生したことによって、依織ちゃんが落ち着きのなさや退行を示したのは当然のことであろう。だが、こうした行動は両親に受け止められず、逆に虐待をエスカレートさせた。Mは、年頃の子どもがいたずらをするものだということさえ知らなかった。Mが感じた子どもの発達の遅れが頭部外傷の影響によるものであったか、その後の虐待やネグレクトにともなう二次的なものであったかは、不明である。

エ) 援助の経過

保健師の訪問から10日後、保健師は半田児童相談所の児童福祉司を交えて、依織ちゃんと依織ちゃんを預かっていたGMと面接する。GMはFとMが囲いをして出られないようにしていることや、おむつかぶれがひどいこと、弟の出生後急激な体重減少があったこと、自分が預かると依織ちゃんの状態が良くなることなどを語った。しかし、虐待という判断はされず、11月の保健センターでの2歳児歯科健診に同席した児童福祉司と児童心理司が、発達は順調であると判断していたことなどから、児童相談所は事例から遠ざかった。そして、保健センターの「子育て支援」で対応すること、保健師が訪問を重ね、GMが週に1回程度面倒を見ることなどが決められた。保健師の家庭訪問は、1999年9月に2回、10月と12月に各1回行われ、2000年の4月、8月、9月に各1回、Mと自宅で会った。Mは以前からGMに憎しみを抱いており、GMが依織ちゃんを連れていくことにも反発していた。帰宅後依織ちゃんが抱っこを求めるしぐさをすることも、「甘やかされたから」「GMの子どもになってしまった」と感じられ、叱ったり怒鳴ったり叩くことによって対応した。その後、両親は依織ちゃんをGMに預けるのをやめようと話し合い、預ける回数は減少した。

この時の関係機関の判断について、徳永家族問題相談室の徳永雅子は、①発育が悪く、尿臭がすること、②10代の出産であること、③生後3か月でベッドから落ちていること、④生後10か月で硬膜下血腫を起こしていることなどから、虐待を疑うべきであったと話す。また、Mと葛藤のあるGMを援助者として位置づけており、保育園など子育て支援機関を紹介しなかったことも反省の材料として挙げられるとも述べている（杉山,2004）。

2000年4月ごろになると、Fは家事・育児に全く関わらず、以前にもましてゲームに没頭するようになった。依織ちゃんの死亡する12月には、異臭の漂う室内でゲームにのめり込んでいた。これについてFは、法廷で「男は仕事、女は家事育児をするものだと思っていた」と繰り返し話している。心理鑑定を行った日本福祉大学教授加藤幸雄は、Fにはアスペルガー障害と近似性があることを指摘し

ている（杉山,2004）。

また、この頃からMは、支払い能力を超えて30万円以上する衣料品などを通信販売で購入するようになり、買い物依存症とも呼べる状態となった。鉄鋼関連会社で働くFの月収は15万円前後だったといい、7月には月賦の支払いが滞るようになった。同じ頃、Mは2歳半の依織ちゃんを置き去りにして、弟だけ連れて自動車学校に通っていた。この後、100万円以上する軽乗用車を借金で購入し、10月には月賦の滞納をめぐって、クレジット会社から訴訟を起こされる。このような夫婦の生活状況を見ると、自力で問題を解決する力を失っており、外部からの介入が必要であったことは明らかであるといえよう。

8月15日には、痩せた依織ちゃんに驚いた母方祖母の勧めで、半田市民病院を受診した。Mは無表情で、依織ちゃんを心配している様子があまり感じられず、「どうされましたか」と聞いても、「紹介状を持ってきた」と答えただけだった。2歳9か月の依織ちゃんには汚れが目立ち、ふらついて自分では体重計に乗れず、この年齢の子どもの体重の中央値（12.5キロ）を大きく下回る9キロだった。病院医師はネグレクトを疑い、栄養剤の点滴などを施し入院を勧めたが、Mは通院治療を希望した。病院医師はこの件を半田保健所に通報し、家庭環境の調査を要請した。保健所は武豊町保健センターに連絡し、保健センターの保健師からGMに連絡をした。GMは「両親は幼い頃からあまり面倒をみていない、うっとうしく思っている。児童相談所にも行ったが解決には至っていない」と訴え、しばらくは依織ちゃんを預かる意思を示した。これを聞いて、病院医師は児童相談所がかかわっていると解釈し、児童相談所に通報しなかった。

8月17日には、保健所の保健師、保健センターの保健師、病院医師と看護師の4人でミーティングを行った。保健所の保健師は、ミーティング前に書類を閲覧するために児童福祉司に会うが、病院の件は伝わらなかった。保健センターの保健師は「Mの養育態度に問題がある。食べさせようとする態度が見られない」と報告した。この話し合いを受けて、入院の方針が決定された。しかし、21日に来診した依織ちゃんの体重が2キロ増えて11キロになり、しわしわだった肌に張りが戻り、笑顔も浮かべていたなど、症状に改善が見られたため、病院医師は虐待に確信が持てず、「考えすぎなのか」と定期的受診を勧めることとして、2週間後の予約を入れさせた。しかし、その後継続的に関与することはなかった。

この件について、後に事件を担当した両親の弁護団は、依織ちゃんを入院させなかったことが事件の重大な分岐点だったと考え、①依織ちゃんに身体的病気はなく、精神的疾患や自閉症の疑いがなかったこと、②著しい体重の減少、③栄養状態の不良、④身体の長期的な汚れ、⑤Mが子どもの症状や状態を説明する不自然さ、⑥Mが無表情で子どもの状態を心配していないように見えることを列挙し、典型的なネグレクトの疑いと診断する要件はそろっていると指摘した。医師は後に、この時点で入院させるべきだったと話している（杉山,2004）。

オ) ネグレクトによる死亡

2000年9月に自宅を尋ねた保健センター職員に、Mは「だいぶ元気になった。来年度から保育園に

入れたいし、幼児教室にも通わせたい」などと話す一方、「3歳なのにパパ、ママなどの片言しか話せない」と繰り返した。

この頃GMは、保健センターとの話し合いもあり、依織ちゃんを預かることにした。MはGMへの反発がありながらも拒否せず、結果的にGMは1か月間依織ちゃんを預かった。GMによれば、自宅で預かった時、依織ちゃんは良く食べて、元気になったという。Mは育児ストレスが軽減したものの、10月はじめの帰宅時に依織ちゃんが激しく泣きだしたことに傷ついた。まだ言葉が話せなかった依織ちゃんが、「おばあちゃん」などと片言を口にしてGMを慕うそぶりを見せたことに、Mは腹が立ったという。以後の生活でもGMの影を感じ、Mは精神的に追い詰められ、家事も次第にしなくなり、家の中は乱雑になっていった。

10月末からは自宅の電話がつながらない状態になった。保健センターの保健師が自宅を訪ねると、Mは不在で、Fは「実家に帰っている」と説明した。Mは依織ちゃんの遅れを恥ずかしく思い、11月17日の3歳児健診にも行かなかった。気になった保健師は11月中に何度か訪問したが留守で、電話も通じず、連絡が途絶えた。保健センターはこの件を児童相談所には知らせなかった。武豊町健康課長は「もっと繰り返し自宅を訪ねるべきだった」と言いつつ、「Mの変化が急で、必ずしも保健師が判断を誤ったとはいえない」と話した。児童相談所長は「連絡が取れなくなっていたことは新聞報道で知った。保健センターがMと連絡をとっていたので、センターの判断に任せていた」と後に語っている。（『朝日新聞』2000年12月13日夕刊）

この間、11月15日には、依織ちゃんが引き出しの中のものを出してグチャグチャにしたため、Mは怒鳴って叩いたが、言うことを聞かないことから、お仕置きのため依織ちゃんを三畳間に押し込めた。11月19日には、動き回れないようにするため、依織ちゃんを高さ約50センチ、幅約1メートルの段ボール箱に閉じ込めて、ふたをしたまま放置した。十分な食事を与えず、出ようとするたびに殴ったりした。家族みんなで住む生活空間からネグレクトしている子どもだけを締め出すという図式は、他のネグレクト事件にも見られるものである。子どもの物理的な排除は心理的な排除と関連しており、依織ちゃんへのネグレクトをさらに加速させた可能性も考えられる。

11月23日には、Mが依織ちゃんを一時的に段ボールから出し、入浴させた。Mは驚いて「すごい、痩せとる」「依織ちゃん、立てなくなった」とゲーム中のFに声をかけたが、Fは一言「痩せたなあ」と言い、ゲームに戻る。鈴木ら（2008）は、この会話について、「いくら無関心であっても何か言ってほしい」「止めてほしい」というMのFへの最後通告であり、「依織ちゃんが死んでしまうことになるがそれでいいか」という確認行為であると指摘し、眼前の虐待行為を拒絶されないことは同調と受け止められ、以降の負の展開を許してしまう、としている。

11月25日頃からは、3、4日に1回程度しか与えていなかったパンさえも食べようとしなくなった。両親は「（依織ちゃんが死なずに）ようもつね」と話しあっているが（公判では「記憶にない」として否定）、すでにこの頃には依織ちゃんの衰弱が激しくなり、食べ物をほとんど吸収できない状態にあったと推測されている。12月3日には、依織ちゃんは餓死する子どもの末期特有のうめき声で泣くようになる。これに対して、Fは箱ごと足蹴りにして黙らせ、翌日には耳栓を購入し、睡眠時に使用した。

依織ちゃんは12月10日に死亡した。依織ちゃんが死んだ夜、両親は同じ町に住む母方祖父宅にいた。少し前から「風呂が壊れた」と1日おきに本児の弟だけを連れて、風呂を借りていたのである。母方祖父は「依織ちゃんはGMに預かってもらっている」という娘の言葉を疑わなかった。3人が自宅に戻るとMから「ありがとう」というメールが届くのが常だったが、事件の夜は「お父さん、うそついてたの。ごめんね、依織死んじゃった」と電話があった。

11日午前0時ごろ、Fは「長女が部屋で死んでいる」と愛知県半田署に届けた。捜査員が家に駆けつけた時、段ボール箱の中で依織ちゃんが死んでいるのが確認された。捜査員は「家の中はゴミだらけで足の踏み場もなく、異臭がしていた。依織ちゃんは衰弱のため、箱の中で横たわったままの状態が長かったと思われ、頭と顔には床ずれの跡が残り、やせ細った身体は背骨が浮きでていた」と話した。司法解剖の結果、餓死だったことがわかり、同日夜、両親が保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕された。

12日午前、両親の身柄は名古屋地検に送検された。両親は警察の取り調べに対して素直に答えたが、「2人とも涙を浮かべることもなく、驚くぐらい淡々としていた」という。死亡した依織ちゃんは、13日、半田市内の火葬場で荼毘にふされた。

12月28日には、逮捕容疑の保護責任者遺棄致死罪ではなく、殺人罪で名古屋地裁に起訴された。ネグレクトによる児童虐待死事件で殺人罪が適用されるのはこの当時としては極めて珍しく、「未必の故意」^{*5}としての殺意が両親にあったかどうか最大の争点になった。両親は「放置したのは事実だが、殺すつもりはなかった」として、殺意を否認した。検察側は、依織ちゃんを自分たちの生活空間から排除するため「このまま死んでも構わない」と考えたもので、両被告には暗黙の共謀が成立し、殺意が認められると説明した。「養育すべき両親が我が子を餓死させた重大事件で、飢えと渇きに苦しみながら死亡した被害者の苦痛は想像を絶し、冷酷、非情な犯行だ」と指摘、両被告に懲役12年を求刑した。弁護側は、「事件当時、両親は何も考えられない状態だった」として、独自に実施した心理テストなどをもとに作った「犯罪心理鑑定」を証拠申請。鑑定書は事件について「育児に適切なサポートがないまま、Mの孤立感が深まって生活意欲が著しく低下した結果、依織ちゃんを死に至らしめた」と結論づけている。事件の背景に行政の支援体制などの問題があることも訴え、慎重な審理を求めた。

2002年10月30日、名古屋地裁は、両被告に対しそれぞれ懲役7年の判決を言い渡した。裁判長は「適切な食事を与えず、治療を受けさせずに放置したことが、長女の死につながり、殺人の実行行為と評価できる」と述べ、殺人罪が成立するとの判断を示した。判決は、遺体発見時の依織ちゃんの状況について「3歳児標準の1/3程度にあたる約5キロで、極めて病的にやせ衰えてミイラ状態だった。大小便にまみれ、身動きもできない容体のままだった痕跡も残り、殴打による虐待も疑われた」と指摘した。その上で、診察など適切な処置を施さなければ、容体を改善できないことは明らかで、両被告は長女がやがて衰弱死するかもしれない可能性を認識していたと判断。箱の中でうめくように泣いて

*5 「未必の故意」とは、犯罪事実の発生を積極的に希望ないし意図はしないが、自分の行為からそのような事実が発生するかもしれないと思いながらあえて実行したり、実害が発生したりしてもかまわないという行為者の心理状態である。

いるのに耳栓をして眠り、「やばいんじゃない」「よく、もつね」と会話も交わしており、「暗黙の共謀による殺人罪が成立する」と結論づけた。

GMは、両親の逮捕後にFへあてた手紙で、Mと離婚して出直すことを勧めた。しかし、数日後に返ってきた手紙には、「仮に実刑判決を受けても、服役後、Mと長男、妊娠中の子どもと4人でやり直したい」と書かれていた。担当した弁護士の話では、当初は2人とも無気力な状態で、感情表現も希薄だった。逮捕前から生活意欲が著しく低下していたと思われたが、1年半あまりに及んだ公判の中で、確実に変わっていったという。2001年夏に、Mは拘置所で、事件前に身ごもった女兒を出産する。弟の児童養護施設入所に続いて、妹も乳児院に措置された。

(3) 事件の概要の時系列

1996年	10月	FとMの交際が始まる。
1997年	1月	Fの実家で同棲をはじめ。妊娠するが、GMの反対で中絶。
	2月	M、実家に戻る。依織ちゃんを妊娠。
	11月20日	依織ちゃん誕生。M、Fの実家に移る。
1998年	2月	親戚の法事のために出かけた先のホテルで、依織ちゃんがベッドから落ちて頭を打つ。
	3月	3か月健診、依織ちゃん異常なし。F、高校を卒業。
	4月	F、就職し、研修のため関東の寮に入る。M、依織ちゃんを連れ、実家に戻る。
	7月	FとM、入籍。
	9月7日	FとM、武豊町のアパートに移る。
	9月8日	Fの揺さぶりにより依織ちゃんが脳から出血、急性硬膜下血腫のため入院。退院するが、10月に再入院、11月に手術を受ける。
	9月	M、第2子を妊娠。
	11月21日	依織ちゃん退院。
	1999年	6月1日
6月30日		第2子を出産。この頃、依織ちゃんに対する身体的虐待・ネグレクトが始まる。
8月20日		保健センター保健師訪問。
8月30日		児童相談所、保健センター会議。GMと依織ちゃんに面接。
11月17日		2歳児歯科健診。M、依織ちゃんに発達の遅れを感じる。
2000年	4月～	F、家事・育児に全く関わらず、以前にもましてゲームに没頭。M、買い物依存症の状態。
	5月～	M、自宅に依織ちゃんを放置し、弟を連れ自動車教習所に通う。
	8月15日	痩せた依織ちゃんに驚いた母方祖母の勧めで受診。標準体重を大きく下回るため、医師は入院を勧めるが、Mは拒否する。
	8月17日	保健所の保健師、保健センター保健師、病院医師、看護師の4人でミーティング。
	8月21日	M、依織ちゃんを連れ、再度受診。体重2キロ増のため、ネグレクトではないと判断される。
	9月3日	GM、依織ちゃんを預かる。

	10月2日	依織ちゃん、実家に戻る。
	11月15日	FとM、いたづらを理由に、依織ちゃんを三畳間に入れる。
	11月17日	3歳児健診欠席。保健センター保健師が自宅を訪問するが不在。
	11月19日	FとM、依織ちゃんが動かないように段ボールに入れる。
	12月10日	依織ちゃん、死亡。
	12月11日	FとM、保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕。
	12月28日	FとM、殺人罪で起訴される。
2002年	10月30日	名古屋地裁が殺人罪を認め、両親に対しそれぞれ懲役7年の判決。
	11月13日	両親、名古屋地裁の判決を不服として、名古屋高裁に控訴。
2003年	10月15日	名古屋高裁が両親の控訴を棄却。
2004年	4月2日	最高裁は殺人罪に問われた両親の上告を棄却。ネグレクトに対して殺人罪の成立を認めた一・二審の懲役7年がそれぞれ確定。

(4) 事件へのコメント

事件へのコメントは、①関係機関の課題、②事件の社会的背景や母の精神状態、③判決についての言及に大きく分けることができる。

関係機関の課題については次のような指摘がある。CAPNAの岩城正光弁護士は、「病院や保健センターは子どもの状態だけで判断せず、若い両親の育児能力やサポート体制も確認すべきだった。相談所の認識も甘すぎる。今回の事件は親のネグレクトだが、行政のネグレクトともいえる。関係者が『子どもを見殺しにした』という認識を持たないと、同じような悲劇が起こる」（『朝日新聞』2000年12月12日）と述べ、CAPNAの祖父江文宏代表も「保健センターが祖母から、夫婦がどんな家庭環境で育ったかを聞いていれば、虐待の悪化を察知でき、最悪の事態の前に子どもを一時保護できたのではないか」（『週刊朝日』2000年12月29日号）と述べて、それぞれアセスメントの重要性を指摘した。

和歌山県立医科大学小児科の柳川敏彦講師は、「ネグレクトは身体的な虐待に比べて目立たないため、長期化し、死につながることもある。事件では、両親が体重の極端な減少を放置していた。必要な医療を受けさせない『メディカル・ネグレクト』にあたる」とし、関係機関の連携不足については「親から『別のところに相談している』と言われると、それをうのみにして手を引いてしまうことがある。どの機関がどう対処しているか、確認しあうことが大切だ」（『朝日新聞』2000年12月13日夕刊）と話した。

事件の社会的背景について、日本子どもの虐待防止研究会の小林登会長は、「育児相談で子どもがかわいくないと、はっきり言う母親が増えている。昔は、隣同士助けあった。人間関係の希薄化、核家族化に伴う社会病理だと思う」（『朝日新聞』2000年12月29日）とコメント、大阪成蹊女子短期大学の加藤曜子教授は、「ネグレクトは、親に加害者としての自覚がない場合が多い。それだけに周囲のかかわりが大切」（『朝日新聞』2000年12月29日）と述べ、社会の変化及び育児をする家族に対する周囲のかかわりの重要性を指摘している。

母親の精神状態について、医師の明橋大二（2007）は、「ルポの記述を見る限り、母親の状態は、

典型的なうつ病とは異なり、パーソナリティの未熟さの上に、強いストレスがかかったことによる、うつ+解離の状態にあるように見える。(中略) 責任能力の有無は別として、少なくとも、精神科的治療が必要な状態であったことは間違いないと思われる」としている。

判決について、CAPNAの岩城正光弁護士は、「子どもを放置し、むごたらしい死に方をしたことなどを考えれば殺人を認定するのはやむを得ない。ただ、『殺人罪だから残虐な両親』という見方をするのではなく、『援助を必要とする未熟な両親だった』ととらえ」「何罪が適用されたかよりも病院、保健センターなど多くの機関が事件にかかわっていながら、どうして子どもの死を防げなかったのかという本質的な問題を考えていくべきだ」(『朝日新聞』2002年10月30日夕刊)と指摘、中央大学の下村康正名誉教授は、「殺人罪としては懲役7年は重いほうではないが、妥当な判決だ。今回のケースは加害者が本格的に殺そうとしたわけではないが、一般人の感覚として放置していれば死ぬと考えるのが妥当で、『死ぬとは思わなかった』というのは通らない。検察側、弁護側の求める量刑の中間点を考慮した形の判決といえるのではないか。加害者側に今回のケースのような認識があれば、殺人罪が適用されるという意味で、社会への警告にもなると思う」(『朝日新聞』2002年10月30日夕刊)と述べている。

さらに、フリージャーナリストの杉山春は、3年半以上かけて丹念にこの事件を取材して、『ネグレクト』(杉山、2004)を著し、両親の生い立ちや事件に至る経緯、公判の様子などをまとめ、事件の背景を分析している。「ネグレクト」という言葉は当時まだあまり知られておらず、週刊誌が「鬼畜若夫婦」「21歳夫婦の冷血」等、非道な両親の所業として事件を報じる中、虐待に追い込まれた両親への深層にまで踏み込んだルポタージュとして大きな反響を呼び、第11回小学館ノンフィクション大賞を受賞した。本書が広く社会に受け入れられたのは、事件に対する衝撃もさることながら、子育て中の母親でもある著者が、公判の傍聴や両親との拘置所での面会や文通など緻密な取材を通して、虐待が異常な現象ではなく、ごく普通の親であっても、種々の要因が重なれば虐待の加害者となりうることを浮かび上がらせた点にある。

(5) 事件を踏まえての展開・波紋

当時はまだ、ネグレクトが死亡にまで至る危険があるという認識が十分に共有されておらず、関係機関のネットワークの構築もなされていなかったが、そうした虐待対応のあり方に波紋を投げかけるものであった。

愛知県健康福祉部長は、県議会健康福祉委員会で、児童相談所が把握している相談事例を早急に再点検し、保護の必要性などを確認する方針を明らかにした。関係機関の連携が不十分だったことも認め、「認識が甘かった」と述べた。委員会では「各機関の連携はどうなっていたのか」など、行政側の対応をただす質問が相次いだ。

事件翌日の2000年12月13日には本事件を受けて、愛知県の児童相談所長会議も開かれ、地元の児童相談所が両親の虐待行為を見逃した原因や再発防止策などが話し合われた。会議では、①在宅支援の虐待事例を再点検する、②虐待事例の進行状況を再確認する、③保健所や学校、病院、市町村、警

察などとの連携体制を見直す、などが決められた。個々の事例に対応する機動力を上げるため、各自治体にある児童虐待等関係機関連絡調整会議の下に、より小規模なチームを設けることを、今後検討していくこととした。翌2001年には、愛知県全体で同様のネットワーク会議が開かれるようになり、2004年の児童福祉法改正による要保護児童対策地域協議会の設置の参考にもなった。

杉山（2004）は文庫本のあとがきを「虐待に対する社会の理解はそれなりに進んだようだが、残念ながら、子育てをする親の孤独はさらに深まっているように思えてならない」と結んでいる。本事件が起きたのは、2000年12月であり、児童虐待防止法が施行されて以後、最初の死亡事件である。当時は虐待やネグレクトに対する関係機関の知識が不足していたり、介入の手法についても十分に確立していなかった。しかし、関係機関の連携不足、専門性の欠如、育児困難を抱えた母親への子育て支援といった課題は、現在の死亡事例でもしばしば指摘されることであり、この事例からきちんと学ばない限り、再び起こりうる事件であるといえよう。

(6) 文献

明橋大二（2007）「家族の受診しないうつ—親のうつと虐待」こころの臨床26（1），pp.115-119

キャプナ弁護団有志（2004）「児童虐待に対する刑事司法の現状とあるべき姿についての考察—2つのネグレクト死事件から見えてくるもの—」子どもの虐待とネグレクト6（2），pp.187-195

杉山春（2004）『ネグレクト 育児放棄—真奈ちゃんはなぜ死んだか』小学館

鈴木昭・藤沢直子・水品きく枝 他（2008）「裁判例にみる子ども虐待死過程の実証的研究—パワレスな人々の支援に向けたevidence Based practice（EMP）を目指して—」子どもの虐待とネグレクト10（1），pp.54-65

豊田正義（2004）「干からびた母性 幼児虐待餓死事件の病巣」新潮45 23（1），pp.115-124

（檜原 真也）

2. 兵庫県尼崎市の事例（2001年）

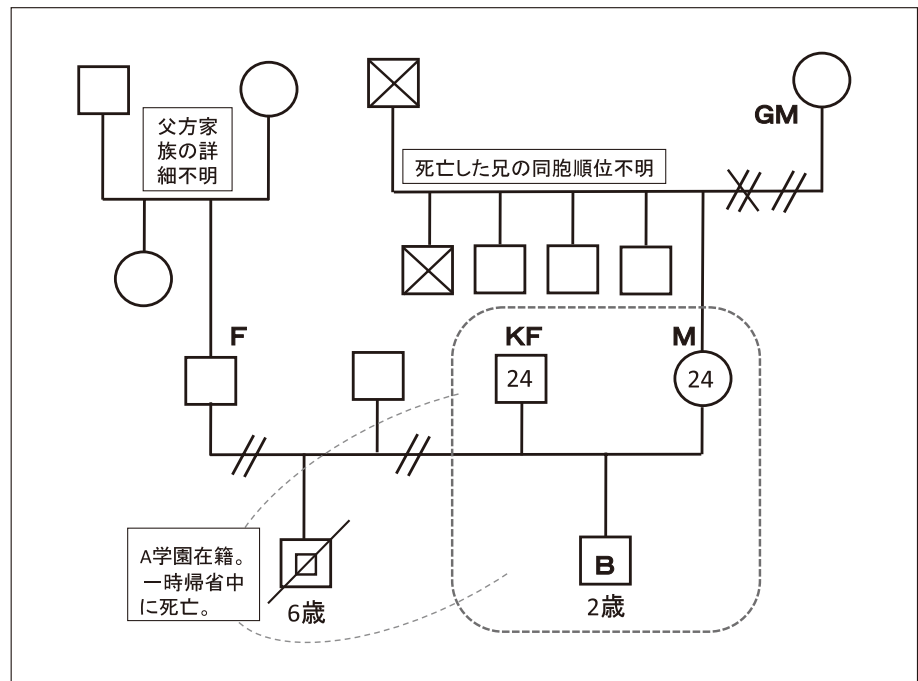
(1) 事件概要※新聞記事

ア) 事件発覚から死体遺棄容疑による両親逮捕まで

2001年8月13日、兵庫県尼崎市の運河で、人の手が出ている黒いポリ袋が浮いているのが発見された。県警の調べで、体の一部に粘着テープを貼られた全裸の遺体は恭一君（当時6歳）であることが判明し、死体遺棄の疑いで捜査が始まった。恭一君は、親からの虐待が理由で児童養護施設A学園に入所中の小学1年生で、8月1日より一時帰宅中であった。両親（実母M：当時24歳、継父KF：当時24歳）は同月7日に恭一君の搜索願を提出、8日未明には母方祖母GM（実母の母親：大阪市在住）も恭一君の搜索願を提出していた。その後、両親も行方不明になり、8月10日、GMは両親2人の搜索願を出していた。

翌14日、両親が尼崎市内で見つかった。2人はコンビニエンスストアで口論しており、110番通報されて警察が駆けつけたところ、恭一君の両親であることが分かったという。県警は、両親が恭一君の死体遺棄容疑事件に関して事情を知っているとして、事情聴取を始めた。また同日、県警は被疑者不詳のまま両親の自宅を死体遺棄容疑などで家宅搜索した。

8月14日夜、県警は両親を死体遺棄容疑で逮捕した。逮捕直後、Mは比較的落ち着いた様子だったが、取調べが進むにつれて泣きじゃくったという。一方、KFは取調室で大声を出して暴れるなど、興奮した様子だったという。この時、2人は容疑を全面的に否認した。8月16日、両親は死体遺棄容疑で神戸地検尼崎支部に送検された。



イ) 傷害致死容疑で両親再逮捕

県警の調べに対し、Mは8月17日には死体遺棄容疑を認め、18日には「4日頃から暴行を続け、6日にはぐったりして布団から起きられなくなり、7日に死んだ」と虐待状況についての供述を始めた。KFは、17日に一度容疑を認めたものの、否認に転じた。21日、KFも「妻と二人で遺体を捨てた」と容疑を認め、「妻と一緒に恭一を暴行して死なせた」と虐待死への関与についても供述を始めた。

同25日、神戸地検尼崎支部は、両容疑者について10日間の拘置延長を神戸地裁尼崎支部に請求し、認められた。28・29日には、両親それぞれが恭一君の遺体が見つかった運河に同行し、遺体を捨てた場所を調べる実況見分が行われた。

9月4日、県警は両親を傷害致死容疑で再逮捕した。両容疑者は、8月5～7日頃に恭一君を自宅で殴る蹴るなどして7日に脳内出血で死亡させた疑い。8月1日に恭一君を一時帰宅させ、当初はかわいがっていたが、おねしょがあり、「施設に戻りたい」などと言ったため、腹を立てて暴行を加えたという。2人は、動けなくなった恭一君を布団に寝かせ、死亡した7日夜、遺体をポストンバッグに詰めて運河に遺棄した。両者とも「しつけが過ぎた」と容疑をほぼ認めたが、殺意については否認し、恭一君への暴行を後悔する供述をしたという。9月6日、県警は両親を傷害致死容疑で送検した。

9月25日、神戸地検尼崎支部は両容疑者を傷害致死と死体遺棄の罪で起訴した。起訴状によると、8月1日、2人は入所先の施設から恭一君を一時帰宅させ、当初は家族で盆踊りに行くなどした。しかし、5日午後5時ごろ、恭一君の服に前日食べたカレーがついているのを見て、Mが激高、暴行が始まった。8月6日午前0時ごろから7日午前7時ごろまでの間、恭一君が言うことをきかなかったことに腹を立て、2人は自宅で恭一君を殴ったり、籐（とう）性の布団たたきで叩いたりするなどの暴行を加えて7日午後1時ごろ死亡させた。KFが恭一君の頭に回し蹴りをしたのが致命傷となり、恭一君は脳内出血で死亡したという。そして、同日午後8時50分ごろ、2人は遺体をポリ袋に入れて尼崎市の護岸から運河に遺棄したとされる。

(2) 事件発覚までの経緯※新聞記事

Mは恭一君が1歳の時（1995年）に、恭一君の実父Fと離婚した。親権者はMだったが、父方曾祖母と父方伯母が恭一君を養育していた。1998年、Mは現在のKFと再婚し、異父弟Bをもうけた。そして2001年1月19日、Mは「いっしょに暮らしたくなった」という理由で、6歳になった恭一君をFの親戚宅から引き取った。引き取るまでの5年間、Mは恭一君に一度も会っていなかった。

恭一君を引き取って1週間後の2001年1月25日には、Mは電話で児童相談所（兵庫県西宮こどもセンター）に、恭一君がBをいじめて困ると相談し、2月1日に児童相談所を訪問している。その時、恭一君は眼帯をつけており、児童相談所の調べで、全身の痣、両鎖骨骨折など全治1ヶ月の重傷を負っていることが分かった。両親は「しつけ」と説明したが、児童相談所は虐待と判断し、即日恭一君を一時保護した。その後、両親の同意のもと、3月21日、恭一君はA学園に入所した。入所後、Mは恭一君にたびたび電報を送ったり、頻繁な訪問や電話を繰り返しており、4月の一時帰宅の様子からも、施設側は親子関係が作られつつあると考えていたという。

恭一君は、施設独自の判断により、8月1日から10日間の予定で一時帰宅した。3日、MはA学園に電話をし、恭一君の引き取りを訴えた。そのためA施設は児童相談所にその報告を行い、児童相談所はこの時初めて恭一君の一時帰宅の事実を知ることになった。6日には両親が児童相談所に訪れ、引き取りを要求した。児童相談所側は時期尚早として引き取りは認めなかったが、恭一君の安否・所在確認をしないまま17日までの一時帰宅の延長を認めた。なお、事件後、新聞各紙は、独自に一時帰

宅を認めた施設の判断の甘さを指摘した。

その後の調べで、恭一君の死因は脳内出血であることが判明した。胃や腸の中には内容物が全く残っておらず、数日間ほとんど食事を与えられていなかったことも分かった。全身には痣が広がっており、継続的に暴行されてきたような状態だった。両親の自宅からは、恭一君のものとみられる血痕も見つかった。また、7日に恭一君の遺体を入れたごみ袋を巻いたとみられる粘着テープを、両親が自宅近くで購入していることも明らかになった。

恭一君の異父弟Bについて、Mは恭一君の死亡した7日の翌日「自宅が火事になった」と嘘をついて知人に預けていたことが明らかになった。知人らがMの自宅を訪れたところ火災の後はなく、不審に思い、10日、警察にBを預かっていると届け出た。Bは、児童相談所に保護された。Bの様子から、Bに対しても、Mが暴力をふるっていた可能性が疑われた。

GMは、7日にMらの自宅で血を流して布団に横たわっている恭一君を目撃したが、Mらに口裏合わせを依頼され、応じていた。8日未明には、Mらに頼まれて、恭一君の虚偽の捜索願を出していた。

また、Mらは、恭一君の虚偽の捜索願、恭一君の死亡した7日に留守と見せかける張り紙を玄関に張ったり、恭一君の遺体を包む際に使ったポリ袋や粘着テープを買う際に「ふすまの修理に使う」と説明をしたり、恭一君の衣類を処分したりするなど、ずさんながらも犯行の計画性を示す偽装工作をしていた。

(3) 両親の背景について※新聞記事

両親は、2人ともアルバイトで生活費を工面していた。逮捕時には、所持金はわずか数百円だったという。家賃も6月分から滞納しており、7月には電話が止められていた。また、複数のレンタルビデオ店で借りたビデオやCDを返却しない「要注意人物」として、両者ともにマークされていた。両者が関係しているとみられる被害は、判明しているだけで数十万円相当になるという。

Mは自らを「すぐかっとなってしまう性格」と話し、直近の5年間で、転居を少なくとも5回繰り返し、行く先々でもめごとを起こしていた。非常識な言動で近隣住民とのトラブルが絶えず、家主から「家賃はいらぬから出ていってくれ」と追い出されたこともあったという。一方、人気キャラクターのキーホルダーやシールを集めるのが好きで、野良猫を拾って可愛がったりする一面もあったという。

またMの背景には、複雑な家族環境があった。M自身、学校で暴れたりしたため教護院（現、児童自立支援施設）への入所経験がある。Mの両親は離婚と再婚（復縁）を繰り返し、その父親もMが中学生の時に死亡した。また、Mの兄の1人は、友人に殺害されている。Mは恭一君の実父Fと結婚し、約3か月後、17歳で恭一君を出産。1年8か月の結婚生活の末、離婚。その後、別の男性との再婚・離婚を経て、幼な馴染だったKFと再会して結婚し、恭一君の異父弟になるBを出産した。

(4) 両親の公判より

2001年11月5日、MとKFの初公判が、神戸地裁尼崎支部で行われた。小雨の降る中、144人が傍

聴券を求めて並んだ。駐車場には、マスコミ各社の中継車が置かれた。

法廷に姿を見せた両被告は、共にうつむいたままで、目を合わそうとしなかった。人定質問で生年月日を尋ねられ、KFは泣き出し、Mも袖で涙をぬぐいながら答えた。2人は、罪状認否で起訴事実を全面的に認めた。

その後、公判は計15回行われた。翌2002年12月4日に論告求刑公判が行われ、検察側は「社会的に未熟な親の自己中心的でわがまま極まる犯行」として、2人に懲役10年を求刑した。

2003年2月26日、判決公判が行われ、両被告にいずれも懲役8年が言い渡された。

【事件の状況】

裁判で明らかになった事件の状況は、以下のとおりである。※新聞記事、文献5・6

2001年8月1日、両被告は恭一君をA学園から一時帰宅させた。4日、両被告は恭一君を連れて、自宅近くの公園での盆踊りに行った。しかし、Mが発熱して20分ほどで帰宅したため、恭一君は不機嫌になり、その態度にMは苛立ちを覚えた。

翌5日、恭一君のシャツに前夜食べたカレーの染みがついていた。Mが問いただすと、恭一君は「気づかなかった」と答えた。Mは恭一君が嘘をついていると思い込み、平手で顔を2回叩いた。恭一君が謝らない上、両親であるMとKFに馴染まないため、2人は恭一君の本心を聞き出そうと「家がええんか、施設がええんか」「誰が一番好きやねん」「ママのこと好き？怒るから嫌やろ」などと追及を始めた。KFが「もう、こいつ、しばくぞ」と言うと、Mも実の親である自分に本心を明かさないう恭一君の態度に嫉妬に似た感情を抱き「うん、ええよ。怒るときは怒ってや」と応じ、罪に問われた虐待が始まった。恭一君が2人の顔色をうかがいながら「KFがいい」などと答えると、嘘をついていると思ったKFは恭一君の顔面を拳で殴りつけた。さらに「うち(自宅)がいい」との答えにも拳で殴った。傍らにいたMも激怒して、恭一君の顔を数回殴った。

5日午後以降、恭一君は食事をほとんどもらえず、6日深夜から31時間、2人はほとんど寝る間も与えず恭一君に暴行を繰り返した。空腹に耐えかねた恭一君が「学園から持ってきたそうめん^{*6}を食べたい」と言うと、2人は生のそうめん一束を恭一君の口に押し込み、さらに袋に生のそうめん七束とつゆを入れて食べさせ、残そうとする恭一君を布団たたきで殴打した。遅くとも6日午前3時以降に恭一君を正座させ、足を崩すたびに布団たたきで背中や足などを殴った。

6日午前9時半過ぎ頃、恭一君の両手両足を紐で縛り、口を粘着テープでふさいで、両被告は滞納している電気代を支払うために外出した。午前11時半頃までに2人が帰宅すると、恭一君は紐を外しており、それに怒ったMは恭一君の腹を蹴った。2人は、再び恭一君の両手両足を縛り、タオルで口をふさいで外出した。帰宅すると、恭一君が再び紐を外すなどしていたため、激怒して殴る蹴るなどの暴行を加えた。Mは、恭一君を正座させ、足を崩すと背中を蹴って顔を壁に強打させた。この日、2人は児童相談所を訪問し、恭一君の引き取りを申し出ている。児童相談所は、引き取りは認めなかつ

*6 A学園によると、入所児童は困窮家庭が多かったため、生活の足しにという意図から、食料品を購入して夏休みなどの帰宅時に持ち帰らせており、かつては米なども持たせていたという。(文献4)

たものの、安否・所在確認をしないまま一時帰宅の延長を認めた。

7日午前1時頃、独り言を言い出した恭一君の顔をKFが蹴り、Mが腹を足で踏んだり、首を両手で絞めるなど、午前6時ごろまで暴行を繰り返した。午前7時頃に目を覚ますと、恭一君がパンツを手を持ち振っていたことに腹を立て、KFが恭一君の頭を右足で回し蹴りした。恭一君は床に倒れたまま動かなかつたが、2人は恭一君が演技している、医師に診せると暴行が発覚するなどと思い放置。恭一君は、そのまま午後1時頃、脳内出血で死亡した。両被告は、遺体をごみ袋に詰め、午後9時前、自宅からタクシーで運河に運び、投げ捨てた。

判決要旨^{※文献6}は、以下の通りである。

【共謀】

KFが恭一君に暴行を加えることについて、Mは了承していた。Mは以前から恭一君に暴行を加えており、それをKFも知っていた。両被告の期待通りに行動するまで暴行を加える共謀が成立したと認められた。

【実行行為】

両被告は継続的に恭一君に暴行を加え、部屋に閉じ込めた。7日午前にKFが回し蹴りをし、Mはそれまでの延長としてKFの暴行を予期し、認めていたことから、回し蹴りとそれ以前の暴行は共通性・連続性があり、一体的な傷害致死の実行行為に当たる。

【結論】

恭一君の死亡と因果関係が明らかなのはKFの回し蹴りだけだが、Mは傷害致死の実行行為の一部を担い、KFとの共謀が認められる以上、傷害致死の責任を負う。

【量刑理由】

恭一君は6歳になるまで主に父方曾祖母と父方伯母に育てられた。MはKFと結婚し子どもをもうけたが、恭一君を引き取りたいと考え2001年1月下旬、F側と十分に話し合うことなく恭一君を連れ去った。

一緒に暮らし始めてから、Mは恭一君が不満を述べたりすることに立腹し、顔を殴ったりするようになった。KFも頭を殴り、痣だらけになった恭一君は同年2月から一時保護され、一時保護所と児童養護施設で生活していた。

両被告は、ともに両親から十分な愛情を注がれずに育った経験から、自分たちの手で育てたいと恭一君を強引に引き取ったが、定職に就かず困窮し、2人の子どもを養う経済的、精神的余裕もない危うい状況にあった。

年齢や両被告と過ごした期間の短さなどから、恭一君が嘘をついたり反抗的な態度をとっても無理はないが、その理解ができていなかった。加えて、Mは自己中心的で感情の起伏が激しく、KFも短気で粗暴なところがあり、性格、行動傾向が影響していたことは否定できない。

Mは犯行時に積極的に暴行を加えている上、犯行前に単独で暴行を加えたことがKFの暴行のきっかけになっており、責任を軽く評価することはできない。

恭一君がぐったりし、GMから病院に連れて行くよう促されたが、両被告は虐待の発覚を恐れて治

療を受けさせていない。死亡に気づくと遺体処理を相談して遺体を梱包、運河に投げ捨てている。事前に口裏を合わせ、恭一君が行方不明になったと警察に虚偽の捜索願を提出、一週間ほど逃亡し、終始保身だけを考えて行動していた。

十分な食事を与えられず、理不尽な暴行を受け、多大な肉体的精神的苦痛を被ったばかりか、生命を奪われ、遺体をゴミ同然に運河に投げ捨てられた恭一君の無念さは計り知れず、痛ましい。

周囲の子ども達や社会に与えた衝撃は大きく、社会問題になっている児童虐待事件の予防の観点にも配慮するならば、両被告の刑事責任は重いというほかない。

両被告が子どもへの接し方、特にMが母と知らされずに離れて生活していた恭一君との関係の築き方に十分な知識を有していなかったこと背景には、両親との情緒的交流も乏しいまま育った両被告の不遇な生い立ちがあること、施設に面会に行ったり、一時帰宅時にプールや祭りに連れて行くなど絆を深めようと努力したこと、反省の態度を示し、幼い子どもがいることなどを考慮しても、主文の刑はやむを得ない。

(5) 判決までの家族と関係機関の動向（経過）

1987年	5月	母方祖父母、離婚。(M:小5)
	9月	母方祖父母、再婚(復縁)。(M:小5)
1989年		母方祖父母、再び離婚。(M:中1)
1990年		母方祖父、死去。(M:14歳)
1991年	8月	M、教護院(約1年間の入所)を退所。大阪市内の中学校に編入。
1994年	1月頃?	実父母(MとF)、結婚。(M:17歳)
	4月	恭一君を出産。(M:17歳)
1995年	9月	実父母(MとF)、離婚。(M:18~19歳)(恭一君:1歳) 親権者はMだが、恭一君はFの親戚宅で暮らすようになる。
1996年		Mの4人の兄の一人(4歳上)が、友人に殺害される。 (M:20歳)
		M、2度目の結婚・離婚。
1998年	7月	MとKF、結婚。(M・KF:21歳頃)(恭一君:4歳)
	11月	B、出生。
2000年	5月21日	M、KF、B、アパートに入居。住民票に恭一君の名前はなかった。
2001年	1月19日	Mが恭一君を引き取る。M、KF、Bとの4人で、アパートで暮らす。(恭一君:6歳)
	1月25日	M、恭一君のしつけについて児童相談所に電話で相談。翌日の面接約束。
	1月26日	児童相談所への約束時間に訪問せず。
	2月1日	M(とF?)が恭一君とBを連れ、しつけ相談のため児童相談所を訪問。その際、恭一君の骨折や皮下出血(全治1カ月)が見つかり、職権一時保護。
	3月21日	恭一君、被虐待の理由で、児童養護施設A学園に入所。
	4月	恭一君、A学園近くの小学校に入学。
	4月27日	恭一君、両親宅に一時帰宅。1泊2日の予定だったが、うまくいっていたので2泊3日に延長。児童相談所の身体検査では、恭一君に異常なし。

2001年	8月1日	両親がA学園を訪れ、恭一君の一時帰宅（10日間の予定）を申し出る。A学園は、児童相談所に相談せずに一時帰宅を認める。
	8月3日	親が「子どもを引き取りたい」とA学園に電話連絡。児童相談所はA学園からこの報告を受け、恭一君の一時帰宅を初めて知る。
	8月5日	Mの体調不良も手伝い、Mから恭一君への暴行が始まる。
	8月6日	M、KFによる恭一君への断続的な暴行が始まる。 両親が児童相談所を訪問して恭一君を引き取りたいと申し出るも、児童相談所は認めず。しかし、恭一君の安否・所在確認をしないまま、17日までの一時帰宅の延長を認める。
	8月7日	GMが、両親宅で顔を腫らして寝かされている恭一君を目撃。両親に病院に連れていくよう促すも、捕まるとの理由で断られる。 午後1時ごろ、恭一君は脳内出血等により死亡。 両親、自宅付近で粘着テープを購入。 夜、両親が「恭一を母親の実家に預けていたが、行方が分からなくなった」と、警察に捜索願を提出。 両親、恭一君の遺体を運河に遺棄。
	8月8日	未明、両親に頼まれてGMが、恭一君の虚偽の捜索願を提出。 未明、A学園職員が両親宅を訪れる。 MとKF、Bを知人宅に預けて行方不明になる。
	8月10日	GM、MとKFの捜索願を出す。 Bを預けられた知人が警察へ届け出、Bは児童相談所に保護される。
	8月13日	運河で、黒いポリ袋に入れられた恭一君の全裸遺体が発見される。警察が死体遺棄事件として捜査。身元が判明。
	8月14日	警察は、被疑者不在のまま、殺人と死体遺棄容疑で両親のアパートなどを家宅捜査。 恭一君の司法解剖。死因は、左側頭部を強打したことによる脳内出血。死後7～10日が経過していた。 行方不明になっていたMとKFが見つかり、警察は事情聴取の後、2人を死体遺棄容疑で逮捕。
	8月16日	警察は、両親を死体遺棄容疑で送検。2人の容疑を裏付けるため、恭一君が見つかった運河周辺の実況見分を実施。 両親ともに容疑を否認。
	8月22日	兵庫県は、学識経験者からなる「児童虐待防止専門家会議」の設置を発表。
	8月25日	MとKFの10日間の拘置延長を請求、承認。
	8月28日	県警は、Mを同行し、死体遺棄場所を調べる実況見分を実施。
	8月29日	県警は、KFを同行し、実況見分を実施。
	9月4日	MとKFを、傷害致死容疑で再逮捕。死体遺棄容疑については、処分保留。
	9月14日	児童虐待防止専門家会議が「児童虐待防止のための緊急提言」を県に提出。
	9月18日	緊急提言を受け、県は虐待防止対策を発表。
	9月25日	MとKFを、傷害致死と死体遺棄罪で起訴。
	11月5日	MとKF、初公判。
	12月13日	児童虐待防止専門家会議が「児童虐待防止に向けての提言－子育てを支え合う社会の実現をめざして」を県に提出。
12月14日	MとKF、第2回公判。	

2002年	1月18日	県は、恭一君の安全確保や施設への指導・監督を怠ったなどとして、児童相談所長を戒告とし、県民生活部長を嚴重注意にするなど計6人を処分した。 県は、「児童虐待防止プログラム」作成を発表。
	12月4日	MとKFの論告求刑公判（共に懲役10年求刑）。
2003年	2月26日	MとKFの判決公判。共に、懲役8年の判決。

(6) 事件へのコメント

ア) 施設による一時帰宅の判断

事件後、A学園による恭一君の一時帰宅判断に対して、大きく二つの批判が新聞各紙に寄せられた。

一つは、恭一君の一時帰宅を判断した施設側の判断の甘さについてである。例えば、大阪市立大教授・山懸文治（児童福祉）は「関係者がいかに親の現状を把握し、深刻に受け止めていたかが問題（『読売新聞』2001年8月15日）」、津崎哲郎（当時：大阪市健康福祉局・児童心理等担当部長）は「外泊中もチェックするなど、きめ細かい配慮でリスクを軽減することが必要」※文献1、CAPNA事務局長・岩城正光（弁護士）は一時帰宅時に起こし易い子どもの反応である「退行現象」が「保護者にとっては非常に負担になり、新たな虐待を生む」ため、一時帰宅時には親の研修やモニタリングが必要（『朝日新聞』2001年8月16日）等と指摘している。

もう一つは、一時帰宅について児童相談所に報告していなかったことについてである。鈴木（2006）※文献9は本事件の検証の中で、本事件発生の大きな要因の1つとして「関係諸機関との連絡不徹底」を挙げている。

イ) 児童相談所による介入の機会

『読売新聞』※文献1や鈴木（2006）による検証では、児童相談所が介入して恭一君を救うことができた機会があったのではないかと指摘している。1つは、8月3日（金）にMから恭一君を引き取りたいと要求があったので恭一君の様子を見て欲しいと、A学園が児童相談所に報告した時である。このとき児童相談所は、切迫した要請と感じず週明け6日でも間に合うと考えたという。もう1つの機会は、8月6日（月）午後に両親が児童相談所を訪問した時である。この時は家庭訪問の予定だったが、両親が自ら来所したため、結果的に家庭訪問は実施されず、恭一君の安否確認もされなかった。鈴木（2006）は「家庭訪問が決定された後、48時間以内に行われていたのであれば、本件の発生を未然に防ぐことは可能であったかもしれない」と指摘する⁷。

ウ) 施設と児童相談所の現状

施設や児童相談所に対する批判があがる一方、『読売新聞』による検証※文献1では、施設や児童相談

⁷ 2007年1月の児童相談所運営指針などの見直しにより、虐待通告後の安全確認（48時間以内が望ましい）に関する基本ルールが設定された。さらに、厚生労働省は2010年8月18日、児童相談所の職員が虐待情報の通報を受けた場合、「48時間以内」に被害児童本人を直接目視することを確実に実施することが重要であるとの通知を、全国の自治体に出した。

所の厳しい現状を訴える記事も見られた。児童養護施設は問題行動を起こしやすい被虐待児の入所増加により対応に追われ、児童相談所は虐待通告の増加によるケースワークに追われており、虐待した親のケアを十分にできない施設および児童相談所の現状を取り上げている。

エ) 虐待加害者である親への支援

鈴木(2006)は、本事件において、虐待する両親にたいするケア・教育がなされていなかったことが本事件を招いた要因の1つであると指摘している。新聞記事や他の文献においても、本事件を起こした両親についての背景をつかもうとしたり、虐待加害者に対する支援について議論された。

まず、本事件を起こした両親を理解する視点として、「世代間連鎖」と「孤立」の2つが指摘された。「世代間連鎖」に関して、祖父江文宏(当時：児童養護施設「暁学園」園長)は、「面談の際、虐待を受けた親たちのほとんどは、最初のうち、自分は殴られてよかったと言う。だから暴力をしつけないと思ひ、罪悪感がない。私たちはまず、親が過去に受けた虐待の体験を話させることから始める」「保護者の心境をどう癒していくかを抜きに、世代間連鎖を断ち切ることはできない」と訴えた^{※文献1}。恵泉女学園大教授・大日向雅美(心理学・女性学)は、「父親や周囲が母親を孤立させないことが必要」と述べた(『読売新聞』2001年8月21日)。

虐待する親の支援について、池田由子(当時：国立精神神経センター精神保健研究所名誉所員)は「虐待をしそうだという危うさを親に感じさせることで、治療が始まる。そのうえで適切な親子関係のありようを再教育していく」と語った^{※文献1}。鈴木(2006)は、親子再統合には被虐待児の回復とともに保護者への教育的ケアが必要であると述べ、児童相談所内で親子分離を行う機関と保護者のケアを行う機関とに分担するなどの対策を挙げた。また、虐待加害者の抱える問題を解決するには行政だけでは難しいため、専門家チームの必要性が指摘された^{※文献1}。

オ) 法の整備

法の見直しについての議論は3点あった。まずは、厳しい児童相談所や施設の現状から、児童福祉施設の人員配置「最低基準」の見直し^{*8}の必要性についてである^{※文献1}。2つめは親権^{*9}で、後藤弘子(藤短大助教授・刑事法)は「虐待のケースでは、親に責任を自覚させるため、親権に一定の制限を加える法の整備も必要」と訴えた^{※文献1}。最後に、鈴木(2006)が、刑事司法が担うことができる役割として、保護観察の遵守事項として児童虐待防止プログラムや教育プログラムを保護者に受けさせるなど、刑事司法と児童保護との連携について模索的に考察している。

(7) 事件を踏まえての展開・波紋

本事件を受け、兵庫県児童課は、県内4か所の児童相談所と児童福祉施設を対象に、一時帰宅する

*8 2011年6月17日、児童福祉施設最低基準は改正された。職員配置基準、居室面積、居室定員の一部が引き上げられた。

*9 2011年5月、児童虐待防止のため親権を最長で2年間以内停止できる新制度を柱とした民法と児童福祉法の一部を改正する案が参院本会議で可決され、成立した。2012年4月から施行される。

際に児童相談所へ事前に届け出がない同様のケースがないか調査を行った。その結果、恭一君の遺体が見つかった翌日の2001年8月14日時点で、事前届け出がないケースが一時帰宅全体の3分の1を占めており、その全てが恭一君の事案を担当した児童相談所だったことが、同月20日に分かった。一方、恭一君が入所していたA学園で一時帰宅が認められていたのは16名、うち同児童相談所が担当する10名中8名が届け出ていなかった。他の児童相談所が担当する児童については、全て届け出があった。

また、県は2001年8月22日、児童虐待への適切な対応を図るため、学識経験者6名^{*10}からなる「児童虐待防止専門家会議」を設置し、同会議からの提言を受け、12月に「児童虐待防止プログラム」を策定することを決定した。同会議は、予定通り9月に「児童虐待防止のための緊急提言」^{※文献2}を、12月には「児童虐待防止に向けての提言－子育てを支え合う社会の実現をめざして」^{※文献3}を知事に提出した。これに基づき、県は具体的な施策をまとめた「児童虐待防止プログラム」を作成したことを、2002年1月18日に発表した。

同日、県は、恭一君の生命・身体の安全を守る責務を怠ったとして児童相談所長を戒告、指導監督責任を怠ったとして県民生活部長を嚴重注意にするなど、6名を懲戒処分にした。処分は2人のほか、児童相談所相談調査課長（訓告）、同課長補佐（所長嚴重注意）、健康福祉局長（嚴重注意）、県児童課長（訓告）。また、児童養護施設の設置者である尼崎市には、施設への指導や処分を指示した。県によると、児童相談所は2001年3月、恭一君をA学園に入所させた際に「母親がかつとしやすく危険。外泊の際は児童相談所に連絡を」と口頭で伝えたが、入所措置書への記入を省略し、A学園や児童相談所の職員に徹底されなかった。県は「文書での申し送りや職員の意思統一ができていれば、事件を防ぐことができた可能性がある」と判断した。県は、2001年9月にA学園を特別指導監査した際に様々な不備が見つかったとして、尼崎市に対して、責任の所在を明らかにするほか、事件の再発防止に向けた改善策とスケジュールを策定し、2002年1月28日までに報告するよう求めた。

また、本事件をきっかけに、加藤曜子（流通科学大学）及び藤本勝彦（元・情緒障害児短期治療施設「あゆみの丘」園長）は、児童養護施設職員のための「被虐待児が安全に帰宅できる」指標づくりのための研究を行った^{※文献7}。その成果として2005年に、『児童養護施設の一時帰宅・退所時における被虐待児のための安全確認アセスメントシート』が作成されるに至った^{※文献8}。

(8) 本事件に関する提言の要約

ア) 「児童虐待防止のための緊急提言」(2001年9月14日) ^{※文献2}

この緊急提言^{*11}は、専門家会議3回分（2001年8月24日・8月30日・9月10日）をまとめたものであり、本事件が発覚して1か月後に提出された。ここでは、当面取り組むべき方策を中心に5つの提

^{*10} メンバーは、森茂起（座長：甲南大学教授）、稲垣由子（甲南女子大学教授）、加藤寛（(財)兵庫県ヒューマンケア研究機構心のケア研究所研究部長）、立木茂雄（同志社大学教授）、東島孝輔（湊川女子短期大学講師）、吉田隆三（兵庫県児童養護連絡協議会会長）の6名。所属は全て当時のものである。

^{*11} 本事件の検証報告書の有無について、兵庫県健康福祉部こども局児童課に問い合わせたところ、「報告書がまとまる前に、県として新たな事業を展開していくに当たり、予算化を進めていく必要があったことから、緊急提言としてとりまとめた」との返答を得た。（平成23年7月時点）

言を取りまとめている。

提言1は、「親子に対する継続的フォロー体制の整備」である。本事件の課題として、親子関係再構築に向けた親への継続的指導援助の必要、一時帰宅に際してのリスクに対する配慮、一時帰宅後の児童・家族の状況確認の3点を挙げている。その上で、具体的な方策として①児童虐待対応専門チームの設置と虐待専門総合アドバイザーの配置、②親に対する継続的指導の徹底と親への介入・教育・援助システムの開発・実施、③一時帰宅や退所に際してのチェックの徹底、④一時帰宅時や退所後における地域での見守り体制の整備、⑤児童委員等による地域における日常的な見守り・連絡体制の強化を挙げた。

提言2は「関係機関の連携強化」で、本事件の課題として、関係機関の連携した取り組み、こどもセンター（児童相談所）と施設との緊密な連絡と協議・問題意識の共有の2点を挙げている。具体的な方策としては、①こどもセンターを核とする総合的な虐待対応体制の強化、②こどもセンターと児童養護施設との緊密な協議と連携の強化、③虐待の早期発見・通報体制、早期対応体制の整備、の3つを挙げた。

提言3は「児童養護施設等の体制整備」としており、本事件の課題として、一時帰宅に際してのマニュアルの遵守、職員間での処遇方針の共有、職員の処遇技術の向上等研修の強化、親への対応の充実の4点を挙げた。具体的方策として、①職員体制・研修の強化、②児童自立支援計画等に基づく指導の強化、③処遇内容の自己点検の推進、④緊急時における支援体制の整備を挙げている。さらに、「A学園については、入所中の児童の死亡により、心に深い傷を負ったり、強いストレスを受けている児童・施設職員等に対して、カウンセリングや心理療法等も含めたケアを実施することが必要である」と指摘している。

提言4は「こどもセンターの相談指導・一時保護体制の充実・強化」である。本事件の課題として、一時帰宅前及び一時帰宅中の被虐待児の状況確認、24時間の即時対応機能の強化、職員の専門性の向上等研修の強化の3点を挙げている。方策としては、①児童虐待対応専門チームの設置と虐待専門総合アドバイザーの配置（再掲）、②ケアマネジメントとリスクマネジメント（危機管理）の充実、③専門性の向上を図る職員研修の強化、④中央こどもセンターの連携・調整機能の強化、⑤一時保護所の受け入れ体制の整備を挙げた。

提言5は「地域で虐待を防止するために」と題し、「虐待防止を推進するためには、児童福祉に係わる関係機関や施設の体制の充実とともに、地域における団体・NPO等、さらには県民一人ひとりが認識を深め、虐待を防止する地域づくりを進めるとともに、虐待に対応する地域での援助体制を整備することが重要である。児童虐待防止専門家会議として、虐待防止に向けて、このことを県民一人ひとりに強く訴えたい」とまとめている。

以上のように、この緊急提言の中には、本事件の経緯や検証の経過等についての記述はなかった。しかし、2001年当時に、専門家が集まって一つの事件を振り返り、課題や対策を検討して、その内容を自治体が生かしていこうとした点は注目すべきであろう。

イ)「児童虐待防止に向けての提言－子育てを支え合う社会の実現をめざして」(2001年12月13日) ※文献3

これは、「児童虐待防止専門家会議」がア)の緊急提言の提出後、さらに議論を重ね、提言としてまとめたものである。ここでは、「社会全体による子育てを目指し、1)子どもと親が暮らす地域社会への提言、2)関係機関の連携に向けた提言、3)虐待が発生したときに子どもと関わるこどもセンターへの提言、4)児童養護施設等への提言、5)保護者から離れた場での新しい家庭体験学習に向けての提言、6)それらを実行するうえで必要と思われる法制上の整備に向けての提言」が行われている。

本事件を受けて行われた提言であるが、ア)の緊急提言と同じように本事件の検討や課題については触れられてはいない。「子どもの人権が守られ、子どもへの虐待が発生しない社会を実現することを目標に据え」、児童虐待問題に関わる諸機関や行政機関に向けての提言が多く含まれている。

(8) 文献

1. 「【検証 なぜ虐待】兵庫・尼崎小1男児の死」『読売新聞』(2001年8月29日～9月2日)
2. 児童虐待防止専門家会議(2001)「児童虐待防止のための緊急提言」
3. 児童虐待防止専門家会議(2001)「児童虐待防止に向けての提言－子育てを支え合う社会の実現をめざして」
4. 林芳樹(2002)「孤独な母親たちへの教訓を伝えたい－読者が納得する報道であればプライバシーは侵害しない」
新聞研究 606, pp.35-38
5. 佐藤万作子(2002)「尼崎小学1年生虐待死事件を追う－勢田知子被告からの手紙」婦人公論 87(10), pp.64-68
6. 「兵庫・小1虐待死事件の判決要旨」共同通信2003年2月26日(<http://www.47news.jp/CN/200302/CN2003022601000339.html>)
7. 加藤曜子・藤本勝彦(2003)「平成15年 流通科学大学特別研究助成報告書：児童養護施設におけるアセスメント指標研究報告書」
8. 藤本勝彦・加藤陽子・在宅アセスメント研究会(2005)「児童養護施設の一時帰宅・退所時における被虐待児のための安全確認アセスメントシート」
9. 鈴木一郎(2006)「第5章 児童虐待刑事裁判例についての事例研究」、『児童虐待への対応の実態と防止に関する研究』財団法人社会安全研究財団

(長尾 真理子)

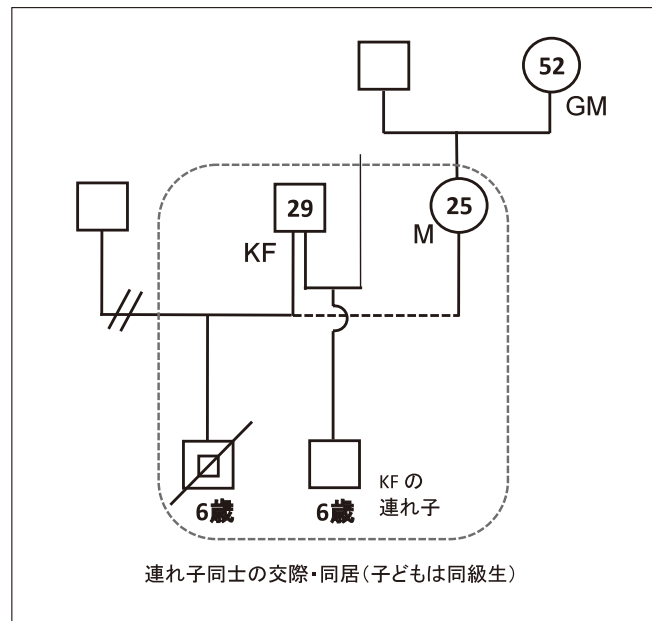
3. 山形県村山市の事例（2003年）

(1) 事件の概要

2003年、実母M（以下、Mと呼ぶ）と継父KF（以下、KFと呼ぶ）が腎臓病を患っていた翔君（6歳）を虐待し、死亡させた。地裁判決で、Mに対して懲役11年、KFに対しては懲役13年が言い渡されたが、虐待事件で10年以上の刑が言い渡されたのは初めてのことであった。以下では、虐待が始まり死亡し、判決がでるまでの経過について、逮捕後の調べでわかった情報なども含め、主には『朝日新聞』『読売新聞』の報道を中心にまとめる。

ア) 家族

- 実母M（25歳）：パート（KFと同居前）
- 長男、翔君（6歳）：先天性多尿性腎不全
- 継父KF（29歳）：離婚歴あり（詳細不明）
- 継父KFの連れ子（6歳）
-
- 母方祖母GM（52歳）：秋田県内在住



イ) MがKFと出会うまで

2001年にMと実父が離婚した後、2003年5月初旬まで、秋田県内の町営アパートで、Mと翔君は母子2人で生活していた。Mは翔君を保育所に預け、遊園地や駅で切符を販売するパートで生計（月収約6万円）をたてていた。保育所が休みの日には翔君を職場に連れてくることもあったが、勤務態度はまじめだった。翔君には先天性多尿性腎不全という病気があり、発育の遅れがあった。40度を超える高熱を出した時には、Mがあわてて保育所に駆け付けることもしばしばあった。保育士によると、親子関係に問題があるとは思えず、しつけも行きとどいていた様子であった。近所の人も、「翔君は絵が好きで頭がよい子だった。Mは翔君の身体が細いことを気にして、食事のメニューを工夫していた」と話していた。一方、しつけは厳しく、翔君をたたくことはなかったが、きつい調子でしかりつけることもあったようである。実父との離婚後、Mは、「翔の病気はお前の家系のせいだ、と（実父に）毎日責められていた。決められた養育費も一度も払ってくれない」と周囲にこぼしていたこともあった。経済的にも精神的にも苦しい毎日だったのであろう。

ウ) KFと出会い、虐待が始まり、翔君が亡くなるまで

母子2人で暮らす中、Mは携帯電話の出会い系サイトでKFと知り合った。Mは後に「他の子と一緒に生活すれば息子が成長すると思い、子連れ男性を探していた」と供述しており、そんな条件にKFが当てはまったのであろう。その後、翔君と同じ年のKFの息子も入れて、4人で一緒に遊ぶようになった。Mは翔君がKFになつかないことを心配しながらも、「山形の人と結婚するんだ」と嬉しそうな様子であったという。Mは4月上旬には職場に「結婚するので山形に行く」と伝えたが、会社から「5月の連休までは続けてほしい」と慰留され、承諾していた。

5月初旬、母方祖母GM（以下、GMと呼ぶ）が、Mのところに遊びに来ていたKFと連れ子を見て咎めたところ、KFは逃げるように出ていったことがあった。その後Mは仕事を辞め、翔君をつれて山形県村山市に行き、KF、KFの連れ子と4人で同居を始めた。同居してすぐ、前科のあるKF（執行猶予中）が警察ごっこをする翔君に腹を立て、棒で殴るなどの暴行を加えたことがあった。その際、KFはMにも翔君を叩くよう命じており、Mはためらったが、KFの愛情が薄れることを恐れて翔君を叩き、これをきっかけに虐待に加担するようになっていった。翔君がおねしょをしたりごはんをこぼしたりするたびに、KFは「ちゃんとしつけろ」とMを怒鳴り、Mも翔君に手をあげていた。KFとの同居前、Mは腎臓病を抱えていた翔君を定期的に通院させていたが、同居後は通院の形跡はなかった。

5月下旬になると虐待も激しくなっていた。後の供述で、Mはこの頃の翔君について「新しい環境に慣れず元気がなくなっていった」と言う一方、「相手の子どもと比べて発育の遅れが目立ち、イライラした」「食事を与えなかったり、顔を殴ったりして当たり散らした」と話したという。「KFについていくしかない」「嫌われたくない」と思っていたMは、さらに積極的に虐待に加わるようになり、衰弱に気づきながらも食事を白米と水だけにして十分に与えなかったり、KFと一緒に頭や尻を殴る蹴るの暴行を加え、エアガンで撃ったりもしていた。さらに、2人は、翔君に熱湯をかけたり、やかんで殴ったり、はさみで腕を切りつけることもあったという。体格的にはるかに勝るKFの連れ子とけんかをさせたり、腎臓病の影響でおねしょをする翔君を、衣装ケースに入れたまま正座させて用を足させたり、トイレの水（別の報道ではケースにたまった尿）を飲ませたりすることもあり、虐待はさらにひどくなっていた。さすがに翔君の様子を心配したMは6月上旬ごろに数回、翔君の通院をKFに提案したが、「虐待がばれるぞ」などと止められ断念したという。同時期、パジャマを詰めたリュックサックを背負い、一人でとぼとぼ歩いている翔君の姿が近所の人に目撃されていた。「にゃんこばあちゃんの所に行く」と秋田県内のGMの家に向かうつもりだったようだが、Mが連れ戻したという。

6月15日、激しい暴行で翔君のあごの骨が折れる（2つに割れていた）。Mはこの時のことを「犯行がばれると思い、病院には連れて行かなかった」と供述した。一方、KFは翔君を殴ってこぶしが腫れ、自身は病院で治療を受けていた。翔君は食事がとれない状態のまま寝たきりになり、衰弱して正座することも立って歩くこともできなくなった。

6月17日、「カー（お母さん）、助けて」という言葉を最後に翔君は死亡した。死亡後、翔君はタオルケットの上に2日間寝かされていた。MとKFは翔君の死亡後、市内ホームセンターでスコップを購入し（山中に埋める際に使ったとされるもの）、翔君が亡くなった翌6月18日には二人で山に下見

に行っていた。KFは執行猶予中だったため、実際に埋める行為はM一人に実行させることとした。その際、遺棄が発覚されないように、伐採が近い木や山菜採りが入る付近は避け、「できるだけ奥の方がいい」「大きい杉の木の下は深く掘れない。細い木の下に埋めろ」などと、Mに具体的に指示していた。6月19日、翔君の死体をスポーツバッグに入れ、夜間に軽乗用車に乗せ、Mが一人で山中まで運び、目印にしていた2本の立木の間スコップで穴を掘った。懐中電灯の電池が切れかけたため暗闇の中で約6時間かけて埋め、その後は、防虫スプレーを吹き付け、周りに防湿剤の小袋を10個置いた。

エ) Mの行方不明からM、KFの逮捕まで

翔君の死後、Mが行方不明になる。

翔君が死亡した約2か月後の8月30日、GMがKFとMの住むアパートを訪ねた際、GMを見たMが逃げ出した。Mは職場に「母が危篤だから行かなきゃいけない」と電話をし、姿を消した。同日、GMは「娘が逃げ出した。腎臓に病気のある孫がいなくなっている」と村山署にかけこみ、捜索願をだした。その後、Mは福島県、仙台市、茨城県の風俗店などを転々としていた。その間、MはKFと携帯電話で連絡を取り、KFがMに口止め料を要求していたため、KFの銀行口座に数回にわたり計約20万円を送金していた。

9月11日、Mの乗用車がJR福島駅前の駐車場で発見された。9月18日夜、土浦市の風俗店で働いているという情報をつかんだ捜査員が店に急行した。Mは、捜査員に「(息子は)友だちに預けている」と言っていたが、本当のことを言えと迫られると「死んじゃいました」「山の中に埋めました」と泣きながら話し始めた。同日、Mは保護責任者遺棄の疑いで逮捕された。

9月20日、県警はMを保護責任者遺棄の疑いで山形地検に送検した。

9月27日、捜索9日目となるが、翔君の遺体は発見できず。

10月9日、「2本の杉の木の下に埋めた」というMの供述を頼りに村山市の山中(通称「勝福山」)を再捜索したところ、土を約20センチ掘った場所に、毛髪が残った状態で子どもとみられる頭部が見つかった。それは翔君の遺体であった。県警が20日間の捜索に投入した捜査員は延べ982人であり、ショベルカーも使い、範囲は約11000平方メートルと広範囲に及んだ。翔君の遺体はひざを抱えるように丸まった状態で埋められており、一部白骨化して担架が必要ないほど小さかった。同日、Mは死体遺棄容疑で再逮捕された。翔君発見前日の朝、KFは普段から服用していた薬を大量服薬して自殺を図り、入院していた。

10月10日、遺体を司法解剖した結果、鼻とあごの骨が折れ、尻や両腕には数ヶ所の皮下出血があることがわかった。しかしこの時点で死因は特定されなかった。骨折は外部の圧力が加わったことで生じたものと推定されたが、一部白骨化しているため、外傷の判断は腿から胸にかけてしかできない状況であった。

12月1日、自殺未遂で入院していたKFが退院し、死体遺棄容疑で逮捕された。逮捕の決め手は、KFをかばって口裏合わせをしていたMが、一転して事件の経緯を供述したことであった。Mは「罪

は私がかぶり、刑務所を出たらまた一緒に暮らそうと約束していた。今はKFの呪縛が解けた」「あの
人についていくしかないと思い込んでいた。嫌われなくなかった」と供述した。

オ) 公判の経過

a. Mの公判

10月30日、山形地検はMを死体遺棄罪で起訴した。Mは、虐待について「男性にしかってほしい
と要望した。2人で暴行を始めてからは止まらなくなった」「男性に嫌われなくなかった」と供述して
いた。

12月22日、死体遺棄事件の初公判が山形地裁で開かれた。白いトレーナーに灰色のスエットズボ
ン姿で現れたMは、終始うつむき加減で、罪状認否では「間違いありません」と消え入りそうな声で
起訴事実を認めた。冒頭陳述で死亡後の遺体を埋める経緯について触れられると、Mはすすり泣きを
し、小さな嗚咽もあった。公判の中では「今となっては、何であるとき逃げ出さなかったのかと思ひ
ます」と反省の言葉も出ていたが、虐待に至った背景については詳しく触れられないまま終わった。
公判の前に、Mは知人宛に手紙を送り、翔君の死を悔やんでいることを伝え、「翔が一番好きだったチー
ズケーキを作って供えてあげてほしい」とレシピを添えていた。

2月5日、死体遺棄罪に問われていたMとKFが殺人の疑いで再逮捕された。2人が虐待で大けがを
負わせながら治療を受けさせずに死亡させたことは「不作為の殺人容疑」にあたりと判断され、2人
は大筋で容疑を認めた。司法解剖などの結果、死因は多発性外傷による外傷性ショック死とされた。
翔君は下あごが折れていただけでなく、右あごも剥離骨折しており、5月下旬にKFに殴られたもの
と考えられた。捜査が長引いた理由として、遺体の損傷が激しく衰弱死の可能性も捨てきれなかった
ことや、Mの供述が「車中で死んだので埋めた」「口をふさいで殺した」など二転三転した上、KFが
自殺を図ったことなどがあった。捜査を続ける中で、Mが「KFの子どもを産む上で、翔君が重荷に
なると思った」と供述し、徐々に虐待状況が明らかになっていった。そして、鑑定結果とともに、小
児科、口腔外科、歯科医らにも参考意見を求めた上で死因が特定された。翌2月6日、殺人容疑で再
逮捕されたMとKFは山形地検に送検された。

2月26日、山形地検は、死体遺棄罪に問われて公判中のMとKFを殺人罪で追起訴し、二人に積極
的な殺意があったと認定した。Mは、調べに対して「翔さえいれば、他に何もいらないと気づくべき
だった」などと話していたという。

3月22日、Mの第2回公判が山形地裁で開かれた。殺人罪の罪状認否では起訴事実を認めたが、「死
亡させようと思って虐待したわけではない」と明確な殺意は否定した。

4月5日、Mの第3回公判が開かれ、虐待を始めた経緯について、「KFから嫌われなくなかったから」
とした。Mは被告人質問において「KFを怒らせないように翔をしつけるために暴行していたが、最後
は虐待をするのが快感になっていた」と述べた。一方、M自身もKFからエアガンで撃たれたことが
あると言い、「今度はお前の番だと言われたこともあり、翔を殴らないと自分が殴られるという恐怖
を感じていた」とDVがあったことも明らかにした。また、虐待について、「はじめはKFのせいだと思っ

てたけれど、それは自分が逃げているだけだと今は思う」と心情を話した。この回の公判では、弁護側の証人としてGMが出廷した。「虐待について思い当たることは」と尋ねられ、「私たち（夫婦）の生活に余裕がなくて、寂しい思いをさせてしまったからでは」と証言すると、Mは泣きながら首を横に振る仕草をしたという。

5月12日、殺人と死体遺棄罪に問われたMに対する論告求刑公判が山形地裁であった。検察側は「確定的な殺意があったのは明らかで、幼児虐待の極みともいえる犯行」として懲役13年を求刑した。それに対してMは、「(翔のそばに行けるから) 死刑と言われた方がずっと良かった」と涙を流した。検察側は論告において、Mが罪状認否で「死亡させようと思って虐待したわけではない」と述べたことを「罪の軽減を図るために弁解した」と指摘した。翔君に白米と水だけの食事を与え続けたことや、KFに自動車事故を装った殺害を提案したことなどを挙げ、「積極的かつ確定的に殺す故意があった」とした。動機についてはKFが翔君を嫌ったためとして「短絡的かつ自己中心的で酌量の余地はまったくない」と指弾した。一方、弁護側は「KFとその子ども、翔君と4人で楽しく暮らそうとしていただけ。暴行はKFの機嫌を損ねないようにしつけるために始まった」として未必の故意を主張し、寛大な判決を求めた。公判中のMは、涙を流すことはあったが、弁護人に虐待について問われても「よく分からない」と繰り返し、曖昧にする面もあった。裁判長より「最後に何か言いたいことはありますか」と尋ねられたMは、「自分も苦しんで死んだ方がよかった」「殴ったり蹴ったりして苦しめたこと、ここで謝らせてほしい。本当にごめんね」と翔君へあてた手紙を読み上げ号泣したが、そんなMに対して検察側は「恋愛感情におぼれ、母親の責任、理性を忘れた」と指弾した。

6月7日、殺人・死体遺棄罪に問われたMの判決公判が山形地裁で開かれた。判決は懲役11年(求刑・懲役13年)であった。裁判長は「自分の恋愛感情を満たすために行った犯行で、身勝手に冷酷かつ陰湿な動機に酌量の余地はない」「もっとも信頼すべき母親に裏切られた翔君の悲しみ、怒り、絶望は察するに余りある」などと述べた。

公判を通じで最大の争点となったのは“Mに殺意があったか”であった。検察側は一貫して「確定的な故意」を主張していた。裁判長は、Mが主張していた「死なせるつもりはなかった」との弁明に対して、Mが不十分ながらも毎日食事を与え続けたことや、体温を上げようと手足をさすったことなどに触れ、「犯行は、KFの主導によるもので、明確な(殺害の)意図はなかった」と未必の故意を認めた。しかし、「虐待しなければ自分が暴力を受ける恐れがあった」とするMの証言については「交際、同居を自ら選択し優先させ、虐待行為に加担して死亡させた事実は変わらない」と酌量の余地を退けた。判決の瞬間、Mは「なんで(刑期を)減らしたのですか」と泣き崩れた。裁判長は最後に「翔君の命を大事に思うなら、自分の命を大事にして、供養をしっかりとやって下さい」と諭し、Mは黙ってうなずき、法廷を後にした。

Mはどうして翔君とともに逃げなかったのか、最後まで残ったこの疑問に、Mを担当した柿崎喜世樹弁護士は「『自分にしか分からない』という思いがあったのか、彼女の心に飛び込めない部分があった」と振り返った。

b. KFの公判

KFは2003年12月22日、死体遺棄罪で起訴された。2004年2月5日にはMと同様に殺人の疑いで再逮捕され、翌2月6日、Mとともに山形地検に送検された。

2月16日、死体遺棄罪で問われたKFの初公判が山形地裁で開かれ、KFは、灰色のスエットスーツで出廷した。終始うつむき加減で、裁判長から「被告人」と2回呼ばれてようやく証言台に立ったという。罪状認否では「間違いありません」と小さな声で答え、起訴事実を認めた。

2月26日、山形地検は、死体遺棄罪で公判中のMとKFを殺人罪で追起訴し、2人に積極的な殺意があったと認定した。

4月19日、殺人と死体遺棄罪に問われたKFの第2回公判が、山形地裁で開かれた。殺人罪の罪状認否で「死んでも構わないとは思ったが、計画的にやったわけではない」と確定的な殺意を否定し、弁護側も犯行は未必の故意と主張した。証拠調べで、弁護側はMの証言の一部を証拠として採用することを拒否し、KFが翔君に包丁を突き付けたなどとするMの証言は事実と異なるとして、KFの殺意について争う姿勢を示した。

5月24日、KFの第3回公判が山形地裁で開かれた。被告人質問で、KFは弁護人から「翔君に包丁を突き付けたことがあるか」と尋ねられ、「ないです」と証言し、包丁を突き付けたのはMで、自分は止めただけだと主張した。翔君を階段から突き落とそうとMと相談した事実も否定した。検察側は、犯行に関するKFの証言がMの証言と食い違うとして、Mを証人申請し、次回7月5日の公判でMの証人尋問が行われる見通しとなった。

7月5日、KFの第4回公判が山形地裁で開かれた。Mが検察側の証人として出廷した。Mは自分が翔君に包丁を突き付けたことを認めたくなくて「KFは私の包丁を取り上げ、翔に突き付けた。『おれなら殺せる』と言って、本当に刺しそうだった」、また、翔君を階段から突き落とそうとする相談も「KFから出た話だと思う」と述べた。それに対し、KFは「やってないことまで言っている」とMの証言を否定した。検察側にKFに対する気持ちを問われたMは「顔を見るのも嫌だし、声も聞きたくない。できることなら、母としてかたきを取ってやりたい。本当に償う気がないならば、更生の機会すら与えて欲しくない」と述べ、退廷するまでKFと視線を合わせようとはしなかった。

7月26日、KFに対する論告求刑公判が山形地裁で開かれ、検察側は「人間として到底許されない悪質かつ残酷な犯行」として懲役15年を求刑した。一方、弁護側は「未必の故意だった」として寛大な判決を求めた。検察側は論告で、KFが法廷で「殺そうと思って虐待したわけではない」と述べたことを「罪の軽減を図った虚偽の弁解」と指摘した。さらに、Mに暴行を指示したり、同居後すぐに翔君を殴ったりするようになったことなどから「確定的な殺意を持ち、終始主導的な役割を果たしていた。Mより刑事責任が重い」と指弾した。弁護側は、自らの暴行で腫れあがった翔君の顔を見て「これ以上殴れない」と思ったことなどに言及し、「自分の暴行で死にいたるかもしれないとは思ったが、確定的な殺意があったわけではない」とした。KFは「大切な命を奪ってしまい申し訳ない。早く刑に服して冥福を祈りたい」と謝罪の言葉を述べた。

10月18日、KFの判決公判で裁判長は「翔君の悲しみ、恨み、絶望を思うと涙を禁じえない」など

として懲役13年（求刑・懲役15年）を言い渡した。「空腹や暴行に耐えて嘔吐する姿を目にしなが
ら平然と虐待を続けた被告は、人間としての情が欠如している」と指弾し、動機について「執行猶予中だ
ったことから、翔君の警察ごっこにいら立ったという身勝手なもので、酌量の余地は全くない」と断罪
した。翔君に包丁を突き付けたことなどKFが否定していた事実も、Mの証言を採用して認定し、い
ずれも「衝動的かつ一過性」と判断した。争点となっていた殺意については、検察側が主張した「確
定的な故意」を退け、「未必の故意」とした。さらに、死亡後に遺棄方法を考えたことなどから「計画
性は脆弱」と結論付けた。検察側は判決に先立ち、GMがKFに書いた「もし罪にならないのなら翔
にしたことをやり返したい」とする手紙を読み上げた。KFは黙って聞き、「本当に申し訳ないこと
をした」と謝罪した。判決がでた後、KFの弁護人は「どんな判決でも甘んじて従う心境だったよう
だ」と述べ、控訴しない意向を示していたが、KFは懲役13年とした一審の量刑を不服として控訴した。

2005年2月8日、KFの控訴審初公判が仙台高裁で開かれた。控訴趣意書によると、KFは、①原判
決では殺意を「確定的な故意ではなく未必な故意」と認定したが量刑に反映されていない、②翔君を
保護すべきMの責任こそより強く非難されるべき、などの理由で一審判決を減ずるよう求めた。KF
は控訴審に出廷して被告人質問が行われる予定だったが、出廷せず即日結審となった。KFの弁護士
によると「1月末に接見した時は欠席するとは言っていなかった」とのことで、欠席の理由は明らか
にならなかった。仙台高等検察は「一審判決は量刑正当」と控訴棄却を求めた。

3月10日、仙台高裁で、殺人と死体遺棄の罪に問われたKFの控訴審判決がでた。裁判長は「原判
決の量刑が重すぎるとは言えない」として、懲役13年を言い渡した一審・山形地裁判決を支持し、控
訴を棄却した。控訴審公判と同じくKFは姿を見せなかった。弁護側は一審で認定された「確定的殺
意をもって殺したのではない」とする未必の故意などを根拠に減刑を主張していたが、裁判長は「被
告人は主導的な役割を担っており、刑事責任は共犯女性より重大」と指摘し、未必の故意を認定し
た上でも、懲役13年の判決が妥当とした。弁護人によると、控訴後、接見するたびに出廷を要請したが、
KFは「傍聴席からの視線に耐えられない」ことを理由に拒否し続け、最後まで出廷しなかった。

その後、KFは控訴審判決を不服として上告した。6月13日、KFに対し、最高裁第2小法廷は、上
告を棄却する決定をした。懲役13年として一、二審判決が確定した。

(2) 事件へのコメント・新聞報道

本事件へのコメントや、本事件に触れた報道を以下にまとめる。

2003年12月22日、『朝日新聞』では、山田裕子常務理事（子どもの虐待防止ネットワーク・あいち）
が、「複雑な問題を多く抱えている事件であり、順調に子育てをしていた母親が男性の影響で短期間
に変容し、事件につながる例が最近増えているように感じる。暴力に支配され、正常な判断ができな
くなっているのではないか」とコメントした。

さらに、12月23日から27日にわたり、朝日新聞で全5回にわたり連載が組まれた。各回のテーマは、
「幸せの残像」「不安の足音」「暴力の支配」「月夜の別れ」「逃避の末路」であった。連載の中では、
虐待が始まり逮捕に至るまでの経過をまとめている。その中で、佐藤幸子講師（県立保健医療大学、

小児看護学)は、「自分の衝動をコントロールしきれない男。その不安定さに動揺し、嫌われたくないという気持ちから、男の虐待を止められずわが子を守れなかった母親の姿が見える。根底には母親自身の寂しさや見捨てられ不安があるのではないか。このような母親こそ、実はあたたかく、安定した人間関係を欲し、必要としていることが多い」とコメントした。

その1年後の2004年12月20日、『朝日新聞』では「殺意の裏側 につぼんの安全第5部 虐待『小さな幸せ』求め転落」というタイトルで新聞連載が組まれた。「仕事、家庭、人とのきずな、そのあり方が大きく変わりつつある『いま』という時代のなかで、『殺意』は思わぬ語りで噴出して来る」と述べ、本事件が取り上げられた。Mが、付き合っていた男性から「子もちはダメ」と言われ、インターネットに愚痴を書きこんだことをきっかけにKFと知り合った経過が書かれていた。そして、付き合い始めてから、翔君に厳しく接するほどKFが自分に優しく接してくれ、だんだんと「母」であることを捨てていった流れが書かれていた。

(3) 事件を踏まえての展開

2003年11月11日、山形県知事が記者会見を行い、子育てに悩む親を対象とした支援策を検討すると述べた。本事件について「異常の典型で、社会に波紋を広げる」と発言し、子どもを育てる親が精神的に余裕を持つことができない状況を懸念し、「精神や気持ちの癒しに力を入れたい」と話した。具体策として、ケースワーカーやセラピストへの支援や拡充を検討することが提案された。(『朝日新聞』2003年11月12日)

また、山形大学の模擬裁判実行委員会の主催で、11月19日から20日にかけて、児童虐待の問題を取り上げた模擬裁判が行われた。虐待の防止策や虐待に至るいきさつなどを考えてもらうきっかけとなることを目的としている。脚本は、類似事件の判例や、児童相談所への取材をもとに、“夫の暴力を受けた長男を医師に見せずに死なせるなどしたとして保護責任者遺棄致死罪などに問われた母親の初公判から判決までを描いたもの”で、学生が脚本を執筆し、出演をこなした。実行委員長は、「偶然ながら筋書きの似た事件として関心を持った。本当に防ぐことはできなかったのか、早期発見が大事だと改めて思った」と話していた。

さらに、本事件を含め、虐待事件が相次いだことを受け、11月に県庁で児童虐待防止に関する会議が開かれた。県児童家庭課より、児童相談所に寄せられる3歳未満児への虐待は、5年前は全体の15%だったのに対し、今年は29%に増えていると報告され、「この年頃の子どもは、排泄や食事を自分でするようになり、自己主張をしはじめる時期。親は育児で戸惑いを感じ、虐待につながるのでは」と述べた。山形県の児童相談所への相談件数は児童虐待防止法が施行された2000年の168件がピークで、2003年10月末時点で62件と減少傾向にあるが、虐待が減っているわけではなく、核家族や地域と接触がない家族が増え、虐待の発見は難しくなっているという。会議では、民生児童委員が地域の目配りを徹底するなど虐待の早期発見が申し合わされた。

(南山 今日子)

4. 愛知県名古屋市の事例（2003年）

(1) 新聞報道による事件の概要

以下は『朝日新聞』及び『読売新聞』の報道記事をまとめたものである。

2003年（平成15年）10月19日16時頃、名古屋市昭和区在住のアルバイト職員である実母M（27歳）（以下、Mと呼ぶ）の119番通報により、4歳の勇樹君が市内の病院に運び込まれた。Mは、「息子が冷蔵庫の上の本を取るため、イスとバケツを重ねて上がったところ、バランスを崩して転んだ」と説明した。病院の当直医より「心停止状態で運び込まれた男児に不審な点がある。傷が古いのではないか？」と愛知県警昭和署に通報があり、間もなくして勇樹君の死亡が確認された。司法解剖の結果、死因は腹部内出血による出血性ショックであった。

事件の2日後、Mと交際していた高校3年生の少年A（18歳）（以下、Aと呼ぶ）が傷害致死の疑いで逮捕され、Aを庇うため嘘の説明をしたとして、犯人隠匿の疑いでMも逮捕された。Aは勇樹君に日常的に虐待を繰り返しており、遺体には古い打撲の跡が数か所あった。事件当日、Aは7時頃と15時頃の2回にわたって勇樹君を殴る蹴るなど暴行し、Mはこれを目撃しながらも、勇樹君の容体が急変した後にAから口裏合わせを持ちかけられ、Aを庇い虚偽の説明をしていたことがわかった。

その後Aは容疑を認め、名古屋地裁は「無抵抗な幼児に加減することなく暴行しており悪質な犯行だが、交際女性との特異な関係から生じた心理的な混乱状態から引き起こされた側面がある」とし、傷害致死の罪で懲役3年以上5年以下の不定期刑^{*12}を言い渡した。

Mは、「自らも（Aによる）DVの被害者であり、また、暴行を止めようとした」と無罪を主張したが、地裁は「暴行を繰り返す男との同居を続け、男児を危険にさらしたのは被告本人で、体を張っても暴行を阻止すべきだった」とし、傷害致死幫助の罪で懲役2年執行猶予3年を言い渡した。Mは控訴したが、2005年（平成17年）11月17日名古屋高裁により棄却された。

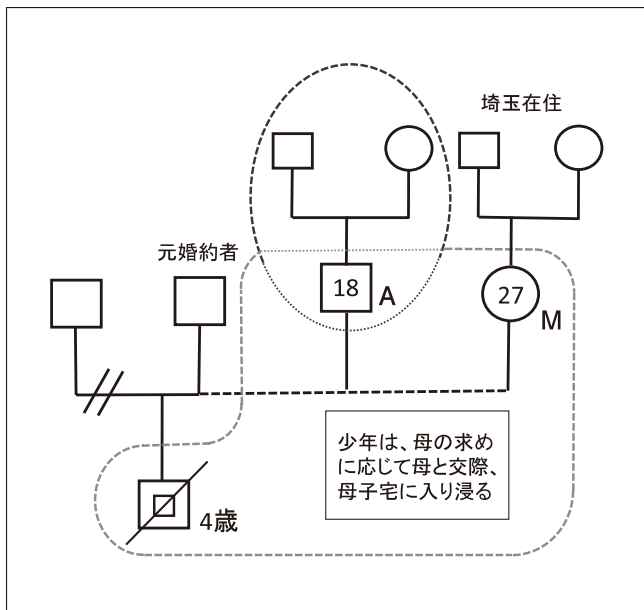
なお勇樹君の通う保育所は、勇樹君の体に度々痣ができていたことを名古屋市の児童相談所に相談しており、昭和署は児童相談所から相談を受けていた。

(2) 新聞報道による事件の詳細

以下は、新聞や雑誌の報道記事及びAの判決文から、ア) 家族について、イ) 事件までの経過、ウ) 事件前の認識、エ) MとAの供述と証言、をまとめたものである。

*12 不定期刑は、あらかじめ刑期を定めずに言い渡すものであり、少年法にその規定がある。すなわち少年法第52条は、「少年に対して長期3年以上の有期の懲役または禁錮をもって処断すべき時は、その刑の範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す。但し、短期が5年を超える刑をもって処断すべきときは、短期を5年に短縮する」と定めており、犯行時18歳であったAには、不定期刑が科された。

ア) 事件当時の家族について



※ Mの同胞についての記述なし

※ Aの同胞についての記述なし

※ Aは平成15年7月頃よりMと勇樹君宅に度々出入りするようになった。

イ) 事件までの経過 (>: 児童相談所の対応)

年月日	経過
1997	M、短期大学を卒業。(『中日新聞』2003年11月11日)
	M、勤め先の全国チェーン飲食店店長と結婚。(『中日新聞』2003年11月11日)
2000	M、離婚。(『中日新聞』2003年11月11日)
9	M、以前と同じ飲食店のアルバイトを始める。(A判決文より) 勇樹君、保育園入園。(『朝日新聞』2003年10月24日)
2001	7 アルバイト先で、Mと当時高1のAが知り合う。しばらくするとMはAを食事などに誘うようになるも、Aは誘いを断り続ける。(A判決文より)
2002	3 AとMを含む同僚でカラオケに行った後、Mが「眠り込んだ勇樹君を連れて帰るのを手伝って欲しい」とAに頼む。AがM宅へ行ったところ、Mが迫り、性的関係を持つ。この頃Mには別に婚約者がいたことからAは嫌悪感を抱き、その後の誘いを拒む。(A判決文より)
9	M、店長に昇格。(『読売新聞』2003年10月23日)
2003	2 Mは再びAに性的関係を求めるようになる。(A判決文より)
3	AはMの誘いを断り切れずに再び性的関係を持ち、Mは度々Aを自宅に呼ぶようになる。(A判決文より)
4	Aは高3の1学期、週の半分ほど欠席、遅刻や居眠りも多くなる。教員に問われるとAは「夜遅くまで眠れず、朝起きられない」と話す。(『朝日新聞』2003年10月22日)
5	AはMへ暴力を振るうようになる。(『朝日新聞』2004年6月15日)
6	「来ないなら自宅付近まで行く」「帰るなら手首を切る」など、MのAに対する脅迫的な呼び出しが増える。M宅での時間が増えるにつれ、Aは「(勇樹君の) しつけがなされていない」と感じるようになり、最初は口頭で注意していたが、軽く叩くようになる。(A判決文より)
6下旬	M、婚約破棄。(A判決文より)

7	Mは子育ての意欲を急速に無くしていく。(『中日新聞』2003年11月11日) Aは、M宅に度々出入りするようになり、同居状態へと発展する。Aが帰宅しようとする、Mが包丁で自分の手首を切ろうとする。(A判決文より)
7.16	保育園職員が、勇樹君の顔と背中にゴルフボール大の痣があることに気付く。勇樹君は「テレビを見ていて、お汁をこぼしたら、家にいるお兄ちゃんに叩かれた」と話す。Mは「知らないうちに怪我をした」と説明。(『読売新聞』2003年10月22日)
8	勇樹君が1人で自宅から徒歩で登園。また、1人で公園にて遊ぶ姿が目撃される。(『朝日新聞』2003年10月24日) Aが飲食店アルバイトを辞める。Mが店の話題に触れると、Aは「思い出させるな」などと腹を立てて殴る。(『朝日新聞』2003年10月24日) Aが勇樹君への暴行をエスカレートさせ、週に2、3度殴ったり蹴ったりするようになる。(『読売新聞』2004年2月5日) AのMへの暴力は週3回ぐらいの頻度にエスカレート。(『朝日新聞』2004年6月15日) Aは、勇樹君が「トイレを出て手を洗わなかった」「歯を磨かなかった」という理由でそれぞれ頬を叩くなどする。(『朝日新聞』2003年10月24日)
8月上旬	この頃の保育園の観察記録に「大泣きして止まらなくなるなど、情緒が不安定になっている」と記載される。(馬場,2007)
8.6	保育園職員が、勇樹君の腰に痣を見つける。(『朝日新聞』2003年10月22日) アルバイト先でAが突然Mを蹴り、解雇される。Aは上司に「気に入らないことがあったら蹴ってもいいという合意が2人の間にある」と話す。(『中日新聞』2003年11月11日)
8.8	勇樹君が、最寄りの地下鉄駅で迷子になり保護される。埼玉の祖父母宅に行きたかったと話す。(『朝日新聞』2003年10月24日)
8月中旬以降	Aは勇樹君と目が合った際に「何を見ているんだ」と聞き、何も答えない勇樹君に暴行する。(『朝日新聞』2004年4月23日)
8下旬	勇樹君は「夏休みが終われば、お兄ちゃんはおらんくなる」と嬉しそうに保育園の園長(以下、園長と呼ぶ)に話す。(『朝日新聞』2003年10月24日)
8.27	保育園職員が、勇樹君の足の甲と顔に痣を見つける。(『朝日新聞』2003年10月22日)
9	担任が自宅に連絡したためか、Aの欠席が減る。(『読売新聞』2003年10月22日) 勇樹君は「お母さんが嫌いになればお兄ちゃんも来なくなるのに」と園長に話す。(『朝日新聞』2003年10月24日) Aに蹴られ、Mが腰の骨を折る。(『サンデー毎日』2003年11月9日)
9.4	保育園職員が、勇樹君の尻に痣を見つける。(『朝日新聞』2003年10月22日)
9.9	➤ 保育園は区役所に電話で報告し、区役所から連絡を受けた児童相談所は昭和署に相談する。(『朝日新聞』2003年10月22日)
9.10	Mは「怪我をして家事ができない」と児童養護施設の短期利用を福祉事務所に申請。(『朝日新聞』2003年10月22日)
9.11	➤ 保育園から、虐待の疑いがあると児童相談所に通告が入る。勇樹君と面接をした児童相談所の児童福祉司は「目立った外傷はない」と報告する。児童相談所はMとは面接せず、保育園を通じてMへ指導をする。(『読売新聞』2003年10月22日) ➤ 児童相談所は緊急会議を開き対応を検討し、緊急性はないと判断する。(『読売新聞』2003年10月23日) ➤ Mは勇樹君のショートステイを福祉課に申し込み、福祉課はこれを虐待の通告とともに児童相談所に連絡。「転んだ」というMの説明をうのみにした児童相談所は情報収集せず。(『中日新聞』2003年11月13日)
9.12	母方祖父母に勇樹君を10日ほど預けることになる。この時、祖父が脇腹と尻に痣を発見し、電話でMを問いただすと「保育園でいじめられた跡と、冷蔵庫にぶつけた跡」とごまかす。(『朝日新聞』2004年2月5日)

9.18	➤ 児童相談所職員2名が保育園を訪れ「(Aが) 家に来ないように指導を」と保育園に働きかけるが、園長は「母親との信頼関係を損なう恐れがある」と応じず。次に勇樹君に痣や傷がみつかったら知らせるということになる。(『中日新聞』2003年11月13日)
9中頃	母方祖父母宅より戻る際、勇樹君は「(自宅に) 帰りたくない」と話す。(『朝日新聞』2004年2月5日)
9.24	勇樹君は母方祖父母宅より戻り登園。(『中日新聞』2003年11月13日) 勇樹君は保育園職員に「昨日、お兄ちゃんに色々なところを叩かれた」と話す。(『朝日新聞』2003年10月23日)
9.26	➤ 児童相談所は保育園に電話をかけ、保育園は「目立った外傷は無い」と児童相談所に報告。(『中日新聞』2003年11月13日)
10.7	児童相談所は、Aが勇樹君に暴行を加えていた疑いがあるとして昭和署に相談し、昭和署は児童相談所に、Mに被害届を出させるようアドバイスする。(『読売新聞』2003年10月21日)
10.15	勇樹君は園長に「お母さんと一緒にお風呂に入ったり、だっこしてもらったり、一緒に寝たりしたい」と話し、園長からMに伝えて欲しいと懇願する。園長はMに「絵本を読んだり、一緒にお風呂入ったり寝たりしてあげてね。忙しいかもしれないけど、一番大切なときだから」と告げる。(『朝日新聞』2003年10月24日)
10.16	勇樹君は園長に「昨日絵本を読んでもらったよ」と笑顔で報告する。(『読売新聞』2003年11月28日)
10.17	➤ 児童相談所は保育園に電話し、園長は「母子関係はうまくいっている。痣は確認されていない」と報告。(『中日新聞』2003年11月13日) 保育園とMが面談し、Mは「Aは自分の代わりにしつけをしてくれる」と話す。(『サンデー毎日』2003年11月9日)
10.18	AとMは21時に勇樹君を寝かしつけた後、午前3時までカラオケに行く。(『中日新聞』2003年11月11日)
10.19	7:00 Aが目を覚ますと勇樹君が立っており、「トイレに行きたい」という。Aが、すぐにトイレに行こうとしない勇樹君を強く蹴ると、勇樹君はふすまにぶつかって倒れた。Mは倒れた勇樹君を見て「やめてよ」と勇樹君に覆い被さり、脇腹を1回蹴られ肋骨骨折。(A判決文より)
	14:00 昼寝から起きたMは、Aが寝ている間に勇樹君を自転車に乗せて外出。近くのスーパーの投げ輪大会の練習に参加し、飲食店でハンバーガー4個と飲み物2人分を買って15時15分頃に帰宅。(A判決文より)
	15:15-50 Aは、買い物から帰ってきた2人が、飲み物を2人分しか買わずに帰宅したことに激怒し、勇樹君に「なぜシェークがあるのか」と質問し、何も言わない勇樹君に暴行を始めた。座っている勇樹君の右肩を拳で殴打し、右脇腹付近を2回くらい足蹴にした上、勇樹君が体の左側を下にして倒れると、右側の胸から腰にかけての部位を十数回足蹴にする暴行を加えた。その際Mは、暴行を止めるためにAの腕を掴むなどしたが、AはMの手を振り払い、暴行を続けた。 Aは勇樹君の腹部を左右から両手で抱えるようにして掴み、約40cmの高さから床に放り投げ、うつぶせに倒れている勇樹君の背中を両拳で10回くらい殴打し、左の脇から腰にかけての部位を十数回足蹴にした。勇樹君の涙や鼻水で床が濡れていたことから、勇樹君にティッシュで床を拭かせることにしたが、勇樹君が四つん這いになって床を拭いている最中にも、その背中と脇の辺りを、足の裏で押すようにして2回くらい蹴った。さらに、床を拭き終えた勇樹君の右腰付近を4回くらい蹴り、胸を足の裏で1回蹴飛ばしたところ、勇樹君は床の上に倒れた。(A判決文より)

	16:00	(Aは、) 勇樹君が動かず、呼んでも返事をしなかったことから異変に気づき、Mと共に布団に寝かせた。勇樹君は腹痛を訴え、やがて、その手足が冷たくなっていった。(A判決文より)
	16:04	Mは「子どもがお腹が痛いと言っている」と119番通報する。救急隊が着く前に、AはMに「イスから落ちたことにしよう」と口裏合わせを持ちかける。(『朝日新聞』2003年10月22日)
	16:35 ごろ	搬送された病院の医師が、「不審な点がある」と警察に通報する。(『朝日新聞』2003年10月21日)
	17:00 過ぎ	出血性ショックにより勇樹君死亡。(『朝日新聞』2003年10月21日)
10.21		昭和署は、Aを傷害致死の疑い、Mを犯人隠匿の疑いで逮捕。2人は勇樹君が「イスから落ちて腹を打った」と供述する。同日夜、両者が虐待を認める供述をする。(『朝日新聞』2003年10月22日)
10.22		愛知県警はMとAを名古屋地検に送検。(『朝日新聞』2003年10月22日)

ウ) 事件前の周囲の認識

新聞報道によると、MがAに「出て行け」と大声を出すこと(『中日新聞』2003年11月11日)や、勇樹君が夜に公園で1人であること(『朝日新聞』2003年10月24日)が目撃されている。勇樹君は、何度か体に痣を発見されており、1人で祖父母宅に行こうとしたこともあるという(『朝日新聞』2003年10月24日)。しかし、Mと勇樹君の仲が良いこと、勇樹君が明るく振る舞っていること、そしてAが大きなトラブルなく学業やアルバイトをこなしていたことなどから、周囲はM、A、勇樹君の行動や生活状況に異変を感じていなかった。

- Mは夜間3年制の短期大学で児童福祉を専攻し、卒業研究では地域での子育てを説いた。結婚後暮らしていたマンション近くの住人は「子どもを大切に育てていた」と振り返っている。離婚後も働きながら、母親の役割は懸命に努めていたと話している。(『中日新聞』2003年11月11日)
- Aの母親は、「外泊を続け、高校に行っていないことは知っていたが、『先輩のところにいる』と言われ、Mの自宅にいたとは知らなかった」と答えた。(『読売新聞』2005年1月19日)
- アルバイト先によると、Mはまじめで接客や他のアルバイトへの指示がうまく、Aの仕事ぶりも明るくてまじめだったという。(『朝日新聞』2003年10月24日)
- Aの通う学校によると、学業や素行に問題は見られなかったという。高3の1学期は欠席が多かったため家庭訪問をし、2学期からは登校するようになっていたという。(『サンデー毎日』2003年11月9日)
- 勇樹君の通っていた保育園の園長によると、入園当初は仲の良さそうな親子だったという。身体の痣を確認した後も、勇樹君に落ち込むそぶりはなく、いつも元気に走り回っていたと話している。また、園長は「勇樹君は日頃から『お母さんに甘えたい』と訴えていたが、家に帰るとお兄ちゃんがいるからお母さんと仲良くできないのかなと思っていた」という。(『朝日新聞』2003年10月22・24日)

エ) MとAの供述と証言

M、A、共に「悪いことをした」と後に供述している（『朝日新聞』2003年10月22日）。Mは犯行について「少なくとも痣などの怪我が生じると思っていたが、多少怪我をしても、止めに入るより（勇樹君が）我慢したほうが乱暴が早く終わると思っていた。Aを叩き出していけばよかった」と話している（『読売新聞』2003年11月11日）。Aを庇ったことについては、「好きだから庇った。喋れば捕まって会えなくなる。将来がどうなるかも心配だった」と供述している（『朝日新聞』2003年10月22日）。MはAの“いらいらの理由”として、家に帰りたがるAを引き留めたことを挙げ、また、「Aの暴力は自分に原因があり、（自分が勇樹君を）きちんとしつけをしていけば止まると思っていた」と述べている（『中日新聞』2004年4月23日）。

一方Aは、Mとの交際は恋愛感情からではなく、アルバイト先の上司からの誘いを断り切れなかったためと強調した。Aは、恋人がいるのに自分を誘ってくるMに対して嫌悪感さえ抱いていたという。意に反してM宅で過ごす時間が増えるにしたがい、勇樹君のしつけがなされていないと感じて生活上の小さなことを注意するようになり、徐々に暴力へとエスカレートしていったという（A判決文より）。

(3) 事件に対する所見

ア) Aについて

Aには心理鑑定が行われており、Aの判決文には、生活背景から事件の経緯に関する鑑定人の考察が掲載されている。また、馬場恒子（2007）は愛知江南短期大学の紀要に、Aの背景を分析したコメントを掲載している。

- 鑑定人意見：Aの人格特性として、上の者には従わなければならないという意味での協調性や義務感が強い、欲求不満の状態に置かれたときには、諦めてやり過ごすという選択をしやすい、目的に向かって進む意思に乏しい、家族に対して否定的なとらえかたをしていることが指摘される。両親による不適切な養育などにより形成された人格の未成熟さや社会性の未熟さが原因となり、Mとの意に沿わない関係が継続される状態に陥った。勇樹君に対する暴行は、Aが親から受けた不適切なしつけを行っていたというしつけの世代間連鎖であり、擬似的母親であるMから供給される愛情が過小だったため勇樹君との間で疑似同胞葛藤が生じていた。また、Aが小学校時代に受けたいじめにより、自分の痛みをまひさせるという対処法を身につけていたため、勇樹君に対する暴行の際にも、苦痛を与えているという感覚が分離されてしまった。
- 馬場恒子（2007）：Aの両親は共働きで、母親は仕事から帰ってきて、「今日も学校に行かなかったんだ」と、お弁当がテーブルに残っているかどうかでしかAの所在をつかめなくなっていた。そして今回の事件後、息子が警察に事情を聴かれていることさえ、母親は知らなかったという。この親子関係には、親子の対話どころか接点すら認められない。またAは、中学の頃から肉弾戦アニメに熱中し、高校に進んでからは一人であることが多かったという。このように放任といえそうな家庭環境、肉弾戦のアニメとゲームへの傾倒、そして孤独から、Mと出会い、同棲、そして今回の事件という経過から考えると、この高校生は、家庭や学校にこころ休まる「居場所」を

持っていなかったのではないか。親の監視もなく、ただ自由になるお金欲しさでバイトを始め、バイト先で知り合ったのが離婚後のMであった。AとMは互いに満たされないところとからだを癒し、Aは、自分の「居場所」をM宅に見つけ居座ることになったのではないか。

高校3年生ともなると、からだは生物学的には大人である。しかし、精神的には未熟で大人になりきれない不安定な存在といえる。つまり、自己中心的な反面自己犠牲的で、情熱的な愛情を燃やすと思えばすぐにさめてしまう。仲間をつくりたがるが孤独にもあこがれる。利己的で現実的である反面、高い理想に燃える。禁欲的である一方、本能的な衝動に身を任せてしまう。他人に対して粗野で分別がないようで、一方非常に神経過敏である。このように相反する両極端を揺れ動くなど、ところは迷いや悩み、不安をかかえる不安定な状態である。しかし、大抵は幼児期の両親からのしつけにより、自我の欲求統制、行動の統制を学び、基本的な習慣やマナーを習得する。さらに青年期にかけて両親や教師、友人との関係を通して感情の統制、善悪の判断、人生観などを形成する。そして、相手に対する信頼感、愛情、尊敬が基礎となって、様々なモデルが取り入れられ自分というものが確立していく。

しかし、今日「機能不全家族」「崩壊家庭」といわれるように、親になりきれない親が不自然でぎこちない育児に追いやられ、乳幼児期のこうした不自然でぎこちない親の関わりが隠れた起爆剤となり、その結果として思春期に爆発し、今回のような悲惨な事件を招いたように思われてならない。

一人前の大人とは、自我が成熟していることである。生理学的には、17～18歳で理性や自我の座がほぼ備わり、本能や感情の座をある程度統制することが可能になる。最終的には25歳位で完成するが、世間には25歳過ぎても、30歳過ぎても、40歳近くなっても自我の発達が未熟な人がいる。最近、この人達による常識では考えられない数々の事件が起こっていることも事実である。

イ) Mと勇樹君について

Mの背景について、お茶の水大学の戒能民江教授は「(DVにより)抵抗したら“もっとやられる”“彼に捨てられるかもしれない”という2つの恐怖が彼女を支配していた」と分析している(『中日新聞』2003年11月11日)。子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(CAPNA)山田祐子常務理事も同様に、他事件に対するコラムに本事例などの例を挙げて「(母親は、Aの)暴力に支配され、正常な判断ができなくなっているのではないか」とコメントしている(『朝日新聞』2003年12月22日)。

勇樹君は自分の身体の痣について、一度は保育園職員に「ぶつけた」などと答えており、CAPNAの田島淑子事務局長は、「自分が悪いと思うことで子どもは心のバランスを保とうとした」とコメントしている(『サンデー毎日』2003年11月9日)。

ウ) 児童相談所の対応について

児童相談所に通告が入っていたにもかかわらず事件が起きたことで、その対応に問題がなかったかという点に焦点が当てられた。名古屋市の児童相談所長と市長は、共に対応の問題についてコメント

をしている。また、本事件の対応の問題を中心に論議したという「なごやこどもサポート連絡会議」の定例会議について、いくつかの報道記事が見られた。

- 児童相談所の対応について、児童相談所長は「一定の時期に母親に会ってしかるべき対応をとればよかったと反省している」「保育園と母親の信頼関係を大事にしたが、直接会うべきだった」と話している。（『朝日新聞』2003年10月22日）
- 名古屋市市長は、市の対応について「あと一歩積極的に対応できなかったことは大変残念だ。職員の洞察力のなさにいらだちを覚える」と述べている。児童相談所は勇樹君と直接会ったり、保育園との連携や警察に相談したりしたが、母親と直接会うなどはしておらず、市長は「保育園や母親、幼児自身、地域のサインをどうして見過ごしてしまったか、職員の洞察力のなさにいらだちと腹立たしさを覚える」と話し、「市内で過去に起きた虐待事件を受け、市は防止体制の整備を進めてきたが、今回生かすことができなかった行政の責任は重い」と続けた。（『朝日新聞』2003年10月22日）
- この事例では、サポート・チーム（2000年5月に導入された関係機関連携制度）は結成されず、児童相談所は、一時保護の緊急性はないと判断し、保育園を通じた母親への指導をするにとどまり、母親との接触はしなかった。祖父宅から戻った後も「ハイリスクな家庭という認識はあったが、おかしいところがあればすぐ報告してくれるよう保育園に依頼していた」と保育園に対応をまかせていた。児童福祉センター（児童相談所）の相談課長は「次に大きな怪我が見つければ家庭に介入する予定で、準備は進めていた」と釈明している。（『読売新聞』2003年10月23日）
- いじめや児童虐待を防ごうと、名古屋市の教育委員会や児童福祉センターなど子どもの教育や福祉関係の機関でつくる「なごやこどもサポート連絡会議」の定例会議が5日開かれ、勇樹君虐待死事件での対応ぶりなどを中心に意見を交わした。会議には、名古屋市公立保育園長会の会長や名古屋市医師会の理事など各機関の責任者や弁護士ら約30人が出席し、勇樹君への対応に当たった児童福祉センターに対し「なぜ母親に会わなかったのか」「母親への対応を保育園に任せただけは無理があったのでは」などの質問が相次いだ。同センターの相談課長は「保育園と母親の信頼関係を重視した。対応は保育園と協議して決めた」などと説明した上で「どの点が不足していたか、今後、詳細に検討したい」と述べた。会議では事件の再発防止のために「より迅速に対応できる関係機関のサポート・チームをつくろう」との意見も出た。（『共同通信』2003年11月5日）
- 東海女子大学の長谷川博一教授は、「保育園は保育のプロではあっても虐待問題はしょせん素人でしかない」「児童相談所は、痣がないという連絡だけで安堵し、保育園の指導で、母親がAの出入りを拒絶できると踏んで対応を保育園に“丸投げ”した」と指摘した。（『中日新聞』2003年11月13日）
- 判決を下した名古屋地裁裁判長は「児童が暴行を受けていることを認識していた関係者の対応にも不十分な点があった」とあえて言及した。（『読売新聞』2005年4月20日）
- 子どもの虐待防止センターの坂井聖二理事長（小児科医）は「Mは、暴行を受けている勇樹君を保育園に通わせ続けることでSOSを出していた。そのサインに適切に対応できていれば、悲劇を

防げたのでは」とコメントした。(『読売新聞』2005年4月20日)

- 『朝日新聞』は社説で、本事件を含めた児童相談所が関与していた事件を振り返り、連携、専門的職員の増員、権限強化、司法の関与、そして家族の再生とその後のサポートなどの課題があるとコメントした。(『朝日新聞』2003年11月25日、社説「危険信号を見落とすな」)

(4) 事件を踏まえての展開

事件後、名古屋市健康福祉局によって通達が出された。本事例を踏まえて、虐待防止対策が見直された。また、事件とは直接関係ないが、少年事件でもあるため、個人情報の流出に関する記事が見られた。

- 名古屋市健康福祉局は、虐待防止を求める通達を、市内の公立、民間保育所など計391カ所と、各区社会福祉事務所や児童養護施設など32カ所に出した。通達は、「きわめて不幸な虐待事件が発生し、子どもの生命を守れなかったことを大変遺憾に思う。すべての福祉に携わる者が虐待防止に取り組んでいきたい」として保育所等に早期発見や関係機関への通告、社会福祉事務所などには児童の安全確保を最優先することなどを求めた。(『朝日新聞』2003年10月24日)
- 11月5日、名古屋市は、原因と再発防止策を検証する組織を立ち上げることを決定した。弁護士や保育関係者ら約50人の集まった会議では、児童相談所の対応に疑問や批判が集中した。名古屋弁護士会の瀧康暢弁護士は「児童相談所は痣などについて、よく調べる必要があったのではないか、調査すべきだ」「市として調査し、教訓を得ることが大切ではないか。第三者を入れて改めて調査すべき」とし、児童相談所の対応などを検証する機関の設置を提案した。児童福祉センターの相談課長は「不足だった点、どんな踏み込み方があり得たか、児童相談所の対応を論議してもらえばいい」と答弁し、第三者の意見も聞き、場面ごとの是非を検証する場を設けることを約束した。(『朝日新聞』2003年11月6日)
- 元名古屋家裁調査官で厚生労働省の児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の委員でもある野田正人立命館大学教授は「保育園や児童相談所が虐待を認知しながら救えず、大きな警鐘を鳴らした事件で、児童虐待防止法改正の推進力になった」と指摘した。2004年10月に施行された改正児童虐待防止法では、児童虐待の定義に「保護者以外の同居人による虐待を親権者が放置すること」が明文化されている。また、児童相談所への通告義務は、「虐待を受けたと思われる」場合にも拡大され、早期発見に向けた枠組みが整えられた。(『読売新聞』2005年4月20日)
- 報道被害者支援ネットワーク・東海は、少年の初公判で報道機関の数社が依頼したイラストレーターらが傍聴席の最前列でAの似顔絵を作成したと指摘。少年法は少年本人を推知できるような記事や写真の掲載を禁じており、似顔絵についても「問題ないとは言えない」とし、十分な配慮を求める要望書を報道各社に送付している。(『朝日新聞』2004年4月16日)
- インターネット上の掲示板に、逮捕されたAの実名(とされる氏名)などが書き込まれ、名古屋法務局は2003年10月24日、「人権上問題がある」として、掲示板の管理者に削除するよう求めた。(『読売新聞』2003年10月25日)

- 2000年11月の児童虐待防止法の施行以降、名古屋市内で、児童相談所が対応しながら命を落とした子どもは（勇樹君を含め、）5年連続で計5人であったことを踏まえ、名古屋市は2005年度、虐待専門に対応する職員を倍増するなど虐待防止策を強化した。予算も1億3千万円と前年度からほぼ倍増されることとなった。（『朝日新聞』2005年5月19日）

(5) 参考：類似事件：成人母親の交際する同棲少年による虐待

- 愛媛県松山市、2003年11月23日

同居中の飲食店従業員の女性（20歳）の長男（2歳）の頭を強く殴るなどして意識不明の重体にさせたとして、無職の少年（16歳）が傷害容疑で逮捕された。男児は急性硬膜下血腫で意識不明の重体。長男の身体に複数の痣があるのを見た医師が松山東署に通報し、少年と女性に事情を聞いたところ少年が暴行を認めたという。

調べによると、少年は県内の高校を中退した直後の6月頃、携帯電話の出会い系サイトを通じて女性と知り合い、約1カ月前から3人で市内のマンションで一緒に住んでいたという。少年は「仕事もせずに住まわせてもらっているので、子どもの面倒は見ようと思ったが、男児がなつかないため11月初め頃から何度か叩くようになった」という。22日18時半頃、少年は、男児の顔や頭を十数回殴ったり叩いたりした。台所にいた母親が「もうやめといて」と制止したが、少年は無視して叩き続けたという。少年は「おもちゃの片付けをしないため、いらいらしてやった」と後に供述している。23日10時半頃、布団の上でぐったりしている男児を少年がを見つけ、近くの病院に運んだ。

少年は11月25日地検送検され、12月12日「刑事処分相当」の意見書付きで家裁送致、2週間の観護措置の後、少年鑑別所に収容された。（『朝日新聞』『読売新聞』『中日新聞』2003年11月24・25日）

- 神奈川県茅ヶ崎市、2004年8月17日

同棲相手の無職女性（31歳）の長女（5歳）が字の練習をしていないのに「した」と嘘をついたことに腹を立てた少年（18歳）が、女兒の顔や腹を殴った上、床に投げつけるなどして、全身打撲で1か月の怪我を負わせた疑いで緊急逮捕された。少年と女性は「転んだ」と偽ったが、体中に殴られたような痣があったため、不審に思った病院が警察に通報した。警察が少年に事情を聞いたところ、容疑を認めたという。女性は暴行時そばにいたが「止められなかった」と話している。

少年は1年前から女性、女性の長女、長男（9歳）の4人で暮らしており、8月上旬に引っ越したばかりだったという。（『朝日新聞』『読売新聞』2004年8月18・19日）

- 兵庫県神戸市、2011年5月19日発覚、25日逮捕

内妻（31歳）の次女（5歳）に暴行したとして、無職少年（19歳）が傷害容疑で逮捕された。19日、母親の女性が、自宅でぐったりしている次女を病院に連れて行ったところ、女兒の体には複数の痣があり、肋骨を骨折していた。虐待に気づいた医師が児童相談所に通告した。

少年は3月頃から内妻と（2歳から8歳の）4人の子どもと同居していたが、内妻は「虐待についてはまったく知らなかった」と話している。葺合（ふきあい）署は暴行を目撃した長男（8歳）と長女（7歳）の証言などから少年を逮捕し、その後少年は「兄妹喧嘩を注意してもやめず、かっとなり蹴った」と供述した。（『朝日新聞』『読売新聞』2011年5月26・31日）

(6) 文献

- 名古屋地判 平成17年4月19日（裁判所HP <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/274A55DEFD2FEEDA4925707C00061739.pdf>)
- 名古屋高判 平成17年11月17日（裁判所HP <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/2704F42CFBF81D0A49257114001B0BD5.pdf>)
- 馬場常子（2007）「子どもに伝えたいこと：子どもに関する最近の事件を振り返って、将来、保育士や親となる学生に託したいこと」愛知江南短期大学紀要 36, pp.15-32

（山邊 沙欧里）

5. 大阪府岸和田市の事例（2004年）

(1) 事件概要

ア) 家族状況（発覚時点）

○被害児童K君：15歳男児、中学3年生

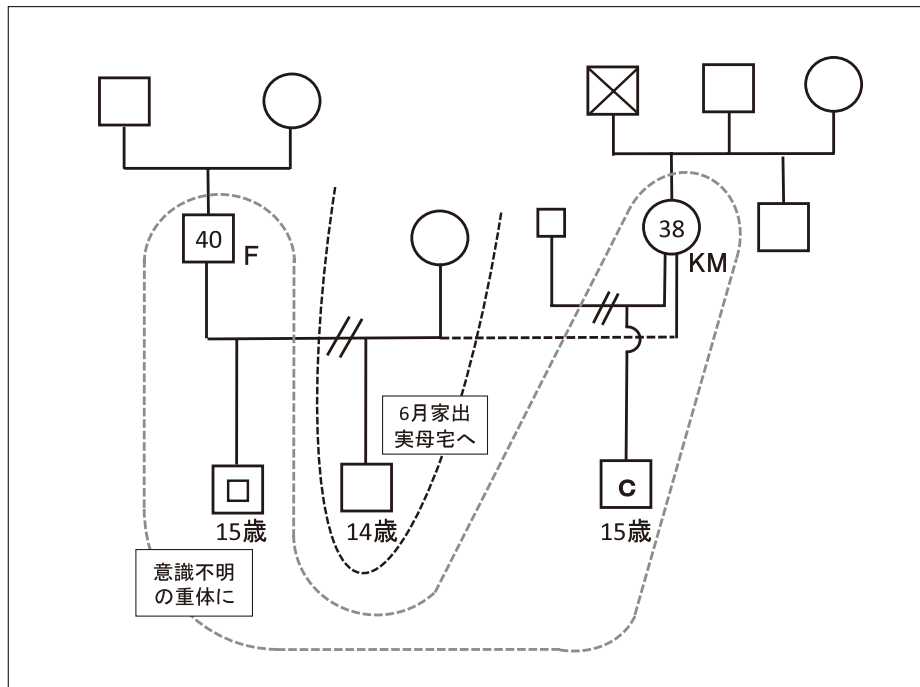
○家族：実父F（40歳）、運転手

継母KM（38歳）販売員

継母の連れ子C（15歳）中学3年生

《実母》事件の8年前に離婚

《実弟》中学2年生。2003年6月から実母の元で生活。



イ) 経過（逮捕直後の新聞・雑誌等の報道からのまとめ）

a. 発端

FとKMが岸和田市で同居を始めたのは、事件が発覚する約5年前からである。最初はF、KM、Cの3人で暮らしていた。この当時、K君と実弟は、父方祖父母宅に預けられていた。

2001年4月、K君は中学に入学するのを機に、F宅に引き取られ、F、KM、Cと同居した。中学1年生当時は学年代表を務める等、元気に活動できていたようだ。

翌年の2002年4月に、中学入学を機に実弟もF宅に引き取られるが、この年の6月頃から、兄弟に対する食事制限が始まったと見られている。実弟の同級生が、実弟から「食事をとらせてもらえない」との訴えを聞いている。実弟は、この直後の7月から不登校となった。

同じ頃、近隣では子どもの泣き叫ぶ声が聞かれるようになっている。(後の取り調べの中で、殴る、蹴る、タバコの火を押しつける等の虐待が明らかになった。食事は3日に1食程度で、飲み水も制限されていたようだ。)

b. 学校の対応

2002年9月に入ってから、K君(当時中学2年生)が2週間学校を休んだ。心配した級友が自宅を訪ねたが、会うことはできなかった。再び登校できるようになった時には、急激に痩せたように見えたので、担任が心配して家での様子を尋ねたが、K君は「何もない」と答えたという。しかし、K君は10月から全く学校に来なくなってしまった。

担任は家庭訪問を繰り返すが、「体調が悪いので休ませている」という説明を受けただけで、一度もK君に会うことができなかった。

11月頃、兄弟は何度か父方祖父母宅に逃げ込んだ。しかし、そのたびに連れ戻され、暴行を受けたという。

c. 児童相談所の対応

2002年11月中旬に、Fが実弟の非行問題で児童相談所に相談した。この時期、実弟の非行が表面化しており、施設入所を希望しての相談だったようだ。家庭支援課(非行や不登校問題を担当)の児童福祉司は、実弟の様子などについて、学校に電話で聴取している。その際、学校からは、K君も長期欠席をしており、訪問しても会えないとの話が出された。

その後、児童相談所と親や関係者を交えての話し合いが2回(12月と翌年2月)ほど予定されたが、親の体調不良を理由にキャンセルとなった。

2003年4月に担当児童福祉司が異動になった。業務を引き継いだ児童福祉司が、実弟の問題で学校から情報収集する中で、K君が昨年10月から長期欠席していること、休む前に痩せていた等の情報を得ている。

当時、学校と児童相談所との間では、虐待の認識に相違があったことが伝えられている。学校では、4月の会議の中で、K君への虐待の可能性を指摘する声もあったが、当時は不登校児童が数多くいたこともあって、K君の問題についてはそれ以上話題にならなかった。ただし、学校側は、児童相談所に対して、「虐待の疑い」があることを伝えたとしている。しかし、児童相談所によると、担当した児童福祉司が「虐待の疑い」という言葉を聞いたかどうかの記憶はなく、児童相談所内でそういった報告もされていなかった。当然、児童相談所としては、虐待の認識を持ち得ていなかったことになる。

その後、児童相談所は実弟の問題でKMに連絡を取り、5月以降、KMは実弟を連れて児童相談所に2回来所し、相談した。そのおり児童福祉司がK君のことを聞くと、KMは「登校してはいないが、出歩いている」と答えている。

6月、実弟は家出し、実母の元に引き取られた。その後、実母がFに対して、K君を引き取りたいと希望するが、K君が拒否したこともあり、実現しなかった。

児童相談所は、5月の面接以降もKMに連絡を試みていたが、全く連絡が取れない状態が続いていた。また、児童相談所は学校とも連絡を取り合っていたが、K君の情報はないまま事件の日を迎えることになった。

d. 事件発覚

2003年11月2日の早朝、岸和田市消防本部に、救急車を要請する119番通報が入る。駆けつけた救急隊員が見たK君は、年齢からは想像もできないほどに小柄で、異常に痩せており、意識不明、自発呼吸もほとんどできない状態であったという。K君の状況について訊かれたKMは、「4日前まで歩いていた」「数日前まで食事を摂っていた」などと、目の前の状態からするととても信じがたい応答をしている。この結果、救急隊から岸和田警察署に通告されることになった。

緊急搬送された病院でのチェックでも、K君は「ほぼ心肺停止状態に近い」と判断され、蘇生処置が実施された。医師が、FとKMに対して、「かろうじて生きている」状態との説明をして事情を聴取したところ、2人は「拒食症で自分から食べなくなった」「3、4日前くらいから歩けなくなった」「前日の晩の10時頃に（K君の）『おやすみ』と言う声を聞いた」等と答えた。

当日、警察による事情聴取と自宅マンションでの現場検証が行われた。同時に、児童相談所も警察から虐待の通告を受けて調査に動き出した。

児童相談所の事情聴取に対して、FとKMは「K君が自分から食べなくなって痩せていった」「学校でのいじめで拒食症になった」などと説明した。また、病院に連れて行かなかったのは「K君が自分で倒れ込んで後頭部を打ったため」と答えた。

11月8日、大阪府監察医による被害者鑑定が実施された。鑑定結果では、「3か月近い絶食、又はそれに準じる絶食状態にあった」とされ、さらに病院の診療記録や警察から提供された供述調書なども検討した結果、本児は「被虐待児症候群」であり、虐待者の行為は「極めて悪質で殺人的行為である」とされた。

e. 逮捕、そして波紋

2004年1月25日、FとKMが逮捕される。2人の逮捕後に事件は公にされ、新聞、テレビ、週刊誌等で大々的に報じられた。新聞の一面には、以下のような見出しが載った。

- ・ 「食事抜き3か月、15歳長男昏睡 大阪・岸和田、父と継母を逮捕」（『朝日新聞』2004年1月26日朝刊）
- ・ 「中3長男虐待 食事与えず、父親と内妻逮捕、殺人未遂容疑、体重24キロ、こん睡」（『読売新聞』2004年1月26日朝刊）

詳細が少しずつ明らかになるにつれ、週刊誌等でも特集が組まれ、以下のような扇情的な見出しが躍ることになった。

- ・ 「体重24kg、歩くことも、話すこともできず…虐待と恐怖の90日 糞尿垂れ流し 床ずれで背中から膿と血が… 大阪・岸和田 中3少年 餓死寸前虐待事件」（『週刊女性』2004年2月17日号）

こういった報道は一般市民に大きな衝撃をもたらし、K君への同情と共に、加害者への非難の声がわき起こっていった。

さらに児童相談所も、マスコミや一般市民からの非難・攻撃の矢面に立たされた。学校から虐待の疑いがあるとの情報が伝わっていたのに、児童相談所が適切な対応をしなかったという報道があったためだ。

- ・ 「中学校は02年11月、児童相談所・大阪府岸和田子ども家庭センターに、K君の長期欠席について電話で相談。03年4月には教諭が『親による虐待の疑いがある』と同センターを訪問した。しかし、対応した同センターの担当者はその情報を虐待の担当者に報告しなかった。(中略)同センターは、中学校側から寄せられたK君の情報を児童福祉法に基づく『通告』と認識していなかった。このため、通告があった場合に児童相談所職員に認められる住居への立ち入り調査などもなされなかったという」(『朝日新聞(大阪版)』2004年1月26日朝刊)

この報道があった日、児童相談所長は記者会見を開き、虐待としてしっかり捉える意識が足りなかったことを謝罪した。また、児童相談所の対応について非難する電話が多数(ここまでに90件以上)寄せられていることも明らかにした。

児童相談所が適切に対応しなかったこと、学校や近隣が気づいていたのに救うことができなかったという趣旨の報道は、この後も何度も繰り返されることになり、児童相談所の機能や体制、学校や地域との連携等に関する多くの問題提起と、それに続く議論へと展開していくこととなった。

(2) 公判の経過(公判経過からのまとめ)

ア) 初公判

2004年5月10日、大阪地裁堺支部にて、FとKMの初公判が行われた。

FとKMは殺人未遂罪に問われ、起訴状にも、「殴る蹴るの暴行を加え、数日に一度しか食事を与えなかった」「治療しなければ死亡すると認識したが」「放置して殺害しよう」と決意」「衰弱死したと誤解して救急車を要請」「殺害の目的を遂げなかった」等の言葉が並んだ。

これに対する被告の意見陳述では、F、KM共に殺意を否認した。弁護団も殺害の意図や殺意の共謀を否定し、殺人未遂罪の適用ではなく、保護責任者遺棄致傷罪、あるいは殺人未遂罪としても「中止犯」を適用し、刑は軽減されるべきと主張した。

これに続いて検察側が冒頭陳述を行った。その要旨は、次の通りである。

【犯行に至る経緯等】

- ① 2001年4月、FとKMはK君を引き取った。同年6月頃から、K君の行儀の悪さや口答えに対して体罰(平手打ちや正座の強要等)をしたが、当時はまだ虐待と評価されるほど激しいものではなかった。
- ② 2002年4月に実弟を引き取るが、これ以降、KMの体罰がエスカレートした。全身を殴打・足蹴にする、正座を一晩中強要する、たばこの火を顔面に押しつける、風呂の残り湯に顔を沈める、

食事を3～4日に1回しか食べさせない等の虐待が繰り返された。

またFも、K君から執拗に文句を言われることに激昂し、激しい暴力を加えた。

兄弟は、虐待に耐えかねて、同年7月頃から数回にわたり父方祖父母宅に逃げ込んだが、その都度連れ戻された。

KMは、虐待の事実が発覚することを恐れ、同年11月1日以降、学校に登校させず、訪問してきた担任教諭や友人を追い返すようになった。

兄弟は同年11月にも父方祖父母宅に逃げ込んだが、実弟だけが祖父母宅にとどまり、K君は連れ戻された。帰宅後、無断外出を理由に暴行を受け、その後、K君は無断で外出することがなくなった。

- ③ その後も、FとKMは暴行や食事制限を繰り返し、その結果、K君の身体は痩せ細っていった。

【犯行状況等】

- ① FとKMは、2003年6月頃には、K君が極度に痩せ細り、7月中旬頃からは大便をもらしてこれを食べるといふ異常な行動をとるようになったことから、医師の治療を受けさせなければ死んでしまうかもしれないと思うようになった。しかし、K君を病院に連れて行き虐待の事実が発覚することを恐れ、「死んでも仕方がない」との殺意を抱き始めた。
- ② 同年8月頃までは、K君は自力で食事を摂れていたが、9月頃になると自分で食べることができなくなった。口に食べ物を入れても、嘔むことも飲み込むこともできなくなった。FとKMは、このまま放置すれば、確実に死に至ることを認識しながら、医師の治療を受けさせず放置した。
- ③ 同年10月には、K君は座することも言語を発することもできなくなった。FとKMは、K君の死期が近いと感じたものの、虐待の発覚を恐れて医師の治療を受けさせず、放置し続けた。
- ④ Fは、K君が死んで警察官等にその死因を尋ねられた場合に備え、「学校のいじめによるストレスから拒食症になり、食事をとれなくなった」と口裏合わせをするようKMに指示した。
- ⑤ 同年11月2日、K君の意識がなくなり、脈も止まったので、FとKMはK君がついに死亡したと誤解し、119番通報した。

イ) 争点

裁判では、FもKMも、K君に対する虐待行為については、食事制限や行動制限の程度等の幾つかを除いては概ね認めた。しかし、殺意や共謀については否認した。

警察や検察の取り調べ段階では、2人は一旦殺意を認めたため、調書はその線で作成された。しかし裁判では、調書は圧力と誘導によって作成されたものであり、「死んでも仕方がない」と思ったことはないし、「放置すれば死に至る」とも認識しておらず、「死亡したと誤解」してもいないと主張した。

Fについては一審判決までの1年5か月間、KMについては2年10か月間におよぶ裁判での大きな争点は、この「殺意」と「共謀の有無」であった。KMの方が判決までの期間が長いのは、供述調書の任意性・信用性で争い続けたことや、KMの精神鑑定を請求（後に却下）したなどの事情によるようだ。

ウ) 判決

Fは、2005年5月3日の大阪地裁で開かれた判決公判にて、懲役14年（求刑：懲役15年）の量刑が言い渡された。

「殺意」と「共謀」については、以下のように認定された。「衰弱した長男に医師の治療を受けさせなければ死亡するにもかかわらず、虐待が発覚することを恐れて放置し、死亡させようと共謀した」「9月には自力で食器を持つこともできなくなっていたことから、9月中旬頃には確定的な殺意を有していたと認められる」。

裁判長は、量刑の理由として、「真摯な反省がない」ことや、社会に与えた衝撃の大きさ等を挙げ、「実の親としての自覚を全く喪失している。生命の尊厳を踏みにじる身勝手極まりない犯行」と断じた。

KMは、2007年3月26日の判決公判で、Fと同じ懲役14年（求刑：懲役15年）の量刑が言い渡された。「殺意も共謀もなかった」とした弁護側の主張は退けられた。

裁判長は、「成長期の子どもに食事を与えず放置し続けた行為はきわめて残虐なものであり、少年の空腹感や絶望感、肉体的苦痛は想像を絶するものであったと想像できる。被告人に親としてはもちろん、人として当然持つ、人間としての感情をまったく認めることはできない」と厳しい言葉で断じた。

(3) 事件に対する所見

この衝撃的な事件に遭遇して、各識者・専門家からの意見・コメントが数多く発信された。これらの意見・コメントをみると、問題の取り上げ方は大きく二つに分かれる。一つは、被害児童本人や家族の心理・行動を取り上げて論じたものである。しかし、児童本人や家族からの直接情報が得られぬまま憶測や推測で議論を展開させざるを得ないこともあってか、この点を取り上げて論じている文献は限られる。もう一つは、援助する側の問題を扱ったもので、対応する機関や地域の動き方を問題として取り上げ、論評を加えている。本事件では、早い段階でマスコミが学校や児童相談所の対応の問題について取り上げたこともあり、論議が数多く巻き起こった。

以下、上述した2点についてそれぞれ詳細に述べる。

ア) K君と家族について

被害児童であるK君や実弟、そして加害者であるFとKMの行動や心理を取り上げた文献は、視点の置き方や焦点の合わせ方によって、さらに2つのタイプに分けられる。すなわち、①被害児童に焦点を当てて家族関係を推測・解釈したもの、②加害者に焦点を当てて加害者の心の動きや行為の意味をくみ取ろうとしたものである。

a. 2つの「なぜ？」

多くの記事、論説や論文は①に該当する。それは、表現や視点に若干の違いはあるものの、大きくは2つの「なぜ？」に括られる。一つは「なぜ、これほどに悲惨な結果にまで至ってしまったのか？」であり、もう一つは、「なぜ、K君は逃げられなかったのか？」である。多くの文献は、この問いに

答えるかのように、虐待の親子関係に共通して認められる特徴を抜き出し、解釈を加えていた。

例えば、小林美智子（2004）の『岸和田事件から見える課題』が挙げられる。小林は、「なぜ逃げなかったのか?」「なぜSOSを出せなかったのか?」などの疑問を提示しながら、次のような課題を提起した。「これらを理解するには、子どもが生きるために全面依存せざるをえない『親』から受けた時の、呪縛されたような気持ちや行動をもっと知る必要があるように思われる」と述べ、専門用語である「複雑性PTSD」や「ストックホルム症候群」を挙げ、自尊心や基本的信頼感の欠如、無力化や攻撃性というものが、子どもの中にどのような気持ちとして存在し、どう表現されるのかを熟知しないといけないと説いている。

子どもは、自分が虐待を受けていても、それが虐待であると気づき、他者にSOSを発する力が育っていないと動くことはできない。また、大人がSOSを感じ取り受け止めてくれるという関係性の中でこそ、SOSは意味をもつ。K君と実弟、C（KMの子）の3人ともがSOSを発していないことについて、小林は「子どもにとって、学校は家の悩みを相談する場に位置づけられておらず、教師を困っていることを相談する相手に位置づけていない可能性がある」とし、「この社会は、子どもが本当に困ったとき（特に家庭内での）に助けを求められる大人がいないことを明らかにしている」と断じている。また、子どもが虐待を受けていることを相談できるようになるためには、親への恐れや、親を否定することへの抵抗感を払拭できるほどの安心や信頼できる関係が不可欠であり、そのためには、大人の対応を「子どもの目線から再吟味する必要がある」とも説いている。

小林は、悲惨な結果を引き起こしてしまった加害者についても、理解を進めるために必要な疑問を提示している。Fについて、「なぜ加害者となり得たのか」「どのような気持ちで行動したのか」「どのような人となりで、どのような生い立ちがこの人格を育てたのか」と疑問を重ねている。ここまで虐待行為を継続させてきたKMについても、その人となりや生い立ち、生活してきた環境などについての問いかけを重ね、「我々は、そのような親像や生活状況についてもっと知らなければ、死の危険性が高まっていることに気づくことも、有効な予防策をとることもできないように思われる」との見解を述べている。

b. 「虐待の家」にみる事件像

次に、②にあたる文献として、佐藤万作子（2007）『虐待の家』が挙げられる。佐藤は、裁判を傍聴し、公判記録を読み込み、2年9か月間に渡るKMとの面接および文通を重ねた上で、その膨大な情報を丁寧にまとめ上げている。さらに、KMが書いた「自分史」から、KMの育ちや家族の歴史を読み解く作業を重ね、その延長線上で、虐待に至ってしまった経過や家族関係の問題等について論じている。

佐藤自身が「あとがき」で述べるように、KMからの情報源が主になるため、「KMの視点に立ち過ぎていて」と感じられる側面はある。KMの話のどこまでが事実なのか、嘘や誇張がまぎれ込んでいるのではないかと、誤解や曲解に基づいて話しているのではないかと等の疑問が残る部分もある。しかし、たとえそうであっても、KM自身が書き、話した内容は、KMが生きている主観的な現実を映し出し

ているため、その生き方が本事件へと連なってきたことも事実であろう。

以下、佐藤の描いたKM像について、「KMの『自分史』」「母への想い」「新しい家族」の3つの視点からまとめる。

【KMの「自分史」】

佐藤は、KMの内面を描くことで、本事件がなぜ起きたのかを解き明かそうと試みており、その手ごかりとなるような多くの情報を拾い上げている。

KMが1年3か月間に渡って記録した「自分史」は、400字詰め原稿用紙で1100枚以上になり、KMの人間関係や心理状態に大きな影響を与えたと思われるエピソードが並んでいた。この「自分史」からは、KM自身が、実の母親や交際相手の男性等から、かなり深刻な虐待を受け続けていたことがうかがえた。

KMが物心つく頃には母子家庭になっており、母親はクラブのホステスだった。母親は、夕方仕事に出かけ、真夜中を過ぎてから帰ってくる。それを一人でじっと待っている毎日だった。母方祖母宅に預けられたこともあった。祖母はKMを可愛がってくれたが、叔母からは足の甲にアイロンを押しあてられて火傷を負ったことがあった。

4～5歳頃には、母親が付き合っていた男性に、大きな紙袋に押し込められてゴミ捨て場に放置された。母親と同居男性とが喧嘩になり、母親が殴られて顔中血だらけになった現場を目撃したこともある。母親の不倫相手の妻から、母親が包丁で斬りつけられた現場に居合わせたこともあった。

母親は、この不倫相手と後に結婚する。この男性は非常に躰に厳しく、言いつけどおりにできないという理由で、KMは毎日のように叱責や暴力を受け続けた。

小学校5年生の時に弟が生まれる。この頃のことを、KMは「自分史」に次のように綴っている。「私の前では、たった一度も見せてくれなかったまぶゆいほどの笑顔で弟を見つめる父、優しく穏やかな表情で弟にミルクをあげたり、せっせと世話をしていた母の表情は忘れられません。私には見せてくれたことなかったから」。

中学生の頃には性的虐待を受けたことが、裁判の中で語られた。KMが寝ているとき、気がつくと継父が同じ布団の中で寝ていたり、布団の上から覆い被さっていたりすることが何度かあったという。

この「自分史」には、学校でのいじめや体罰のエピソードも記されている。小学生のときは無視されたり無言電話がかかってきたりし、中学生になっても無視や仲間外れにされることが続いたという。教師には助けてもらえず、逆に怒鳴る、殴るといった体罰にさらされ、学校に行くのが嫌になっていった。高校時代には、親に反抗し、家出や外泊、異性交遊などを繰り返した。教師の態度からも差別の匂いを強くかぎ取り、強く反発したという。

KMの目に映っていたのは、自分を疎外し、迫害する世界であり、親や教師だけでなく、大人に対する根強い不信感が醸成されていく様子を読み取れた。

【母への想い】

本書には、大人に対する不信感や反感を募らせていく反面、「母の愛」を渴望しているさまが描か

れている。

KMは、逮捕されて以降、母親が面会に来てくれることを望み続けている。しかし、面会はおろか、1通の手紙すら届くことはなかった。

KMは、佐藤に当てた手紙の中で、「私は39歳になって、母に会いたいとばかり想って、おかしいんじゃないか？なんて思ったりしていますが、それでもやっぱり会いたくて仕方がなくて…切ないです、サミシイ…」「子どものころの私は、ずっと母を想い、求め続けていました。でも、それが満たされないまま大人になってしまい、引きずったまま、ちゃんと処理しきれぬまま今日に至った。だから、今なお求め続けているのでしょうか」と、母への想いを語っている。

KMを担当した弁護士からも、KMの母親に面会を頼んだが、「大変迷惑をかけられたので、その気持ちはない」と断られたという。しかし、それでもなお、KMは母を求め続けている。

手紙や「自分史」の中に、自分が受けた暴力について書き連ねながら、それは親が悪かったのではなく、自分が「いたらなかった」からだとも記している。ある日の手紙には、「いたらなかった」という言葉が繰り返し現れる。「私がいたらなかったから母も父も暴行とかをしていたんだろうな」「いたらなかった私のことが、本当にうっとうしくて、うっとうしくて仕方がなかったのでしょうか」。

KMが抱くこの強い想いについて、佐藤は、親から虐待を受けた子どもが、自分は親に愛されていたのだと思いこもうとし、「親は悪くない、自分が悪いから親が怒ってくれた」と話すのと同じだと解釈している。

佐藤の視点から見れば、このような屈折した強い想いは、KM自身が自分の家族をつくり、家族と関係を結んでいくときの有り様に、大きな影響力を及ぼし続けることになる。

【新しい家族】

KMは、結婚をして長男Cを産んだが、この結婚生活は破綻する。KMはCに対しても食事を抜く等の虐待行為をしていたと新聞では報道されたが、佐藤は、この時期の生活の様子については取り上げていない。KMがどういった家庭を作り上げようと思いつき、実際にどういった家族関係を形づくり、そこで何が起こっていったのかは、もう一つの新しい家族での5年間の軌跡を通して描かれることになる。

以上のように、佐藤が描くKM像からは、マスコミで取り上げられるような「鬼母」のイメージは伝わってこなかった。

KMは少なくとも、K君を祖父母の元から引き取ってからの最初の1年間は、よい母になろうと、献身的とも言えるような関わり方をしていた。K君と一緒に暮らし始めて、家事の負担は増えたが、「本当の母」になろうと必死に努力をしているし、父方の実家にも気を遣った対応をしていた。しかし、この必死さが、次第にKMを追い込んでいくことになる。

次に、本書をもとに、KMのK君に対する虐待が始まっていく様子についてまとめる。

【虐待の始まり】

破綻は、K君が引き取られてから1年後、実弟が同居し始めた頃から始まった。

実弟はかなり「やんちゃ」なタイプの子もだったようで、わがままやいたずらが目立ったようだ。放尿や放置自転車を乗り回す等、KMには目に余る行為と映り、厳しく躾けることが必要と考えたようだ。K君と実弟は元から仲が良くなかったため、些細なことで取っ組み合いの喧嘩になったという。同時に、K君は、実弟に引きずられるように、一緒になって悪戯や反抗をすることが増えていったようだ。その結果、急速に叱られることが増えていった。

KMは、K君や実弟の悪い点を矯正しようと必死になっていった。KMは「お母さんのいないかわいそうな子どもだから、私が本当のお母さんになってあげようと、ずっとずっとがんばっていた」と面会の場で話している。言いつけを聞かなかったり、喧嘩があれば、正座をさせて説教し、平手で叩き、時には食事を抜くこともあったという。しかし、この段階では、まだ致命的なダメージを与えるような行為にまでは至っていなかった。ところが、この後、次第にエスカレートしていくことになる。

佐藤は、この時のKMの状態を次のように表現する。「しつけのつもりだったが、自分でもわけのわからないエネルギーに突き動かされるようにして食事を抜き、手を上げ、足で蹴った」。

また、K君たちは、Fからも暴力を振るわれているが、一方的に叱られてばかりではなく、Fに対して文句を言いに来るようになったようだ。Fがくつろいでいるときに、Fの手が汚いことやトイレを汚すことについて問い詰めたりしている。同じようなことが執拗に繰り返されるので、Fはついに怒鳴りつけ、それでも止めないと殴りつけるということが繰り返されたようだ。

捜査段階や裁判経過の中では、K君たちのこういった行為は、KMにそそのかされてしたという解釈がなされているが、佐藤は異なった解釈をしている。すなわち、K君はFから、「おまえは俺の子じゃない」と言われたことがあり、そのことで傷つき、「DNA鑑定をしろ」と叫んだこともあったようだ。その悲痛な気持ちをFにぶつけようとして、Fにからんでいったのではないかと推測している。佐藤はこれを、「父親の愛を求めてさまざまな形でぶつかっていった」行為と表現している。

KMのK君に対する虐待は、実弟が出て行った後、さらにひどくなった。それ以前から、K君の痩せ方は目立ってきていたが、この段階でも、KMにはその認識がないまま経過してしまう。佐藤は、この頃のKMの状態を、「子どもたちをしつけたい、問題行動をやめさせたいという思いが暴走した結果の虐待から、そういった動機が心の隅に押しやられた虐待へと変異していった」と解釈している。

この後は、坂道を急速に転がり落ちるようにして、最悪の結果へとなだれ込んでしまうことになった。

イ) 援助する側の問題

前述したように、文献等において取り上げられたもう一つの論点は、援助する側の問題である。これについては、児童虐待の発見・通告の問題、援助機関内・援助機関間の連携、立入調査等の介入的機能の問題等が取り上げられ、それはまず、学校や児童相談所に対する非難・批判という形で始まった。

以下、「対応への批判」「早期発見・通告そして立入調査」「児童相談所の体制」「学校の課題」の順

に述べる。

a. 対応への批判

事件直後、新聞をはじめとしたマスコミの論調は、関係機関（具体的には児童相談所と学校）に対する厳しい言葉で埋め尽くされていた。例えば、次のようなコメントが掲載された。

- 「今回の事件では、立入調査に当たるべき『岸和田子ども家庭センター』は昨年4月、学校側から『登校時には瘦せていて、虐待を疑った』と伝えられたにもかかわらず、『正式な通告』として扱わなかったために、立入調査も行われなかった。しかし、近隣の住民や同級生からは虐待の疑いを感じる声が上がっており、児童相談所がそれぞれの情報を付き合わせれば虐待を見破れた可能性もあった」（『読売新聞（大阪版）』2004年1月26朝刊）
- 「虐待の疑いがあるとの相談は『通告』に当たり、児童相談所は調査すべきだった。今回は担任らが子どもに面会を求めても、親が拒否するという経緯があるのだから、調査していないのは児童相談所の不作為と言っても過言ではない」（『読売新聞（大阪版）』2004年1月26朝刊，日本社会事業大学・高橋重宏教授）
- 「児童虐待防止法では、児童相談所などが警察官の援助を求め、虐待が疑われる家庭に立入調査ができるようになっている。事実関係が明らかではないが、このような事案でなぜ立入調査ができなかったのか残念に思う」（『朝日新聞（大阪版）』2004年1月26朝刊，子どもの虐待防止センター・広岡智子理事）
- 「不可解なのは学校も、学校から連絡を受けた地元の児童相談所も、虐待の可能性を薄々感じつつ、何ひとつ有効な手を打てなかったことである。『勝手なことをすれば（名誉毀損で）訴える』と内縁の妻から脅され、深く立ち入るのを控えたい。児童虐待防止法の定めに従って、警察の援助を求めることもできたはずである。要するに他人事（ひとごと）だったのだろう」（『読売新聞』2004年1月27日，編集手帳）
- 「通告を受けた児童相談所の危機意識は甘さを免れない。学校、家庭、医療機関などとの連携のあり方をあらためて取り直してもらいたい」（『信濃毎日新聞』2004年1月28日朝刊，社説）

b. 早期発見・通告そして立入調査

マスコミの論調がこういった経過を辿ったため、これ以降も、早期発見、通告、立入調査をめぐる論議が多かった。

- 平湯真人弁護士は、立入調査について次のように述べている。「地元の児童相談所は学校から通報を受けた段階で、虐待の疑いを持ち、もっと早くから手順を踏んで家族に接近する方法があったはず。立入調査制度がうまく生かされなかった」。このように、児童相談所の対応の不備を指摘しながら、さらに立入調査制度そのものについても、「相談所は、親が拒否すれば鍵を壊してまで家の中に入ることはできない。（中略）一定の要件が備われば、裁判所の許可を得て立ち入れるようにすべきだ」と、その不備を指摘する。また、児童虐待防止法改正にあたっては、国や自治体が予防

から保護・支援にまで取り組む責務があることを明記すること、立入調査権の強化を検討することなどが必要との意見を述べている。『読売新聞』2004年2月17日朝刊)

○才村純(2004)は、警察が児童相談所職員と一緒に家庭内に入れるようにした方が、円滑な保護に結びつくと、児童相談所と警察との連携強化を提案している。また、虐待の発見・通告から介入・支援に至る過程での機関連携の課題にも触れて、児童虐待防止のための市町村ネットワークが動き始めているが、年に数回講演会を開くだけというように形骸化している例も多いと指摘。有効に機能している自治体の例を参考にするなどして、機関連携が有効に機能するようなシステムづくりの必要性を強調している。

○津崎哲郎(2004)は、福祉の立場から、なぜこの事件を周囲が察知することが難しかったのか、どのように対応すべきだったのかについて検証を試みている。

津崎は、親族、近隣、学校、児童相談所といった虐待を知り得たであろう立場の地域・機関の動き方への評価を行い、まず第一に、要になるべき親族(父方祖父母や実母)が救済の動きがとれていないことに触れている。特に実母については、引き取った弟から虐待の事実を知らされ、親権変更の申し立てまでしていながら、関係機関には救済に向けた訴えをしていない。親族のどちらかが児童相談所等の公的機関に相談さえしていたならば、事態の展開は全く異なるものとなっていたのではないかと指摘する。

次に近隣については、子どもの泣き叫ぶ声や殴る音、親の怒鳴り声等が響き渡っており、耐えきれずに引っ越す住人もいような状況でも、誰も通報をしていないという地域特性を挙げている。そして、予防や対応を考える際には、閉鎖的で傍観者的な地域性を打破する取り組みが必要であることを指摘している。

第三に、学校の問題として、本児が痩せて顔色が悪くなる等の変化、長期の不登校、訪問に対する保護者の拒否等から不自然さを感じ取ってはいたが、虐待との確証はもてず、保護者との関係悪化も恐れたことで、児童相談所に対してはあいまいにしか情報を伝えていなかったのではないかと評価する。弟との面談や、民生児童委員から地域情報を収集する等して、「学校の組織としての情報の収集と事態の検証を行い、関係機関との合同会議を経て安全確認と対応を検討すべきである」と指摘している。

第四に、児童相談所については、地区担当者が学校から「虐待の疑いがある」という情報を伝えられたのに、虐待の担当者に伝えなかったという組織連携の問題、それ以前に担当者が通告とは認識していなかった問題を取り上げている。この背景には、中3の児童ならば自力で逃げられるという予断があり、その後のKMとの面談で、「学校には行っていないが、元気に出歩いている」という虚偽の報告を鵜呑みにする結果になったのではないかと指摘する。そして、「担当者の初期の判断や予断、情報確認・収集の姿勢や方法、組織内部の連携のあり方、あるいは組織としての取り組み体制等に大いに課題を抱えていたということを率直に指摘せざるを得なくなる」と結んでいる。

こういった課題を踏まえ、①地域における取り組み、②学校での取り組み、③児童相談所の対応の3点について提言している。①地域における取り組みとしては、児童虐待の発見や対応の入り口

では、親族や近隣の果たす役割が大きい。気づいたときにどこに相談し、どう動いたらよいのか、住民としてできることは何か等についての啓発活動と、地域の重要なアンテナとしての民生児童委員の活動を活性化することが大きなテーマであるとしている。②学校の取り組みでは、学校としての組織的対応の必要性と、虐待対応における子どもの安全確認優先の原則を徹底することが必要としている。③児童相談所の対応では、個々の職員によって知識や経験に大きな差があるため、この個人的なバラツキを最小限にするように運営上の工夫が求められる。日常の業務の中での助言・スーパーバイズ、会議による組織的検討等が確実になされていることが、個人による判断ミスを防ぐために必要と述べている。

また津崎は、立入調査についても意見を述べている。本事件で最も関心が集まったのが立入調査ではあるが、問題の本質は児童相談所が虐待の認識や調査が必要との認識を持ち得ていなかったことにあるので、この関心は本質からはずれているとしながらも、権限行使の必要性について改めて触れている。親との関係は修復可能だが、「子どもの犠牲は取り返しようがない」と述べつつ、「今なお、権限発動には消極的な姿勢の児童相談所が少なからず存在しているが、必然的な社会の趨勢と機関の使命を自覚し、新たな介入型のソーシャルワークの習熟と発展に努力して欲しいと願う」と結んでいる。

○事件からは3年近くの時を経るが、児童虐待防止法の改正プロセスとの関連で論じているのが、川崎二三彦（2006）である。「児童虐待防止法の改正作業にも大きな影響を及ぼした」「わが国の児童虐待対策を考えるうえで象徴的な事件」として、本事件を取り上げている。

川崎は、本事件に関して、「早期発見・通告」と「立入調査」という二つの問題について論じている。

早期発見・通告については、2000年に児童虐待防止法が制定されて、早期発見から通告に至る制度が作り上げられたたことにより、学校の教職員は、虐待を早期に発見・通告し、児童相談所は、子どもの安全確認の後に、必要ならば一時保護しているはずであった。しかし、本事件では、そのような対応はなされないままに、重大な結果に至ってしまったと述べ、「児童虐待防止法では不十分だという事実が突きつけられた」と断じている。学校も児童相談所も、K君について、児童虐待としては明確に認識していなかった。虐待を発見するという事は、ある事象を虐待として認識できるか否かにかかっているのだが、断片的な情報から、その認識を形成することの困難さが、この事件に象徴的に現れているとも言え、川崎は「発見すること自体が非情に難しいというのが児童虐待の本質的特徴なのである」と結んでいる。本事件は、通告の範囲を拡大し、通告を促進させることの必要性を改めて認識させることとなり、児童虐待防止法の改正作業に大きな影響を及ぼすことになったという。

もう一つの立入調査に関しては、法改正にからんで、「立ち入ることによる権利侵害」と「子どもの生命にかかわるといって大変大きな法益侵害」といった二つの権利侵害の対立という視点から論じられてきていた。ところが、本事件を境にして、法改正論議は、後者の権利侵害をいかに防ぐかという点に比重が傾いていくことになったと述べている。

c. 児童相談所の体制

事件の捜査が進み、経過や事実関係の情報が一定程度整理されると、単に関係機関の対応を責めるのではなく、課題を明らかにし、今後どう手を打つべきかの声が多くなっていく。

○才村純（2004）は、児童相談所のかかえる問題について触れ、「職員が親から殴られたり、脅迫されたりする加害・妨害事件が増えており、1998年から2001年上半期までに352件。職員はストレスにさらされ、燃え尽き症候群になる人も多い」と述べ、職員のメンタルヘルスへの配慮が必要なことを指摘した。

○『朝日新聞』論説委員の大久保真紀（2004）は、『論座』4月号の特集で、虐待の経過と関係機関の対応を検討し、この事件から学ぶべき点として、①児童相談所の体制、②虐待通報の意識と仕組みの、2つの問題に言及した。

①児童相談所の体制については、児童相談所の対応の不適切さや専門性の低さを指摘しながらも、「問題の本質は相談所の体制にある」ことを強調している。新人が1人で虐待問題に対応し、しかも多くのケースを抱えている現状をみると、「人を増やし、同時に専門性を高めることなくしては、いくら立入調査の権限を強化しても、相談所を非難しても、対応しきれない」と述べている。

②虐待通報の意識と仕組みについては、SOSが何回も発せられていたことに近所の住民は気づいていたが通報は1件もなかったこと、学校が把握していた情報を児童相談所に伝えていなかったことなどを挙げ、こういった情報が1つでも児童相談所に届いていれば、児童相談所の判断は変わっていたのではないかと指摘し、通報の仕組みの改善や啓発活動の強化を説いている。

○関西学院大学教授の野田正彰（2004）は、児童相談所の体制について、以下のように言及している。「所長は、学校から虐待の疑いがあるとの通告があったのに『虐待とは受け止めなかった』と謝ったと報道されている。どこかおかしいのではないか。所長はなぜ『虐待とは受け止めなかった』のか解明しなければならない。なぜ、多くの相談や通報があるのに、児童相談所の体制は質的にも量的にも不備であることを訴えないのか」。

○津崎（2004）は、「全ての児童相談所が抱えている大幅な人員不足、一時保護所や児童福祉施設などの受け入れ資源不足、権限発動や介入機能の強化から生じるトラブルの増加、などに対する制度的改善がきわめて不備である」と指摘した。こういった状況に少しでも効果的に対応するため、虐待対応の専管組織をもうけるところが増えてきていることにも触れ、その功罪について以下のように論じた。組織の中に虐待担当部署を設けるのは、従来の地区担当1人体制では、虐待に対処しきれなくなっている現実があるため、複数対応・機動性確保・専門性確保を目的に設置されている。児童相談所によって仕組みは異なるが、虐待対応に特化し、ケースを完全に分割してしまった場合、「一部の虐待スペシャリストとその他の未経験者という構図があまりにもはっきりしすぎてしまわないか」と危惧を抱いている。虐待とは見られていないケースの中にも、虐待問題は内包されていることが少なくないと指摘した上で、「仮に虐待の担当でない地区担当者に、虐待は他の担当者の問題という意識が少しでも生じているとすれば、悲劇が繰り返されることになってしまう恐れがある」と警鐘を鳴らした。

d. 学校の課題

本事件は、児童相談所のみならず、学校に対しても様々な課題を突きつけた。以下、学校の課題について述べた2つの文献を中心に取り上げる。

○峯本耕治（2004）は、学校と教育委員会の問題点や課題について取り上げた。峯本は、学校が取り組むべき課題とその克服のために必要なポイントを、①学校現場でのアセスメント、②主体的なプランニング、③抱え込み防止とチーム対応、④コーディネーターの必要性と校内ケース会議の活用、⑤通告とその後の連携、⑥ソーシャルスクールワーカーの配置の6項目にまとめている。

①学校現場でのアセスメント

峯本は、まず学校としてのアセスメントの問題を取り上げている。本事件は、福祉的視点からアセスメントされていれば、虐待の可能性やリスクの高さを疑うこともできた事案であり、学校現場におけるアセスメントの重要性を強く認識させることになったと指摘する。特に、不登校や非行・問題行動などの背景・原因としての虐待や不適切養育への気づきと、子どもが示す問題行動や症状に対する早い段階でのアセスメントが必要であるとし、このようなアセスメントの意識やシステム、スキルをどれだけ持つことができるかが大きな課題であると述べている。

②主体的なプランニング

アセスメントの問題と共に、学校は不安を感じた段階で十分にプランニングができていなかったことを取り上げ、子どもや保護者に対して、「学校がやるべきこと、やれることを見極め、通告を行うか否かを含め、児童相談所をはじめとする関係機関をどのように利用し、どのような連携を行う必要があるのか等の学校の方針と具体的対応方法について、学校自身が主体的にプランを持つことである」と説いている。

③抱え込み防止とチーム対応

学校現場では、教職員が一人で問題を抱え込む傾向が強い。本事件でも、学校全体で情報を共有しながら、組織として対応した形跡がなかった。峯本は、抱え込みを防ぐためには、「早い段階で学校の問題として取り上げ、チーム対応につなげていくシステム・ルールづくりが必要である」と説いている。

④コーディネーターの必要性と校内ケース会議の活用

チーム対応を行うためには、コーディネーターの存在とケース会議を積極的に活用することが必要になるが、現在の学校には人材が不足しているので、その人材の養成と確保が課題であると述べている。また、校内ケース会議については、問題が明確になる前の早い段階で開催し、子どもたちの気になる変化についてアセスメントする機会を設けることが必要であるとしている。

⑤通告とその後の連携

本事件では、学校から児童相談所に対して、最後まで児童虐待防止法に基づく通告は行われなかったことを取り上げている。虐待を疑うならば、通告することが義務とされているのだが、現実には通告を行うことについてのためらいが強く見られることも多い。通告の阻害要因として、通告すべきケースなのかどうかについての迷いや自信のなさ、他の機関に任せることへの抵抗感、通告後に

どうなるかの不安、保護者からのクレーム等の要因を挙げて、こういった要因を取り除くため、通告についての意識改革を求めている。通告は、機関連携への入り口であり、役割分担していくための道具として位置づけるべきであり、学校と児童相談所とが綿密な協議や打ち合わせを行うことをセットにして行う必要があると説いている。

⑥スクールソーシャルワーカーの配置

学校が前述のようなアクションをとるには、サポート体制が必要であると述べ、スクールソーシャルワーカーの導入を提唱している。しかし、現実にはほとんど進んでおらず、今後も劇的には進む見込みがないので、それに替わるサポートシステム（気軽に相談できる専門職のネットワーク）を整備することが必要としている。

○学校の課題については、兼田智彦（2004）も教師の立場から論じている。兼田は本事件に対する学校の対応を振り返って、次のように述べている。「問題点は多く指摘されているが、学校の視点から考えると、第一の問題点は子どもの安否を学校の教師もきちんと確認すべきだったということである」。また、1996年に名古屋で発生した、小学6年生女児のネグレクトによる死亡事例を挙げ、この時も、学校は何度も家庭訪問を繰り返したが、児童の安否を確認することができなかったと振り返っている。子どもの安否を確認したいという強い思いがあれば、児童相談所にその思いを伝えることができたし、そうしていれば、関係者が集まったのネットワーク会議を開いて役割分担へと進むこともできたはずであった。しかし、本事件でもネットワークは機能していなかった、と兼田は指摘する。

兼田は、学校関係者（教師）の役割として、①子どもの味方としての役割、②信頼できる大人としての役割、③子どもを救うための仕事の一部を遂行する役割、④ネットワークのかなめの役割の4点を挙げている。

しかし、学校の教師がこういった役割を十分に果たしているかとなると、現実には程遠い状況にあると断じている。教育委員会が作成した「虐待防止マニュアル」はほとんど読まれておらず、家庭とのトラブルを敬遠しがちであり、児童相談所に通報しさえすればよいと考え、その後は児童相談所任せになってしまうと述べている。「NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」が実施する学校関係者向けの研修の受講者の感想からも、虐待の認識が乏しかったことや、1人で抱え込んで悩んでいる様子、立場や機関によって虐待の認識に大きな違いがあることが見てとれるという。こういった状況を踏まえて、子どもの最前の利益のために、関係者がネットワーク会議等で真摯に話し合い、理解し合うことが必要であると述べている。

また、すぐにできることとして、文部科学省が実施している学校基本調査の中に、「虐待の認知件数」「虐待の種類」「措置の状況」などの調査項目を入れることで、虐待の実態把握に少しでも迫ることができると提案している。

ウ) 検証

岸和田事件についての検証は、「大阪府児童虐待問題緊急対策検討チーム」により実施され、問題

点の整理と改善に向けての検討が行われ、「緊急提言」として発表されている。

問題点としては、次のような項目が挙げられている。

①虐待通報・相談への組織的対応

- ・虐待についての認識と虐待リスクのとらえ方が不十分
- ・児童相談所内部の連携が不十分

②安全確認とアセスメント

- ・子どもの安全確認ができていない。

③学校との連携

- ・児童相談所・学校双方に危機意識が欠けており、組織としての情報提供・受理をしていない。
- ・双方が協力しての被害児童の状況確認ができていない。
- ・虐待のリスク判断に差がある。
- ・役割分担が明確でない。

④児童相談所の組織体制

- ・職員の資質と職員数が不十分である。
- ・人材育成のシステムや、業務のサポート機能・チェック機能が不十分。

⑤地域の状況

- ・住民からの通告が適切に得られていない。
- ・子どもの声が受け止められていない。
- ・虐待防止ネットワークが充分には機能していない。

こういった問題点を改善するための具体策が、次のように提言されている。

①相談対応の基本の徹底

- ・虐待対応マニュアルの見直しを行い、運用の徹底を図る。
- ・アセスメントツールの完成度を高め、積極的に活用する。

②児童相談所の組織体制の強化

- ・進行管理を系統的に行い、危機管理機能を強化する。
- ・職員を増員する。
- ・積極的にITシステムの活用を図る。

③職員の資質向上

- ・虐待対応のエキスパートを育成する。
- ・危機管理やメンタルヘルスを含めた組織マネジメントに重点をおいた研修を強化する。

④総括的組織の必要性和第三者的視点の導入

⑤関係機関との連携

- ・通告に関するルール作りと運用の徹底。
- ・虐待防止のためのネットワーク作りと住民への啓発活動。

・子どもの声を受け止める仕組み作りと子ども自身へのエンパワメント

ここで挙げられている問題点や提起されている対策は、この後に全国で発生する死亡事例や重篤事例の検証結果と照らし合わせてみても、決して古くなっていないことに改めて気づかされる。

問題として提起されているリスクアセスメントの不十分さ、機関連携における情報共有とリスク判断の落差、児童相談所職員の質・量の乏しさ、育成システムの不十分さ、ネットワークの機能不全などは、その後の死亡事例や重篤事例の検証でもたびたび問題とされている。また、改善に向けた具体策として提言されている内容をみても、組織体制の強化、職員の資質向上、関係機関連携の強化といった項目は、この後にも繰り返し目にする項目である。

それぞれの事例には、虐待発生に至るまでにそれぞれ固有の経過があり、背景や要因にも際だった特徴があるはずだが、それぞれの検証結果としてまとめられる問題点や対策には、すでに岸和田事件の検証結果の中で述べられていることが繰り返し登場する。このことは、何を意味するのだろうか。時代を経てもなお、同じような問題が継続されているということなのだろうか。虐待対応システムの整備は、虐待問題の拡大に追いつくことはできないのだろうか。岸和田事件での検証結果は、その後の事例理解や予防策に活かされているのだろうか。

我々は、過去の事例から何を学べたのだろうか。死亡事例をなくすために、過去の事例から学ぶということはどういうことなのだろうか。

工) 事例分析

虐待防止に役立てるために、事例を詳細に分析することの必要性に触れている文献は、この時期ほとんど見当たらなかった。唯一、小林（2004）が詳細な事例分析の必要性を強調し、虐待防止に役立てるためのアクションを提言していた。本事件から8年が経過した今でも、我々がどれだけのことを歴史から学び取れているのかについて、鋭く問いかけてくる提言であると思われるため、以下に詳述する。

小林は、「死亡をなくすことへの挑戦」と題し、事例分析の必要性を次のように説いている。「死亡をなくすには、まず死亡原因を知ることが不可欠である。虐待死の原因には4側面がある。死に至った、①子どもの身体的原因、②生活状況、③親側の要因、④援助、である。しかし、②や③の分析は少なく、なぜ死に至る虐待が起きるのかについてはほとんどわかっていない。死亡を減らすことを進めるには4側面全ての分析が必要である」。

そして、虐待死の詳細な分析を行っている例として、2002年に英国保健省が40事例の詳細分析を行っていることを取り上げて、その分析結果から、ハイリスクケース（特に精神疾患・薬物依存・DV・犯罪歴のある親）への育児支援が必要なことと、親の医療者と育児支援機関との連携が強調されていること等を紹介している。

死に至る虐待を引き起こす親側の要因としては、「子ども時代からの未解決の葛藤」にも触れ、「子ども時代のネグレクトや被虐待からくる見捨てられや無力感の体験があると、おとなになった時に、

他者に見捨てられそうになると恐怖に襲われ、無力感を覆すために他者を支配する傾向があり、この葛藤を強く呼び覚ますような生活上の出来事があると、限度を超える虐待が起きるとい」と述べている。こういった葛藤を明らかにするためには、親の生育歴や生活歴、営まれている生活や人間関係の様子などが詳細に調査されていなければならないと考えられる。本事件では、虐待の加害者となるKMの中にも、この「子ども時代からの未解決の葛藤」が推測される。それが虐待行為が雪だるま式に急速にふくれあがっていく要因の一つとして考えられるとすれば、丁寧で詳細な事例分析の重要性を改めて認識することが必要であろう。

また、小林（2004）は次のようにも提言する。「わが国でも、死亡事例を分析する仕組みを早急に作らなければならない。児童相談所やマスコミからの事例だけでなく、医療・保健・教育・警察からの事例を1カ所に集め、生前死後の関連情報を詳細に集めて、分析する専門家集団を組織して、子ども像・親像や生活状況・援助実態を分析して、公表し、我々関係者が死亡を予防する手がかりを掴んで、日々の実践に生かす必要がある」。

(4) 事件を踏まえての展開・波紋

児童虐待対応の現場で、虐待対応における歴史の転換点と言える事件の一つ挙げてもらえば、まず間違いなく本事件がトップになると思う。この事件が、福祉や教育をはじめとして関係者に大きな衝撃をあたえただけではなく、当時作業途上にあった児童虐待防止法の改正論議にも多大な影響を与え、その後の福祉施策を方向づける大きな要因となったことは、誰も否定できないだろう。

以下、本事件を受けて行われた緊急対策および法改正についてまとめる。

ア) 緊急対策

この事件を受けて、以下のような緊急対策の指示・通知、実状調査、対応策の協議などが、厚生労働省や各都道府県において実施された。（新聞記事より）

2004年	1月27日	大阪府が児童相談所長を集めて緊急会議を実施。対応マニュアルの見直しを確認。
	1月28日	岐阜県教育委員会、長期欠席児童の再点検を学校や幼稚園に指示。
	1月29日	岩手県が児童相談所に、相談ケースに対する措置やアフターフォローの見直しを指示。
	1月30日	厚生労働省と文部科学省は、虐待の早期発見・対応等再発防止に向け、①組織的かつ迅速な対応、子どもの安全確保の優先などの基本に立ち返った取り組み、②児童相談所内連携体制の再確認、③地域関係者との協力・連携の確保等を都道府県などに通達。
	2月4日	文部科学省は、岸和田市に専門家を派遣し、市教委や学校、児童相談所の担当者等から事情を聴取。
	2月5日	徳島県の児童相談所が、不登校ケースの実態把握のための緊急調査を開始。大阪府は、府内の市町村に、虐待を発見する地域ネットワークを早期に作るように要請。
	2月6日	熊本県は、児童相談所や県警、小中学校長等の担当者を集め、虐待防止に向けた緊急会議を開催。
	2月10日	大阪府設置の「児童虐待問題緊急対策検討チーム」の第1回会議が開催される。

2月13日	京都府の児童虐待防止ネットワーク会議が、「児童虐待に対する適切な対応に関する緊急決議」を採択。 和歌山県は、県警や児童相談所との連絡会議を開催し、虐待対応マニュアルの見直しを決定（立ち入り調査の具体的指針策定）。 長野県教育委員会は、県内の学校、幼稚園等に、虐待防止への対応（虐待が疑われたら児童相談所に連絡すること等）を通知。
2月18日	香川県は、不登校相談ケースの調査を実施。その結果、虐待ケースはなかったと発表。
2月24日	岸和田市教育委員会は、市内の小中学校等に虐待防止対策委員会を置き、児童相談所との連携を強化することを決定。 岸和田市教育委員会は、児童虐待の相談を受ける「きしわだ子どもぎゃくたいホットライン」を設置。
3月9日	三重県で、児童相談所長に安全確認を義務づける「子どもを虐待から守る条例案」が成立の見通し。
4月16日	文部科学省は、長期欠席児童の3割は学校側が会えていないとの調査結果を公表し、学校に向けて、児童の把握に一層の努力を求める通知を发出。
4月29日	子どもの虐待防止に取り組む全国の民間団体による「子どもの虐待防止民間ネットワーク」が発足。
6月29日	厚生労働省が、2003年度の児童相談所への虐待相談件数（速報値）を公表。前年度を12%上回る、2万6573件となる。

イ) 法改正

本事件が影響をおよぼした法改正の経緯等は、以下の通りである。

2004年	1月30日	厚生労働省は、虐待防止に向けた長期的な対策として、児童虐待対策への家裁の関与を強める方針を表明、必要な児童福祉法改正案を提案する準備を進める。
	2月12日	自民党から児童虐待防止法改正案のたたき台が示される。通告義務の拡大や、虐待の定義に、DV目撃や保護者以外の同居人からの加害も加わる。また、立ち入り調査を拒否された場合の警察への捜査要求を義務付け、安全確認することが盛り込まれている。
	2月17日	児童虐待防止法改正案について、自民党案の骨子がまとまる。 ・児童が同居する家庭での配偶者への暴力も児童虐待に含める。 ・発見者の通告義務を「児童虐待を受けた児童」から「受けたと認める児童」に拡大。 ・児童相談所長は、児童を保護しようとして自宅への立ち入りを拒まれた場合、児童の生命や身体に重大な危険が迫っているときは、警察署長に通告しなければならないとし、また警察官は、児童の安全を確保するため、やむを得ないときは、児童委員または地方公共団体職員との立ち会いのもとで、児童の住居に立ち入ることができるとしている。
	3月4日	児童虐待防止法改正案を検討する与野党の代表者会議で、与党案が大筋で認められる。 しかし、現場の判断で警察官が強制的に立ち入ることを可能とする条文については民主党の反対が強く、法案に盛り込むことは見送る方向となった。 警察官の強制立入については、本事件を受けて、与党案に急遽追加されたが、民主党は、「令状に基づかない警察官の立ち入りは、憲法に定められた住居不可侵の原則に反するおそれがある」として反対した。

(5) 文献

- 兼田智彦 (2004) 「岸和田事件をめぐって・・・学校関係者として (特集2 岸和田事件)」子どもの虐待とネグレクト 6 (3)
- 川崎二三彦 (2004) 「児童相談所で考える児童虐待対策の課題」福祉のひろば 417
- 川崎二三彦 (2006) 『児童虐待—現場からの提言』岩波新書
- 小林美智子 (2004) 「岸和田事件から見える課題 (特集2 岸和田事件)」子どもの虐待とネグレクト 6 (3)
- 熊井利廣 (2007) 「ネットワークはなぜ大切か」小児科臨床 60 (4)
- 峯本耕治 (2004) 「岸和田児童虐待事件が学校・教育委員会に問いかけたもの (特集2 岸和田事件)」子どもの虐待とネグレクト 6 (3)
- 野田正彰 (2004) 「児童福祉全体があまりにも貧しすぎる—社会制度と文化が虐待を生む」論座 107, pp.52-27
- 中尾卓司 (2004) 「届かなかったSOS」少年育成 578
- 大久保真紀 (2004) 「なぜ少年を救えなかったのか—岸和田中学生虐待事件の背後にあるもの」論座 107, pp.46-51
- 大阪府児童虐待問題緊急対策検討チーム (2004) 「子どもの明日を守るために—児童虐待問題緊急対策検討チームからの緊急提言」
- 大阪府児童虐待問題緊急対策検討チーム (2004) 「資料 子どもの明日を守るために—児童虐待問題緊急対策検討チームからの緊急提言 (特集2 岸和田事件)」子どもの虐待とネグレクト 6 (3)
- 大阪府児童虐待問題緊急対策検討チーム (2004) 「資料 子どもの明日を守るために—児童虐待問題緊急対策検討チームからの緊急提言」解放教育 2004年9月号
- 佐藤万作子 (2007) 『虐待の家—義母は十五歳を餓死寸前まで追いつめた』中央公論新社
- 鈴木一郎 (2006) 「第5章 児童虐待刑事裁判例についての事例研究」, 『児童虐待への対応の実態と防止に関する研究』財団法人社会安全研究財団
- 田中文子 (2004) 「インタビュー 岸和田事件が問いかけるもの—子どもへの虐待を許さない社会へ」はらっぱ 240
- 津崎哲郎 (2004) 「岸和田事件をめぐって・・・福祉の立場から (特集2 岸和田事件)」子どもの虐待とネグレクト 6 (3)
- 山本麻里 (2004) 「児童虐待の現状と今後の対応—岸和田市の事件に関連して (特集2 岸和田事件)」子どもの虐待とネグレクト 6 (3)

(小出 太美夫)

6. 栃木県小山市の事例（2004年）

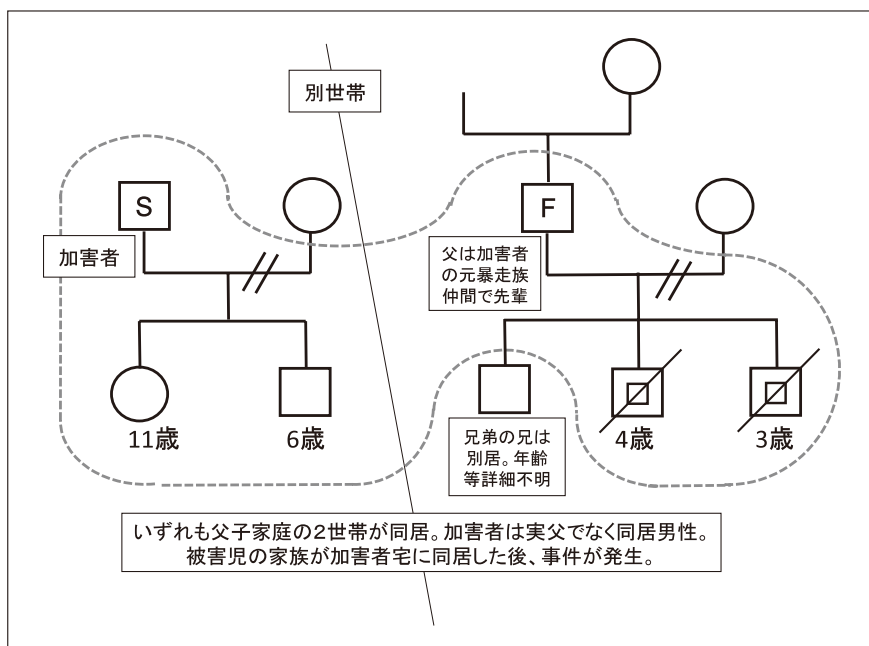
(1) 報道による事件の経緯

ア) 二世帯の同居

以下は、『朝日新聞』と『読売新聞』の記事を中心に得た情報をまとめたものである。

2004年9月13日、塗装工で実父Fの二男で4歳の一斗君と三男で3歳の隼人君の兄弟が行方不明になり、男性Sが未成年者誘拐の疑いで逮捕された。Sはこの兄弟とその父3人を同居させ、自分の長女（11歳）、長男（6歳）との合計6人で、3DKのアパートで暮らしていた。

当時の家族（被害を受けた兄弟の家族）及び加害者家族の状況は、下図のジェノグラムのとおりである。



イ) 虐待通告

行方不明になった兄弟は、2004年7月8日に虐待通告されて栃木県県南児童相談所によって一時保護されていた経緯がある。8日午後1時ごろ、住んでいたアパート近くのコンビニで、商品の飲み物やお菓子を持っていたので、店員が「お金はあるの」と声をかけたが、よく見ると顔に殴られたようなひどい痣があり、シャツをめくると腹部にも青痣があった。店長は小山署に通報。その日の夕方、小山署から児童相談所に、「市内のコンビニで兄弟を保護したが、親が分からないので一時保護してほしい」と通告があった。午後6時ごろ児童相談所の職員が署に迎えに行き、午後8時すぎ県内の児童養護施設に委託一時保護した。その夜、Fから子どもを返してほしいと連絡があったが、夜中だったので翌朝児童相談所に来るように求めた。翌朝訪れたFは「やったのは同居人で警察沙汰にしたい」「東京で暮らしていたが事情があって小山に戻り、6月ごろからSの家に世話になっている」「朝6時から仕事なので子どもを預けられる保育園がない」と話し、Sが暴力をふるう理由として「Sの子

より俺の子の方がかわいいのでやきもちを焼いたんだろう」「今度こんなことをしたらただではおかない」と答えた。児童相談所は祖母宅で子どもと共に同居することを条件に子どもを引き取らせた。

7月11日と22日に祖母宅に電話し、父子が同居していることを確認した。しかし8月10日に電話したところ「すでにS宅に戻ってしまっている」と言われた。ただ定期的に祖母宅に来ており、兄弟には傷もなく元気だったとのことだった。8月24日も同様の様子だった。しかし9月6日の電話で「Sが兄弟をたたいた」との情報が入った。FがSをきつく叱ったらSが謝ったとのことで、児童相談所は祖母を通じてFに来所して相談するよう伝えた。ただし児童相談所は計5回の祖母との電話のやり取り以外に、家庭訪問に行くなど、直接の確認はしていなかった。

ウ) 事件発覚後の経緯

Sは逮捕当初の13日、2人を連れ出して12日未明に公園で車から降ろしたなどとあいまいな供述をしていたが、夜になって、「川で兄弟を殺害した。思川（おもいがわ）に2人を置いた」と供述したため、調べたところ、思川上空のヘリコプターから、思川中洲に幼児一人を発見、収容後弟の隼人君と確認された。その後、Sは「思川の間中（まなか）橋のあたりで兄弟を殺し、橋から捨てた」と供述。15日には「生きたまま川に落とした」と供述を変えた。解剖結果で少量の水が検出されたことが分かった。

9月16日、隼人君が見つかった中州から6キロ下流の思川の左岸の茂みで一斗君の遺体が発見され、Fが確認した。17日の午前、児童相談所長が会見で「一斗君、隼人君守ってあげられなくてごめんなさい」と謝罪した。17日の正午、祖母が会見で、「かわいそうで、かわいそうで」と言って目頭をおさえ、「児童相談所に『子どもたち、Fに会って説得してもらうか、子どもたちの姿を見てもらうのが一番じゃないでしょうか』などと頼んだが、会ってはくれず、自分のところばかりに電話をかけてきた」と語った。

これに遡る逮捕当日の児童相談所長の記者会見では、「児童虐待防止法の虐待の定義は『保護者によるもの』とされており、強制手段を適用するのは難しいと判断した」「Fに抑止効果があると判断した」「(児童相談所の対応は)適切な措置だったと思う」と説明する一方、「電話確認だけでよかったかどうか、傷の部位をきちんと調べたり、Sにも事情を聴いたり、Fと祖母と児童相談所とで話し合うべきだった。結果責任は児童相談所にもあると思う」と述べていた。

9月17日、Sは殺人容疑で再逮捕された。なお、再逮捕前のSは事情聴取に対し、「Fさんと同居していることが不満だった。出て行ってもらいたかったが、先輩なので言えなかった」と話しており、県警は、Sが2人に暴力を振るい、Fもそのことを知っていたとみていたという。18日の新聞報道では、Sが「兄弟をこのまま連れて帰ればFさんにまた殴られると思った」と供述していることや、後部座席で寝ていたSの長女が「男の子の泣き声を聞いた」と話していることが報じられた。

9月21日に一斗君と隼人君の告別式が行われた。兄弟の母親がFに付き添われて出席。報道陣に対して「本当にごめんなさいという気持ちでいっぱいです」と語った。

9月22日、児童相談所は、警察や親類との情報のやり取りなどを記録しておらず、警察が迷子で保護した情報や、5回にわたる祖母への電話調査のやり取りも記載がなかったと報道された。

10月1日に、県警は、Fを覚せい剤取締法違反（使用）の疑いで逮捕した。県警によればSから逮捕後の尿検査で覚せい剤が検出されていたが、Fも覚せい剤を使用しているという情報を得たため、29日にFの尿を採取し鑑定したところ陽性反応が出たとのことであった。翌日Fは送検される。Sの覚せい剤取締法違反容疑での取り調べを開始する。

10月8日、Sは殺人罪で起訴され、15日には覚せい剤取締法違反の疑いでも書類送検された。

(2) 実父Fの覚せい剤取締法違反の地裁公判

2004年11月15日、Fの覚せい剤取締法違反の公判で、検察は「子どもが虐待を受けていると知りながら、あろうことか、共に覚せい剤使用に興じ続けていた。酌量の余地はみじんもない」として懲役2年6か月を求刑。Fは、過去1987年に覚せい剤使用で実刑判決を受けたことがあったが、2004年2月から再び使用し、6月にS宅に同居してからは、子どもたちの目を盗んで少なくとも50回は覚せい剤の注射をしたと説明。弁護側は、最近の10年間は覚せい剤と無縁であり、Sとの同居をきっかけに覚せい剤とのつながりができたため、初犯に近いとして執行猶予を求めた。11月22日、Fには懲役1年6か月の実刑判決が言い渡される。Fは判決を不服として12月1日に東京高裁に控訴した。しかしSの初公判の後、祖母がFの控訴を取り下げる意向をしめし、28日にFは控訴を取り下げた。

(3) Sの公判の経過

初公判（2004年12月13日）：宇都宮地裁で初公判が開かれる。Sは殺害を認める。「橋から2人を投げ入れた時点で覚せい剤が体の中に入っていて錯乱状態にありました」と答えた。

第2回公判（2005年1月31日）：覚せい剤による影響などについて検察側と弁護側の主張が対立。

第3回公判（4月21日）：SはFから「一生面倒を見てもらうからな」と繰り返し言われるなど、理不尽な仕打ちを受けていたと説明。

第4回公判（6月9日）：Sは「兄弟は『おじちゃんはお父さんの前では何もできないくせに』と言っていた」「注意した際に『おじさん、うるさいよ』と反抗的な目で見られた」などと証言した。また罪の意識はなかったが、覚せい剤の影響はあったと述べた。

論告求刑公判（8月9日）：検察側は死刑を求刑。弁護側は、報復を恐れるストレスと覚せい剤の影響で「異常な心理状態に陥っており、極刑は相当ではない」と主張した。

判決公判（9月8日）：求刑通り死刑の判決が言い渡される。また、裁判長は児童相談所が兄弟を一時保護しながら元の環境に戻して放置したことに言及し、「具体的対策が求められていたにもかかわらず、これを講じた形跡がない」「そのあり方が問われかねない誠に遺憾な対応」と批判した。Fに対しても、「犯行の下地を作った側面がある」として「一定の道義的責任は免れない」と指摘した。一般人に対しても「かわりを持った大人が危険な芽を未然に摘まなかった」、「積極的に警察への通報などの対応をすることも強く望まれる」と述べた。

弁護側は即日、控訴した。

ところでSは、翌2006年の6月4日、拘置中の東京拘置所で死亡する。5月30日に控訴審初公判が

開かれる予定であったが延期されていた。この年4月、宇都宮拘置所から東京拘置所に移されたが、そのころから風邪をこじらせ、5月下旬に容体が悪化し、6月4日夕に拘置所内の病室で死亡したという。

(4) Sが犯行にいたる経過

犯行の動機を含む事件の背景や、犯行に至る具体的な経過について、『朝日新聞』と『読売新聞』の報道を中心にまとめた。

殺害された兄弟は、両親の離婚後、2002年11月から半年間、保育所に通っていた。Fが送迎をし、欠席はほとんどなかったという。2003年7月、「Fの仕事が不規則で養育困難」ということで県内の児童養護施設に入所したが、12月にFが引き取る。翌年の6月、Sから連絡があり、F家族がS家族宅に同居する。二人はかつての暴走族仲間で、SはFの後輩でもあり、そこには強固な上下関係があったという。Fが「部屋が見つかるまで居させてくれ」というとSは了解したという。

しかし、Fが家賃や光熱費を払わず、クーラーのある部屋を使っていたなどから不満を抱くが、直接Fにはいえず、SはFの子どもにあたるようになる。

7月8日に兄弟の痣に気づいたコンビニ店長が小山署に通報し、兄弟は児童相談所で保護されるが、翌日父方祖母と暮らすことを条件に一時保護は解除される。しかし祖母との同居は1か月ほどで、8月10日にはFと共にS宅に兄弟が戻ったと祖母が児童相談所に説明している。9月6日に、Sが兄弟に暴力を振るったため、FがSに説教したと祖母が児童相談所に連絡する。後でわかることだが、祖母は事件後まで、兄弟が身を寄せたS宅の所在地を知らなかったという。

9月11日に事件は起きた。この日午前、兄弟はSの長女に連れられて自宅近くの教会の流しそうめんの催しに参加した後、自宅に戻る。午後1時半ごろ、Sは兄弟とSの長女と長男を連れて、車で近くの100円ショップに出かける。その後いったん自宅に戻った後、再び5人で近くのガソリンスタンドに出かけ、午後2時半から午後7時半過ぎまで過ごすこととなる。このガソリンスタンドで、注意してもいうことを聞かない兄弟にSは激しい暴行を加える。一斗君の唇は腫れ、隼人君にはこぶができた。このときSは「このままでは帰れない」と思ったと被告人質問で語っている。以前、兄弟に手を挙げた際、それを知ったFが激怒しSを何発も殴ったからだという。

SあてにFから兄弟の所在を尋ねる電話がかかってきたのは午後6時ごろだった。Sは帰宅すれば隼人君の唇が腫れているのがばれると思い、「一緒ではない」と嘘をつく。新聞に報道された作業員の目撃によれば、午後6時すぎ、一斗君の頭を2回平手打ちし、一斗君はよろけて乗用車の側面に頭を打った。叩かれても泣かず、おびえた様子で、Sの話しかけに敬語で答えていたという。午後7時半過ぎ、ガソリンスタンドの休憩室で兄弟が騒いでいたとして、隼人君をトイレに連れて行きさらに暴行を加える。午後8時ごろ、ドラックストアに立ち寄り隼人君のおむつを買う。その後隼人君らを田んぼ脇の道路に降ろして立ち去るが、再び戻って車に乗せる。午後10時過ぎ、Fから再び電話を受けたが、「一緒じゃない」と嘘をつく。追い込まれた心境となり、車内でふざける兄弟に再び暴行を加える。まず助手席に座っていた一斗君の頭をたたき、引っ張って運転席の足元に入れて足で踏みつけ、引き続き、隼人君も運転席の足元に入れて踏みつけた。ここに至って「ここまで来たらいまさら兄弟をFに会わ

せても言い訳の仕様がな」と思い、殺意を抱いたという。まず午後10時半に兄弟をJR間々田駅近くの公園に置き去りにして車で立ち去ったが、「すぐに見つかる」と公園を1周して再び乗せた。車に乗せられた一斗君は間もなく泣き出し、「お父さん」といった。これに激高したSは、はっきりと殺害を決意し、国道50号を西に向かって浅間山を目指した。「噴火口の中に投げちゃえば分からなくなる」と考えたからである。車が走るうちに4人の子どもは寝息を立て始めた。やがてSは、浅間山は遠いと思い、行き先を渡良瀬川に変える。川に投げ込んで殺せば、遺体は流されて見つからないと考えた。

午後11時半に渡良瀬川に架かる橋に到着した。しかし夜でも交通量が多く、人目に付くと考えて断念し、思川の間中橋を目指す。翌日午前0時前後、Fから再び電話が入る。Sは「自分の子どもは知人宅にいるが、兄弟は別のところにいると思う」と嘘をつく。Fは午前0時10分に小山警察署に兄弟が行方不明と届け出る。一方Sは午前1時半前に間中橋に到着し、橋の中央付近で車を止めた。橋は両側に日本のワイヤーが柵代わりに張られていた。Sが車を降り、まずは眠っている一斗君の左手と左足を持って車外に引きずり出し、ワイヤーとワイヤーの間から思川に投げ落とした。その後隼人君も左手と左足を持って引きずり出し、そのまま川に投げ落とした。

(5) Sのこと、Fとの関係

Sの人間像について、関係者に取材をした『朝日新聞』の記事(2006年9月16日)がある。Sと20年以上前からの知り合いでアパートの近くに住む年配の女性である。この女性によると、F一家と同居して2カ月以上した8月中旬、S親子が一晩泊めてもらうために訪ねてきた。理由を言わないので不思議に思ったが、特には尋ねず4泊させてあげたという。この間に、女性が注意しても聞かない自分の子どもたちに、Sが恫喝し、顔や体を殴ったり蹴ったりした。女性が止めようとする、「甘いよ」と威喝されたという。ただ子どもたちはSを慕っていたという。息子を抱きかかえてかわいがったり、家事をする娘の自慢もしていたという。

中学時代同級生だった男性は、Sが産業廃棄物の投棄で問題を起こした時、Sの子どもたちの面倒を見ていた。当時Sの長女が通う小学校もこの家庭のことを心配していた。この男性は、事件のあった年の夏、市内の運動会で親子3人に再会した。Sは自分の息子に向かって「がんばれ、がんばれ」と応援していたという。男性は小学校教師と「これなら心配ない」と電話で確認し合った。

中学校時代の同級生の女性は、「Sは優しい子で、彼を知る人で悪くいう人はいない」と語った。

FとSは、かつての暴走族仲間先輩後輩の仲であり、強固な上下関係があったという。9月15日にFが会見しているが、東京からもどった時に、「Sから『うちにきなよ』と声をかけられた。『子どもがいるから悪いよ』と言ったが、『別に気にしないで』と言われて同居をした」「3DKのアパートの中でエアコンのある部屋を『占拠』していたとSが述べているが、『この部屋を使ってください』と言われた」という。ただFは、「Sが、先輩である自分に何かを言うことができずに、矛先を子どもに向けた」とみていると会見で語った。「部屋が見つかるまで、居させてくれ」と頼むと、Sは理解を示したという。「Sに対する甘えがあった。先輩後輩で、自分に厳しくできなかった」とも語った。兄弟を虐待したSに対して「問いただしても嘘をつく。叩いて吐かせたところ『自分がやりました』と言っ

たので、さらに叩きました」と答えた。2人の関係について「昔からあんちゃんって慕ってくれていて、弟のような存在だった」「自分に何も言えないことがうっとうしかったのではないか」「暴走族仲間で怖い存在だったんじゃないか」「被害届を出そうと思ったが、被告の子どもの顔が浮かんだ」と答えた。またSが覚せい剤を使用していたことについて、「覚せい剤をやっているとは知らなかった」と答えた。

しかし、この会見の翌月の10月1日、Fは覚せい剤取締法違反（使用）の疑いで逮捕される。公判での検察の冒頭陳述では、6月に同居してからは、子どもたちの目を盗んで50回は2人で覚せい剤を注射した。Sの虐待に気づいてからは、互いの間にわだかまりが生じたが、2人で覚せい剤を融通し合っていたという。

2人の関係は、強固な支配服従関係と共に、癒着した関係があったことが分かる。事件の背景にある大人同士の不適切な依存関係と、それを逃れられなくさせる覚せい剤の影響等、著しく不適切な環境の中に兄弟は置かれていた。

(6) 事件の波紋

ア) 児童相談所や自治体への批判

この事件で、大きく問題視されたのは児童相談所の対応である。問題となったのは、一時保護を解除し、祖母が引きとったものの、1か月後には再び加害者の家に同居した事実を知りながら、家庭訪問さえしなかった点である。事件直後（2004年9月13日）の児童相談所長の会見で「Fが抑止できると思った。児童相談所として適切な措置だったと思う」と説明したことに対して、新聞各社は「命救う機会 何度も」（『朝日新聞』）、「救えたはずの命・・・」（『読売新聞』）などの見出しで、児童相談所の対応を厳しく批判した。2004年9月16日の『朝日新聞』の社説では「兄相と警察が本来の役目を果たせば、最悪の事態を防げたのではないか」「祖母宅から元のアパートに戻されたときは直ちに駆けつけるべきだった」と指摘し、「必要なときは体を張ってでも子どもを預かって守るのが使命だ」という経験豊かな児童相談所職員の言葉を紹介した上で、「今回の事件ではそんな決意が感じられない」とした。

識者のコメントの多くも批判的で、「そもそも元の生活が危険なので保護したのだから、元のアパートに戻ったことが分かったら当然、緊急保護すべきだ。（中略）今回の判断ミスの責任はとてつもなく重い」（高橋重弘・日本社会事業大学教授、『読売新聞』2004年9月15日）、「一時保護するというのは親許が危険という証なのだから、子どもを返す前に安全になったかを確認するのはイロハのイだ」（飯島成昭・元児童相談所職員、『朝日新聞』）などである。また当時の山本麻里厚生労働省虐待防止対策室長は「家に行って子どもの状況を確認しない判断は甘かった」と児童相談所の対応のミスを指摘した。地裁の判決でも裁判長は児童相談所に対して「そのあり方が問われかねない誠に遺憾な対応」と批判したのは先述のとおりである。

一方、児童相談所の体制の問題を指摘する者も多い。恒成茂行熊本大学大学院教授（法医学、子ども虐待コンサルテーションチーム・くまもと代表）は、「現状に対する判断が甘かったと言わざるを得ない。だが、どこの児相でも起こり得る構造的な問題がある。今回のような重大な結果を招いたケー

スなどについて事例を検証し、それを児相間で共有するシステムがない。似たよう虐待があったとしても、相談所によって、もしくは担当者によって判断がまちまちになってしまえば、救える命も救えない。職員は県の人事異動でたまたま児相に配属された素人が多い。虐待の対応は、知識もノウハウもない人が適切に判断できるほど簡単ではない。だからこそケーススタディが欠かせない」（『読売新聞』2004年9月19日）と述べている。

2004年10月6日の『朝日新聞』社説は、「自治体は何をしている」の見出しで、栃木県の児童相談所の児童福祉司の配置基準が本来であれば29人のはずを、実際には25人しかおらず、福祉司配置に使うべき国からの交付税を他に使っていたことを指摘し、こうした自治体は他にもあると述べ、「こんな中で、全国知事会など地方6団体は、国と地方の税財政改革で、補助金廃止の候補として虐待対策も挙げた。（中略）補助金を廃止し、それに見合う税源を地方に移すという改革自体は正しい。だが、国からの交付金や補助金があるのに、虐待への取り組みが不十分な自治体が多い。財源が移ってきたからといって、虐待対策に積極的になるだろうか。そんな不安を抱かすにはいけない」と論説している。

イ) 警察への批判

警察への批判もある。先述の2004年9月16日付けの『朝日新聞』社説では、Sを傷害容疑などで捜査しなかったことを指摘した。7月にいったん警察に兄弟が保護されたときに、顔が腫れて痣だらけだったという。「子どもたちの虐待を深刻に考えて積極的に動いていれば、事態は変わっていただろう」と論じている。この点については、一時保護した時点から警察と児童相談所との間で見解が食い違っていた。児童相談所は「家族以外の第三者であるSによる傷害事件という側面もあるので、警察による捜査が行われるものと思込んでいた」と言い、県警は「児童相談所が改善策を講じた」と判断して捜査を見送っていたという。2004年9月23日に開かれた県警本部長の定例記者会見では、「とるべき措置は講じた」と述べ、一時保護の際の対応について、「Fから話を聴いたが、兄弟に虐待を加えた人物が明かされず、捜査協力が得られなかった」と説明、「現段階において、規律違反も義務違反もなかった」と発言した上で、今後は、学校、警察、児童相談所など関係機関の職員からなるサポートチームを作り、ネットワークを形成していくと述べた。

ウ) 父子家庭への支援の弱さ

『週刊アエラ』は、母子家庭に比べて父子家庭への支援が立ち遅れていることも背景にあると指摘している。記事の中で、地元の民生委員が「2組の父子家庭が同居していることを、事件が起きるまで全く知らなかった」「市や近所の人から少しでも情報が入っていれば、訪問するなどして何か手助けができたかもしれない」と答えていることを紹介している。F家族は小山市に住民登録もなく、保育園に通させることもなかった。「職場の上司に前借してでも、子どもにいい物を食べさせたかった」とFは語っていたという。記事の中で、7歳と5歳の子どもを育てている宮城県の大学教員は、「父子家庭は行政の蚊帳の外に置かれている。存在を把握されていなかったことも、事件の遠因ではないか

と思った」という。

エ) 事件が残したもの

栃木県の児童課は、児童相談所児童福祉司の配置を2004年10月に27人に増員、翌年の4月には32人として、相談所ごとに5人程度で構成する虐待対応専門チームを置いた。

2005年4月に小山市は、子ども課に「子育て支援室」を設置し、係長級職員を一人増員して、虐待に対応できる態勢を整えた。児童相談所への虐待通告は激増し、2003年に288件であったものが、2004年には462件にのぼった。

事件後、思川の現場に花束を持って訪れる人は後を絶たなかったという。2人を助けられなかったという無力感。全く知らない人までが、「自分にも何かできたのではないか」という思いにさいなまれたという。事件を受けて、民間の虐待防止活動団体「カンガルーOYAMA」が発足、オレンジのリボンを虐待防止の象徴とし、リボンを配布しながら虐待防止を訴えた。現在この活動は、同年に設立された「児童虐待防止全国ネットワーク」が全国展開している。国は2004年から11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、各地域で児童虐待防止の啓発に努めるよう促したが、オレンジリボンキャンペーンがその中心的役割を担うようになった。厚生労働省が毎年作成する啓発ポスターには、2006年からオレンジリボンが明記されている。

小山市は、2004年12月11日に思川の土手に2人の名前の桜を植樹した。筆者は一昨年（2010年）思川を訪ねた。事件が起きた橋のたもとには、2体の地蔵が祀ってあった。その前には、2人の兄弟が好きであったであろう新品の車の模型が供えられていた。

(7) 文献

杉山麻里子（2004）「栃木・幼い兄弟殺害事件でもわかった――一人親の母子父子家庭格差」週刊アエラ 2004年10月11日号

(増沢 高)

7. 福岡県福岡市の事例（2005年）

(1) 事件の要約

「福岡市児童虐待防止のための早期発見・支援及び連携のあり方に関する報告書」（以下、報告書）（2006）から抜粋、要約した事件の概要は以下のとおり。

被害者は福岡市博多区在住、満18歳の女性A。

Aの母親は、2005年（平成17年）10月28日午後3時30分頃、自宅において、Aが留守中勝手にテレビを観ていたことに激昂し、Aの顔面や背部を数回殴打する暴行を加え、治療約11日間を要する顔面打撲傷等の傷害を負わせた容疑により、同年11月1日、逮捕される。

警察署からの照会により、Aの就学状況を確認調査したところ、1994年（平成6年）4月8日の小学校入学式を含め、以後18歳になるまで1日も登校していないことが判明した。

母親は、傷害罪により罰金10万円の略式命令を受け、保護責任者遺棄罪の立件についてはなされなかった。

なお、本事例は、Aが、長期間にわたり、教育を受ける権利や、自由に外出したり社会活動に参加する権利を奪われていたもので、このことは、子どもの重大な権利侵害であり、かつ、子どもの心身の健康な発達を阻害する、重度のネグレクトであった。

しかしながら、学校や教育委員会は事件発覚までは不就学児童として捉えており、長く虐待としての認識はされていなかった。また、児童相談所も、虐待を疑ったものの重度のネグレクトという認識はなかった。そのため、18歳となり今回の事件発覚により保護されるまでは、重度のネグレクト事例としての介入は行われず、Aや保護者への支援もなされないまま見過ごされてきた。

(2) 事件の経過

ア) 発見・通告の経緯

事件に対する報道や、検証報告書を総合すると、本件が発覚した経緯は、概ね次のとおりである。

2005年10月28日、Aは、テレビを見ないという言いつけを守らなかったことから、母親に顔や背中を殴られ、裸足で家を飛び出した。所持金もなく、公園で寝泊まりし、水を飲んで空腹をしのいでいたが、11月1日午後、通行人に助けを求めたことから、警察署が保護した。

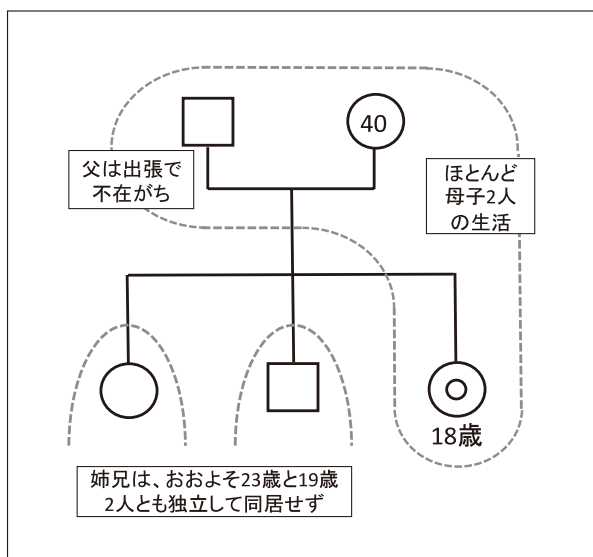
この当時のAの身長は小学校低学年並みの1メートル20センチ、体重は30キロに満たなかったとすることで、警察が保護した後は検査入院となった。なお、母の暴行による傷害の程度については、報告書が「治療約11日間を要する顔面打撲傷等の傷害」と記しただけで、報道等では見当たらず、「母親に顔や背中を殴られて」「市内の路上を裸足で歩いていたら、目の上に切り傷があったことなどから通行人が110番通報して……」（『朝日新聞』2005年12月6日）といった記事が見られた程度である。

また、警察はネグレクトの疑いもあるとみて捜査したが、「養育を完全放棄したとは言えない」と判断して、傷害容疑のみを立件した。（『読売新聞』2005年12月6日）

イ) 家族状況

a. 家族図

事件当時の家族図は下のとおり。



b. 母についての報道

事件発覚時に居住していた市営団地に移り住む前のことになるが、母子を見かけた主婦は、「母親はビール好きで、飲むと酒癖が悪かった。中州のクラブで働いても、3、4日でやめた。その後地元のスナックにも勤めたけれど、長くは続かなかった」と話した。(『朝日新聞』2005年12月23日)

「あの子が3歳くらいの頃、団地前の広場で下半身裸で泣いていた。母親は『上に2人いるからこの子はいらぬ』と言っていた」(『朝日新聞』2005年12月23日)

次は団地住民の情報。「姿をほとんど見かけなかった。買い物も団地の集会に参加するのも、町会費を届けるのも全部旦那さん」「その旦那さんは留守がちで、回覧板を回しても、この家で1週間近く止まってしまう」「(母親も)引きこもり状態だった」「(Aの存在自体を)知らなかった」(『朝日新聞』2005年12月23日)

1997年(Aが小4に該当する年齢)に団地の女性がAのからだの傷に気づく。「全身につねられたような多数の痣があり、『誰にされたのか』と尋ねると『お母さん』と答えた」(『読売新聞』2005年12月9日)

「母親は姉兄の授業参観や運動会には顔を見せていた」(『読売新聞』2005年12月27日)

「漢字ドリルを与え、自宅で教えるなどしていた」(『朝日新聞』2005年12月6日)

c. 実父及び兄姉について

実父や兄姉についての報道は、家族図に示した程度の情報以外、ほとんど見られない。

なお、母が捜査当局に説明した内容として、次のような報道があった。「夫の借金の取り立てや、姉や兄の素行や進学などで悩んでいた」(『読売新聞』2005年12月6日)

(ウ) 経過①、事件発覚まで

(出典の記載がないのは、検証報告からの引用)

子ども・家族の動き	関係機関の対応
[幼児期]	
<ul style="list-style-type: none">○「3歳くらいの頃、団地前の広場で下半身裸で泣いていた。母親は『上に2人いるからこの子はいない』と言っていた」(『朝日新聞』2005年12月23日)○3、4歳の頃、本人だけを柵で囲った場所に残して家族で外出。(2005年12月23日『朝日新聞』)○一時、保育所入所。保育生活になじめず中途退所。(『毎日新聞』2005年12月7日)	
[平成6～7年度] (小学1～2年)	
<ul style="list-style-type: none">○就学時健康診断や入学説明会欠席。○入学式欠席。○学校に行かせない理由として、「障がいとそれに伴う症状があるため、学校に行かせることができない」と返事。○母は当時小6の姉、小2の兄の授業参観や運動会には参加。(『読売新聞』2005年12月27日付け)	<ul style="list-style-type: none">○学校が家庭訪問をするが、Aの状況を把握することはできなかった。○小学校長と教頭が家庭訪問をするが、Aとの面談はできない状態が続いた。学校は、家庭訪問をしてもAと面談できなかったため、民生委員・児童委員に協力を依頼した。○学校は繰り返し家庭訪問をするが、Aとの面談ができない状態が続いた。障がいの有無については、確認できていない。○姉兄の担任は家庭訪問の際、家の中に通されていた。(『読売新聞』2005年12月27日)
[平成8～9年度] (小学3～4年)	
<ul style="list-style-type: none">○父親は面談の約束を守らないことが多く、面談しても「今のところ、学校には行かせるつもりはない」と返事。○母は水商売しているが続かない。(『朝日新聞』2005年12月23日付け)○小4時、それまで住んでいた長屋から市営団地に転居。(『朝日新聞』2005年12月23日)○小4時(97年夏)、団地に住む女性が、Aの全身につねられたような多数の痣を発見、痩せ細っていると感じる。Aは「母にされた」と発言。	<ul style="list-style-type: none">○担任交替により、前年度からの引き継ぎを行うとともに、担任、教頭、教務主任も、繰り返し家庭訪問するが、Aとは面談できなかった。学校は父親と面談の日時の約束をする。面談できれば父親に就学を促すが、就学には至らなかった。○教育委員会から、保護者宛に児童相談所等の相談窓口も記載した出席督促書を送付した。○女性が区役所に「何とかしてほしい」と訴える。ただし、当時の担当課長及び係長は「記憶にない」とのことであり、保存期間を過ぎていたため通報記録も残っていないという。(『読売新聞』2005年12月9日)
[平成10～11年度] (小学5～6年)	
	<ul style="list-style-type: none">○学校は、母親とは会えたが、部屋の中には入れない状態が続いた。学校は、民生委員・児童委員、近所の児童等にAの所在について尋ねたが、確認はできなかった。○平成12年2月～3月、学校より原級留置や相談窓口についての説明をした。

	○平成12年3月31日付けで、小学校長から教育委員会に原級留置の報告書が提出された。
[平成12年度] (中学1年相当)	
	○平成13年3月28日、教育委員会から小学校長に出席督促の指導依頼を通知した。同年3月30日、小学校長から教育委員会に原級留置の報告書が提出された。
[平成13年度] (中学2年相当)	
	○平成13年9月、教育委員会は、長期の不就学が継続しているので、児童相談所（現こども総合相談センター）に通告を行い、今後の対応等について、学校、教育委員会、児童相談所、民生委員・児童委員で協議した。児童相談所の判断としては、学校と親との関係が保たれているようにみえたこと、就学前に虐待の情報がなかったこと、地域でも虐待の事実が把握されていないこと、伝聞にすぎない地域でのAの目撃情報などを評価して、虐待のおそれは低いと判断してしまった。この判断に基づき、児童相談所が直接事例に介入するのではなく、親との関係を持っている小学校が家庭訪問を繰り返し行い、児童相談所と教育委員会が適宜連絡を取り合う方針とした。 ○平成14年3月、学校は保護者に対して、来年度が義務教育最後の年になる旨を説明し、登校を促した。
[平成14年度] (中学3年相当)	
○母親「本人に障がいがあるので外に出せない、そっとしておいて欲しい」 ○母はその都度「知り合いに預けている」「娘の具合が悪い」等と返答。（『読売新聞』2005年12月7日）	○学校は、安否や居住等を心配して、交番に調査協力等の相談をするが、事件性が確認できないので難しいとされた。 ○平成14年12月、教育委員会と学校とで家庭訪問。 ○児童相談所と連絡協議を行い、子どもの相談窓口として区役所家庭児童相談室があることを母親に説明し、教育委員会と児童相談所の双方から、区役所家庭児童相談室に、母親から子どもについて相談があった場合の対応を依頼した。 ○児童相談所は、これまでの経過について、保護者が学校に相談できていると評価し、その判断に基づき、関係者がAの安全を現認しないまま虐待の危険性を低いと判断してケースを終結させ、その後は保護者からの相談を待つという対応とした。終結にあたって、児童相談所は、学校や教育委員会に終結の連絡を行わず、民生委員・児童委員に見守りの依頼をするなどの対応も行わなかった。 ○平成15年3月、学校は保護者に電話にて、義務教育年限が終了することについての事前説明をした。 ○教師らは、中学年齢相当の3年間に33回訪問、女性との面会を求める。（『読売新聞』2005年12月7日）
[平成15年度]	
	○4月1日、義務教育年限終了に伴い、学齢簿の削除を行った。その後、保護者やA本人からの児童相談所や区役所家庭児童相談室への相談はなかった。

エ) 経過②、事件発覚後

- 2005年11月1日 Aが保護されるとともに、Aに対する傷害容疑で母が逮捕される。
- 2005年12月6日 Aが義務教育の9年間、1日も登校せず、事実上監禁されていたとの報道がある。
- 母親の発言として次のような内容の報道がある。
 - 「発育の遅れがあり、外に出しても迷惑をかけると思った」（『朝日新聞』2005年12月6日）
 - 「先天的な発育の障害があると診断されたことがある」（『朝日新聞』2005年12月6日）
 - 「夫の借金の取り立てや、姉や兄の素行や進学などで悩んでいたが、周囲に相談相手がいなかった。二女にストレスをぶつけたかも知れない。もっと早く市に相談していれば」（『読売新聞』2005年12月6日）
- 市教委は次のように説明したとの報道。「94年の小学校入学時から中学校を卒業すべき03年3月まで、一度も登校しておらず、その間、月1回の頻度で担任や校長、教委職員らが訪問したが、両親と玄関口で話すだけで、Aには面会できなかった」「義務教育期間終了後、市教委から、市子ども総合相談センターに引き継いだ」*13（『朝日新聞』2005年12月6日）
- 文部科学省は、6日、福岡市教委から事情聴取。（『読売新聞』2005年12月7日）
- 市教委は、7日、小中学校に全く登校していない「不就学」の児童・生徒の現況について再調査を行うことを決定。（『読売新聞』2005年12月8日）
- 9日の福岡市議会で、市教育長が、当時の市教委の対応について「学校と連携し、努力したが、結果として就学に結びつかず、子どもの姿すら確認できなかったことは誠に遺憾」と述べる。（『朝日新聞』2005年12月10日）
- 福岡県議会で、県教育長は「13日に各市町村教委に対して、不登校などで連絡がとれない児童・生徒の状況を的確に把握するよう通知を出した」ことを明らかにした。（『読売新聞』2005年12月14日）
- 市教委は15日、市立小中学校に入学後まったく登校していない児童生徒40人のうち、家庭訪問しても会えない子どもが5人いることを明らかにし、5人については、13日に市子ども総合相談センターに通告したと説明。（『読売新聞』2005年12月16日）
- NPO法人「ふくおかこどもの虐待防止センター」が、市教委に対して検証を求める要望書を提出。（『読売新聞』2005年12月17日）
- 厚生労働省は、市に対して2006年1月18日、「(Aは)すでに18歳になっており、児童福祉施設への入所は不可能」と回答。（『読売新聞』2006年1月19日）
- 2006年1月19日、厚生労働省「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」委員4人が厚生労働省職員2人とともに現地に出向き、この日開かれた第1回「福岡市児童虐待防止のための早期発見・支援及び連携のあり方に関する検討委員会」に参加して聞き取り調査を実施。（『読売新聞』2006年1月20日）
- 2006年3月 厚生労働省「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員

*13 報告書によれば、児童相談所は、女性が中学2年相当年齢時に通告を受け、義務教育期間終了時点では相談を終結させていたと思われる。

会」が報告した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第2次報告）において、本事例についてのヒアリング調査に基づく結果と提言がなされる。

○2006年4月7日、「福岡市児童虐待防止のための早期発見・支援及び連携のあり方に関する検討委員会」が、市と市教委に対して、報告書を提出。

(3) 事件に対する所見（関係機関等の発言及び識者のコメント）

★は関係機関及び厚生労働省の発言、☆は識者及び議員のコメント、発言である。

ア) 事件発覚当初のコメント

★市教委指導第2部長

「必要な措置は取ってきたつもりだ。結果的にこうした事態になり、大変残念だ」（『朝日新聞』2005年12月6日）、「法的な範囲内で最大限の対応をしたと考えているが、もっと早く何とかできなかったのかという思いはある」（『読売新聞』2005年12月6日）

★市教委学事課長

「もっと早い段階でセンターと協議していれば違う結果になったかもしれない」（『読売新聞』2005年12月6日）

★市子ども総合相談センター所長

「何か情報があれば、という待ちの姿勢だった。女性に誰も面会したことがなかったのを重視して、虐待などの状況を想定した上で積極的に対処すべきだった」（『朝日新聞』2005年12月6日）

☆教育評論家／尾木直樹法政大学教授

「子供に会わせて欲しいと説得して断られた福岡市教委には、他にとる手立てがなかったのか。重要なのは親と共に問題を解決しようという認識。そういう広い意味での『指導』をするのが教育関係者の役割であり、その責任を放棄した市教委は機能不全に陥っていると言っても過言ではない」（『朝日新聞』2005年12月6日）

☆日弁連子どもの権利委員会副委員長大谷辰雄弁護士（福岡弁護士会）

「女性が一番の犠牲者であることはもちろんだが、母親もかわいそうな立場にあると思う。母親にアドバイスできる人はいなかったのか、支えてあげられる人はいなかったのか。それができるのは一つは行政であり、子供に会うことより、まずは母親の気持ちを聞いてあげることが大切だったのではないか。校長らが月に1回ほど家庭訪問していたというが、アリバイづくりのためとしか思えない。対応が難しい場合でも、相談センターなどもっと協力を密にしていれば、大きな問題にならなかったと思う。似たようなケースが他にもある可能性があり、対策をきちんと考えていく必要がある」（『朝日新聞』2005年12月6日）

イ) 児童相談所の立入調査について

★市子ども総合相談センター担当者

「虐待の可能性を考えて調査すべきだった」が、「当時は法施行から間もなく、虐待情報がないま

ま立ち入り調査をすることはほとんど想定されていなかった」(『朝日新聞』2005年12月10日)

★厚生労働省虐待防止対策室

「立ち入り調査を積極的に検討するようになったのは、03年11月に大阪府岸和田で中学3年の男子生徒が両親から虐待を受け、餓死寸前で見つかった事件^{*14}以降であり、今回は難しい事例で、立ち入り調査の是非を含めて詳しく調査する必要がある」(『朝日新聞』2005年12月10日)

ウ) 福岡市議会

☆高山博光議員 (平成会)

「2000年11月の児童虐待防止法改正(ママ)で児童相談所の立ち入り調査権が認められながら、実行されなかった問題を指摘」して「(法改正後も含め)9年間も放置したのは、教育の怠慢と言わざるを得ない」と批判。(『読売新聞』2005年12月14日)

★市教育長

「(当時の市教委の対応について)学校と連携し、努力したが、結果として就学に結びつかず、子どもの姿すら確認できなかったことは極めて残念」(『朝日新聞』2005年12月10日)、「言い訳になるが」「母親がドリルを買って教育し、食事も与えている中で、立ち入り調査はできなかった」「子どもにとって何が一番良いのか、第三者が判断できるシステムが必要」「市教委として責任を感じている」としたうえで「現在の児童虐待防止法は万全でなく、法改正を求めている」(『読売新聞』2005年12月14日)

エ) ネグレクトについて

☆才村純 (日本子ども家庭総合研究所)

「外出を許さず、学校に通わせなかったことは、もちろんネグレクト(育児放棄)にあたります。親から関心を持たれていないと感じていれば、子どもは深く傷ついているでしょう」(『朝日新聞』2005年12月23日)

オ) 不登校について

★市教委指導第2部長

「不登校児の親は激しく、少女の母親はソフトだったため、対応に差が出た。学校任せにして、時間だけが過ぎてしまったことを反省している」「ふすま1枚向こうに少女がいたのなら何とか出来なかったのかとも悔やまれる。病院に診せていないことを育児放棄と受け止めれば、対策が取れていたかもしれない」(『読売新聞』2005年12月27日)

☆尾木直樹・法政大教授 (臨床教育学)

「市教委が別の不登校児の対応に追われたというのなら、早い段階で福祉事務所や児童相談所と連携を取るべきだった。学校に問題を抱え込ませ、他機関との連携を取らなかったことが最大のミ

*14 本章【3】の5を参照のこと

スだ」(『読売新聞』2005年12月27日)

カ) 18歳以上の児童福祉の措置

★厚生労働省

「今回はきわめて特殊なケースだが、児童福祉法の『児童』には該当せず、既に入所していた児童とは違うため、入所はできない」(『読売新聞』2006年1月19日)

★市子ども総合相談センター所長

「きめ細かいケアができる児童福祉施設を想定していたため残念。今後、関係機関と協議し最善の方法を考えたい」(『読売新聞』2006年1月19日)

☆尾木直樹・法政大教授(臨床教育学)

「少女は集団生活を経験しておらず、社会性を段階的に身に付ける必要があり、2年程度は児童福祉施設での生活が望ましい。行政の問題で少女が義務教育を受けられなかったという前提を無視した杓子定規な判断だ。選挙権が20歳からであるように、児童の定義自体があいまいなのだから、国も現場の意見を尊重して柔軟に対応すべきだ」(『読売新聞』2006年1月19日)

(4) 事件に関する文献

本事件については、「福岡市児童虐待防止のための早期発見・支援及び連携のあり方に関する検討委員会」が報告書をまとめるとともに、厚生労働省「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」(第2次報告)でも触れられているので、特徴点などを簡潔に述べる。

ア) 福岡市の報告書について

NPO法人「ふくおかこどもの虐待防止センター」が市教委に対して検証を求める要望書を提出しており、市民的関心が高かったことがうかがわれる。また、本検討委員会は、「福岡市及び教育委員会合同の検討委員会」として行われた点でも特徴的であると言えよう。報告書は、「虐待との関連では危機意識が薄かった不就学児童、長期欠席や不登校児童生徒についての問題意識を教育委員会・学校と子ども総合相談センターが共有できたことは、大きな成果」であると述べている。

報告書は、学校、教育委員会の対応に関して「平成12年の児童虐待防止法施行以前は、児童虐待についての理解や認識は、学校を始め社会全体にも広がっておらず、児童虐待を疑い児童相談所に通告するという発想は乏しかった」と述べているが、本事例の検討を行うに際しては、こうした時代背景をふまえておく必要があるだろう。本件が発覚した時期は、法律的にも児童福祉法が改正されて要保護児童対策地域協議会の設置が可能となるなど大きな変化が続いており、福岡市においても、「子どもに関する様々な相談に総合的に対応するため、児童相談所、青少年相談センター、及び教育相談部門を統合し、2003年(平成15年)5月に子ども総合相談センターを設置した。2005年(平成17年)4月には各区保健福祉センターに子ども相談係を設置し、市民に身近な子ども相談体制の整備を行った」時期であった。

なお、児童相談所の対応に関して、報告書は「関係者が誰も姿を見ておらず安全が確認できていないという事実について重大視せず、目視確認が行われなかったことが要因としてあげられる」と述べているが、こうした反省は、その後の児童相談所の安全確認のあり方などに対して影響を与えたものと言えよう。

ところで、報告書の「おわりに」において、本事件発覚後の対応として、「この女性がすでに18歳に達していたことで、児童福祉法による措置という形の支援の対象にならないという点が、議論となった。虐待を受けた18歳や19歳の未成年者に対する保護や支援策についての制度的な課題が残されている」と提起している点は、注目してよいであろう。

イ) 厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第2次報告)

国の専門委員会による「第2次報告」は、本事例についてヒアリングを行い、その結果をふまえ、本事件であると特定こそしていないが、次のように指摘している。

「本事例は、支援機関の誰もが本事例の状態に関して、直接確認をすることが出来ないまま、成長発達にとって重要な時期に10年以上も子どもの権利を守る有効な対策がなされず、その為に本児に重大な心身の影響をもたらされたものである。『危機感』があったという発言はあるが、8年の長きに渡って一つの機関が抱え込み、同じことを繰り返し、戦略的危機介入がなされていないことが、本児への重大な権利侵害に結びついたことを重く考える必要がある」

その上で、教育現場における子ども虐待(ネグレクト)への理解不足や、校内で統合された事例分析が行われなかったこと、児童相談所における子ども虐待への組織対応力の不足などを述べるとともに、「18歳を超えた者への援助」という項目を立て、「今回のケースは、18歳を超えた時点で保護されたため児童福祉法上の措置が適応されない。また、他法による福祉の措置では、本事例のニーズに応じた適切な援助を行うことが困難である。児童福祉法上の措置の特例について制度面も含め検討することが望ましい」との提言を出している。

(5) 事件の波紋、社会的な影響

本事例で課題とされた「18歳を超えた者への援助」については、その後の児童福祉法改正(平成20年改正)において、「児童自立生活援助の実施に係る見直し」が行われ、「第27条第7項の措置に係る者」を「第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等(義務教育を終了した児童又は児童以外の満20に満たない者であって、第27条第1項第3号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。)」に改めている。(下線筆者、以下同じ)

*改正前の第27条第7項

都道府県は、義務教育を終了した児童であって、第1項第3号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定

める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを委託する措置を採ることができる。

(6) 文献

福岡市児童虐待防止のための早期発見・支援及び連携のあり方に関する検討委員会（2006）「福岡市児童虐待防止のための早期発見・支援及び連携のあり方に関する報告書」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員（2006）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第2次報告」

（川崎 二三彦）

8. 群馬県渋川市の事例（2006年）

(1) 事件概要

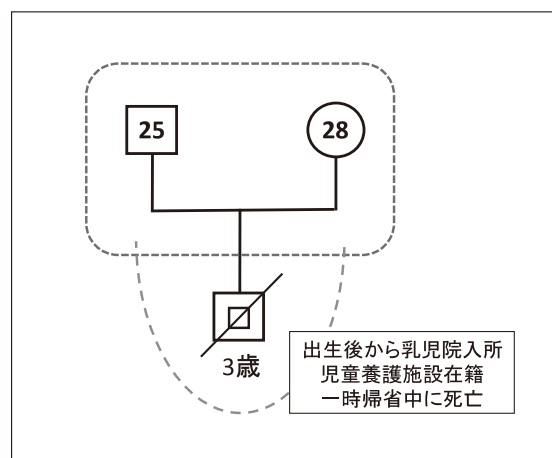
ア) 家族状況

以下に事件発覚時点の家族構成を示す。

○本児：碧君（3歳男児）児童養護施設入所中

○家族：実父F（25歳）無職

実母M（28歳）無職



イ) 経過

a. 事件に至るまでの経過（「施設入所児童の支援に関する検証委員会」報告書から抜粋、要約）

2002年9月13日、FとM（実父母）が生活困窮のため本児を育てられないと、碧君を出産した病院に相談し、同病院から神奈川県厚木児童相談所に連絡が入る。

9月20日に、碧君は乳児院入所となる。

その後の10月、FとMは大阪府A市に転居。さらに10日あまりで同じ大阪府内のB市に転居する。

2003年12月24日、FとMが面会のため乳児院に来園。この時、乳児院の支援内容について苦情を述べ立てる。

2004年9月、碧君は乳児院から児童養護施設に措置変更される。

2005年8月、FとMは児童養護施設を訪問。碧君と面会するが、その際に家庭引き取りの希望が出される。これを受けて児童相談所は、今後の3か月程度で家庭引き取りに向けた取り組みを行うことを決定している。

2005年10月にFとMは群馬県D市に転居。しかし、転居して10日あまりで渋川市に転居する。D市に転居する前、碧君の住民票をD市に移すための代行手続きを、Fが児童相談所に要請。児童相談所はこれを認め、転出手続きを代行する。しかし、渋川市への転居については、FとMから連絡がなかったため、児童相談所は、碧君が死亡するまで住所を把握していなかった。

12月上旬に、児童相談所からFとMに電話連絡し、家庭引き取りに向けた説明を行う。FとMからは、年末に外泊させ、そのまま引き取りたいとの希望が出されるが、児童相談所からは、段階を踏む必要があることを説明し、Fもこれを了承する。

12月21日から一時帰宅実施。Mが迎えに来て、12月28日までの予定で一時帰宅。

12月23日にFから児童養護施設に電話があり、施設での生活の様子を確認してくる（食事の様子や、便は普段どのような感じであるか等を尋ねる）。

施設に戻る日を確認するため、12月27日に児童相談所からFに電話すると、一時帰宅延長の希望

が出されたため、これを認める。

2006年1月4日、児童相談所からFに電話すると、一時帰宅を1月25日まで延長して欲しいと要望される。これに対して 担当者からは、帰園する日が決まり次第連絡を入れるよう指示している。しかし、この日を境にして、FとMとの連絡が一切とれなくなる。

2006年2月7日、FとMによる虐待で碧君が死亡する。

碧君が死亡に至るまでの経過を、新聞は次のように伝えている（『朝日新聞』2006年2月20日朝刊・社会面からの要約）。

FとMは生活に困って碧君を施設に預けたが、Mに親の遺産（約800万円）が入り、生活のめどがついたことで、碧君の引き取りを決意する。

2005年10月に渋川市に転入。家賃が月7万円ほどのアパートに居住する。Mはイラストレーターの仕事をしていて、Fは定職に就いていない。生活費が足りず、貯金を崩しながらの生活だったという。

FとMが施設に面会に訪れたのは3回のみだったが、一時帰宅の時には碧君も喜んでおり、児童相談所職員の目にも、関係は良さそうに映っている。また、渋川市に来た当初は、親子3人で楽しそうに出歩く姿が目撃されている。

しかし、年が明けてからすぐ、頻繁に泣き声が聞かれるようになり、1日中カーテンが閉め切られ、外出もまれになっていった。

児童相談所から、外泊期限が過ぎたことを電話で伝えられても、忙しいことを理由に応じず、今回の事件へと至ることになる。

b. 事件発覚後の捜査、起訴までの経過（新聞記事からの抜粋、要約）

2006年2月7日夜に、FとMからの119番通報を受けて救急隊員が駆けつけた時には、碧君の意識はすでになく、間もなく死亡が確認された。群馬県警渋川署は、2月8日にFとMを傷害容疑で逮捕。翌日には殺人容疑に切り替えて送検した。冬場に冷水を張った浴槽に正座させたまま2時間も放置したのは、「死んでもかまわない」という未必の故意に当たると判断したもの。

FとMは警察の調べに対し、「引き取ったのになつかないから、やった」、「しつけのつもりだった」と供述している。

2月28日、前橋地検は、FとMを傷害致死罪で前橋地裁に起訴。

起訴状によると、2月7日の午後8時頃から9時頃にかけて、自宅で「態度が気に入らない」として碧君の頭、腹などを平手や金属モップの柄で多数回殴打。服を脱がして冷水を満たした浴槽に正座させて2時間放置し、午後11時40分頃、全身打撃による外傷性ショック死で死なせた、とされる。

(2) 公判の経過

ア) 初公判

2006年4月25日に初公判があり、FとM共に起訴事実を認めた。

検察側冒頭陳述は、虐待の経緯を次のように明らかにしている。

FとMは2005年12月下旬に、碧君を一時帰宅で引き取り、「そのまま一緒に生活したい」と自宅に留め置いた。2006年1月上旬から、食べ物をごぼす、おねしょを告げなかったなどの理由で、「しつけ」と称して暴力を振るい、その後は碧君が謝るまで足蹴りを加えるようになった。

2月に入ると、「思い通りに育たず邪魔だ」との思いから、金属製のモップの柄で殴るなどの虐待を繰り返し、1日に1食か2食しか与えず、暖房のない廊下で毛布1枚だけで寝かせた。

2月7日、Mが外出する時に碧君が横目で手を振ってきたのを、「嫌な目つきで見ている」と考え、Fに殴るように依頼する。Fは、「また困らせている」などと激しい暴行を加え、Mも暴行に加わった。碧君が謝っても虐待を続け、「お水嫌だー」と抵抗されたが、裸にして水風呂に正座させ、約2時間放置した。

イ) 第2回公判

6月13日の第2回公判。被告人質問でFとMは、自分たちも幼少時に「親から虐待されていた」と述べている。また、Fは「碧君と一緒に暮らすのが念願だった」と述べ、Mも「暖かい家庭を作ろうと思っていた」と、自分たちの抱いていた思いを述べている。

結果的に虐待に至ってしまったことについては、「しつけと思いこみ、正当化した」「いい子に、といらだち、焦った」などと弁明している。

これに対して検察官は、碧君を水風呂に放置したまま、パソコンゲームの準備やインターネットに熱中していたとして、両被告を非難している。

ウ) 論告求刑公判

6月22日の公判で、検察側は、Fに懲役13年、Mに懲役12年を、それぞれ求刑した。

論告によると、碧君の全身には多数の皮下出血などが広がり、頭の中にまで損傷があった。水風呂で正座させられたため、凍死と同じ症状も示していたという。検察側は、「残虐性、悪質性は筆舌に尽くしがたい」と非難している。また、FとMが自分たちの行為をしつけだったと正当化しようとしていると指摘し、碧君への「責任転嫁でとうてい容認できない」と主張している。

これに対し弁護側は、最終弁論で、両被告が親に虐待されたことが背景にあり、反省の態度を示しているとして情状酌量を求めた。

エ) 判決公判

7月27日の判決公判で、Fに懲役7年、Mに懲役6年6か月が言い渡された。

判決を受けて前橋地検は、求刑に対しての量刑判断が軽いことを不服として控訴する。

オ) 控訴審判決

12月1日の東京高裁は控訴審判決で、一審の前橋地裁判決を支持し、検察側の控訴を棄却する。

控訴審で検察側は、「子育てに努力したが苦悩した事案とは異なる。預かった他人の子を虐待して殺人行為に及んだに等しい」と主張している。

これに対し、判決では「やっとの思いで引き取った喜びを憎しみへと変化させた背景には、周囲と交流のない閉鎖的環境という不幸な事情が重なった面がある」と指摘し、「両被告の非難のみに終始することに躊躇を感ずる」としている。また、傷害致死罪の有期懲役を引き上げた法改正の趣旨を反映させていないという検察側の主張も退け、「原判決の量刑が軽きに失して不当だとは言えない」と結論づけている。

(3) 事件に対する所見

この事件に関しては、まず児童相談所の対応が問題視され、次に裁判経過の中で、量刑判断に注目が集まった。

ア) 児童相談所の対応

事件は渋川市で発生しているが、碧君は神奈川県厚木児童相談所の措置により児童養護施設在籍中のため、厚木児童相談所が対応していた。

児童相談所の対応について、『読売新聞』（2006年2月10日朝刊）は、両親の渋川市内への転居が把握されておらず調査が遅れたことや、群馬県の児童相談所に調査・確認の協力依頼をしていなかったことなどを取り上げている。

2月14日には、神奈川県知事が定例会見で、「十分な対応ができていなかった。県にも責任の一端はある」と述べ、陳謝している（『読売新聞』2006年2月15日朝刊）。

FとMが引き取った当初は、親子関係も良好そうに見えたのに、その後に親子関係が悪化していったことについて、あるベテラン児童福祉司（匿名）の発言が紹介されている。

「3年間の空白で子どもの発達段階もわからず、不安や焦り、ストレスをため、袋小路に陥ったのでは」「周囲に親類や知人がいて、第三者のアドバイスや支援が届きやすい環境下だったら違う結果になっていたかもしれない。虐待死を防ぐ手立てがなかったのか、児童相談所だけでなく、医師、保健師らも協力して再検証すべきだ」（『読売新聞』2006年3月2日朝刊）。

第三者の有識者による検討委員会が検証結果をまとめて県に提出。報告書の中では、児童相談所が一時帰宅を認めた判断を、「両親の生活状況の把握など、客観的な情報収集が不十分で判断が主観的だった」とし、FとMと連絡が取れなくなった状況に対して、「子どもに危険な事態が生じているかもしれないという認識を持ち、緊急に対応する必要があった」と結論づけている（『読売新聞』2006年6月8日朝刊）。

判決が確定した後の12月22日の『朝日新聞』には、「忙殺される児童福祉司」と題して、児童相談所の対応が遅れた背景には児童福祉司の多忙さがあることにふれて、担当者も「何とかしなければと思いつつながら他の仕事に忙殺された」と悔やむ様子が紹介されている。

この日の同じ紙面には、才村純（日本子ども家庭総合研究所）の、「ちょっとしたボタンの掛け違

いが、虐待にエスカレートしかねない」、虐待を未然に防ぐためには「子育てを孤立させない」ことが必要との話が紹介されている。

イ) 量刑判断

県警は当初、FとMを傷害容疑で逮捕したが、送検段階では殺人容疑に切り替えていた。しかし、前橋地検は、傷害致死罪で起訴している。ただし、こういった経緯を踏まえたためか、論告求刑公判ではFに懲役13年、Mに懲役12年を求刑している。一連の虐待行為の残虐性や悪質性、虐待を正当化しようとする態度、施設関係者などから厳罰を求める声があることなどを論拠としている。

しかし、前橋地裁の一審判決は、求刑を大幅に下回る判決となった。

この判決への反響を、翌日の新聞（『朝日新聞』2006年7月28日朝刊）では、乳児院で本児を担当していた女性の声（「こんなに軽いと、と驚いた。悔しいし、悲しい」）として紹介している。

検察庁は、判決を量刑不当として控訴している。しかし、控訴審においても、検察側控訴は棄却された。

虐待事件の求刑や判決が重罰化する傾向にあることに、「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」の岩城正光弁護士は疑問を投げかける。岩城弁護士は、「両親に重い刑事責任があるのは当然」としつつも、「見せしめとしての重罰化」を懸念し、「裁判で心理、精神鑑定をして、虐待が起きるメカニズムの解明こそが再発防止につながる」との意見を述べている（『朝日新聞』2006年12月1日朝刊）。

(4) 事件に関する文献

事件に関する文献としては、検証委員会の報告書（「施設入所児童の支援に関する検証委員会」報告書）がある。

検証委員会は、2006年3月2日に第1回が開催され、その後5月23日までに計6回開催されている。

この報告書では、「本事例から得られた検証結果」と共に、親子分離ケース全般の、また一般的な相談対応でのポイントや、児童相談所や施設の体制についても述べている。

ア) 本事例から得られた検証結果

ここでは時系列に沿いながら、援助方針会議での判断、一時帰宅実施に関する判断、期間延長の連絡があった時点での判断、親との連絡が取れなくなった時の対応、地元との協力体制の5点を挙げて検討している。

①援助方針会議での判断

- ・入所前後の情報、保護者情報、施設の所見などを踏まえて総合的に検討し、判断する必要があったのに、こういった情報が十分に報告されていない。
- ・担当者は、3か月をめぐりに、家庭引き取りに向けた取り組みを行っていくことについて、組織としての了解を得たとの認識であったが、管理職はそのようには認識してはならず、具体的な取り組みについては、その都度の検討が必要であった。

- ・家庭復帰についての具体的なプロセスの確認と家族評価のポイントを整理しておく必要がある。

②一時帰宅実施に関する判断

- ・実際に養育した経験のないFとMの元へ一時帰宅させるのだから、里親委託と同様に、面会、外出、外泊を段階的に行う必要があった。
- ・FとMの生活状況の把握が不十分。群馬県への転居後に面会に来るように指導し、FとMの生活状況を把握すべきであった。
- ・子どもの立場での一時帰宅のプログラムを作成する視点が、児童相談所も施設も不足していた。事前に帰宅先の環境について把握されていれば、一時帰宅が実施されなかった可能性もあり、児童相談所と施設の役割・連携について確認する必要がある。

③一児帰宅の延長連絡

- ・期間延長の申し出は、当初の契約破棄であり、親にとっては都合の悪い事態、子どもにとっては危険な事態が生じているかもしれないとの視点から、毅然とした態度で臨む必要があった。
- ・担当者と保護者の「信頼関係」にとらわれない、組織としての客観的なルールをつくる必要がある。

④連絡が取れなくなった時の対応

- ・親との連絡が取れないことは、親が何かを隠している、子どもに危険が生じている可能性があるという認識をもって緊急に対応する必要があった。

⑤地元との協力体制

- ・一時帰宅の判断をする前に、地域の児童相談所に連絡して、家庭訪問などの依頼を行うべき。

イ) 親子分離ケースへの対応

- ・再統合に向けた基本的手順を検討しておく。
- ・虐待ケースか否かで対応が分かれてしまいがちだが、「子どものリスク」に視点を置いた対応をとる。出生直後に入所したケースなど、これまでの生活歴で親子関係がない場合にはハイリスクケースとして捉えるべきである。
- ・心理職員などを活用し、適切なアセスメントを行う。
- ・家族再統合プロセスでは、親や子どもの様子などについての情報を関係者が共有し、親に提示する課題についても十分に検討する。
- ・引き取り後の支援を明確にするため、保護者に具体的なプランを提示していく。
- ・一時帰宅が遠隔地になる場合は、地元の児童相談所と協力・連携する。

ウ) 児童相談所等の体制

児童相談所や施設の体制を充実・改善するために10項目の提言がなされている。

- ①チームムアプローチの推進とそれを可能とするスタッフ配置。
- ②児童福祉司担当ケース数の軽減。
- ③スーパーバイズ機能の充実。

- ④重篤なケースに対応するチームの設置検討。
- ⑤効率的な議論ができるような援助方針会議の運営方法の見直し。
- ⑥ケース管理のデジタル化。
- ⑦自立支援計画立案での協働体制の強化。
- ⑧市町村・施設との連携を主として担う職員の配置。
- ⑨職員の研修体制の充実。
- ⑩施設数や入所児童定員数不足への対応。

(5) 事件を踏まえての展開・波紋

この事件を受けて県は、「業務上の瑕疵があった」として厚木児童相談所の職員など計8人に対する処分を発表した。処分理由として、一時帰宅の是非を会議で判断すべきであったのに、職員個人の判断で認め実施したことで、重大な結果につながった、などと説明している（『朝日新聞』2006年9月13日）。

(6) 文献

施設入所児童の支援に関する検証委員会（2006）『施設入所児童の支援に関する検証委員会』報告書

(小出 太美夫)

9. 秋田県藤里町の事例（2006年）

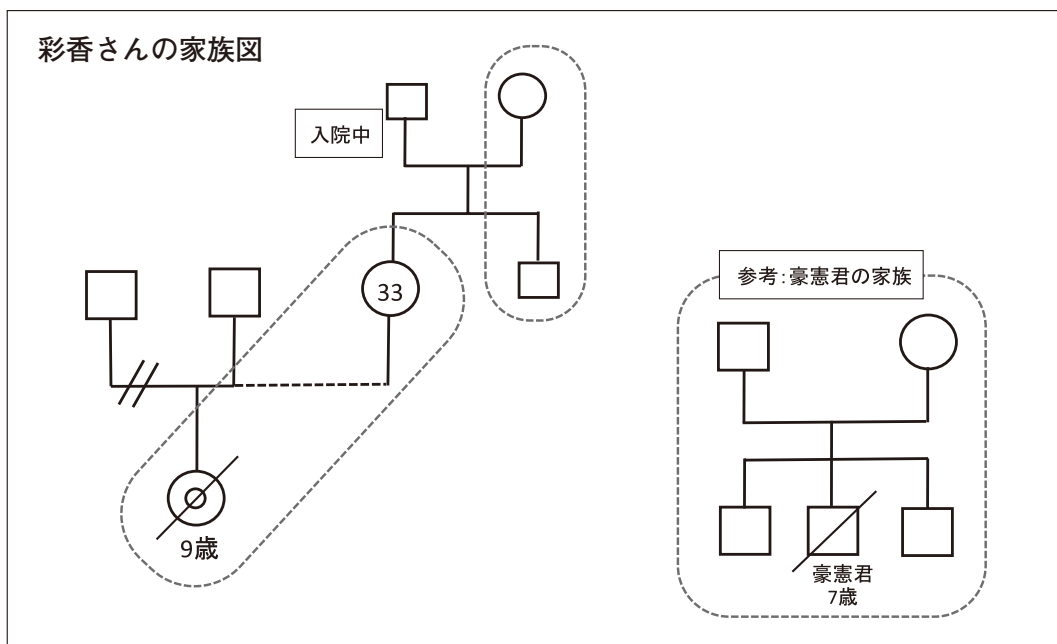
(1) 事件経過の概要

ア) 事件1：彩香さんの水死

2006年4月9日午後7時半頃、秋田県藤里町に住む彩香さん（当時9歳）の実母M（当時33歳）から、長女の彩香さんが「友達の家遊びに行ってくると言って午後4時にでかけたまま帰宅しない」と能代署に110番通報があり、県警や消防の他、保護者や教員ら総勢100人が、山林や河川敷などを捜索した。翌10日午後1時半頃、県の防災ヘリコプターが、藤琴川の浅瀬で、頭を上流に向けて横向きに倒れている彩香さんの遺体を見つけた。検視では死因を特定できず、同日夕方、県警は、転落場所を特定するため警察犬を使って彩香さん自宅付近の藤琴川を調べ、周辺道路における検問により目撃情報を収集した。11日に秋田大学医学部で行われた司法解剖の結果、死因は水死と判明した。県警は、付近に大人の足跡や争った形跡がないことから、彩香さんは川原で一人で遊んでいるうちに、足を滑らせ、川に落ちて流されたと判断し、事故死として捜査を打ち切った。

イ) 事件2：豪憲君殺害事件

同年5月17日午後6時半頃、同じく秋田県藤里町に住む豪憲君（当時7歳）が「学校から帰らない」と、父親から110番通報があった。彩香さんの時と同様、県警や消防団、PTA関係者など総勢110人が、自宅周辺や川沿いなどを捜索した。翌18日午後3時過ぎ、川沿いをジョギングしていた男性が、川岸から数メートル離れた草むらに仰向けになって倒れている豪憲君の遺体を発見した。豪憲君は、17日午後3時過ぎに自宅近くで友達と別れた後、消息を絶っていた。司法解剖の結果、首を絞められたことによる窒息死の可能性が高く、県警は殺人・死体遺棄事件として19日未明、能代署に捜査本部を設立した。



捜査本部は、豪憲君の遺体に争った形跡がなく、自宅付近で不審な人物を見かけたという情報もないことから、現場の地理に精通した者による犯行との見方を強め、容疑者の絞り込みを進めた。さらに県警は、豪憲君の事件の発生を受け、いったん打ち切った彩香さんについての捜査を再開し、2つの事件の共通点や相違点の洗い直しを始めた。

県警は、捜査本部を設置して以降、23日までの5日間に延べ532人の捜査員を投入し、豪憲君の死体遺棄現場周辺での聞き込みや車両の検問を行い、不審車両などの情報分析や確認を行った。また、豪憲君の遺体には家族以外の複数の毛髪が付着しており、DNA鑑定などにより捜査を進めた。

一方、公にはされなかったが、県警は、豪憲君が行方不明になった5月17日の午後9時半頃、彩香さんの母親Mの自宅を訪れ、当日の行動などを聞いていた。捜査員は入れ代わり立ち代わり、常時3人、18日未明まで4時間以上“事情聴取”を続けたという。同日午前から、警察は「被害者対策の一環」として、Mが身を寄せていた実家付近に警察車両を待機させた。このような警察の動きに連動し、翌19日からは、Mの実家に報道陣が集まり始め、その数は100人近くになったという。

ウ) 逮捕1：豪憲君殺害事件

同年6月4日夜、Mが、豪憲君の死体遺棄容疑で逮捕された。4日午前6時頃、Mの実家周辺には捜査員や警察車両が集結し、捜査員3人が呼び鈴を押して家に入った。Mは捜査員の求めに素直に応じ、家族の運転する車に乗り込んで捜査本部のある能代署へ向かった。午前7時頃、男性署員に誘導され署内に入ったMに、任意による事情聴取が始まった。同じ頃、Mの自宅及び実家には捜査員が入り、午後9時過ぎまで70人態勢による捜査及び鑑定作業が続き、Mの所有する車内の指紋採取、自宅玄関の足跡採取などが行われた。豪憲君の遺体に付着していた毛髪のDNAがMのDNAと一致し、県警は状況証拠や物証が整いつつあると判断し、逮捕に踏み切ったという。そして、豪憲君の殺害容疑、彩香さん水死事件の際の警察へのMの抗議・不満と豪憲君事件との関係などについても調べる方針を立てた。

翌5日、Mは豪憲君の死体遺棄容疑で秋田地検に送検された。その後Mは、豪憲君の殺害をほのめかし、遺体遺棄について詳細な供述を始めたことが分かった。しかし、殺害との関連についての話に及ぶと「横にならせてほしい」「薬を飲ませて」などと発言し、事情聴取はたびたび中断し、具体的な供述はされなかったという。

9日、接見した弁護士2人が記者会見を開き、Mが豪憲君殺害時の状況を詳細に話していることを明らかにした。それによると、Mは5月17日午後3時半頃、豪憲君に「彩香の思い出に何かもらってほしい」と言って自宅に招き、豪憲君の姿を見て「他の子は元気なのに、彩香はいない。せつなくて、苦しくて、張り裂けそうな気持ちになった」「なんで彩香がいらないのか」と思って、豪憲君の後ろから着物の腰ひもを使って絞殺した。遺体はシートにくるんで車で運び、遺棄したと説明したという。弁護士は、「自宅に招いた時点で殺意はなく、自宅に入ってから殺意が芽生えたようだ」と話した。このようなMの自白に対し、藤里町の住民には「同情できない」という新たな怒り、悲しみが広がった。

同6月21日、県警捜査本部はMを立ち合わせ、豪憲君を殺害したとされるMの自宅や遺体遺棄現

場などで現場検証し、遺棄ルートなどを確認した。同日開かれた県議会教育公安委員会では、委員から、彩香さんの水死と豪憲君殺害事件との関連についての質問が相次いだ。

そして、25日に県警はMを豪憲君の殺害容疑で再逮捕し、同事件の死体遺棄罪で秋田地裁に起訴した。また、県警は、彩香さんの水死については、事件と事故両面で捜査を続けているものの「事故死の可能性が高い」という見方を変えていないことを明らかにした。

翌7月17日、豪憲君殺害事件で、秋田地検はMを殺人罪で秋田地裁に追起訴した。

工) 逮捕2：彩香さん水死事件

豪憲君殺害事件での殺人罪での追起訴と前後するが、7月14日、彩香さんが水死したことについて「一緒に川を見に行き橋から転落した」「気が動転して助けを求めなかった」とMが供述し、事件と事故の両面から進められてきた再捜査に新たな展開がみられたことが明らかになった。司法解剖により彩香さんに目立った外傷はなかったものの、頭部を陥没骨折していたことが新たに明らかにされた。その後、Mが「(彩香さんを) 疎ましくなったので、橋から落とした」「突き落とした」などの供述をしていることが明らかにされた。県警は18日、Mが彩香さんも殺害していた疑いが強まったとして、彩香さんに対する殺人容疑でMを再逮捕した。

19日、県警はMの自宅と実家の2か所を、彩香さん殺害の件では初めてとなる捜索を行った。母子関係や殺害動機に関連する物品類を押収した。そして20日には、彩香さんに対する殺害容疑でMを秋田地検に送検した。

その後の調べで、彩香さんが事故死と判断された後にMが再捜査を求めたのは、家族（Mの母親）から勧められたことが理由である可能性が高いことが分かった。また、Mが彩香さん殺害について「駄々をこねたのでイライラして落とした」「後ろから両手で押して落とした」などと供述していることが明らかにされた。しかし、Mの供述は変容し、「何で私が犯人なの」と彩香さん殺害を否認していることも分かった。

秋田地検は、Mの犯行時の精神状態を調べるため、簡易精神鑑定を実施した。これらの結果などから、Mは自己中心的で反社会的な人格傾向は認められるが、刑事責任能力には問題がないと判断された。これまでの捜査では彩香さん殺害に関する有力な物証は得られていなかったが、地検は①殺害を認めた逮捕後の供述、②事件直前に大沢橋でMと彩香さんの姿を見たという目撃情報、③責任能力があるという簡易精神鑑定の結果から、犯行を否認しても立証は可能とし、拘留期間満期の8月9日、彩香さんに対する殺人罪でMを追起訴した。

オ) 第一審^{*15}：無期懲役、そして控訴へ

2006年8月9日、Mが彩香さんに対する殺人罪で追起訴され、一連の事件の捜査は終局を迎えた。同月17日、秋田地裁はMについて「公判前整理手続き」を適用する決定をした。第1回公判前整理手

*15 第一審の経過については、産経新聞社会部（2008）『法廷ライブ秋田連続児童殺害事件』※文献4に詳しいので、参考にしていただきたい。

続きは2007年2月7日に開かれ、8月29日に計12回をもって終了した。

2007年9月12日、Mの公判が始まった。約2500人が傍聴券を求めて列を作り、注目を集めた。

Mは2件の殺人罪、1件の死体遺棄罪に問われた。検察官が読み上げた起訴状では、彩香さん殺害については「(大沢) 橋の欄干にのせた上、その身体を手で押して同所から水中に落下させ、(中略) 溺水により窒息死させて殺害した」となっていた。裁判官が罪状認否をMに促すと、Mは弁護士の様子を窺ってからはっきりした口調で「違います」と答え、彩香さん殺害については、「殺害を決意したことはありません」と否認した。豪憲君殺害については「間違いありません」と認めたが、「精神状況が正常だったかどうかは、私には分かりません」と話したという。

検察官による冒頭陳述の内容は、Mの性格の自分勝手さを印象付け、彩香さんに対して愛情を抱いていなかったという実態を訴えるものであった。一方、弁護側の冒頭陳述では、Mの受けてきた虐待やいじめが取り上げられ、いかに不幸な生い立ちを送ってきたかが強調され、検察側の話した内容とはかなりニュアンスが異なっていた。そして弁護側は、彩香さん事件については殺人ではなく過失であったことを主張し、「非道極まる」取調べを行ったとして警察と検察を批判した。

証拠調べでは、弁護側が申請していた精神鑑定が採用された。検察側からは、豪憲君の両親、Mが通院していた精神科医師、元夫(彩香さんの実父F)などの供述調書が読み上げられ、関係者がMに対して強い処罰感情を持っていることが述べられた。弁護側がMの母親の供述調書を読み上げたとき、Mは不意に涙を流したという。また、弁護人はMが豪憲君の家族にあてた謝罪文を読み上げた。

その後、公判は計12回行われた。Mの元交際相手やF、近隣住民やMを取調べた刑事などが証人として出廷した。被告人質問では、Mが自分の半生を話し、彩香さん事件の前後の経緯や豪憲君事件について供述した。

そして、年が明けた2008年1月25日、論告求刑公判が行われた。検察側は、彩香さん殺害を「確定的殺意のもと欄干から突き落として殺害した」と殺意を強調し、豪憲君殺害については、社会への復讐心や計画性を指摘した。Mに真摯な反省・悔悟の念は見られず、矯正は不可能とし、死刑を求刑した。一方、弁護側は、彩香さん事件についてはMに「スキンシップ障害」があったことによる過失であると改めて主張し、豪憲君事件は警察による捜査が十分に行われていれば起こらなかった可能性を述べ、計画性を否定した。Mが謝罪と更生を放棄したわけではないとして、有期の懲役刑を求めた。

判決公判は3月19日に行われた。初公判時を上回る約3000人が一般席傍聴の抽選に並んだ。秋田地裁は、Mに無期懲役の判決を言い渡した。彩香さんと豪憲君を殺害した事実を認定したが、計画性がなかったとして死刑を選択しなかった。判決の言い渡しが終わると、Mは豪憲君の両親に向かって土下座し、謝罪したという。

彩香さんへの殺意を否定して争っていた弁護側は、即日、不服として控訴した。秋田地検は、3月31日に判決を不服として控訴した。

カ) 控訴審：再び無期懲役

2008年9月25日、仙台高裁秋田支部において控訴審初公判が行われた。仙台高検は、第一審の秋田

地裁判決を「量刑不当」として改めて死刑を求めた。一方、弁護側は、第一審に続いて、彩香さんを殺害したとする自白に任意性と信用性はなく、豪憲君の殺害時は心神耗弱状態にあったとして、量刑の不当を訴えた。

その後の裁判における被告人質問で、Mは彩香さんに対する殺意を改めて否認し、記憶の曖昧さを訴えた。弁護側の依頼でMに面会して心理分析した中島直医師（精神科医）は、彩香さんの事件について「計画を積み重ねたものではなく、突発的と考えるのが普通。事故の側面が強い」と主張し、「殺意があったか、（被告）本人もわからないのではないか」と分析した。さらに、Mには発達障害が見られ「反省したくても、反省の仕方が分からないのではないか」との見解も示した。

控訴審は2009年1月30日に結審した。検察側は改めて死刑を求め、弁護側は有期の懲役刑の適用を求めた。3月25日、仙台高裁秋田支部は、彩香さんに対する殺意を改めて認定し、再び無期懲役の判決を言い渡した。

仙台高検は上告を考えていたが、断念する方針を決めた。一方の弁護側は、上告期限である4月8日に上告したが、5月18日に取り下げた。これにより、事件発生から3年余りを経て、裁判は終結した。

(2) Mについて

ア) Mの生い立ち

Mの逮捕後、新聞紙面に掲載されたMの背景などは以下の通りである。

Mは旧二ツ井町（現能代市）で生まれ、父親は元トラック運転手、母親はパート勤務をしていた。4歳下の弟がおり、4人家族で育った。小学校時代には「栄養失調」「貧血」などのあだ名がつけられ、いじめられていたという。高校ではバトミントン部に所属。部員の財布が相次いでなくなるトラブルがあり、Mは真っ先に疑われたという。高校の卒業文集には、級友たちから「秋田には帰ってくるな」「あったら殺す」「永久追放」など、心ない言葉が寄せられていた。

91年に地元の高校卒業、その後は栃木県内のホテルに仲居として就職した。しかし、1年ほどで地元に戻った。95年、21歳の時にトラック運転手と結婚し、現在の自宅（町営住宅）に入った。翌年、長女の彩香さんを出産したが、半年後には離婚。その後は、地元の釣具店やパチンコ店などを転々とした。一方でその頃、複数の消費者金融からの借金を抱え、職場に借金返済を催促する電話がかかってくるもありましたという。約4年勤めたパチンコ店を退職直後、03年に自己破産。その後は生活保護を受給していた。自宅にこもりがちな生活をしており、近隣住民の目には「だらしない母親」と映っていたようだ。派手で、ルーズで、人づきあいが苦手で、団地の中でもMは浮いた存在だったという。

また、Mが同級生に「子どもが嫌い」と話したこと、彩香さんの通う小学校から「汚れた服を着続け、いつもおなかをすかした児童がいる」と民生委員が連絡を受け訪問をしていたこと、自宅に男性が来ていたことなど、Mの私生活についても紙面に載った。Mを知る人達からは、「子煩悩だった」「子育てには無関心だった」と正反対の証言があり、Mの二面性について指摘した記事もあった。

Mの高校文集に対しては、エッセイストである木村欣一が「彼女の罪が正当化されるわけでも軽減されるわけでもないが、彼女の教師や同級生には憤りを禁じ得ない（『朝日新聞2006年6月29日』）」

と強く指摘した。この件に関しては、県内外の人から秋田県教育委員会に50件以上の抗議の電話やメールが寄せられた。県教育委員会はこれを受け、6月下旬に元担任から話を聴き、文集が作られた経緯などについて、7月5日の定例教育委員会で報告した。元担任が責任を痛感していることや、今後同じようなことが起こらないように10日の定例校長会で注意を促すことにした。

イ) Mについての所見

新聞各社では、本事件についての連載が多々組まれた※文献19～22,25～27。その多くは、Mの家族背景や不可解な言動を探るものであり、Mとその母親との関係性について言及している記事もあった。

新聞紙面には、不可解なMの言動や人格に対して、犯罪心理学、犯罪精神医学などを中心とした専門家による説明が多く掲載された。様々な見解があり、必ずしも専門家の所見が一致しているとは言えなかった。各専門家の所見は以下の通りである。

- ・福島章（上智大学名誉教授・犯罪心理学）は、Mは「解離性障害」の可能性が高いと分析し、「解離性障害があれば健忘の程度は一層深いものになる。思い出せないということは、どう反省すべきか以前に、何を反省すべきかがわからないということ。本質的に反省するのは難しい」と指摘した。※文献27
- ・小田晋（帝塚山学院大学教授・犯罪精神医学）は、Mの人間像について「自分が一番大事と考えるナルシスト」とし、2人の子どもを殺害したことについて「捜査が進行するにつれて、M被告の役割は、悲劇の母親から疑惑の母親に変わり、そして裁判で裁かれる被告となった。彼女にとってはこれらの状況は一種の舞台である可能性があり、自己を表現することに意欲を燃やした可能性も否定できない」と説明した。※文献25
- ・作田明（聖学院大学客員教授・犯罪心理学）は、「演技性が強く、自己顕示欲の強い彼女にとって裁判は、苦痛だけでなく、ある種の心地よさを感じる場であるのかもしれない。その意味で、土下座という芝居があった行動は、彼女の性格をよく物語っている」と述べた。※文献25
- ・影山任佐（東工大学教授・犯罪精神医学）は、「被告は二重人格に近い存在。彩香さんを愛した彼女も本当なら、殺した彼女も本物。父親との関係が、人格障害に生々しく影響を与えている。ヒステリー性人格障害で、衝動的で精神が不安定。自分をコントロールできない。子どもに愛情を持たず、接し方がわからない。それは、犯行動機にもつながっている」と説明した。※文献25
- ・矢幡洋（臨床心理士）は「衝動性をコントロールできない『反社会性人格障害』の典型です」と述べた。（『読売ウィークリー』2006年6月25日号）
- ・長谷川博一（東海学院大学教授・臨床心理士）は、Mに実施したカウンセリングや手紙のやり取りなどから、Mについて分析している。長谷川は、Mの特徴として「ショックな出来事を忘れてしまう解離性健忘が重篤」と強調し、「(Mからの手紙の) 反省が見られないような記述は、(父親からの) 虐待による発達障害で善悪の判断ができないためとみられる。何を反省すべきかがわからない中で苦悩している」と分析した。（『読売新聞』2009年1月20日）

(3) 事件による社会への波紋

ア) 地域への波紋

a. 県の動き

2006年7月24日、県は今後の予定として、Mによる彩香さんへの虐待状況を調べるチームを立ち上げ、検証を行うことを決めた。この発表により、Mが彩香さんへ日常的に虐待をしていたなどと曲解した報道が一部流れるという事態が起こった。県内の社会福祉協議会の担当者からも、当事者の名前を挙げて検証することに対して、疑問の声が上がった。そのため、県子育て支援課は「事例検証で当事者の住まいや名前が出ることはない」「捜査中の事件でもあり、事例検証を計画していることを発表したのはタイミングに問題があった」などのコメントを出した。

その後、2006年11月、県子育て支援課は、児童虐待の実例を検証する「子ども虐待防止対策検討委員会」を発足させた。4回の会議を経て2007年3月、報告書^{※文献7}が提出された。この報告書では、彩香さんの事件と大仙市の保育園児殺害事件^{*16}の2つを取り上げ、経緯を分析している。その上で、児童相談所や福祉事務所などの相談体制や連携の強化、医療機関や教育機関などの虐待発見・予防への取り組み強化が、今後の方策として挙げられた。

また県は、市町村の「要保護児童対策地域協議会」の設置が全国最低レベルだったため、本事件と大仙市の保育園児殺害事件を受けて、設置に向けて動き出し、児童虐待防止対策に本腰を入れ始めた。

b. 地域住民への影響

Mが2件の殺害容疑で逮捕されたことは、地域住民にやりきれなさや怒り、不可解な思いなどを与えた。また、彩香さんの水死についてはM自ら再捜査を求めていたため、周囲は不安や困惑、憤りに包まれ、理解に苦しんだ。「早く捜査していれば、豪憲君は殺害されずにすんだかもしれない」という県警への批判や、ネグレクトが疑われる情報を得ていたものの児童相談所に通報していなかった町役場に対する非難の声が相次いだ。また、本事件をうけてつめかけた報道陣からの精神的ストレスも地域住民に多大な影響を与えた。事件から2年後に『読売新聞』で組まれた連載^{※文献26}では、未だに藤里町の地域住民が不安などを抱えて生活している現状が報告されている。このことから、本事件がいかに周囲に傷跡を残したかが分かる。

このような傷跡を抱えた地域住民が安心した暮らしを取り戻すため、事件後、秋田県山本地域振興局は藤里町と連携し、「住民こころの支援事業」として住民への支援を継続的に行ってきた。その全容は、Mの第一審判決が出た2008年3月に提出された報告書『藤里児童殺害事件における住民の心のケア・支援報告書〈増補版〉』^{※文献8}に詳細に綴られている。それは、取り組みの実態だけでなく、地域の行政や支援者側の苦慮も読み取れる内容になっている。

*16 2006年10月23日、秋田県大仙市で4歳男児の遺体が見つかった。加害者は、実母（当時31歳）とその交際相手（当時43歳）。車内において2人が性交渉を行おうとしたところ、男児が声を上げて反対したため、2人で暴行。瀕死の重傷を負った男児を用水路に放置し、男児は窒息死した。児童相談所も関わっており、その対応の是非が問われた。母親は懲役14年、交際相手は懲役16年の刑が確定した。

イ) 警察を巡る動き

本事件では、警察に対する批判も多く寄せられた。大きくは2点についてであり、1つは「被害者保護」を理由に逮捕前のMの自宅近くに24時間体制で警察車両を待機させた捜査手法についてである。もう1つは、彩香さんの水死を「事故」と判断した初動捜査に対する批判であった。

豪憲君殺害事件発生直後の5月19日から7月末までに、県警本部や能代署捜査本部には、全国から1200件以上の批判や意見などが寄せられたという。各新聞紙面や書籍^{※文献3}においても厳しい指摘が載せられ、県や県議会からも捜査に批判が上がった。捜査終局後、捜査当局自らが判断の是非に関して検証を行うという異例の事態となり、2006年9月4日に開かれた県議会教育公安委員会において県警本部長が初めて初動捜査のミスを認めた。

このような事態の中、子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク理事長・山田不二子は、本事件のように「不慮の事故による死亡とされた事例の中に事件性の高いものが含まれている危険性が潜む」と指摘し、18歳未満の子どもの「予期せぬ死亡例」は全例、死亡事例検証する必要があることを強調している（『神奈川新聞』2006年7月24日）。

ウ) メディアを巡る動き

本事件については、Mが逮捕される前から、週刊誌や民放TVにおいてセンセーショナルな報道がされていた。中にはMの実名を載せたり、Mを犯人視する記事や書き込みもあった。Mが豪憲君の死体遺棄容疑で逮捕された後は、新聞、テレビ各局においてMの実名や顔写真、住所、経歴などが一斉に解禁され、殺害を実行したという報道までなされた。週刊誌では、事件と関係のない家族のプライバシーも掲載された。

このような報道のあり方に対して、批判の声も上がった。例えば、同志社大学教授・浅野健一は「今回の事件報道を見ていると、NHK、共同通信も含め、当局に捕まった市民の公正な裁判を受ける権利を尊重する姿勢は全くない」と指摘している^{※文献29}。内藤正明は、本事件とアメリカの「ジョンベネちゃん事件」^{*17}との類似性を「集団的過熱取材による人権侵害」という視点による検証と、「集団的過熱取材が生んだ逮捕前犯人視さらに歪んだ人物像の創出の危険性」という視点から裁判員制度への影響について考察している^{※文献10}。

(4) 事件に対するコメント

ア) 無期懲役判決について

Mに対して無期懲役判決が下されたことについても専門家の意見が寄せられ、軽いのではないかとの意見もあった。例えば、渡辺修（甲南大学法科大学院教授・刑事訴訟法）は、「被告の心の内側を注視して死刑を回避したのは、市民の良識としては分かりにくく疑問だ（『神奈川新聞』2008年3月

*17 1996年12月26日、アメリカのコロラド州で当時6歳の女児ジョンベネ・パトリシア・ラムジーが誘拐され、自宅地下から遺体で発見された事件。内藤（2007）は本事件とこの事件の類似点として、新たな物的証拠がなく自供だけで逮捕に踏み切った検察当局への批判や、両親が「犯人視」され過熱取材が問題になったことなどを挙げている。

20日)」と述べ、諸沢英道（常磐大学教授・犯罪学）は「被告は遺族に十分な謝罪をしておらず、無期懲役はやや軽い印象だ（『読売新聞』2008年3月20日）」と述べた。一方、田中喜代重（弁護士・元検事）は、「被告の供述は変遷しており、判決は、その供述のポイントを拾い上げて両事件を衝動的殺人と認定しているため、無期懲役はやむを得ない（『読売新聞』2008年3月20日）」と理解を示した。雑誌などにおいても、死刑ではなく無期懲役判決になったことについての法律家による解説・論考がなされ、Mへの判決がいかに社会的関心を集めていたかが分かる。

また、裁判員制度が始まる直前の裁判であったということもあり、本事件と裁判員制度を結びつけた記事も見受けられた。例えば、『朝日新聞2009年5月20日』は、本事件では殺害動機が最後まで判然としなかったこと、Mの精神鑑定結果について意見が分かれたことなどを挙げ、本事件は裁判員制度に大きな課題を残した、と指摘した。

イ) 事件全体について

これまで述べてきたように、本事件は警察の捜査や報道のあり方、Mの言動、殺害動機など、様々な点で社会的関心を集めた。そして、Mに関するプライベートな情報、様々な人たちによる本事件についての意見・推測・憶測・批判などが飛び交った。そのような中、裁判においてMの実子である彩香さんへの殺意は認定されたものの、M自身は彩香さんへの殺意に関しては否定し続け、その真の背景は最後まで明らかにされることはなかった。

本事件に関する一連のことが終結した控訴審判決後、本事件を振り返った書籍が2冊出ている。一つは、ルポライターである鎌田慧による『橋の上の「殺意」—畠山鈴香はどう裁かれたか』※文献5である。事件や公判、事件にまつわるマスコミや専門家の意見などを丁寧に追った上で、鎌田は「これは哀れな『魔女』の裁判にかかわる記録である」と本書について自ら記している。彩香さん殺害に対するMの「殺意」を証明する根拠がないことなどを指摘し、被害者の両親をはじめ検察官、地域住民、新聞各紙、専門家までもが「死刑」を強調する風潮に対して厳しく批判している。

もう1冊は、北羽新報社編集局報道部による『検証秋田「連続」児童殺人事件』※文献6である。本書は、事件後に北羽新報で連載した内容をまとめたものである。本書の表題について、「検証取材を進める中で、彩香さんの水死事件は判決が認定したような殺害事件ととらえることに疑問を抱かざるを得なくなりました」と述べ、「連続殺害に疑問符を付ける意味を込め」、「連続」をカッコでくくることにしたという。控訴審について「一審で際立った争点が深められることがないまま控訴審に持ち込まれ、決定的な新証拠の提出・採用もないまま検察、弁護側の主張だけが先鋭化していった」という印象を述べており、「犯した罪に罰を下すことと、真相の解明は、どこかずれているような気がする。両事件とも、いまだ真相が明らかになったとは言い難い」と指摘している。

(5) Mの略歴・事件及び裁判の経緯

1991年	3月	M、高校卒業後、栃木県の温泉ホテルに就職。
1992年	12月	M、同ホテルを辞めて実家に戻る。その後、スナックなどで働く。

1994年	1月	M、Fと駆け落ち、同棲。
	6月	M、実家に戻り、Fと結婚。事件の起きた団地に転居。
1996年	11月	彩香さん出生。
1997年	6月	MとF、離婚。
1999年	10月	M、いくつかの転職後、パチンコ店に就職。
2003年	1月	M、パチンコ店を辞める。
2003年	4月	彩香さん、小学校入学。
	9月	M、自己破産手続きを行い、生活保護受給を開始。
	12月	M、精神科通院、自律神経失調症と診断される。
2004年	夏	M、入院（4～5日間）、手術。
	取得日不明	M、ヘルパー2級の資格取得。
2005年	5月3日	M、大量服薬による自殺を図る。
	9月	彩香さんの母方祖父（Mの父親）が脳梗塞で入院。M、看護を行う。
2006年	4月9日	M、能代署に彩香さんの捜索願を提出。
	10日	藤琴川で、彩香さんの遺体発見。能代署の警察指定医のO医師が検視を行う。
	11日	秋田大学医学部法医学教室のN医師が司法解剖を行う。
	12日	警察は、捜査員80人態勢を20人態勢に縮小させる。
	14日	Mの実家にて、彩香さんの葬儀が行われる。
	18日	M、精神科入院（4日間）。
	下旬	M、彩香さん事件に関する情報を求めるピラを配布。
	5月14日	M、彩香さんの遺影を携え、藤里小学校の運動会に姿を見せる。
	17日	米山豪憲君が行方不明になる。
	18日	米代川の堤防で、豪憲君の遺体発見。 警察車両がMの実家付近に待機、報道各社がMの実家に集まり始める。 豪憲君の遺族が各社に文書で取材自粛を要請。
	19日	警察車両が、Mの自宅と実家に24時間態勢で張り付く。
	21日	毎日新聞がMへのインタビューを掲載。
	24日	M、取材自粛を各社に申し入れる。
	25日	放送倫理・番組向上機構（BPO）の「放送と人権等権利に関する委員会」がテレビ・ラジオ局等に節度ある取材を文書で要望。
	27日	彩香さんの四十九日法要。
	31日	日本テレビ系番組がMへのインタビューを中継。
	6月3日	東京弁護士会・人権擁護委員会の「報道と人権」部会の弁護士ら3人が実家を訪問。
	4日	M、早朝から能代署で事情聴取を受ける。深夜11時過ぎ、豪憲君の死体遺棄容疑で逮捕。
	9日	Mの弁護士による記者会見（1回目）。
	14日	Mの弁護士による記者会見（2回目）。
	15日	秋田地裁、Mの拘留期間を25日まで10日間延長を認める。

	21日	豪憲君殺害・死体遺棄事件について、捜査本部が現場検証を実施。
	23日	Mの弁護士による記者会見（3回目）。
	25日	豪憲君の死体遺棄容疑でMを起訴。同じく殺害容疑で再逮捕。
	7月6日	Mの弁護士による記者会見（4回目）。はじめて豪憲君殺害の「動機」のようなものが語られる。
	7日	秋田地裁、Mの拘留期間を17日まで10日間延長を認める。
	10日	彩香さん水死について、捜査本部が藤琴川で実況見分を実施。
	11日	豪憲君殺害事件について、捜査本部が現場検証を実施。
	17日	豪憲君を殺害したとして、殺人罪でMを追起訴。
	18日	彩香さん殺害容疑でMを再逮捕。
	28日	秋田地裁、Mの拘留期間を8月9日まで10日間延長を認める。
	8月1日	M同行のもと、現場検証。
	9日	彩香さんを殺害したとして、殺人罪でMを追起訴。
	9月4日	県警本部長が県議会で初動捜査のミスを認める。
	11月	県子育て支援課が「子ども虐待防止対策検討委員会」を発足。
2007年	2月7日	公判前整理手続き開始。
	3月	「子ども虐待防止対策検討委員会」が報告書を提出。
	3月16日	M、手鏡を壊し、その破片を左腕に刺す。「鏡の中の自分が自分でないような気がした」と。
	8月25日	M、拘置所で自らの頸部を絞め、自殺を図る。
	8月29日	弁護側が請求していた精神鑑定を決定。計12回の公判前整理手続き終了。
	9月12日	初公判。弁護側、彩香さんへの殺意は否認。豪憲君の殺害は認めたが、心神耗弱を主張。
	21日	第二回公判。近所の住民ら6人が「彩香ちゃんを邪険にしていた」などと証言。
	10月1日	第三回公判。元交際相手、Fらが出廷。Fは「極刑を求める」。
	17日	第四回公判。能代署巡査部長が実況見分調書作成時の誘導を否定。
	29日	第五回公判。初の被告人質問。「思わず手で払った」と強調。
	31日	第六回公判。「極刑にして」と被告人が涙声で証言。
	11月2日	第七回公判。検察側からの、豪憲君殺害は彩香さん殺害の隠蔽のためではという追及に、否定や黙秘を繰り返す。
	12日	第八回公判。被告人質問で、Mは捜査段階の自白の任意性を否定。
	22日	第九回公判。取調べをした検察官と元刑事が、自白の強要を否定。
	12月3日	第一〇回公判。裁判所は、捜査段階の供述調書の任意性を認め証拠採用。豪憲君殺害の責任能力を認めた精神鑑定書も採用。
	12日	第一一回公判。豪憲君の両親が死刑判決を求める。豪憲君事件に対して「罪悪感はほとんどない」と書いた日記が明らかに。
	21日	第一二回公判。裁判所委嘱・N鑑定医を尋問。
2008年	1月25日	論告求刑、最終弁論、被告の意見陳述後、結審。死刑求刑。

	3月19日	判決公判。犯行の計画性は認められず、更生の可能性は否定できないなどとして無期懲役判決。 検察側は量刑不服として、弁護側は彩香さん事件の殺意が認定されたことに反発して、双方とも即日控訴。
	9月25日	仙台高裁秋田支部で控訴審初公判。
	10月16日	控訴審・第二回公判。被告人尋問。
	29日	控訴審・第三回公判。被告人尋問。豪憲君の父親が証言。
	11月17日	控訴審・第四回公判。弁護側による長谷川臨床心理士の意見書を裁判所が却下。テレビ朝日の番組を証拠として院内放映。「健忘」を明確に認定した弁護側・中島鑑定医の意見書朗読。
2009年	1月8日	非公開審理。中島鑑定医の尋問。
	1月19日	控訴審・第五回公判。被告の精神状態は複合的な精神障害に侵されているとした、中島鑑定医の証人尋問調書が読み上げられる。
	30日	控訴審・結審。検察側は「被害者感情を満足させる量刑」を求め、弁護側は更生の可能性を主張。
	3月25日	控訴審・判決公判。彩香さんへの殺意を認定。記憶は完全に失われてはいないと断定し、豪憲君殺害には責任能力を認定したが、犯行に計画性や残虐性などは認められないとして控訴棄却、無期懲役判決。
	4月8日	検察側「最高裁の判例に対して著しく量刑が不当とはいえない」などとして上告断念。 弁護側「刑を受け入れられるか不安。考える時間がほしかった」などとして上告。
	5月18日	被告人が最高裁上告を取り下げる。無期懲役確定。

(6) 文献一覧

【書籍】

1. 米山勝弘 (2006) 『豪憲はなぜ殺されたのか』 新潮社
2. 朝倉喬司・中村うさぎ (2006) 「第一章畠山鈴香二児連続殺人事件」、『事件巡礼彼らの地獄我らの砂漠』メディアックス
3. 黒木昭雄 (2007) 『秋田連続児童殺害事件—警察はなぜ事件を隠蔽したのか』 草思社
4. 産経新聞社会部 (2008) 『法廷ライブ秋田連続児童殺害事件』 産経新聞出版
5. 鎌田慧 (2009) 『橋の上の「殺意」—畠山鈴香はどう裁かれたか』 平凡社
6. 北羽新報社編集局報道部 (編) (2009) 『検証秋田「連続」児童殺人事件』 無名舎出版

【報告書】

7. 子ども虐待防止対策検討委員会 (2007) 『『子ども虐待防止対策検討委員会』報告書』
8. 秋田県・秋田県山本地域振興局 (2008) 「藤里町児童殺害事件における住民の心のケア・支援報告書〈増補版〉」

【専門誌】

9. 鶴岡憲一 (2006) 「メディアスクラム対策の到達点—秋田連続児童殺害事件の取材現場から」 新聞研究 662, pp.26-29
10. 内藤正明 (2007) 「集団的過熱取材—人権侵害と裁判員制度への影響—秋田県の連続児童殺害事件と米ジョンベネちゃん事件」 名古屋外国語大学外国語学部紀要 32, pp.327-352
11. 土本武司 (2008) 「インクのしずく (Vol.109) 死刑と無期刑のはざま—秋田連続殺害事件判決」 捜査研究 57 (5), pp.103-100

12. 四方由美 (2008) 「犯罪報道は変化したか—メディアが伝える女性被害者・女性被疑者」 宮崎公立大学人文学部紀要 15 (1), pp.115-132
13. 「ロー・フォーラム裁判と争点計画性否定し死刑回避—秋田連続児童殺害事件で無期懲役 [秋田地裁2008.3.19判決]」 (2008) 法学セミナー 53 (6), p.126
14. 古井大樹 (2009) 「丹念な取材で犯人視報道からの脱皮を—秋田県藤里町連続児童殺害事件を通して見えた課題」 新聞研究 693, pp.34-37
15. 栗林佐知 (2010) 「鎌田慧著『橋の上の「殺意」—畠山鈴香はどう裁かれたか』」 アディクションと家族 26 (3), pp.224-226

【新聞の検証・社説・連載】

16. 「検証・二つの死：水死、喪失感と不信、共に増幅…被告と県警のすれ違い」, 『読売新聞』 2006年7月12日
17. 「社説：秋田事件『事故』判断が早すぎた」, 『朝日新聞』 2006年7月19日
18. 「社説：秋田長女殺害 母親の凶行を見逃した甘い捜査」, 『読売新聞』 2006年7月19日
19. 「殺意の連鎖—秋田・藤里町から—」, 『毎日新聞』 2006年7月19～21日 (計3回)
20. 「二つの死・言葉の虚実」, 『読売新聞』 2006年7月28～31日 (計4回)
21. 「二つの死の鍵」, 『読売新聞』 2006年8月4～7日 (計4回)
22. 「『虚構』の果てに 検証・連続児童殺害事件」, 『朝日新聞』 2006年8月10・12・13日 (計3回)
23. 「社説：秋田事件判決 求められた償いの生涯」, 『朝日新聞』 2008年3月20日
24. 「社説：連続児童殺害 裁判員ならばどう裁くか」, 『読売新聞』 2008年3月21日
25. 「揺れる心」, 『読売新聞』 2008年3月20日～4月19日 (計23回)
26. 「衝撃から2年・連続児童殺害」, 『読売新聞』 2008年5月20～22日 (計3回)
27. 「揺れる心」, 『読売新聞』 2009年3月23～25日 (計3回)

【月刊誌】

28. 阿部祐二 「秋田小1男児殺害・容疑者に唯一密着したTVレポーターの緊急手記私が見た『妖女・鈴香』の本性」 新潮 45 2006年7月号
29. 浅野健一 「これは史上最悪の狂乱取材ではないか！ 秋田・男児殺害事件マスコミ報道の大問題」 創 2006年8月号
30. 東狂介 「話題を斬る (418) 秋田小学生殺害事件／日銀総裁の村上ファンド出資問題」 警察公論 2006年8月号
31. 森賢・飯田正剛・芋原一善他 「座談会集团的過熱取材 (メディアスクラム) —秋田連続児童殺害事件を例に」 月刊民放 2006年11月号
32. 鎌田慧 「秋田児童殺害事件への疑問 (上)」 月刊百科 2008年2月号
33. 鎌田慧 「秋田児童殺害事件への疑問 (下)」 月刊百科 2008年3月号
34. 米山勝弘・上田耕司 「マスコミが吹聴する『デマ』が独り歩きする—秋田連続児童殺害事件、被害者の父・米山勝弘さんが語る」 『論座』 2008年7月号
35. 坂口義弘 「現行の『死刑制度』を検証する (27) 秋田二児殺害『死刑を回避』」 政界往来 2009年6月号
36. 長谷川博一 「闇に葬られた畠山鈴香の『記憶再生』プログラム」 文芸春秋 2010年10月号

【季刊誌】

37. 鎌田慧・小田原琳・友常勉 (2009) 「著者インタビュー 鎌田慧さんに聞く『橋の上の「殺意」—畠山鈴香はどう裁かれたか』」 リズレーザ 2期 1

【週刊誌】

38. 「新聞が書けない『秋田の児童殺人』犯人はわかっている！」(『週刊新潮』2006年6月1日号)
39. 「秋田小1殺害のタブー報道陣が取り囲む捜査線上の『近隣住民』」(『週刊文春』2006年6月1日号)
40. 「秋田連続児童『殺人』同じ団地に住む女兒と男児の死の裏に何があった 県警が疑った犯人の『正体』」(『週刊朝日』2006年6月2日号)
41. 「新聞・テレビが報じない秋田小1殺害警察が『犯人』逮捕をためらう理由」(『週刊文春』2006年6月8日号)
42. 「秋田2児童変死事件追跡 彩香の母は豪憲くん殺しの犯人ではない」(『週刊ポスト』2006年6月9日号)
43. 「秋田小1男児殺害事件県警に疑われた彩香ちゃんの母親が激白60分私は犯人じゃありません！」(『週刊朝日』2006年6月9日号)
44. 「秋田・米山豪憲くん殺害事件 畠山彩香ちゃんの母親と『ネグレクト』」(『週刊現代』2006年6月10日号)
45. 日下部聡・井上卓弥・青柳雄介「秋田豪憲君殺害事件 事件発覚時から犯人視される彩香ちゃんの母親が独占告白50分なぜ、私がそんなに疑われるのか」(『サンデー毎日』2006年6月11日号)
46. 秋本宏・渡辺理雄・高畑基宏「秋田・小1殺害の真相なぜ豪憲君が狙われた」(『読売ウィークリー』2006年6月11日号)
47. 「秋田小1殺害鈴香容疑者『妖気』と『男』—現地密着3週間」(『週刊文春』2006年6月15日号)
48. 「畠山鈴香—“動機なき殺人”を、“心の闇”で片付けるのは、もうやめないか？」(『SPA!』2006年6月20日号)
49. 「秋田・豪憲君事件 鈴香容疑者のカネと男と“殺人予告”」(『週刊朝日』2006年6月23日号)
50. 「徹底検証秋田・豪憲君殺害事件鈴香容疑者『衝動殺人』の決定的動機」(『サンデー毎日』2006年6月25日号)
51. 秋本宏「秋田小1殺害の衝撃！鈴香容疑者『わが子の友達』を殺す心の劇」(『読売ウィークリー』2006年6月25日号)
52. 「秋田・豪憲くん殺害事件に重大証言鈴香容疑者を血迷わせた『テレビの力』」(『週刊現代』2006年7月1日号)
53. 阿部祐二「秋田小1男児殺害・容疑者に唯一密着したTVレポーターの緊急手記 私が見た『妖女・鈴香』の本性」(『新潮45』2006年7月1日号)
54. 米山勝弘「『豪憲君の父親』独占手記(前編)私は最初から『鈴香』を疑っていた」(『週刊新潮』2006年7月6日号)
55. 米山勝弘「『豪憲君の父親』独占手記(後編)息子は彩香ちゃんの『最後の目撃者』だった」(『週刊新潮』2006年7月13日号)
56. 米山勝弘「豪憲は『秋田県警』に殺された！」(『週刊新潮』2006年7月27日号)
57. 米山勝弘・黒木昭雄「臨界点の秋田県警不信 豪憲君の父が心情を吐露 捜査怠慢でなく悪質な犯罪の隠蔽だ！！」(『週刊朝日』2006年8月11日号)
58. 黒木昭雄「秋田児童連続殺人 豪憲くん父が秋田県警に直撃！彩香ちゃん事件『握りつぶし』の新証言」(『週刊朝日』2006年8月18日・25日号)
59. 上田耕司「独占直撃インタビュー畠山鈴香被告の母すべてを語る」(『週刊朝日』2006年10月13日号)
60. 「秋田連続児童殺害事件元兵庫県警捜査員が語る『鈴香に自首を勧めていた』」(『週刊朝日』2006年10月20日号)
61. 「秋田児童連続殺人事件 鈴香被告と母の“現在”」(『週刊朝日』2007年1月5日号)
62. 「2児殺害『畠山鈴香』が狙う『死刑回避』法廷戦術」(『週刊新潮』2007年5月3・10日号)
63. 「畠山鈴香親族が嘆く『一年経ってなんで取材に来るんだ』」(『週刊文春』2007年5月3・10日号)
64. 「『父親が死去』した畠山鈴香は『娘の殺害も忘れた』」(『週刊新潮』2007年8月16・23日号)
65. 「『畠山鈴香』初公判で検察がこだわる『母親との関係』」(『週刊新潮』2007年9月1日・20日号)
66. 「畠山鈴香」(『週刊ポスト』2007年9月21日号)
67. 「米山豪憲君の父独占インタビュー いまごろ送られてきた鈴香被告からの手紙(初公判！鈴香被告)」(『週刊朝日』2007年9月21日号)

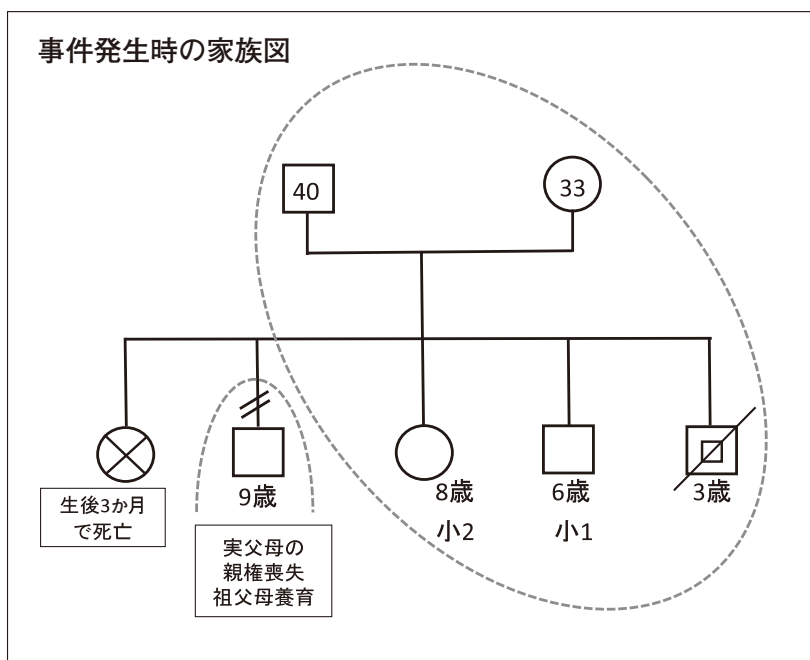
68. 「畠山鈴香被告」(『週刊ポスト』2007年9月28日号)
69. 「『畠山鈴香』が刑務所で『第二の鈴香』に控訴のススメ」(『週刊新潮』2007年11月29日号)
70. 「殺害された豪憲君の父激白『私が見た法廷の鈴香被告』」(『週刊朝日』2007年12月28日号)
71. 橋本公一「秋田・連続児童殺人事件畠山鈴香—畏怖する親に依存し続ける無力な娘」(『婦人公論』2008年1月22日号)
72. 「秋田『連続児童殺害』事件『心の闇』を綴った『鈴香の日記』」(『週刊新潮』2008年2月7日号)
73. 「秋田・連続児童殺害 畠山鈴香被告『獄中日記』と『殺害現場写真』」(『週刊朝日』2008年2月15日号)
74. 「鈴香被告が豪憲君に書いた手紙—遺族あてにも11通の手紙が…」(『週刊朝日』2008年2月29日号)
75. 「『鈴香判決』2週間前に返ってきた『豪憲君の遺品』」(『週刊新潮』2008年3月27日号)
76. 米山真智子・上田耕司「独占手記 豪憲君の母が初告白『忘れないで、たった7歳の人生…』」(『週刊朝日』2008年3月28日号)
77. 橘由歩「現代の肖像 畠山鈴香 秋田連続児童殺害事件被告」(『Aera』2008年4月14日号)
78. 「畠山鈴香弟の絶望『加害者の家族会はなぜないのかな』」(『週刊文春』2008年8月14日号)
79. 「『畠山鈴香』につけられた病名『混合性人格障害』って何？」(『週刊新潮』2009年1月1日号)
80. 「畠山鈴香 控訴審で、『震え』が止まらない」(『週刊文春』2009年1月1日号)
81. 「畠山鈴香『極秘法廷』が東京で開かれる」(『週刊文春』2009年1月15日号)
82. 「獄中面談13回『臨床心理士』に届いた畠山鈴香5通の『手紙』」(『週刊文春』2009年1月22日号)
83. 「畠山鈴香被告『二期無期判決』で親族が抱え込む“深い闇”」(『週刊ポスト』2009年4月10日号)
84. 青沼陽一郎「畠山鈴香『突然の上告』に納得できない」(『週刊文春』2009年4月23日号)
85. 橋本公一「判決の瞬間、“毒婦”の胸に去来したものは林眞須美に見た“母性”と、畠山鈴香の底知れぬ“虚無”」(『婦人公論』2009年6月7日号)

(長尾 真理子)

10. 福島県泉崎村の事例（2006年）

(1) 報道等による事件の概要

2006年7月29日の『読売新聞』は「3歳児低栄養死、両親逮捕 食事与えず、暴行の跡も 泉崎村」の見出しで、3歳の三男に十分な食事を与えず死亡させたとして、父親のFと母親のMを保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕したと報じた。死亡したのは広（ひろむ）君（3歳5か月）で、両親が十分な食事を与えず、栄養失調に陥り、この年5月に低栄養と肺炎により死亡したとみられた。広君の死亡時の体重は7.9キロで、生後6か月の乳児の平均値程度だった。全身に暴行を受けたような傷もあり、県警では日常的に虐待を受けていた可能性があるとして2人を追及している。遺体の写真を見た捜査関係者は、憤りをおさえながら「素人が見てもひどい。常識ではこんな子供はいない。どんなことがあっても親の責任を追及する」と語ったという。



この家族は5人家族で、ジェノグラム（家族図）は左記の通りである。小学校2年生の次姉（8歳）と小学校1年生の次兄（6歳）の全身にも傷があり、2人とも児童相談所に保護された。この姉兄が通っていた泉崎小学校などによれば、2人は発達が遅れ、毎日遅刻して登校してきたという。校長は「両親から『自分の子は自分でしつけるので手を出さないでくれ』と言われたこともあった」と話したという。両親には5人の子どもがいたが、

長姉は十数年前、生後3か月で死亡、長兄については、暴行を加えていたことが原因で親権を喪失されていた。『朝日新聞』、『読売新聞』による報道と「児童虐待死亡事例検証報告書」をもとに、逮捕までの経緯を以下に述べる。

1994年	7月	FとM、結婚。
96年		長姉が生後3か月で乳幼児突然死症候群により急死。
99年	6月	警視庁東京都の中央署が長兄（当時2歳6か月）に対する傷害容疑でFを逮捕。
	7月	上記の傷害容疑の件で八王子簡易裁判所が罰金10万円の略式命令。
	7月19日	東京から泉崎村に転居。

2000年	8月	両親は長兄が入所する施設を探し出し、無理やり長兄を連れ去る。
	8月15日	東京都の児童相談所から福島県中央児童相談所に長兄の保護について協力要請がある。
	10月	近隣の住民から虐待通報。次姉等について福島県中央児童相談所が関わるようになる。児童虐待死亡事例検証報告書によると、「当該家庭は近隣をはじめ、外部との接触もほとんどなく、生活実態の把握が難しい状況にあった。自宅の全ての窓に全自動シャッターが取り付けられ、日常生活ではほとんどシャッターが開くことはなく、外部からは人の気配もわからない状態であった」という。
～2000年	12月	福島県中央児童相談所は、同年12月までに長兄の関係で協力要請のあった東京都の児童相談所と一緒に3回、住民からの虐待通報のあった次姉等の関係で1回、合計4回の立入調査を実施したが、いずれも不成功に終わった。 この間、東京都の児童相談所が福島家裁白川支部に、長兄に対する父母の親権喪失審判、仮処分、児童福祉法第28条の申し立てを行う。
2000年	11月	長兄に対する父母の親権一時停止、職務代行専任（祖父）の仮処分が決定され、長兄は福島県泉崎村を離れる。 児童虐待死亡事例検証報告書によると、「家族と家庭裁判所との接点が生じたことから、児童相談所は家庭裁判所の仲介により、この家族と面接する機会を持つようになった。はじめのうちは、家庭訪問も可能であったが、次第に家庭訪問が拒否され、電話もつながりにくくなり、メールでやり取りするようになる。二女、二男について保育所入所を勧めたが、結局、利用されることはなかった。面接は、父の都合に合わせて、メールにより指定された日時場所で行うようになった」
2002年	11月	福島家裁白河支部が、長兄について両親の親権喪失を決定。
2003年	2月	広君出生。 児童相談所は、2002年までは8回の面接を行うことができたが、Mの広君の妊娠、児童相談所の担当者の人事異動等で面接の回数は減っていった。この年はメールのやり取りのみであった。
	7月	4か月児健康診査は異常なし。
2004年	9月	1歳6か月児健康診査は異常なし。
	12月	児童相談所が広君と面接。結果的には、この面接が児童相談所として広君に最後に会ったときとなる。
2005年	1月	児童相談所は、学校と連携して、関係機関による第1回ケース検討会を実施（広君が死亡するまで計9回開催）。
	4月	次姉が小学校に入学。以降数回にわたり身体的虐待が確認された。
	11月	次兄の就学時健康診断において著しい発育不全が確認された。
2006年	4月	次兄が小学校に入学。
	5月28日	広君がFとMにより医療機関に運ばれ死亡が確認される。児童相談所が次姉と次兄を一時保護。
	7月28日	白河署が両親を保護責任者遺棄致死容疑で逮捕。

警察に対して、Mはしつけの範囲内だとして、またFも、十分ではないが食事は与えていたと容疑を否認した。しかし食事等を適切に与えている状態とは程遠かった。逮捕後、直ちに保護された次姉と次兄の体にも刃物で切られたような傷やあざがあり、次姉は身長108.3センチ、体重20.5キロ（同年齢全国平均は127.5センチ、26.7キロ）で、次兄は身長87センチで体重10キロ（同年齢全国平均は114センチ、体重20キロ）と著しく小さく、ランドセルを持たないほど衰弱していた。対応した村の

女性職員に抱きしめられた次兄は、「なんでそんなに優しいの」と尋ねた。2人は捜査員に対し「おなかですいたときに、自宅にあったドッグフードを食べた」と話したという。体が小さい2人が小学校の給食を楽しみにし、おかわりをする様子は良く知られていた。死亡した広君は、死亡解剖した結果、手足にほとんど筋肉がなく、死亡前には、低栄養状態で自立歩行ができず、寝たきりになっていたと推察された。食事はMが口まで運んで食べていたが、バナナがのどに詰まっており、吐き出そうとしても反射運動ができないほど衰弱していたとみられている。

8月18日に白河署は、両容疑者を次兄に対する保護責任者遺棄致傷の疑いでも再逮捕。栄養失調状態に陥らせながら、病院にも連れて行かず、発達障害などの傷害を負わせた疑いである。

9月8日に福島地検は、広君を死亡させ、次兄を発達障害に陥らせたとして、両容疑者を保護責任者遺棄致死傷の疑いで起訴した。さらにFについては、次姉を日常的に暴行したとして暴力行為等処罰法違反（常習的傷害）の罪でも起訴した。2004年から2005年、自宅で次姉の腕に刃渡り20センチのナイフをたたきつける暴行を加え、重傷を負わせたというものである。

(2) Fの公判

・Fの福島地裁初公判（2006年12月1日）

Fは起訴事実を認めた。検察によると、Fは、子ども3人が「おはようございます」や「ごはんをください」などがうまく言えないと食事を与えず、拳や布団たたきなどで殴りつけていたこと、Fが納得するまで食事をさせないため、3人は丸1日食べ物を口にできないことがたびたびあったことが明らかになった。次姉はドッグフードで空腹をしのぎ、次兄は小学校の粘土工作で食べ物ばかりを作っていたという。Fは、やせ細った次兄を「がい骨」、広君を「鳥」と呼ぶことがあった他、子どもが台所で食べ物を探さないよう子ども部屋にセンサーや防犯ブザーをつけて行動を監視していたという。またMは、広君について「二男の送り迎えで面倒を見る時間がなくなった」と供述していることも分かった。次兄と次姉は、両親逮捕後児童福祉施設に入所し、体重は目覚ましく増加、順調に学校に通っているという。

・論告求刑公判（2006年12月4日）

Fの論告求刑公判が行われ、検察側は「現在の日本の生活環境ではおよそ考えられない異常な事態」と指摘、「なぶり殺しにも近く、常軌を逸している」と厳しく非難し、懲役10年を求刑した。

・判決公判（2006年12月15日）

裁判長は「残虐で非人間的な犯行」として求刑通り懲役10年の刑を言い渡した。

(3) Mの公判

・Mの福島地裁初公判（2006年12月11日）

Mは起訴事実を認めた。弁護側は、94年の結婚当初からFにペンチで体をつねられたり、裸で外に立たされたりしていたことを明らかにし、「Mには夫に対する恐怖心があり、止めたり意見したりすることができなかった」と主張した。

・ 論告求刑公判（2006年12月12日）

検察側は「保護義務違反の程度はFに勝るとも劣らず、刑事責任は著しく重大」として懲役6年を求刑した。弁護側は、Mが実質的にFの支配下に置かれていたとして、「共同正犯として起訴されているが、従属的だ」とし、寛大な判決を求めた。被告人質問で、Mは「機会を見て逃げ出さなきゃと思うこともあったが、用意しているところを見つかったら、想像できないほどの暴力を受けると思った」と話した。

・ 判決公判（2006年12月21日）

裁判長は「子の安全で健やかな成長への責任を担うべき母親の行動としては、強い非難に値する」として、求刑通り懲役6年の刑を言い渡した。

(4) 家族について

新聞の取材報道等によれば、父親であるFは、1999年6月に2歳6か月だった長兄に対する傷害容疑で警視庁に逮捕されている。その当時家族は東京在住で、東京都の児童相談所は長兄を保護し、児童養護施設に措置した。略式起訴されたFは、同年7月に都内から泉崎村に転入する。ここには、Fの父親がバブルの頃に土地を買い、Fに譲った家があった。その後、長兄が入所していた施設を探し出し、同年8月に無理やり長兄を連れ戻した。東京都の児童相談所は、福島県中央児童相談所に協力を要請して立入調査を実施し、長兄について両被告の親権喪失の申し立てを行い、親権一時停止および職務代行者専任の仮処分決定を受け、長兄を保護した。その後2002年11月に親権喪失が決定された。

転居後、Fは一時トラック運転手をしてしたが、その後はパソコンのホームページ制作などで生計を立てていて自宅にすることが多かった。自宅の全ての窓には全自動シャッターが取り付けられ、日常生活ではほとんど開くことがなく、外部からは人の気配も分からない状態だったという。近くの主婦は「挨拶は返さないし、柵もわざわざ庭が見えないものに替え、不気味だった」と話す。また自治会の草取りに参加しなかったり、ごみ出しをしなかったり、近隣とのトラブルが絶えなかったという。Fが近隣の家に怒鳴り込んでいく姿も目撃されており、「誰も怖くて、口出しできなかった」と近所の女性は話した。Mも「情緒が不安定で人づきあいが難しい」（福島県中央児童相談所職員の話）状態だったという。福島県中央児童相談所も、訪問面接を一方的にキャンセルされるなどがあり、接点を作ることが難しかった。

親子関係について、近隣の住民は「親子で戯れる姿を見たことがなかった」と話し、「父親が物を扱うように子どもの首をつかんで運んでいた」「母親が二男に『おせえんだよ早く歩けよ』とどなっていた」などの粗暴な態度もたびたび目撃されている。見かねた住民が注意すると猛然と反発したという。Mが「1日に1食しか与えなかった」と供述しているように、食事も不十分な状態であった。次姉や次兄は登校していたこともあり、ある程度は地域の目に触れていたが、就学前の広君が自宅から出る機会は少なく、2004年12月を最後に関係者から目視による様子確認はできていなかった。

(5) 福島県中央児童相談所と関係機関の対応

福島県中央児童相談所がFの存在と長兄への虐待を知ったのは2000年8月の東京都の児童相談所の要請によってである。2か月後には「二女が虐待されている」との通告を受け、所内は「大変難しい家族」という認識で一致していた。同年に4回、東京都の児童相談所と共に自宅への立入調査を試みたが、いずれも不成功に終わった。ただこの間に親権一時停止と職務代行者専任（祖父）の仮処分が決定され、長兄が保護される経過の中で、児童相談所は家裁の仲介で家族と面接する機会を得ることができる。しかしはじめのうちは家庭訪問も可能であったが、次第に拒否されるようになり、メールでのやり取りとなる。面接は、Fの都合に合わせてメールで指定された場所で行ったという。

Mが広君を妊娠した頃から、児童相談所の担当者の人事異動もあり、面接の回数は減っていく。なお、広君については、出生後4か月健診と1歳半健診は受けており、共に異常なしとされた。その後2004年10月には広君(当時1歳8か月)の顔に不自然な痣があることも確認したが、保護には至らなかったという。

2005年1月以降、家庭訪問は行われていない。その理由として、次姉が小学校に入ったことで、学校を通じて状況を把握する方針に変えたためという。次姉が学校に上がり、日常的に接触して情報が得られると考えたようだが、その1年4か月後に広君（当時3歳3か月）は死亡する。

その間、ほぼ2か月に1度のペースで関係者のケース検討会が開かれていた。会議のメンバーは児童相談所の他、村の保健福祉課、教育委員会、小学校などの10人程度だった。話し合いの中で地元側から保護を強く求める声もあったが、保護には至らなかった。事件後、村側の出席者から「もっと強く言わなければいけなかった」と悔やむ声があがっている。

2005年の6回目の検討会では、次姉がFからたたかかれていることが報告され、児童相談所は長期間にわたる虐待を疑い、3人の保護に向けて検討を行った。児童相談所は家裁に施設入所承認の申し立てについて相談したが、「虐待の状況について、どれだけの情報や資料があるかによる」と回答され、「承認される可能性は低い」と判断したという。

また2005年11月には、次兄の就学時健康診断において、著しい発育不良が認められていたにもかかわらず、学校医は虐待通告をしなかった。

広君の死亡1か月前の2006年4月17日にも検討会が開かれている。そこで次姉が学校の聴取に対して「一緒に野菜パンを食べた」などと答えていたことが報告され、それを根拠に、広君の健康状態は差し迫った状態ではないと判断された。またその直前の4月中旬、次兄と次姉が通う小学校を訪れたFが「二女が（厳しくしつけなくていいように）変わってきたのは学校のおかげだ」と感謝の言葉を口にしていたという。「親子関係に改善がみられる」との考えも生じた。しかし実際は食事等は不十分であり、子どもたちは深刻な虐待状況に置かれ続けていた。

児童相談所の所長は両親逮捕後の29日の会見で「振り返れば、積極的に介入すべき点はあった。安全確認が不十分だったことについて、責任を感じている」と、対応の非を認めた。

(6) 事件の波紋

事件の後、児童相談所には電子メールと電話で計37件の抗議や意見が寄せられたという。識者からは以下のような指摘がある。

徳島大学大学院の生島浩教授（犯罪心理臨床）は、『朝日新聞』に「最大の問題は、児童相談所が強制的に立入調査をして子どもの保護を行うといった緊急を要する判断を的確に下し、裁判所が迅速に審議して認める実務の態勢が整っていないことである」とし、児童相談所に対して「管理職も必ずしも児童相談実務の経験が豊富でない現状は早急に改めてもらわなくては困る」とコメントしている。

『朝日新聞』の取材に対する立命館大学野田正人教授（司法福祉）のコメントは、家裁に相談に行った点に触れ、「事前の根回しとして『了解をもらおう』と家裁に相談したが、期待した回答が得られないと『家裁は消極的』と受け取り、保護を見送っている。家裁は、証拠を集めた上で裁判官が判断するところ。相談の段階で大丈夫だと判断できるはずもない。この思い違いで虐待が進行してしまったケースは多い」というものであった。

泉崎村では、小中学校長らが出席して「児童相談に関する緊急会議」を開催、未然防止や早期発見のための警察や保護司、民生委員を加えた「村要保護児童対策地域協議会」を設置した。29日に第1回代表者会議が開かれた。

福島県教育委員会は、県内の幼稚園、小中学校に調査を行い、園児、児童、生徒で虐待を受けている疑いのある子どもが66人いることが分かった。その内、小学生2人、中学生1人の3人について児童相談所に通告したが、いずれも一時保護などの緊急な対応をするケースではなかったという。

本事件を受け、厚生労働省は児童相談所設置自治体に対して「児童虐待への対応における警察との連携について」という通知を、警察庁は「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」という通達を両者同日付（平成18年9月26日）で発出した。また翌月には警視庁少年育成課内に児童虐待対策班が設置された。さらに厚生労働省は、2007年に「児童虐待の通告後、48時間以内に目視による安全確認を行うことが望ましい」とする「児童相談所運営指針」の改定を行った。

福島県は、専門家を交えての検証委員会^{*18}を立ち上げ、8月10日に第1回委員会が福島市で開かれた。また児童相談所が虐待のおそれを把握し、監視を続けている他のケースについても子どもの安全を緊急点検する方針を決めた。

検証委員会は、2006年11月2日に、問題点や改善策などをまとめた報告書を県保健福祉部長に提出した。

報告書では、児童相談所が保護すべき時期を見逃していたことを強く批判している。その時期として2006年4月に次姉が入学後、次姉の体に刃物等による傷や痣が認められた時、2005年11月の次兄の就学時健康診断や、翌年の入学時に、次兄が極度の栄養不良・発育不全であることを確認した時点あげている。特に後者は、関係者がかなり強烈なショックを受けたにもかかわらず、その貴重な情

*18 委員長は小林英義教授（会津大学短期大学部）。

報を積極的に提供する姿勢に欠けていたと指摘している。

学校側の対応としては、虐待を把握しながら、暴力的言動を使う父親に恐怖を感じ、別の児童や職員らへの報復を恐れていた点をあげ、危機管理として警察に協力を依頼することや、県教育委員会に指導を受けるなどして、対応を検討する必要があることを指摘している。

警察についても「関係機関と継続的・積極的に連携しようとする姿勢に乏しかった」としている。

改善策として、所内に虐待対応班を設置することなどの児童相談所の機能の充実や、児童相談所の増設等の組織体制の強化をあげている。また、教育関係機関の対応力の強化、保健医療機関の対応力の強化、警察の対応力の強化をあげ、各関係機関の連携強化を求めている。

なお2007年の児童福祉法の改正では児童相談所と警察との連携強化に向け、児童相談所の一定の手続きの上で実施が可能となる臨検・搜索制度が設けられたが、川崎（子どもの虹情報研修センター）は、2010年（平成22年）4月の全国児童相談所長会議における講演で児童虐待防止法10年の歩みを振り返り、「泉崎村における4回の立入調査が、保護者の抵抗でいずれも不成功に終わったことが、後の臨検・搜索制度創設に影響を与えたのではないか」と述べている。

(7) 文献

福島県児童虐待死亡事例検証委員会（2006）「児童虐待死亡事例検証報告書」

(増沢 高)

11. 京都府長岡京市の事例（2006年）

(1) 事件の概要

2006年10月、京都府長岡京市で、実父F（以下、Fと呼ぶ）と継母KM（以下、KMと呼ぶ）が食事を与えないなどによって、拓夢君（3歳）が餓死した。拓夢君の姉は、虐待により施設に入所していたが、姉の入所後、拓夢君についての虐待通告が児童相談所に何度も入っていた。しかし、拓夢君への直接的介入はなく、死亡に至った。本事件が契機となり児童相談所の運営指針の見直しが図られ、通告を受けた後の安全確認について「『48時間以内とする』ことが望ましい」という通称「48時間ルール」が設けられた。以下、逮捕後の調べでわかった情報を含め、虐待が始まって拓夢君が死亡し、判決が出るまでの経過について『朝日新聞』、『読売新聞』の報道を中心にまとめる。

<家族について>

実父F（28歳）：

電化製品などの配達を請け負う仕事。客からの苦情はなく「まじめ」。

継母KM（39歳）：

無職。近隣との付き合いはない。

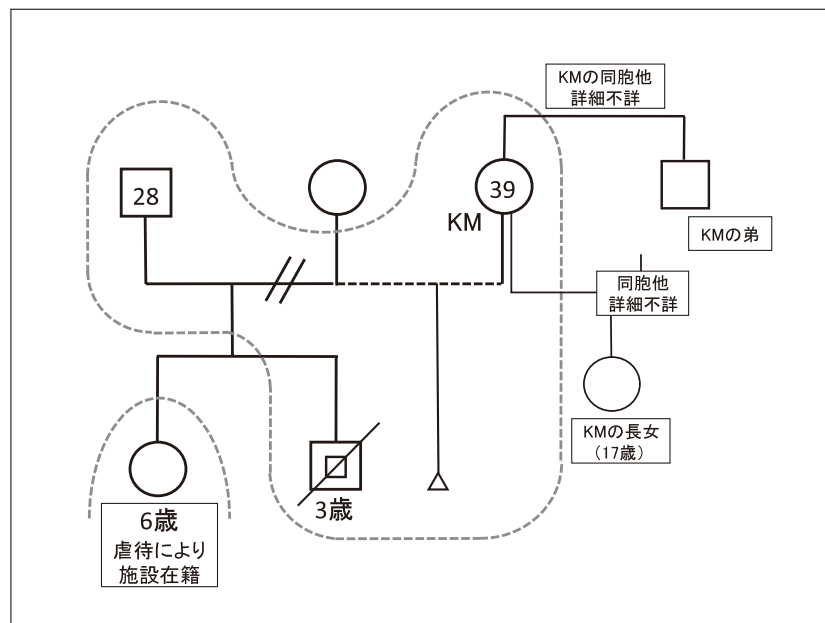
姉（長女）（6歳）：

児童福祉施設入所中。

拓夢君（3歳）

.....

実母：拓夢君1歳時に離婚。



(2) 事件の経過

ア) 拓夢君誕生から姉の施設入所まで

拓夢君の誕生から3歳上の姉が児童福祉施設に入所するまでの経緯についてまとめる。

2003年9月1日、拓夢君出生。低体重児であり出生1か月後の体重は2,600グラムであった。2か月後に保健師が訪問した際には体重5,652グラムであり、実母は授乳指導を受けていた。この時、拓夢君と実母との関係に問題は見られず、市の4か月健診も良好と判断され、保健所としての対応は終了した。

2003年11月頃、一家は現在の自宅に引っ越すが、2004年、拓夢君が1歳の時に実父母は離婚し、実母が家を出た。同年、Fは、飲食店（スナック）店員だったKMと交際を始め、翌年4月には、KMが同居するようになった。2005年6月、拓夢君は1歳8か月健診を受診し、特に問題は認められなかった。

2006年3月8日、主任児童委員^{*19}より児童相談所と市の児童福祉課（以下、市）に、「姉がしつけとして食事を与えられていない。拓夢君はかわいがられている」との通告が入る。児童相談所は市と情報共有等協議を始めた。同日、KMが子どもたちの世話をしないため、Fは保育所入所を考え、姉と拓夢君を連れて市役所を訪問していた。通告が入ったが、姉、拓夢君ともに落ち着いていたことから、地域での見守りを継続することとし、児童相談所は当時姉が通っていた幼稚園に対し、Fに児童相談所への相談を促すことを要請していた。この頃、幼稚園教諭は姉がやせていることに気づき、Fに説明を求めたことがあった。その際、Fは「しつけで食事を断っている」と答え、教諭は「きちんと食べさせてください」と注意していた。教諭はKMにも電話で「ちゃんと食べさせてあげて」と伝えていた。22日には、Fより市に「子どもを見ることができるようになった」と保育所の入所辞退の連絡が入る。

3月28日午前1時頃、姉が自宅を放り出され、パジャマ、裸足で家の前にいる姿を見つけた近隣住民が110番通報した。警察は、顔や腰に痣があったことから児童相談所に通告し、通告を受けた児童相談所は、姉を一時保護すると同時に市にも保護開始を連絡した。姉は十分に食事を与えられておらず、「殴られたり、押し入れに閉じ込められたりした」と話したため、児童相談所は虐待の可能性が高いと判断した。しかし、拓夢君については調査しなかった。この時Fは、「自分は体罰を受けて育った。それで世の中のことがわかったので、体罰は否定しない」と話したという。警察は児童相談所に通告した後、「命にかかわるような深刻な症状ではなかった」として捜査はしなかった。

姉の保護後、F、KM、拓夢君の3人は何度か姉の面会のため一時保護所に来所した。4月7日、児童相談所や市など関係機関で協議を行い、姉の施設入所方針を固めるが、拓夢君は保護せず様子を見ることとした。市はその後、このケースについて、児童相談所をはじめ関係機関に一度も問い合わせしていなかった。その後、25日には姉が児童福祉施設に入所したが、この時Fは、「甘やかしすぎた。弟には親の言うことを聞くように、しっかりしつけない」と周囲に話していた。

イ) 姉の入所後、家族3人での生活から拓夢君の死亡まで

姉が児童福祉施設に入所したため、自宅ではF、KM、拓夢君の3人での生活となった。そんな中、5月9日朝9時頃、拓夢君が外を一人でうろうろしていたことがあり、心配した近所の人から家に連れて行くということがあった。こうしたことをふまえ、17日に主任児童委員が児童相談所に通告したところ、引き続き見守りを依頼され、22日にも児童相談所から連絡を受けていた。

5月24日、姉の入所施設に、F、KM、拓夢君、児童相談所職員2名（福祉司・心理司）が面会に行く。その際、拓夢君はKMのひざの上に座るなどなついている様子が確認されていた。

6月20日、拓夢君について、主任児童委員が近隣より届いた次の3件の情報を児童相談所に通告した。
①10日午後11時頃、家を飛び出し「帰りたくない」と近隣住民に訴えた。
②11日午後7時～8時半頃、真っ暗な家に一人で置き去りにされて泣いていた。
③14日午前6時半頃、Fが拓夢君を戸外に締め出

^{*19} 「主任児童委員」は、子どもに関することを専門的に担当する「児童委員」のことを指す。

していた。この通告を受け、児童相談所は主任児童委員へ引き続き見守りを依頼し、翌21日には施設入所していた姉の面会で、F、KM、拓夢君と会っていた。その時の様子から問題なしと判断し、以降は電話などでFに拓夢君の様子を聞くのみで、家庭訪問などは一度もしなかった。児童相談所が拓夢君を直接確認したのはこの日が最後であった。

7月頃、拓夢君の泣き声が近所に頻繁に聞こえてくるようになる。7月21日、児童相談所は、Fが拓夢君の養育のことでKMと意見の違いなどがあり悩んでいるとの情報を児童福祉施設から得た。24日に児童相談所は姉の件でFに連絡していたが、この時拓夢君について話したかは不明である。

8月上旬、KMは妊娠に気づく。8月11日、児童相談所は姉の夏休み面会の日程確認のためFに連絡を入れていた。その際、Fより、KMが姉の施設入所について悩んでいることを聞きとっていた。16日には児童相談所職員が姉と面接を行っており、姉についての動きは頻繁にあったようであった。

8月18日、児童手当の手続きでFと拓夢君が市に来庁したことを市職員が確認していた。翌19日、Fは拓夢君を連れて認可外保育施設に行き、入園の説明を聞く。21日～31日の間、認可外保育施設に拓夢君を一時保育で預けるが、31日を最後にこれ以降は保育施設の利用はなかった。

9月1日、拓夢君が3歳の誕生日を迎えた。

9月中旬、KMは親族から「拓夢君のおむつもとれていないのに、産んで育てられるのか」と出産を反対される。同時期、Fが認可外保育施設に電話し、拓夢君のおむつがとれないことを相談したところ、焦らなくても時間がたてば取れると回答をうけていた。実はこの頃、拓夢君はドアの外側に鍵が取り付けられた2階の4畳半の部屋に軟禁に近い状態で入れられ、食事を与えられていなかった。そして、近所では拓夢君の泣き叫ぶ声が何時間も聞こえたり、「ママ、開けて」と大声で訴える声が聞こえたりしていた。拓夢君のトイレトレーニングがうまくいなくて焦っていたKMは「3歳になったのにのおむつがとれない」と、おもらしの度に平手で叩く、身体をつねるなどの虐待を始めていた。そして、9月15日、FとKMは、トイレのタイミングをきちんと伝えられたら食事を与え、できなかつたら食事を抜くというルールを作った。結局、9月15日から死亡する10月21日までの37日間のうち、計26日間はほぼ絶食状態であった。KMの記憶では、3食を与えたのは2日間だけ、2食が1日、1食が5日、お茶か牛乳だけが3日という悲惨な状況だった。また、9月20日以降、拓夢君は外出や入浴をさせてもらえていなかった。

9月18日、21日と児童相談所は児童福祉施設に姉の状況を確認した。その際、Fが姉を引き取れないことに悩んでいる様子、KMの体調が悪く寝込んでいて面会に行けないことを施設から聞く。9月22日には児童相談所は児童福祉施設で姉と面接していた。

9月25日、民生児童委員が「最近拓夢君の姿を外で見かけない」「よく叱られているようだ」と児童相談所に通告した。同日、児童相談所がFに電話し、姉との面会を促すとともに、拓夢君について尋ねると「言うことを聞かない年頃になってきた。叩くこともあるが、叩かれた理由をわかるようにしてやりたい。KMが（拓夢君を）叩いているのは見ていない。（拓夢君が）外に出るのを嫌がる。」と答えていた。

9月26日、警察庁が各都道府県警に対し、虐待の疑いがある家庭への警察官の積極的な立ち入りな

どを求める緊急通達^{*20}を出す。厚生労働省もこの通達にあわせ、各都道府県児童相談所に警察と情報交換を密にするよう求める通達^{*21}を出す。

10月8日、KMの長女（当時17歳）がやせ細った拓夢君をみて「こんな（やせこけた）拓夢ちゃんは見たくない、死んでしまう」と忠告したが、KMは「絶対に死なさへん」と反論していた。しかし、12日以降は拓夢君の着替えもさせていなかった。また、14日には、FがKMに「大変なことになるぞ」と注意したが、治療等を受けさせることはなく、そのままであった。16日、児童相談所は電話でFに児童福祉施設にいる姉への面会予定を確認した。その際、FからKMの体調が悪いことが話された。同日、主任児童委員から「（拓夢君が）家に一人で置き去りにされている」「外であまり見かけなくなった」「時々、拓夢君の『出してー』という声が聞こえる」「昨夜、夜中1時頃に拓夢君の泣き声、父母両方からの叱責が聞こえた」などの通告が児童相談所に入る。児童相談所が再度Fに電話すると、Fは「妻の体調が悪く、受診も考えている。（拓夢君は）外遊びが十分にできてない。来年は幼稚園にいくのでそれまでの辛抱だ」と話す。児童相談所は「KMが拓夢君の面倒を見られないなら児童相談所で預かることができる」と伝え、Fは「そうなれば連絡します」と返答し、電話のみの確認で終わっていた。電話を終え、児童相談所は主任児童委員に現状を伝え、引き続き見守りと情報提供を依頼した。この時、児童相談所はようやく拓夢君について詳細な調査が必要と認識し、Fから連絡がなければ1週間後に家庭訪問の実施を計画していた。拓夢君が死亡する前の10月19日、F、KMだけでステーキ店で食事をしていた。

10月21日夜、KMは拓夢君が苦しそうなため、ヨーグルトを1個食べさせていた。翌22日午前10時55分ごろ、拓夢君の名前を読んでも答えないことから、KMは「子どもがぐったりして動かない」と119番通報をした。その時、Fは仕事で留守であり、家にはKMと拓夢君の2人だけであった。救急隊員が駆け付け、KMが拓夢君を抱えて救急車に乗り込む様子について、目撃者は「男の子は頬がこけ真っ白な顔に大きな痣ができていた。いつもサングラス姿のKMは、このとき初めてサングラスを外していた。男の子を気遣う様子もなく、冷たい顔で、抱いているというより持っているという感じ」と言っていた。すでに心肺停止状態になっていた拓夢君は病院に運ばれたが死亡が確認された。拓夢君の顔には殴られた痣が拡がり、6月の健診時の体重は標準の11キロ台であったのに、この時の体重は標準の半分の約7キロしかなかった。司法解剖の結果、死因は低栄養状態による餓死であった。

ウ) KM、Fの逮捕

10月23日未明、京都府警向日町署は、KM、Fの二人を保護責任者遺棄致死容疑で逮捕した。警察は朝より自宅の現場検証を始めた。また、拓夢君について児童相談所に虐待をうかがわせる情報が寄せられていたのに対応できておらず、警察にも情報を伝えていないことがわかった。24日、保護責任者遺棄致死の疑いで、FとKMは送検された。逮捕から3日後、26日の『京都新聞』には、KMが府

*20 警察庁丙小発第38号警察庁丙生企発第83号警察庁丙捜一発第29号 平成18年9月26日「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」

*21 雇児総発第0926001号 平成18年9月26日「児童虐待への対応における警察との連携について」

警の調べに対し虐待を後悔していることを初めて口にしたが、落ち着いた様子で淡々と応じているとの記事が掲載されていた。

11月10日、京都地検はF、KMを保護責任者遺棄致死罪で起訴した。地検は殺人罪の適用も検討したが、2人が死亡直前に拓夢君の靴を購入したり、ヨーグルトを食べさせたりしていることから、殺意は認定できないと判断した。

エ) KM、Fの公判

2007年1月11日、保護責任者遺棄致死罪に問われているF、KMの初公判が京都地裁で開かれた。起訴状の朗読が始まると、KMは肩を震わせて泣き始め、Fも途中から前かがみになってうなだれた。2人は起訴事実を認めた。検察側は「このまま死んでしまうかもしれないなどと思いながらも、『適当に食事を与えていればいい』などと安易に考え、病院に連れていくなどの措置を取らなかった」と指摘した。“排泄のことを言えなければ食事を抜く”というルールについて、Fは「トイレトレーニングの際、(拓夢君は)おしっこの感覚は分かっていたので応えてくれると思った」と述べた。10月初旬のKMの長女からの忠告について、KMは「娘の言葉が心に刺さったが、手の平を返すと甘やかすことになる」と供述していた。また、KMの親類は虐待を止められなかったことについて「子どもには母親が必要だと思った。(KMに)何も言えなかった」と弁解した。検察側がFになぜ病院に連れて行かなかったのかと問いただすと、「父親としての自覚がなかったと言われればそうだった」と述べた。KMの弟はKMについて「『たっくん』と言ってかわいがり、拓夢君も甘えていた」と証言した。Fは「やせていくのは知っていたがどうしていいか分からなかった」「どう償っていいのかわからない」と後悔を口にした。弁護側の証人として出廷した父方祖母は、姉が正月に「パパに会いたい、パパに電話して」と訴えたと話した。

1月22日、京都地裁でF、KMの論告求刑公判が開かれた。検察側は「しつけ目的ではなく、被害児童の存在を疎ましく感じて犯行に及んだ」と述べ、Fに懲役7年、KMに懲役8年を求刑した。

1月26日、京都地裁でF、KMの判決公判が開かれ、裁判長は「しつけとは到底言えない残酷で悪質な行為で、育児を放棄していたと非難されてもやむを得ない」と述べ、Fに懲役5年6か月、KMに懲役6年を言い渡した。裁判長は「生命活動に不可欠な食事を与えないことは、その目的にかかわらず正当化されるものではない」と述べ、病院に連れていくなどもせず、自分たちの考えに固執したと指摘し、2人から強度の虐待を継続的に受けた拓夢君の精神的な苦痛は大きいとした。また、“トイレのタイミングを伝えられなかったら食事を抜く”といったルールを主導的に提案したのはKMだったと判断し、KMが6か月長い懲役となった。

(3) 事件の背景

本事件の背景について、『朝日新聞』、『読売新聞』の記事に報じられたことを中心にまとめる。

Fは逮捕後当初、警察の調べに対し、「KMに『死んでしまう』と注意したが、聞いてもらえなかった」「殴ってはない。KMがやっていることは知っていた」と、虐待はKMが主導であったと供述し

ていた。また、Fは「甘やかさないよう、子どもとはあまり接しないようにしていた」「子育てのことでKMに意見すると食ってかかってくる。自分の子の面倒をみてもらっている負い目があり、虐待をやめるよう強く言えなかった」と供述しており、KMに対してかなり気を使っていた様子もうかがわれた。Fは、運送業の仕事で午前7時ごろ出勤、午後11時ごろに帰宅する生活で、子どもが起きている時間に家にいることは少なかったようで、家事や育児はKMに任せきりであった。そのKMは調べに対し、「友人はほとんどおらず、最近はずっと家にこもっていた」と供述していた。姉が保護されてからは近所の目を避けるようにしていたといい、警察は、子育てのストレスを誰にも相談できないまま孤立感を深め、虐待行為をエスカレートさせたとみていた。近所の住民も、KMは家に閉じこもっていることが多く、近所づきあいもなかったと話していた。自宅を訪れる人はなく、KMが外出の際はサングラスをしていたという。Fには「おむつがとれないのはおかしい」とさかんに訴えるなど子育てのストレスを抱えていたが、児童相談所との連絡はFが引き受け、外部と接触することは少なかったようだった。3月に保護された姉については児童相談所が対応していたが、拓夢君に関しては「姉の家族の情報」とされてきちんと取り上げられず、家の中ではさらに孤立した子育てが行われていた。

虐待が深刻化するきっかけとなったのは、8月上旬のKMの妊娠と考えられる。F、KMともに出産を望んでいた。しかし、当時、拓夢君はおむつがとれておらず、9月頃、KMの妊娠を知った親族は、「拓夢君のおむつが取れていないのに、赤ちゃんを生んで育てられるのか」と出産に反対していた。困ったFは認可外保育施設に拓夢君のおむつがとれないことを相談し、焦らなくても時間がたてば取れると回答を受けていた。しかし、トイレトレーニングがうまくいかず、3歳になってもおむつがとれないことに焦ったKMとFは、9月15日、しつけと称し、“トイレのタイミングを伝えられなかったら食事を抜く”というルールを設けた。また、それ以降、暴力を加えるようになった。姉の施設入所、拓夢君の排泄の失敗など、子育てのできなさを指摘され続けているように感じたKMは、なんとしても拓夢君のトイレトレーニングを成功させ、自分の養育能力を確認したかったのだろう。もし拓夢君のおむつがはずれていたら、その後の展開は変わったのだろうか。

(4) 事件が発覚した後の関係機関の対応

新聞報道によると、拓夢君への虐待情報について、児童相談所には通告者名など具体的な記録が残っておらず、受付票もなく、受理会議も開かれていなかった。通告も複数回入り、児童相談所が把握していたにも関わらず死亡したことで、関係機関への批判が相次ぎ、行政側もその対応に追われた。発覚後の関係機関の動きを以下に記す。また、本事件に対する市民の反応について、新聞報道からわかる範囲でまとめた。

ア) 児童相談所をはじめ関係機関等の対応

10月22日夜、京都府京都児童相談所長が記者会見を開き、拓夢君への虐待は把握していなかったと述べた。10月16日、拓夢君についてFに電話しただけで終わったことについて、「姉の保護の件で、Fとは変わったことがあれば連絡をとることになっており、信頼関係が経緯としてあった」と説明した。

また、「Fと話をして大丈夫だと思った。事件は予想外で残念。適切な対応をしたつもりだが、判断に甘さがあったかもしれない」と話した。一方、向日町署副署長は、姉に対する虐待についてそれ以上の捜査を行わなかった理由について、「4月上旬に児童相談所から被害届を出さないという報告を受けた」と説明した。しかし、児童相談所長は「被害届の話はしていない。姉の件は警察から通告があったので、立件するかしないかは警察の判断のはず」と述べ、両者に食い違いが見られた。

翌23日、児童相談所長は再度記者会見を開き、経過を改めて説明した。「拓夢君の状況も把握しようと努めたが、介入できなかった」とした上で「対応に問題がなかったか、改善すべき点はないか、検証していきたい」と話した。同日、京都府は、関係者を集めて緊急の児童虐待防止ネットワーク会議を開催した。会議では、虐待情報が事実上放置されていたことに対し、外部の専門家らから批判が相次いだ。この年度上半期に把握した虐待事案167件を中心に総点検し、児童、保護者との対面調査や、児童相談所と警察との連携の強化、児童虐待に詳しい有識者など外部の意見を入れて事件の検証を行うことなどが決まった。

10月24日、閣議後の会見で、柳沢厚生労働相大臣（当時）が、本事件を受け児童相談所の不備を指摘した。また、知事が拓夢君の自宅を訪れ、児童相談所の体制強化の必要性を述べ、長岡京市長が「児童相談所から情報がなく、接点を持てなかったことが一番の問題」と批判するなど、コメントが多く寄せられたことから事件の衝撃の大きさがわかる。さらに、自民党府議団、民主・府民連合府議団、府議会新政会議員団、公明党府議団、共産党府議団などが、次々と事件の究明や再発防止、児童相談所の体制充実などを求める申し入れを知事あてに提出するなど波紋はさらに広がった。

そして事件後には、長岡京市での児童虐待防止ネットワーク会議をはじめ、様々な会議が開かれた^{*22}。これら一連の会議では、事件への批判だけでなく、児童相談所の体制強化や各機関連携の強化、児童虐待防止対策の見直し、人材確保の必要性も論じられた。これら会議の中で、児童相談所では、3月末で退職していた職員の後任が、6月1日の定期異動（4月の府知事選による）までの2カ月間、補充されていなかったなど、体制不備も明らかになった。そして次年度予算編成には、児童福祉関係行政機関の連携強化など防止策の充実を盛り込む要望なども出された。

12月25日には京都府児童虐待検証委員会による検証報告書【(6)ア)参照】、1月29日には長岡京市児童虐待防止対策会議報告書【(6)イ)参照】が提出され、一応の検証はここで終えられた。

本事件から1年後の2007年10月22日には府児童虐待防止ネットワーク会議が開かれ、会議の冒頭で拓夢君に黙とうを捧げ、関係者は再発防止を誓った。

イ) 市民の反応

事件を受け、10月25日、地元自治会のメンバーらが自宅前に拓夢君の献花台を設けたところ、多くの人を訪れ、線香を手向けたり花や菓子を供えたりして冥福を祈った。23日～28日の間に児童相談所

^{*22} その他、27日には府議会の厚生労働常任委員会や、長岡京市議会全員協議会、30日には長岡京市児童虐待防止対策会議、31日には府議会の決算特別委員会、11月6日には衆議院青少年問題に関する特別委員会のメンバー（小宮山洋子委員長）による非公開の関係者への聞き取り会議、11月8日には長岡京市議会文教厚生委員会などが開かれた。

をはじめ府の機関に寄せられた抗議などの電話やFAX、メールは約1000件に上り、大半が「なぜ保護しなかったのか」など児童相談所の判断への厳しい意見であった（『京都新聞』2006年10月29日）。長岡京市では、事件によって「なぜ助けられなかったのか」という自責の声が多いことを受け、11月7・8日に心のケアを目的とした相談会を実施したところ、15人の相談があった。またその後、本事件の自宅近くの住民ら5人が事件のショックで不眠など心身の不調を訴え、保健師の訪問を継続して受けていた。

事件の衝撃が大きく、一般市民が心を痛めていたことは、新聞への投稿をも見て分かる。10月25日から11月7日までの間に5件の投稿が『読売新聞』や『朝日新聞』に寄せられた。投稿内容はFやKMに対する怒りや児童相談所への批判だけでなく、社会全体で子どもを守る必要性、人と人とのつながりの大事さなども述べられていた。

(5) 事件の波紋・事件に対するコメント

虐待を行ったKMやFへの厳しい批判、児童相談所がこの家族に関わっていたにもかかわらず、拓夢君が死亡してしまったこと、また、虐待対応ネットワークが機能しなかったこと、そして日本における虐待対応システムの不備等について、多くの批判的コメントが新聞や雑誌に掲載された。それらをテーマごとにまとめる。

ア) 児童相談所の対応について

虐待通告があったにも関わらず、直接拓夢君の安全確認を行っていなかった点や、児童相談所のアセスメントの甘さについて、「児童相談所の責任は重い」など多くの批判・意見が掲載された。その中で、長谷川博一教授（東海女子大学、臨床心理学）は、児童相談所職員が虐待する親の心理を十分に理解していなかったことに問題があったと指摘した。さらに、主任児童委員から何度か連絡を受けたことで、児童相談所側には周囲が見守ってくれているという妙な安心感が生まれてしまい、対応が遅れた可能性もあると指摘した（『朝日新聞』2006年10月23日）。また、高橋重宏教授（東洋大学、子ども家庭福祉論）は、職員が自宅を訪れ、直接子どもの状態を確認する「目視」を怠ったことが事件につながったとし、「目で見ることで初めて問題の大きさがわかる。可能な限り早く行動することが必要だ」とコメントした（『朝日新聞』2006年10月23日）。また、10月28日の『読売新聞』には【民生児童委員が語る】とし、虐待情報を通告し続けた主任児童委員への取材内容が掲載された。取材の中で、主任児童委員の、「このまま放っておいてええんやろうか、と思っていた。何度も住民から連絡が入り、児童相談所に緊急性を伝えても最後まで児童相談所は現場に現れなかった。無力感でいっぱい、私たちに何ができたやろうか…」という悔やむ気持ちが紹介された。

イ) 児童相談所の体制・専門性について

児童相談所の対応への批判と同時に、十分に介入・援助することが難しい体制への意見も掲載された。そして、虐待の早期発見・早期対応のために、児童福祉司の増員や、制度の見直しが必要と説い

た記事もみられた。同じ児童相談所の立場から、兵庫県中央こども家庭センター所長は「児童相談所には、子どもの保護だけでなく、いずれ親元へ戻すという役割もある。多くの職員が、その板挟みの中で悩んでいるのが現実だ」と苦悩を述べた（『朝日新聞』2006年11月11日）。また、児童相談所の専門性について、坂井聖二理事長（子どもの虐待防止センター）は、「深刻なケースが増えているのに、児童相談所は調査、危険性の評価、長期的見通しなど、すべてにおいて専門性が欠けている。虐待という社会病理についての専門家を育てる必要がある」と指摘した（『読売新聞』2006年11月22日）。さらに、津崎哲郎教授（花園大学、児童福祉論）は、「家族全体のアセスメントが不十分であり、児童相談所の専門性の確保が子どもの命を守るための最低限のセーフティーネットであることを十分に意識し、質量ともに充実した組織作りを真剣に考慮すべき」とコメントした。（『毎日新聞』2006年11月22日）。

ウ) 機関連携・ネットワークシステムについて

本事件では、児童相談所と市、警察など関係機関の連携がうまくいかず、ネットワークが機能していなかったことが露呈された。この点について、小原理恵参事（大阪府家庭支援課）は、「組織全体で分析をしたり、地域や自治体と協力して変化を見逃さないようにしたりするしか手立てはない」とコメントした（『朝日新聞』2006年10月23日）。また、津崎教授は、「ネットワークは児童相談所を支援する役割を担っている。児童相談所が動かないなら、自治体が率先して動けばいい。参加した各機関が積極的に情報収集し行動する姿勢がなければ、いくら枠組みをつくっても機能しない」と、現状のシステムを批判した（『読売新聞』2006年10月29日）。

エ) 虐待対応制度について

日本における虐待対応の制度の問題について触れたコメントも多くあった。その中で、桐野由美子教授（京都ノートルダム女子大学、児童福祉論）は、姉が虐待で児童福祉施設に入所していたにもかかわらず、拓夢君への援助がしっかりと行われていなかった点について、米国ではきょうだいの1人が虐待を受けたら全員を親から離すと法律で定めているとして「日本の制度に問題があると思う。一人が虐待されたら、他の子どもも危ないという信号だ」と指摘した（『毎日新聞』2006年10月24日）。また、山縣文治教授（大阪市立大学）は、「2004年の児童福祉法改正の精神が、市町村、児童相談所のどちらにも伝わっていないことが明らかになった。実際にその親子が居住する市町村が、地域と連携して支援する仕組みを作らなければ」と、児童虐待対応システム全体が機能していないことを指摘した（『読売新聞』2006年11月9日）。さらに、児童相談所の判断で行うことができる立入調査等の強制介入について、松原康雄教授（明治学院大学）は、「刑事事件の家宅捜査と同様に、裁判所の承認が欲しいと思うのは自然だ、親権者にとっても、児童相談所の判断に納得できない時、裁判所がかかわるということは、より公平な判断をしてもらうことにつながる」とコメントした（『朝日新聞』2006年11月11日）。さらに津崎教授は、「本事件を機に、行政は虐待防止対策の見直しをはじめ、実子以外への虐待を防ぐため、里親の子育てを参考にしてほしい」と提言した（『朝日新聞』2007年1

月27日)。

(6) 本事件の検証

京都府、長岡京市が本事件の検証委員会を立ち上げ、報告書が提出された。

ア) 京都府児童虐待検証委員会報告書

5人の外部委員により事件の背景・原因及び課題・問題点をまとめた報告書が出された。

検証報告書の中には、問題点として以下の3つが挙げられた。

- ①虐待情報に係る判断のあり方（児童相談所は家族との信頼関係を築くことを重視し、速やかな安全確認を行わなかった点。虐待のリスクの見極めができていなかった点）
- ②組織としての対応のあり方（児童相談所内での情報共有が行われておらず、複数人による評価が入り得なかった点）
- ③地域ネットワーク会議との連携のあり方（関係機関の役割分担があいまいだった点）

また、児童相談所における虐待対応の組織・業務執行体制においても、出張や夜間における体制整備、専門性・資質向上、虐待対応チームの専任化、進行管理のためのシステム構築、第三者による支援・評価などの必要性・課題が挙げられた。

上記を踏まえ、7点の提言が行われた。①速やかな安全確認等のルール確立（48時間ルール含む）、②リスク管理の客観化、システム化（チェックリスト作成や進行管理システムの確立など）、③組織内の情報共有の徹底（ミーティング等の開催の徹底など）、④実効ある地域の虐待防止ネットワークの確立、機能強化（市町村へのアドバイザー派遣や体系的研修プログラムの実施、ネットワーク機能のマニュアル整備など）、⑤地域における体制の強化＝保健所の役割の明確化と機能強化（定期的な情報共有など）、⑥中長期的な人材育成・組織体制の強化等（専門性の確保に向けた人事配置やケーススタディによる職員の資質向上など）、⑦外部有識者等の活用・定期的な運用指導（外部アドバイザーの招聘、保護者支援プログラムの研究など）、以上である。

イ) 長岡京市児童虐待防止対策会議報告書

長岡京市でも、児童虐待防止対策の現状及び課題を明らかにするとともに、今後の対応について報告書が提出された。

検証の視点としては、①子育ての不安や悩みの相談等のシステムがどうであったのか、②虐待防止ネットワークの組織がありながらなぜ機能しなかったのか、③ケースで抱える問題の背景等について深く見ることができたのか、を挙げている。その上で、現状と課題について以下の3点を示している。

- ①虐待情報等の共有化としての<1> 通告システムの整備と確認、<2> 機関ごとの保有情報の共有と管理の徹底の必要性
- ②家族背景の十分な考察や、危機管理意識の共有化、また、早期発見、迅速な対応だけでなく、虐待の未然防止の意識形成や関係する職員等の資質向上の必要性

③連携における関係機関の役割確認、日常的な意識啓発、研修会の開催等の必要性

これらを踏まえ、今後の対応として次の3点があげられた。

- ①情報の管理：児童相談所との通告情報の共有化と確認、情報確認のための会議の新設と定例化、主任児童委員との情報交換の定例化を行い、情報の一元管理、進行管理に努める。
- ②関係機関等との連携強化と資質の向上：研修内容の充実化を図り、関係機関が役割や機能を認識し、連携体制の整備と強化に努め、合わせて児童虐待防止等の市民意識の高揚に向けた啓発を推進する。
- ③支援体制の強化：虐待を行う背景を十分把握し、家庭に応じた早い段階からの関わりと支援が必要。
なお、資料として、児童虐待対応フローチャートや、関係機関の役割をまとめた表が掲載されている。

(7) 事件がもたらしたもの

本事件を受け、虐待対応システムについて見直す機会が設けられた。新聞報道された範囲で、どのような展開があったかを以下に述べる。

まずは予算編成について、10月27日、京都府は2007年度の当初予算編成方針を発表し、その中で、本事件を受け、児童虐待防止対策の強化などを盛り込んだ。さらに、虐待を含めた家庭に関する問題を一括して担当する「家庭支援総合センター（仮称）」を整備することが提示された。さらに、京都府は11月17日、厚生労働省に対し、2007年度政府予算編成を前に、児童虐待防止対策の充実など16の重点要望をまとめた。立入調査時の令状発行や親指導など司法が積極的に関与する新制度の創設や、国と都道府県、市町村の役割分担を明確化する児童虐待防止法の改正などを要望した。さらに、市町村に虐待事案に対応できる専門職員を配置するための財政措置を求めた。そして、京都府では、児童相談所の業務をOBらがサポートする児童虐待対応協力員^{*23}を5人増員すると発表した。その他、市町村、警察などとの連携を充実させるため、大学教員や児童福祉司らを「虐待防止アドバイザー」として市町村などに派遣する対策も補正予算案に盛り込まれることとなった。続いて12月6日には、府知事が虐待事件の再発防止策の1つとして、政令市である京都市を除く全市町村に「虐待案件対応会議」を設置し、各市町村単位で関係機関が定期的集まり、虐待案件の情報交換や対策の検討をしていく方針を明らかにした。

そして、本事件を契機に児童虐待対応ルールが大きく見直された。翌2007年1月23日、児童相談所運営指針などの改正が行われた^{*24}。児童相談所がかかわりながら虐待死を防げなかった事例が相次いでいることから、虐待情報を受けてからの安全確認について、「『48時間以内とする』ことが望ましい」と明記された。これがいわゆる「48時間ルール」である。また、被害児童にきょうだいがいる場合は

*23 2000年、厚生省（当時）は児童相談所で扱う児童虐待の急増に伴い、児童虐待対応協力員（非常勤）を全児童相談所に1名配置する制度を設けていた。

*24 雇児発第0123002号 平成19年1月23日「児童相談所運営指針等の改正について」（抜粋）安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

「ハイリスク家庭」として、必要に応じてきょうだいの児童相談所に一時保護するなどの内容が盛り込まれた。さらに、児童相談所は、被害児童を特定できる虐待情報のすべてについて緊急会議で対応を検討し、子どもの安全確認は、児童相談所職員らが「直接目視する」ことを原則とすることや、要保護児童対策地域協議会で虐待対応の進行管理台帳を作成し、3か月に1回程度、子どもの状況などを確認することが盛り込まれた。

今回の指針見直しとは別に、与野党では、知事が保護者に「呼び出し命令」を出し、拒否した場合、警察と児童相談所による強制的に立入調査ができる制度の創設が検討された（後に出頭要求の制度が虐待対応に組み込まれる）。また、本事件を受け、京都府では、児童相談所業務の評価や助言をする外部評価委員会が設置された。2007年10月15日に第1回会合が開催され、3児童相談所の業務について、評価する方法や項目などが話し合われた。

そして、2009年11月17日、「子育てしやすい街・虐待を予防できる街 京都府長岡京市」を目指す催しが開催された。事件から3年たち、児童虐待予防に取り組んできた子育て支援グループや市などが3年間の活動を振り返る講演会やシンポジウムが開かれた。

本事件は、行政機関だけでなく一般市民への衝撃も大きく、体制や意識変化の契機となった。

【追記】

➤ 当時の京都児童相談所の職員体制

児童福祉司5人、心理判定員4人。相談判定課長が3月で退職しており、主任児童福祉司が代理。福祉司5人で分担していた管内の担当地域を4人で割り振っていた。

➤ 事件関係者への処分

2006年10月30日、本事件について厚生労働省は民生児童委員からの情報を児童虐待防止法に基づく「通告」として受理せず、安全確認義務を怠ったとして、同法に反する対応と判断した。また、12月26日、府は虐待についての複数の情報が寄せられていたのに拓夢君の安否確認を怠ったとして、児童相談所長と、主任児童福祉司を戒告処分とした。さらに、監督責任を問い、知事、副知事、保健福祉部長の3人を文書訓戒とした。

(8) 文献

健康福祉部児童福祉課（2007）「長岡京市児童虐待防止対策会議報告書—児童虐待死事件の教訓を生かすために—」
京都府児童虐待検証委員会（2006）「検証報告書」

(南山 今日子)

【4】おわりに

本研究では、2000年から2006年までの間に大きく報道された児童虐待にまつわる重大事件を11事例取り上げ、新聞報道、論文や検証報告書等から情報を集め、事件に至った背景や家族状況などを整理した。こうしてまとめてみると、改めて事件の悲惨さが浮かびあがってくる。ほとんどの事例で共通しているのは、地域から孤立した状況の中で、事態の悪化に歯止めをかけることができずに最悪の結果に至っていることである。事件に至る前に誰かが介入していれば、事態は違ったであろうと思われる事件が少ない。事件を目の当たりにして、多くの市民がこうした無念な気持ちに捕らわれるからなのか、事件報道は対応すべき機関へ向けて、あるいは現行の虐待防止システムに対して痛烈な批判を繰り返す。

本研究で取り上げたような重大事件は、国や行政の虐待防止施策などに影響を与えてきた。たとえば、2003年の愛知県名古屋市の事例（【3】の4）は、同居人による暴行ゆえに、当時の児童虐待防止法が定義する「児童虐待」の範疇（保護者による行為）から外れ、法律上は「児童虐待」とはみなせないという事態が生じた。翌年の児童虐待防止法改正では、同居人による行為を、それを放置した保護者のネグレクトとみなすよう改めたが、こうした事例が背景にある。2006年の福島県泉崎村の事例（【3】の10）では、児童相談所をはじめ関わる機関が虐待の事実を承知していながら、窓に自動シャッターを設置するなどして警戒する保護者を前に、度重なる立入調査が不成功に終わっていた。いかに立入調査といえども、ドアを壊してまでは入れないからである。この点は、2007年の児童虐待防止法第2次改正において、家裁の許可を得ることを前提に強制力を行使できる「臨検・捜索」の制度によって克服された。また、同じ2006年に起こった京都府長岡京市の事例（【3】の11）では、近隣住民が児童相談所に複数回通報していたにもかかわらず、児童相談所は家庭訪問も住民の聞き取り調査もしていなかったとして批判された。これを受け、児童相談所運営指針の見直しが図られ、48時間以内の目視による安全確認のルールが設けられた。子どもの救済を求める市民感情が児童相談所の介入を求め、その権限を強化したといえよう。

また、児童虐待では加害者に対する市民の処罰感情も強く、そのせいか、加害者に対する重罰化の傾向も見取れる。2003年の山形県村山市の事例（【3】の3）では、実母に懲役11年、継父には懲役13年の刑が言い渡され、児童虐待事件で初めて10年を超える刑となったが、以後、現在に至るまで重罰化の傾向はやまず、今や10年を超える判決は決して珍しくない。2010年には、大阪府寝屋川市で1歳の女兒に暴行を加え死亡させた事件が発生したが、裁判員裁判では、懲役10年の求刑に対して、その1.5倍となる懲役15年の刑が言い渡された。現行の裁判員制度は、重罰化の傾向をさらに強めたようにも思われる。

ところで、このような重大事件は多くの教訓を与えてきたが、その一つに、虐待のマスクングがある。その代表的な事件は2004年に発覚した「岸和田事件（【3】の5）」であろう。当時中学3年の男児は、食事も与えられず、登校もできず、継母や実父らから暴行を受け続けていた。しかし学校や児童相談所は、この児童を不登校とみなし、ゆえに家庭に介入することなく虐待を深刻化させ、衰弱死寸前に

まで至らせてしまった事件である。不登校という表面上の問題に、現実には起きている虐待が隠されたのである。2005年に発覚した福岡県福岡市の事例（【3】の7）も、学校や教育委員会が不就学児童ととらえ、適切な手立てをせぬまま推移し、義務教育を全く受けることなく18歳年齢にまで至らせてしまった事例である。不登校、非行、発達障害などとみなされる子どもの背景に、児童虐待が潜んでいる可能性を考慮する必要があることを教える事例であった。

事件後の報道や報告等から聞こえてくるのは、事件を2度と繰り返してはならないという声である。しかし残念ながら、同じような事件は今なお発生している。本研究を通して改めて思うことは、これだけ大きく報じられた事件であるにもかかわらず、次第に忘れ去られるということである。ならば当然、そこで得た教訓も忘れられよう。「岸和田事件」は、児童虐待に携わる者にとって忘れてはならない事件と認識されていたはずだが、事件を記憶する者も減りつつある。そのような中、不登校とみなされていた虐待事件は繰り返し発生している。我々は子どもの死亡から何を学んだのだろうか。

2007年の児童虐待防止法の改正によって、虐待による死亡事件が発生した場合、当該の自治体にその検証が義務付けられるようになったが、今回の研究を通じてわかったことは、すでに2001年の兵庫県尼崎市の事例（【3】の2）などでも「児童虐待防止専門家会議」が設置され、以後の事件も含めて検証報告書や緊急提言が出されていたことである。これらは本研究にとってもたいへん貴重な資料であったが、それらの多くは、援助機関がどのような対応を行ったのかといった点に重きが置かれ、家族歴や家族の力動にまで踏み込んで、この家族でなぜ虐待が生じたのかを解明しようとしたものは少なかった。しかし、こうした点を明らかにしなければ、本当の意味での児童虐待防止はできないというのが、我々が本研究を始めた動機の一つである。

とはいえ、関係した機関の対応については厳しい視点で振り返られ、あるべき姿勢が打ち出されている。それを読むとおおよそ共通したテーマが浮かび上がる。それは、虐待状況が深刻であるにもかかわらず対応する機関の危機感が薄いこと、児童相談所や市町村、学校等の関係機関の連携が不十分なことの2点である。しかし、これらは今なお解決しているとは言い難い。本研究の第2報は、2007年から現在までの事例を扱う予定なので、こうした検証報告もふまえながら、そうした点についても丁寧に分析したい。

今回研究対象とした事例は、いずれも7年以上前の事件である。虐待による死亡事件のあったすべての自治体で、過去の事件を悼み、振り返るなどの活動をしているとは言えないが、栃木県小山市では、すでに本報告の中で述べたとおり、兄弟が死亡した思川の土手に2人の地蔵が祀られ、毎年9月には兄弟を悼む鎮魂のイベントが開催されている。

事件から学んだ教訓を大切にしたい。子どもの死を無駄にしてはいけないと、改めて思う。

(増沢 高)

第Ⅱ部

2009年の児童虐待に関する文献一覧

表2-1 2009年の児童虐待に関する書籍（和書）

著者・編者	書籍名	出版社
安梅 勅江	根拠に基づく子育て・子育てエンパワメント—子育て環境評価と虐待予防	日本小児医事出版社
土井 高德	青少年の治療・教育的援助と自立支援—虐待・発達障害・非行など深刻な問題を抱える青少年の治療・教育モデルと実践構造	福村出版
五味 百合子	母子問題と母子福祉 子捨て、子殺し考 (林千代/編 『五味百合子女性福祉論集—学生とともに歩む』)	ドメス出版
遠藤 野ゆり	虐待された子どもたちの自立—現象学からみた思春期の意識	東京大学出版会
浜井 浩一	家族内殺人	洋泉社
保育と虐待対応事例研究会	子ども虐待と保育園—事例で学ぶ対応の基本 続	ひとなる書房
市川 光太郎	小児救急医療現場で遭遇する児童虐待 高橋 孝雄, 安次嶺 馨/編 『小児保健ネットワーク』	日本小児保健協会
池谷 和子	アメリカ児童虐待防止法制度の研究	樹芸書房
犬塚 峰子, 田村 毅, 広岡 智子	児童虐待父・母・子へのケアマニュアル:東京方式	弘文堂
石川 義之	ネグレクト(保護の怠慢・拒否)に関する実証的研究—関西圏大学生調査報告	子どもの人権・福祉を考える会
神田 眞知子, 小山 直樹, 瀧本 美子, 西野 緑, 小野田 正利, 山野 則子/述	児童虐待防止法改正と、今後の地域における支援の方向性 (吉原雅昭/編 『地域福祉と子ども家庭福祉実践の今日的課題』)	大阪公立大学共同出版会
川崎 二三彦	児童虐待と家族ストレス (日本家族心理学会/編 『家族のストレス』)	金子書房
喜多 明人, 森田 明美, 荒牧 重人, 李 在然, 安 東賢, 李 亮喜	子どもの権利—日韓共同研究	日本評論社
児童虐待防止法令編集委員会	児童虐待防止法令ハンドブック—平成21年版	中央法規出版
前田 研史	児童福祉と心理臨床—児童養護施設・児童相談所などにおける心理援助の実際	福村出版
丸田 桂子	虐待される子どもたち	幻冬舎ルネッサンス
増沢 高	虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える援助	福村出版
松原 三智子	養育支援に役立つコーチングサポート—子どもの虐待を防ぐマルトリートメントの発見	真興交易医書出版部
松下 年子, 吉岡 幸子, 小倉 邦子	事例から学ぶアディクション・ナーシング—依存症・虐待・摂食障害などがある人への看護ケア	中央法規出版
日本犯罪社会学会	ファミリー・バイオレンスにどう対応するか—公開シンポジウム	尚学社
小木 曾宏	Q&A子ども虐待問題を知るための基礎知識 第2版	明石書店
おかやま児童虐待事例研究会	児童虐待—おかやまから116人の提言	吉備人出版
恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所	子ども虐待対応の手引き—平成21年	有斐閣
佐藤 馨	子どもの人権—児童虐待と法的対応	文芸社
柴田 朋	子どもの性虐待と人権—社会的ケア構築への視座	明石書店
杉村 省吾, 本多 修, 富永 良喜, 高橋 哲	トラウマとPTSDの心理援助—心の傷に寄りそって	金剛出版
高田 慶子	貧困と児童虐待 (「新版かごしま子ども白書」編集委員会/編 『かごしま子ども白書:みつめる、みとおす、つながる』)	南方新社
玉井 邦夫	特別支援教育のプロとして子ども虐待を学ぶ	学習研究社
玉井 邦夫	虐待を受けた子どもの発達の危機 (須田 治/編 『情動的な人間関係の問題への対応』)	金子書房
富永 忠祐	Q&Aドメスティックバイオレンス・児童・高齢者虐待対応の実務	新日本法規出版

内田 良	「児童虐待」へのまなざし—社会現象はどう語られるのか	世界思想社
宇田川 信一	少年の自殺と児童虐待を防止する10の法則	青林堂
上田 礼子	子ども虐待予防の新たなストラテジー	医学書院
渡辺 顕一郎	子ども家庭福祉の基本と実践—子育て支援・障害児支援・虐待予防を中心に	金子書房
山野 則子	子ども虐待を防ぐ市町村ネットワークとソーシャルワーク：グラウンデッド・セオリー・アプローチによるマネジメント実践理論の構築	明石書店

表2-2 2009年の児童虐待に関する書籍（訳書）

著者・訳者	書籍名	出版社
ロビン・E・クラーク, ジュディス・フリーマン・クラーク, クリスティン・アダメック/著 小野 善郎, 川崎 二三彦, 増沢 高/監修 門脇 陽子, 森田 由美/訳	詳解子ども虐待事典	福村出版
P・G・ジャッフェ, L・L・ベイカー, A・J・カニングハム/編 岩本 隆茂, 塚越 博史, 勝山 友美子, 足利 俊彦/訳	ドメスティック・バイオレンスから子どもを守るために	培風館
キャロライン・リーマン/著 小西 敦子/訳	私たちは、性犯罪被害者です：実名で告白する、「レイプ・性虐待の恐怖」と「克服する勇気」	青志社
アーニャ・ピーターズ/編 古谷 直子/訳	ひとりぼっちのアーニャ：虐待とホームレスの果てに	バジリコ

表2-3 2009年の児童虐待に関する雑誌特集号

(雑誌『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

No.	雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
1	小児看護 32 (5)	被虐待児へのケアと支援-看護師が、できる/すべき/知っておくべきこと	<p><u>知っておくべき知識</u> 被虐待児へのケアと支援-ふだんのかかわりにおける看護の役割-早期発見から予防的支援へ 愛着障害と子ども虐待 子どもの虐待をめぐる法的システム <u>行政・看護界の動向</u> 実践に活かせる子ども虐待防止対策 子ども虐待に対する教育の取り組み-小児救急看護認定看護師の教育をととして <u>虐待予防・発見・ケアに必要な連携と実情</u> 要保護児童対策地域協議会の流れ-アセスメントのありかた 子ども虐待における看護職間の連携のあり方 児童虐待予防における保健師の役割と医療・地域との連携 虐待死した子どもが問いかけられるもの-子ども虐待による死亡事例の検証結果をととして <u>看護が力を発揮できる予防への取り組み</u> 新生児家庭訪問の意義-虐待予防に向けて DVの被害を受けている母親の発見と支援 育児不安・困難や虐待に悩む母親への支援-NPO法人における活動と虐待予防をめざした子育てプログラムの実践 「子どもの虐待ホットライン」と「大阪方式マザーグループ」からみる母親像-虐待への予防的対応に向けて <u>他施設における虐待の理解</u> 保育所の児童虐待対応における保護者への支援-保育指導の視点から 児童養護施設と虐待を受けた子どもたち 学校と子ども虐待-養護教諭としてのかかわり <u>事例にみる看護の実際</u> 愛着・探索システムを内包した「治療的ケア」-虐待的環境に育った6歳児をととして 虐待で子どもが入院している母親へのケア 地域と医療機関における連携-周産期虐待予防ネットワーク活動 退院する被虐待児-看護師から保健師への連絡を含めた退院調整</p>	<p>浅野みどり・古澤亜 矢子 西澤哲 岩城正光 来生奈巳子 西田志穂 加藤曜子 橋本野裕美 上野昌江 川崎二三彦 島田佐織 日比千恵 西村真実子 濱家敦子 橋本真紀 菱田理 小西俊子 鈴木敦子 橋本野裕美 堀田邦子 馬場恵子・東美香・ 中原美知子 他</p>
2	総合社会福祉 研究 35	虐待と貧困-貧困から虐待問題を問うこと	<p>なぜ貧困の視点から虐待を問うことが必要なのか 高齢者に対する権利侵害の実態と解決に向けた課題-日常生活自立支援事業の事例から 障害者のいる家族に生じる不安定さと生活問題の諸相-障害者を育てる母親に対するアンケート調査から見えてきたこと 児童養護施設からみた子ども虐待と貧困-東海地区6施設の調査から 女性の貧困と暴力の連鎖-相談支援の現場から "社会的虐待"論序説--児童相談所の現場から見えてくるもの</p>	<p>浅井春夫 矢部典子 田中智子 堀場純矢 笹田琴美 山野良一</p>
3	Nursing today 24 (3)	虐待被害者へのケア-院内・院外連携の必要性	<p>医療機関の対応のあり方-法律的な視点から 虐待の種類とその対応 ドメスティック・バイオレンス被害者へのケアと連携 高齢者虐待被害者へのケアと連携 子ども虐待被害者へのケアと連携 家庭内暴力のケアと連携 犯罪被害者へのケアと連携</p>	<p>片岡弥恵子 小長谷百絵・高崎絹子 細井千晴 倉本英彦 加納尚美・小竹久美子</p>
4	ケアマネジャー 11 (10)	"困難事例"と向き合う(2) ケース別の対応とケアマネ支援 虐待、経済困窮、家族の障害など 具体策と対応力を高める方法を紹介	<p>ケース別・支援のポイント ケアマネを支えるサポーター わきまえと日々の挑戦</p>	<p>浦山節子・武石正子・ 野口由利子 他 高橋学</p>

5	発達 30 (117)	子ども虐待の現状と支援	<p>子ども虐待の現状 現状の概観-虐待を社会全体の問題として考える 童相談所-虐待が生じる背景・メカニズムと支援 児童養護施設-トラウマのケアのための養育環境 情緒障害児短期治療施設-心理治療と生活支援による回復 保育所-コンサルテーション活動を通して見えてきたこと 医療機関-親子を支え治療する安全基地として 家庭児童相談室(市町村)-虐待の発見からネットワークによる支援へ</p> <p>子ども虐待への支援 子どもへの支援-児童福祉施設での治療的介入 親への支援-親支援グループと個別支援 親子への支援-NPOによる新たな親教育プログラムの試み 虐待予防のための支援-地域の子育て力を高める取り組み</p>	<p>数井みゆき 金井剛 木村秀 八木修司 塩崎尚美 山崎知克 八木安理子</p> <p>森田展彰 徳永雅子 宮口智恵 竹田伸子</p>
6	月刊地域保健 40 (7)	子ども虐待を防ぐ7つの話題-知識を深め、効果的な取り組みを探る	<p>子ども虐待の動向と国の取り組み 切れ目のない子育て支援-乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 虐待は子どもの将来に深刻な影響を及ぼす 性的虐待の実態と対応 貧困と子どもの虐待 揺さぶられ症候群 代理によるミュンヒハウゼン症候群 早期母子支援システムが成果を結ぶ-横須賀市の取り組み</p>	<p>右田周平 中板育美</p> <p>西澤哲 森田ゆり 松本伊智朗 藤原武男 奥山眞紀子</p>
7	助産雑誌 63 (2)	周産期からの子どもの虐待予防	<p>乳児院にいる子どもたち 乳幼児虐待と児童相談所-介入のその後 児童虐待の背景にあるものは何か 虐待する親の気持ち-親の声を聞いてきた立場から 周産期からの虐待予防-医療現場の私たちができること 子どもの虐待予防に助産師はどうかかわるか</p>	<p>後藤智子 妹尾洋之 渡辺久子 野村一枝 小竹久美子 杉下佳文・山本弘江・上別府圭子</p>
8	こども未来 458	虐待・DV予防-地域のつながりの中で子育て家庭を支える	<p>子育て支援としての虐待予防 DVの予防および支援</p>	<p>澁谷昌史 湯澤直美</p>
9	子どもと福祉 2	児童福祉法と虐待対応	<p>座談会 児童福祉のこの10年を振り返る-児童家庭相談/社会的養護の現場からの報告 児童福祉法改正 児童福祉関係法の変遷-1997年以降の動きをめぐって</p> <p>里親制度 里親制度と児童相談所-里親と「協働」する里親制度 里親制度促進のための課題-子ども支援+子育て支援としての位置づけを 里親家族支援は進むのか-児童福祉法改正と里親支援事業の未来</p> <p>施設内虐待 施設内虐待の構造的問題とその克服に向けて 児童福祉施設で生活する子どもたちの人権を守るために 施設内虐待の構造と施設改善-こうして施設内虐待はなくなった</p> <p>市町村児童家庭相談 市町村における子ども家庭相談の展望-地方都市、郡部での取り組みから 児童相談所と市町村児童家庭相談窓口との連携 市町村における児童家庭相談の実態と今後の課題-「亀山市子ども総合支援室」の取り組みを参考に</p>	<p>吉田恒雄・石塚かおる・武藤素明 他 竹中哲夫</p> <p>佐藤隆司 村田和木 和泉広恵</p> <p>黒田邦夫 野津牧 関貴教</p> <p>堀善一</p> <p>小川衛子 志村浩二</p>
10	臨床法務研究 7	公開シンポジウム 虐待防止法制の横断的検討-障害者虐待防止の法制化をにらんで	<p>基調講演 虐待防止法制の現状と課題 シンポジスト 高齢分野報告 岡山市における高齢者虐待の現状と課題 シンポジスト 児童分野報告 子ども虐待対応の現状と今後目指すもの-子どもの最善の利益のために シンポジスト 障害分野報告 障害者虐待防止への取り組み パネル討議 虐待防止法制の横断的検討-障害者虐待防止の法制化をにらんで</p>	<p>平田厚 神土純子</p> <p>水島真寿美</p> <p>久木元司 西田和弘・小田 敬美 ・平田厚 他</p>

11	厚生労働 64 (11)	児童虐待防止対策の推進について-守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ		厚生労働省雇用均等 児童家庭局総務課虐待 防止対策室
12	里親と子ども 4	児童福祉法改正と 里親制度	新しい里親制度の概要と今後の課題 養子縁組里親についての改正点と今後の課題 ファミリーホームとは何か 養育里親研修について 里親支援機関の可能性と課題-質の高い里親支援機関作りへの 提言 被措置児童の虐待問題-児童福祉法改正の概要と課題	柏女霊峰 米沢善子 鈴木力 庄司順一 宮島清 櫻井奈津子
13	産大法学 43 (2)	京都産業大学法政 策学科開設記念シ ンポジウムパート2 記録 どうする?子 ども虐待-現状と課 題を考える	基調講演 現場で考える子ども虐待対応の現在 パネルディスカッション 個別報告 個別報告 個別報告 虐待の心理的な影響と求められる政策-子どもの立 場から 質疑応答	川崎二三彦 岩佐嘉彦 山口亮子 新恵里
14	母性衛生 49 (4)	支部長推薦論文 シ ンポジウム 虐待の 連鎖を断ち切るた めに	虐待の連鎖をおさえるために-学校での対応について 児童虐待予防-助産師としてできること 医療機関から児童虐待予防のネットワークを考える	大山洋子 相場淑代 岡田邦之・関山愛子・ 歌谷知子
15	小児の精神と 神経 49 (1)	子ども虐待と社会 的養護-子どもの権 利の視点から	社会的養護のこれまでとこれから 虐待を受けた子どもの社会的養護-これまでとわれわれがな すべきこと 小規模市町村における子ども虐待の予防と社会的養護 障害児と虐待 子ども虐待と社会的養護-子どもの権利の視点から 社会的養 護への医学心理学的支援に関して (49 (3) 掲載)	庄司順一 小林美智子 井上登生 大野貴子 星野崇啓
16	龍谷大学国際 社会文化研究 所紀要 11	龍谷大学国際社会 文化研究所シンポ ジウム 子育て支援 と虐待防止の申し い視点-日・英・米 の取り組み	開会あいさつ 英国の子育て支援政策の動向と特徴 アメリカの虐待対応事情 日本の教育コミュニティ運動 総括・質疑応答	清水隆則 清水隆則 加藤曜子 高田一宏 清水隆則・嘉田・高田 一宏 他

表2-4 2009年の児童虐待に関する論文

(雑誌『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

著者名	表題・雑誌名等
阿部弘美 他	「児童相談所における性的虐待への介入の試み—Forensic Interviewの導入を中心とした報告」北海道中央児童相談所 研究紀要 29, pp.89-106
安部計彦	「児童虐待減少の可能性 (その2)」西南学院大学人間科学論集 5 (1), pp.67-80
阿部晋也 他	「被虐待児がキレるのをやめるとき (キレる—怒りと衝動の心理学)」こころの科学 148, pp.39-43
相場淑代	「児童虐待予防—助産師としてできること」母性衛生 49 (4), pp.645-647
安藤博	「教育の危機管理 子どもを虐待から救うために、求められるスクールソーシャルワーカーの活用」週刊教育資料 1059, pp.15-17
相原真人	「アメリカおよびイギリスとの比較に見るわが国児童虐待対応システムの課題」静岡福祉大学紀要 5, pp.77-89
青木一憲 他	「2歳未満の虐待が疑われる頭部外傷の臨床的特徴」日本小児科学会雑誌 113 (12), pp.1814-1819
浅野房雄	「保育の場における虐待の理解と対応」つくば国際短期大学紀要 37, pp.81-97
朴元奎	「『家庭内暴力』に関する法的対応とその課題—いわゆる『虐待防止三法』の制定と改正をめぐる動向を中心として」犯罪と非行 160, pp.58-88
江川純 他	「軽度発達障害の二次的障害と社会的転帰」Monthly book medical rehabilitation 103, pp.27-31
藤澤昇	「被虐待児を長瀬野地域で23年間養護」居住福祉研究 7, pp.24-26
藤永周一郎 他	「重症アトピー性皮膚炎における低Na血症, 高K血症」小児科 50 (10), pp.1543-1550
吹上政子	「中学校 虐待を受けている子どもとどうかかわるか」クレスコ 9 (6), pp.28-30
福榮太郎 他	「虐待タイプの違いが児童の行動特性に与える影響」心理臨床学研究 27 (3), pp.278-288
福岡淑子 他	「保護者から不適切な養育 (虐待) を受けている児童に関する研究—盲・聾・養護学校における実態調査」小児の精神と神経 49 (3), pp.213-219
濱村美和子	「産後うつ・虐待予防コース専門課程受講後の自由記述からみる受講者の評価の視点—受講者の学習特性とニーズ・評価の特徴」島根母性衛生学会雑誌 13, pp.89-96
原田賢治	「小児科医療政策におけるリスクマネジメントの課題と展望」小児科診療 72 (10), pp.1897-1902
林弘正	「児童虐待—その現況と課題」憲法論叢 16, pp.115-152
日比野雅彦 他	「保育所における新たな虐待防止の取り組みを考える—保育所保育士の意識調査をもとにして」現代教育学研究紀要 2, pp.95-104
東博文 他	「児童虐待予防に対する地域組織住民の要望—対応経験の有無と地域組織的立場との関連から」鹿屋体育大学 学術研究紀要 38 pp.15-35
日原信彦	「小児期・青年期から明らかな精神疾患—リハビリテーション医に求められる小児期および青年期の精神疾患の診療」Monthly book medical rehabilitation 106, pp.29-36
保延成子 他	「社会的養護の展開と課題 (2)」東京家政大学研究紀要 49 (1), pp.51-57
細井千晴	「子どもの事故: 予防教育, 虐待との鑑別」小児看護 32 (7臨増), pp.919-927
井樋三枝子 (訳)	「合衆国法典第18編犯罪及び刑事訴訟手続 第1部犯罪 第110章子どもの性的搾取及びその他の虐待『抄』(児童ポルノ及び子どもに対する性犯罪に関する法律)」外国の立法 241, pp.26-42
井上千晶 他	「『周産期からの子育て支援拡充に向けた専門職再教育プログラムの開発』事業における子ども虐待に関する知識の自己評価」島根母性衛生学会雑誌 13, pp.97-102
井関良美	「児童虐待に対応する児童相談所の現状と課題—疲弊している児童相談所職員への援助」武庫川女子大学短期 人間学研究 24, pp.7-12
石川丹	「代理ミュンヒハウゼン症候群—病院と児童相談所の兼務経験」臨床小児医学 57 (1・2), pp.15-17
石川義之	「子ども虐待の基礎理論—身体的虐待を中心に (その2)」阪樟蔭女子大学 人間科学研究紀要 8, pp.1-24
岩城正光	「児童養護施設内の虐待」部落解放 614増刊, pp.78-81
岩佐嘉彦	「弁護士から見た児童虐待事件 (2) 児童虐待の防止等に関する法律の二度にわたる改正を経て」家庭裁判月報 61 (8), pp.1-48
泉真由子 他	「『養育問題のある子どものためのチェックリスト (Checklist for Maltreated Young Children:CMYC)』の開発」小児の精神と神経 49 (2), pp.121-130
実務判例研究会	「最新判例にみる身近な犯罪 (第3回) 児童虐待」捜査研究 58 (1), pp.80-85
鍵本聖一	「小児救急の守備範囲」小児科診療 72 (6), pp.993-997
片岡優子	「原胤昭の生涯とその事業—児童虐待防止事業を中心として」Human welfare 1 (1), pp.19-31
家庭問題情報センター	「ファミリーカウンセラーの窓から (114) 虐待が生じる家族への関わり」住民行政の窓 340, pp.115-119
加藤尚子	「虐待を受けた子どもの支援者への心理コンサルテーションの機能とプロセスに関する研究」社会福祉学 50 (1), pp.5-15
加藤曜子	「アメリカの虐待対応事情 (2008年龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウム 子育て支援と虐待防止の新しい視点—一日・英・米の取り組み)」龍谷大学国際社会文化研究所紀要 11, pp.355-361

加藤曜子	「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）のための共通アセスメントシートと合同研修の効果」流通科学大学論集 人間・社会・自然編 21 (2), pp.115-126
金井剛	「食の病理—子ども虐待問題との関連で見られる食の問題」世界の児童と母性 66, pp.26-30
金崎美美子 他	「事例にみる被虐待児の施設への適応過程」作新学院大学女子短期大学部紀要 32, pp.1-20
金澤ますみ	「学校で『してはいけないこと』と『すべきこと』—性的虐待事例から」月刊生徒指導 39 (6), pp.34-37
金澤ますみ	「児童虐待と貧困—スクールソーシャルワークの現場から」解放教育 39 (2), pp.25-31
菅野恵 他	「児童虐待と児童養護施設における家族再統合の諸問題」帝京大学心理学紀要 13, pp.57-72
笠原正洋	「保育士養成における虐待対応についての教育プログラムに関する予備調査」中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要 41, pp.25-34
笠原正洋	「場面提示法を用いた保育士養成校学生の虐待発見、報告及び通告の意思決定に関する研究」中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要 41, pp.35-41
川股英嗣	「年少児に対する性的虐待事例の考察」北海道中央児童相談所 研究紀要 29, pp.83-88
河浦龍生 他	「虐待を受けた子どものサイン」教育と医学 57 (2), pp.130-137
菊池美恵	「児童虐待防止ネットワークが機能するための要因—要保護児童対策地域協議会構成員への面接調査の分析から」高知女子大学紀要 社会福祉学部編 58, pp.1-14
木村容子	「被虐待児の養育を担う専門里親のための学習ツールの試行と評価」京都光華女子大学研究紀要 47, pp.239-266
木下節子 他	「保健所事例からみた育児支援の課題に関する研究」日本小児科学会雑誌 113 (6), pp.902-908
木下隆志	「阪神間における子ども家庭福祉施策の現状について—芦屋市住民を対象とした児童虐待に対する意識調査から」関西国際大学 研究紀要 10, pp.55-65
小林隆児	「関係からみた子どものこころと育ち (6) 母親の被虐待体験が今の母子関係に影を落とす」小児看護 32 (9), pp.1268-1272
児玉勇二	「障がい児・者への暴力、虐待」公衆衛生 73 (9), pp.655-658
小泉武宣	「母乳哺育と子ども虐待」産科と婦人科 76 (1), pp.43-48
小島直子	「虐待対策チームにおける看護師の役割」小児看護 32 (7臨増), pp.954-961
幸喜一史	「児童虐待の現状と児童虐待への適切な対応」警察公論 64 (12), pp.19-26
厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課	「被措置児童等虐待対応ガイドライン (案) —都道府県・児童相談所設置市向け (特集 改正児童福祉法施行を見据え、権利擁護のために児童養護施設が取り組むべき課題)」児童養護 39 (3), pp.34-46
甲村弘子	「性被害・性的虐待」小児科 50 (11), pp.1802-1807
甲村弘子	「思春期の性の問題」日本小児科学会雑誌 113 (11), pp.1636-1641
久保正行	「次世代の捜査官たちへ (第10回) Child abuse (子供に対する性的虐待) —最も唾棄すべき犯罪」捜査研究 58 (5), pp.123-111
工藤英司	「統計と現実の狭間 (84) 経験による「子ども虐待」の意識の変化 (その1)」Estrela 182, pp.38-43
工藤英司	「統計と現実の狭間 (85) 経験による「子ども虐待」の意識の変化 (その2)」Estrela 183, pp.34-39
工藤英司	「統計と現実の狭間 (86) 経験による「子ども虐待」の意識の変化 (その3)」Estrela 184, pp.42-47
熊丸絵美 他	「ヒト海馬におけるグルココルチコイド受容体のエピジェネティックな発現制御—幼児期における親からの虐待との関連」分子精神医学 9 (4), pp.356-358
三島みどり 他	「『産後うつケアと虐待予防』の専門職再教育プログラム実施後の評価—受講者の自己評価より」島根母性衛生学会雑誌 13, pp.79-87
宮井研治	「情緒障害児短期治療施設での家族支援『虐待する親を疑いながら、かつ信じる』この矛盾した作業の遂行に役立つ SoSA の活用」そだちと臨床 6, pp.32-37
宮島清	「児童虐待の援助のあり方についての考察—平成18年に死亡した事例の分析をとおして」社会事業研究 48, pp.46-52
宮腰英一	「世界の動き 進む『子供行政』の統合化—児童虐待の急増を受けた英国」内外教育 5928, pp.4-6
宮坂実木子	「小児頭部外傷の画像診断 (小児虐待を含む)」臨床放射線 54 (8), pp.975-986
森さち子	「定石を置く前に—"笑われたのか、それとも笑ったのか"をめぐる再考を (研修症例 性的虐待を受けてきた女性との精神療法過程)」精神分析研究 53 (1), pp.48-50
岩崎正光	「こんな時どうする Q & A 虐待を疑う患者さんが来た場合は？」日本歯科評論 69 (7), pp.9-11
森田一三 他	「小学生児童の歯と生活習慣により作成した要保護児童のスクリーニング指数試案」日本公衆衛生雑誌 56 (3), pp.145-154
森田ゆり	「性的虐待から子どもを守るために」公明 39, pp.54-60
森田ゆり	「学校現場における性的虐待」教育と医学 57 (5), pp.398-405
森田ゆり	「性的虐待に対応する六つの困難性と被害児への影響」教育 59 (12), pp.4-12
村井衛平	「夫婦間の虐待と子の監護・面接—カナダ西部の5州について」神戸学院法学 39 (1), pp.109-123
長野正稔	「続・被虐待児童のパウムテストに関する考察」北海道中央児童相談所 研究紀要 29, pp.41-53
中板育美 他	「妊娠・産褥期の自殺及び自殺企図事例から学ぶ支援スタッフのかかわり」日本母子看護学会誌 3 (2), pp.33-41

- 中西遍彦 「女子学生における家庭内暴力に関する調査」一宮女子短期大学紀要 48, pp.63-70
- 仲本なつ恵 「児童虐待と小児科医のかかわり」人と教育 3, pp.39-41
- 中村浩平 「性的虐待を受けてきた女性との精神療法過程」精神分析研究 53 (1), pp.42-50
- 榎原真也 他 「児童養護施設の子どもは施設入所をどのように捉えているのか」臨床心理学 9 (2), pp.230-240
- 成田猛 「児童虐待-その心的外傷性記憶の行方」秋田看護福祉大学地域総合研究所研究所報 4, pp.55-63
- 西野緑 「虐待的養育環境にある子どもに対するスクールソーシャルワーク実践モデルの開発的研究—M-GTAの分析によるコーディネーターの援助プロセス」子ども家庭福祉学 8, pp.11-21
- 西野緑 「配置校型スクールソーシャルワーカーの有効性と課題—虐待的養育環境にある子どもに対するスクールソーシャルワーカーの援助プロセスを通して」学校ソーシャルワーク研究 4, pp.28-41
- 西山健 「聴覚障害児に対する虐待とその予防に関する一考察」ろう教育科学 51 (2), pp.69-79
- 西澤哲 「虐待を受けた子どもの心理的ケア—虐待に焦点をあてた心理療法」現代のエスプリ 500, pp.134-146
- 西澤哲 「親から愛されなかった子—ネグレクトが子どもに与える影響」児童心理 63 (10), pp.939-944
- 野本三吉 「戦後沖縄子ども史 (第28回) 子ども虐待の背景と要因」公評 46 (9), pp.62-69
- 岡出浩紀 他 「被虐待体験を有する母親への支援の一例」北海道中央児童相談所 研究紀要 29, pp.55-71
- 岡田邦之 他 「児童虐待とその予防」産婦人科治療 99 (6), pp.623-626
- 奥山眞紀子 「乳幼児健診と虐待の予防, 発見, 対応」小児科臨床 62 (12), pp.2601-2607
- 小野まどか 他 「眼底出血を伴う被虐待児症候群の4例」臨床眼科 63 (4), pp.479-483
- 小野真樹 他 「背景に親の虐待行為がある場合」児童心理 63 (18臨増), pp.138-141
- 小野尚香 「病弱虚弱児・障害児教育への細い系譜—三田谷啓『児童虐待に就て』から子どもに関わる問題を読む」医譚 90, pp.5792-5809
- 大木秀一 「多胎育児支援の現状と乳幼児健診」小児科臨床 62 (12), pp.2845-2852
- 大久保香織 他 「英国における児童虐待防止制度の実情について」家庭裁判月報 61 (8), pp.49-89
- 大久保弘美 他 「虐待を受けた少女たちのグループミーティングの経験 (第3報) 回復をもたらす共感の意味について」矯正医学 57, pp.121-123
- 大森修 「児童虐待と教育委員会」現代教育科学 52 (10), pp.91-95
- 太田真弓 「育児支援と虐待予防 (子育て支援)」周産期医学 39 (2), pp.241-244
- Ethel Quayle 他 「『子どもと若者の性搾取に反対する第三回世界会議』より 児童ポルノと虐待的画像」解放教育 39 (4), pp.108-117
- 櫻谷眞理子 「イギリスの児童保護の現状と課題—ビクトリア・クリンビエ, ベービーpp.事件を基に」立命館産業社会論集 45 (1), pp.35-51
- 才村純 「子ども虐待防止の観点から」札幌学院大学人文学会紀要 85, pp.28-34, 53-56
- 斉藤隆三 他 「被虐待児・自損傷・癖による皮膚症状」小児科診療 72 (11), pp.2056-2060
- 佐藤香代 「教育問題法律相談 (No.39) 虐待から子どもを守るための法的な対処法」週刊教育資料 1060, pp.27
- 澤口聡子 「小児法医学と小児民事法制 (2) 児童虐待」医療安全 6 (2), pp.70-75
- Katreena L. Scott 他 「虐待する父親への働きかけ—介入の原則」アディクションと家族 25 (4), pp.337-340
- 関島俊雄 「虐待」小児科診療 72 (6), pp.1123-1128
- 塩浜直 他 「Neurogenic stunned myocardiumによるショックを呈した被虐待乳児例」日本小児科学会雑誌 113 (3), pp.559-563
- 柴田俊一 「虐待・子育て支援における臨床心理士—親子関係を見守り、支える仕事として」現代のエスプリ 498, pp.144-152
- 篠崎純子 「あたしってあたしでいい!—ネグレクト・LD周辺の莉子との通級教室での一年間」教育 59 (8), pp.44-49
- 副田あけみ 「イギリスの家族センターに見る児童虐待予防活動」人文学報 409, pp.123-137
- 杉田菜穂 「戦前日本における感化事業の到達点—少年教護法をめぐる」経済学雑誌 110 (2), pp.130-152
- 杉浦ひとみ 「現場からのレポート 知的障がい女兒に対する教師の性的虐待事件」福祉労働 122, pp.137-143
- 立川弘司 「施設内虐待という負の遺産から芽吹いてきた大切なもの」そだちと臨床 7, pp.21-25
- 田口奈緒 「性暴力被害とその対応」産婦人科治療 99 (6), pp.617-622
- 高橋活夫 「児童虐待の背景要因とその予防のための支援に関する調査—子育て不安や戸惑いをもたらす要因を検索するための質問調査項目の設定」コミュニティ振興研究 9, pp.137-149
- 高井由起子 「子ども虐待事例における生活保護ケースワーカーの果たす役割について—児童養護施設のケースとの比較を通して」公的扶助研究 57, pp.40-45
- 高井由起子 他 「子ども虐待事例における専門職の役割に関する研究—生活保護ケースワーカーの果たす役割を中心として」大阪社会福祉士 15, pp.18-23
- 竹内末希代 「性被害と性的虐待」Sexuality 42, pp.64-67
- 田邊泰美 「英国児童虐待防止研究 児童性的虐待 (ペドファイル:児童性愛者/集団) 対策に関する一考察 (その1)」園田学園女子大学論文集 43, pp.119-133

田中陽子 他	「児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究 (5) 保護者の社会意識と児童虐待判断指標の予備的分析」九州保健福祉大学研究紀要 10, pp.25-30
谷口卓	「平成19年度 熊本市内の保・幼・小・中学校保護者を対象とした児童虐待防止に関する意識調査」尚絅学園研究紀要 A 人文・社会科学編 3, pp.75-91
玉井邦夫	「虐待との微妙な関係 (ADHDとLD—これからの課題)」こころの科学 145, pp.85-88
立松照康	「現場実践レポート 虐待を受けた子どもたちと虐待者の特徴—『児童虐待実態調査』から見えてきたもの」子どもと福祉 2, pp.112-115
寺井弘実	「育児不安を抱える母親支援—虐待行為に至った母親の面接からの考察」金沢星稜大学人間科学研究 2 (2), pp.41-46
戸部真澄	「行政判例研究 (551・862) 保育ママによる児童虐待と国家賠償責任 (東京地方裁判所平成19.11.27判決)」自治研究 85 (11), pp.125-139
富松良介	「被虐待児の風景構成法から」現代のエスプリ 505, pp.143-154
塚崎朝子	「COLLABORATION 地域連携 縦横の連携で『虐待の芽』を摘み取る—妊娠初期よりスクリーニングし、地域保健師と情報共有」Nursing business 3 (8), pp.750-754
内田良	「児童虐待の発生件数をめぐるパラドクス」愛知教育大学教育実践総合センター-紀要 12, pp.269-277
上宮愛	「被虐待児による嘘と真実の理解—虐待経験のある子どもたちの証言能力の査定について」ヒューマンサイエンス 12, pp.73-75
浦山晶美 他	「母親の内的ワーキングモデルと虐待的な養育態度の関連性」日本公衆衛生雑誌 56 (4), pp.223-231
渡辺咲子	「刑事法よらず相談室 (第43回) 子どもの虐待に関する問題」警察公論 64 (1), pp.97-103
渡辺隆	「発達障害のある子ども虐待事例の家族援助—子ども虐待の親に対する心理教育的介入について」障害者問題研究 37 (1), pp.30-38
渡辺好恵	「母子保健領域で出会う相談 虐待ハイリスク」保健師ジャーナル 65 (4), pp.272-275
八木修司 他	「情緒障害児短期治療施設に入所する被虐待児童の行動特徴について」関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 12 pp.267-275
柳川洋	「実践ヘルスプロモーション 地域医療のための公衆衛生 (第7回) 母子保健対策」月刊地域医学 23 (10), pp.817-822
山田不二子	「第一次医療としての児童虐待への対応 (上) 児童虐待対応の心構え」月刊保団連 988, pp.49-52
山田不二子	「第一次医療としての児童虐待への対応 (下) 児童虐待対応の心構え」月刊保団連 990, pp.54-57
山田不二子	「被虐待児症候群」小児科 50 (8), pp.1305-1317
山田不二子	「子どもに対する性虐待の現状と初期対応」日本医師会雑誌 138 (5), pp.900-904
山田和子 他	「『虐待を含む継続的な支援を必要とする養育上の問題をもつ親子』の実態とその関連要因 (第1報) 4か月児健康診査を活用した縦断研究」小児保健研究 68 (4), pp.425-432
山田和子 他	「『虐待を含む継続的な支援を必要とする養育上の問題をもつ親子』の実態とその関連要因 (第2報) 1歳6か月児健康診査を活用した縦断研究」小児保健研究 68 (4), pp.433-438
山田和子 他	「『虐待を含む継続的な支援を必要とする養育上の問題をもつ親子』の実態とその関連要因 (第1報) 4か月児健康診査を活用した縦断研究」子どもの虐待とネグレクト 11 (3), pp.357-365
山田憲子	「親と教師のカウンセリングルームQ&A『お父さんに変なことをされる』と訴える子ども-性的虐待の疑いをどう受け止めるか」児童心理 63 (14), pp.1430-1435
山本菜穂子	「『ほほえみ・笑い』の力で虐待のない地域づくりを」そだちと臨床 7, pp.6-10
山本未来	「児童虐待防止法9条の3に基づく児童虐待強制立入調査と令状主義—合衆国憲法修正4条の行政調査への適用を手がかりに」愛知大学法学部法経論集 183, pp.1-62
山上枝里子	「児童虐待問題への早期発見及び介入における研究」社会事業研究 48, pp.192-195
山中嘉仁 他	「乳児の頭部外傷における虐待・偶発事故判別に向けたダミーを用いた実験的研究」ジョイント・シンポジウム 2009, pp.301-305
山野良一	「海外の社会福祉事情 (第2回) ネグレクト大国アメリカ」子どもと福祉 2, pp.147-149
山西優紀夫 他	「ネグレクトにより発症したビタミンD欠乏性くる病の1例」日本小児科学会雑誌 113 (9), pp.1404-1408
横田光平	「児童福祉法の一部を改正する法律—社会的養護:施設内虐待の防止を中心に」ジュリスト 1374, pp.39-47
湯浅真裕美	「外傷」小児看護 32 (7臨増), pp.859-866
湯野川礼	「被害の病理化—性的虐待を経験した女性の語りから」ソシオロジ 53 (3), pp.39-54

平成22年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究
児童虐待重大事例の分析（第1報）

平成24年3月16日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）
編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 増沢 高
共同研究者 川崎二三彦
小出太美夫
楢原 真也
南山今日子
相澤林太郎
長尾真理子
山邊沙欧里

印刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)